

目 次

○第1号（3月9日）

議事日程 第1号.....	1
本日の会議に付した事件.....	3
出席議員.....	4
欠席議員.....	4
説明のため出席した者.....	4
事務局職員出席者.....	4
議長あいさつ.....	5
町長あいさつ.....	5
開会・開議.....	6
報告.....	7
諸般の報告.....	7
日程第 1 会議録署名議員の指名.....	7
日程第 2 会期の決定.....	7
日程第 3 議案第 2号 吉岡町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定.....	8
日程第 4 議案第 3号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例.....	10
日程第 5 議案第 4号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例.....	15
日程第 6 議案第 5号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例.....	17
日程第 7 議案第 6号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例.....	19
日程第 8 議案第 7号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例.....	21
日程第 9 議案第 8号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例.....	24
日程第10 議案第 9号 吉岡町道路占用料・使用料徴収条例の一部を改正する条例.....	25
日程第11 議案第10号 吉岡町労働環境整備資金融資促進条例を廃止する条例.....	27
日程第12 議案第11号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について.....	28
日程第13 議案第12号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について.....	31
日程第14 議案第13号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議	

	について.....	3 2
日程第 1 5	議案第 1 4 号 町道路線の認定・廃止について.....	3 5
日程第 1 6	議案第 3 6 号 平成 2 0 年度吉岡町一般会計補正予算(第 5 号).....	3 6
日程第 1 7	議案第 1 6 号 平成 2 0 年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算 (第 2 号).....	5 1
日程第 1 8	議案第 1 7 号 平成 2 0 年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号).....	5 3
日程第 1 9	議案第 3 7 号 平成 2 0 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号).....	5 6
日程第 2 0	議案第 1 9 号 平成 2 0 年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号).....	6 2
日程第 2 1	議案第 2 0 号 平成 2 0 年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補 正予算(第 2 号).....	6 4
日程第 2 2	議案第 2 1 号 平成 2 0 年度吉岡町老人保健事業特別会計補正予算(第 2 号).....	6 5
日程第 2 3	議案第 2 2 号 平成 2 0 年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号).....	6 6
日程第 2 4	議案第 2 3 号 平成 2 0 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 1 号).....	6 9
日程第 2 5	議案第 2 4 号 平成 2 0 年度吉岡町水道事業会計補正予算(第 3 号).....	7 1
日程第 2 6	議案第 2 5 号 平成 2 1 年度吉岡町一般会計予算.....	7 3
日程第 2 7	議案第 2 6 号 平成 2 1 年度吉岡町学校給食事業特別会計予算.....	9 5
日程第 2 8	議案第 2 7 号 平成 2 1 年度吉岡町公共下水道事業特別会計予算.....	9 6
日程第 2 9	議案第 2 8 号 平成 2 1 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算.....	1 0 1
日程第 3 0	議案第 2 9 号 平成 2 1 年度吉岡町農業集落排水事業特別会計予算.....	1 0 4
日程第 3 1	議案第 3 0 号 平成 2 1 年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算.....	1 0 8
日程第 3 2	議案第 3 1 号 平成 2 1 年度吉岡町老人保健事業特別会計予算.....	1 1 0
日程第 3 3	議案第 3 2 号 平成 2 1 年度吉岡町介護保険事業特別会計予算.....	1 1 2
日程第 3 4	議案第 3 3 号 平成 2 1 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算.....	1 1 5
日程第 3 5	議案第 3 4 号 平成 2 1 年度吉岡町水道事業会計予算.....	1 1 7
日程第 3 6	議案第 3 5 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について.....	1 2 2
日程第 3 7	同意第 1 号 吉岡町監査委員の選任について.....	1 2 4
日程第 3 8	議長報告.....	1 2 5
散 会.....		1 2 6

○第2号（3月18日）

議事日程 第2号.....	1 2 7
本日の会議に付した事件.....	1 2 7
出席議員.....	1 2 8
欠席議員.....	1 2 8
説明のため出席した者.....	1 2 8
事務局職員出席者.....	1 2 8
開 議.....	1 2 9
日程第 1 一般質問.....	1 2 9
齋木輝彦君.....	1 2 9
神宮 隆君.....	1 4 6
南雲吉雄君.....	1 6 1
宿谷 忍君.....	1 7 4
小池春雄君.....	1 8 8
福田敏夫君.....	2 0 5
散 会.....	2 1 9

○第3号（3月19日）

議事日程 第3号の追加1.....	2 2 1
本日の会議に付した事件.....	2 2 3
出席議員.....	2 2 4
欠席議員.....	2 2 4
説明のため出席した者.....	2 2 4
事務局職員出席者.....	2 2 4
開 議.....	2 2 5
日程第 1 委員会報告.....	2 2 5
日程第 2 議案第25号平成21年度吉岡町一般会計予算の撤回について.....	2 2 6
日程第 3 議案第38号 平成21年度吉岡町一般会計予算.....	2 2 7
日程第 4 委員会議案審査報告.....	2 3 1
日程第 5 議案第 2号 吉岡町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定.....	2 3 5
日程第 6 議案第 3号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例.....	2 3 6
日程第 7 議案第 4号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を 改正する条例.....	2 3 7

日程第 8	議案第 5 号	吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する 条例.....	2 3 7
日程第 9	議案第 6 号	吉岡町手数料条例の一部を改正する条例.....	2 3 8
日程第 10	議案第 7 号	吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例.....	2 3 8
日程第 11	議案第 8 号	吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例.....	2 3 8
日程第 12	議案第 9 号	吉岡町道路占用料・使用料徴収条例の一部を改正する条例.....	2 3 9
日程第 13	議案第 10 号	吉岡町労働環境整備資金融資促進条例を廃止する条例.....	2 3 9
日程第 14	議案第 14 号	町道路線の認定・廃止について.....	2 4 0
日程第 15	議案第 36 号	平成 20 年度吉岡町一般会計補正予算（第 5 号）.....	2 4 0
日程第 16	議案第 16 号	平成 20 年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算 （第 2 号）.....	2 4 0
日程第 17	議案第 17 号	平成 20 年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算 （第 4 号）.....	2 4 1
日程第 18	議案第 37 号	平成 20 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算 （第 4 号）.....	2 4 1
日程第 19	議案第 19 号	平成 20 年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算 （第 3 号）.....	2 4 2
日程第 20	議案第 20 号	平成 20 年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計 補正予算（第 2 号）.....	2 4 2
日程第 21	議案第 21 号	平成 20 年度吉岡町老人保健事業特別会計補正予算 （第 2 号）.....	2 4 2
日程第 22	議案第 22 号	平成 20 年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）.....	2 4 3
日程第 23	議案第 23 号	平成 20 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 （第 1 号）.....	2 4 3
日程第 24	議案第 24 号	平成 20 年度吉岡町水道事業会計補正予算（第 3 号）.....	2 4 4
日程第 25	議案第 38 号	平成 21 年度吉岡町一般会計予算.....	2 4 4
日程第 26	議案第 26 号	平成 21 年度吉岡町学校給食事業特別会計予算.....	2 4 6
日程第 27	議案第 27 号	平成 21 年度吉岡町公共下水道事業特別会計予算.....	2 4 7
日程第 28	議案第 28 号	平成 21 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算.....	2 4 7
日程第 29	議案第 29 号	平成 21 年度吉岡町農業集落排水事業特別会計予算.....	2 4 9
日程第 30	議案第 30 号	平成 21 年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算.....	2 4 9
日程第 31	議案第 31 号	平成 21 年度吉岡町老人保健事業特別会計予算.....	2 4 9
日程第 32	議案第 32 号	平成 21 年度吉岡町介護保険事業特別会計予算.....	2 5 0

日程第 3 3	議案第 3 3 号 平成 2 1 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算.....	2 5 1
日程第 3 4	議案第 3 4 号 平成 2 1 年度吉岡町水道事業会計予算.....	2 5 3
日程第 3 5	陳情審査報告.....	2 5 3
日程第 3 6	陳情第 1 号 「協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制度を 求める意見書」に関する陳情書.....	2 5 4
日程第 3 7	総務常任委員会の閉会中の継続調査について.....	2 5 4
日程第 3 8	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について.....	2 5 4
日程第 3 9	産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について.....	2 5 4
日程第 4 0	議会運営委員会の閉会中の継続調査について.....	2 5 5
	議長あいさつ.....	2 5 5
	町長あいさつ.....	2 5 5
	閉 会.....	2 5 6

平成21年第1回吉岡町議会定例会会議録第1号

平成21年3月9日（月曜日）

議事日程 第1号

平成21年3月9日（月曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 2号 吉岡町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定
(提案・質疑)
- 日程第 4 議案第 3号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(提案・質疑)
- 日程第 5 議案第 4号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
(提案・質疑)
- 日程第 6 議案第 5号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
(提案・質疑)
- 日程第 7 議案第 6号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例
(提案・質疑)
- 日程第 8 議案第 7号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例
(提案・質疑)
- 日程第 9 議案第 8号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
(提案・質疑)
- 日程第10 議案第 9号 吉岡町道路占用料・使用料徴収条例の一部を改正する条例
(提案・質疑)
- 日程第11 議案第10号 吉岡町労働環境整備資金融資促進条例を廃止する条例
(提案・質疑)
- 日程第12 議案第11号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第13 議案第12号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第14 議案第13号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第15 議案第14号 町道路線の認定・廃止について

- (提案・質疑)
- 日程第16 議案第36号 平成20年度吉岡町一般会計補正予算(第5号)
(提案・質疑)
- 日程第17 議案第16号 平成20年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第2号)
(提案・質疑)
- 日程第18 議案第17号 平成20年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
(提案・質疑)
- 日程第19 議案第37号 平成20年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
(提案・質疑)
- 日程第20 議案第19号 平成20年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
(提案・質疑)
- 日程第21 議案第20号 平成20年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)
(提案・質疑)
- 日程第22 議案第21号 平成20年度吉岡町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)
(提案・質疑)
- 日程第23 議案第22号 平成20年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
(提案・質疑)
- 日程第24 議案第23号 平成20年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
(提案・質疑)
- 日程第25 議案第24号 平成20年度吉岡町水道事業会計補正予算(第3号)
(提案・質疑)
- 日程第26 議案第25号 平成21年度吉岡町一般会計予算
(提案・質疑)
- 日程第27 議案第26号 平成21年度吉岡町学校給食事業特別会計予算
(提案・質疑)
- 日程第28 議案第27号 平成21年度吉岡町公共下水道事業特別会計予算
(提案・質疑)
- 日程第29 議案第28号 平成21年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算
(提案・質疑)
- 日程第30 議案第29号 平成21年度吉岡町農業集落排水事業特別会計予算
(提案・質疑)
- 日程第31 議案第30号 平成21年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
(提案・質疑)

- 日程第 3 2 議案第 3 1 号 平成 2 1 年度吉岡町老人保健事業特別会計予算
(提案・質疑)
- 日程第 3 3 議案第 3 2 号 平成 2 1 年度吉岡町介護保険事業特別会計予算
(提案・質疑)
- 日程第 3 4 議案第 3 3 号 平成 2 1 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算
(提案・質疑)
- 日程第 3 5 議案第 3 4 号 平成 2 1 年度吉岡町水道事業会計予算
(提案・質疑)
- 日程第 3 6 議案第 3 5 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 3 7 同意第 1 号 吉岡町監査委員の選任について
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 3 8 議長報告
陳情第 1 号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制度を求める意見書に関する陳情書

本日の会議に付した事件
議事日程と同じ

出席議員（15人）

1番	坂田一広君	2番	小池春雄君
3番	岸祐次君	4番	長光子君
5番	近藤保君	6番	田中俊之君
7番	小林一喜君	8番	神宮隆君
9番	齋木輝彦君	11番	福田敏夫君
12番	宿谷忍君	13番	栗原近儀君
14番	岩寄幸夫君	15番	南雲吉雄君
16番	栗田政行君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	佐藤武男君	総務政策課長	大沢清君
財務課長	堤辰巳君	町民生活課長	斉木静夫君
健康福祉課長	斉木洋明君	産業建設課長	後藤輝治君
会計課長	高橋和雄君	上下水道課長	岸幸一君
教育委員会事務局長	大友幾男君		

事務局職員出席者

事務局長	樺澤秋信	主任	廣橋美和
------	------	----	------

議長あいさつ

議長（栗田政行君） 皆さん、おはようございます。平成21年第1回吉岡町議会定例会の開会に当たり、一言あいさつ申し上げます。

議員各位には、年度末を控え公私にわたりご多忙のところご出席いただき、厚く御礼申し上げます。

この定例議会は、新年度当初予算を審議する議会でもありまして、提出された諸議案はいずれも町民生活に重要で、かつその内容は多様であります。大変厳しい財政状況下ですが、現状を直視しながら町民のための町政に全力で取り組むときでもあります。議員各位の十分な審議と適正な判断をお願いするものであります。

春とはいえ余寒なお去りがたい折から、皆様にはご自愛をお願いし、開会のあいさつといたします。

町長あいさつ

議長（栗田政行君） 町長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。

一言あいさつをさせていただきます。

先ほどは、栗田議長そしてまた岩寄副議長に自治功労ということで表彰、まことにおめでとうございました。これからもよろしく願いをしたいと思います。

それでは、吉岡町議会3月定例会の開会に当たり、平成21年度当初予算を初め提出議案の大要についてご説明を申し上げますとともに、町政推進に当たっての所信の一端を申し述べ、町議会と町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

昨年秋からの世界的金融危機は、我が国と群馬県にも経済的悪影響を及ぼしています。こうした経済環境背景の中で、町長就任後2回目の本格的な予算編成は、将来の進展を考えた対策を予算編成に臨み、町民が安全で安心して暮らせるよう全力で取り組んでいきたいと考えております。私は、町長就任以来、心豊かなまちづくりのための吉岡町構想の実現を目指して、全力で努力してまいりました。常に町議会との協調を重視し、自治会連合会と町民の対話と協調を推し進めてきたところでもあります。

平成21年度予算は、活力あるまち、子育てをしやすいまちを目指した積極的な予算編成をいたしました。特に、社会保障制度の維持と存続、活力ある経済社会の構築が、今の吉岡町にも与えられた課題となっております。平成21年度吉岡町一般会計当初予算は、基本方針である福祉や教育による充実、活力あるまちづくりのために、総額6億4,7

40万円を計上いたしました。昨年度と比べますと5.7%の増額でもあります。安全で安心して子育てしやすい地域づくりと町民皆様が誇れるまちをつくるのが最も大切ではないかと考えております。「子育ては吉岡町で」、「住むなら吉岡町で」と言っていたいただけるような施策の充実に特に努めました。

そのため、主な事業としては妊婦健康検査を拡大、5回から14回へと無料化としました。さらに、国のまちづくり交付金事業を活用した大型の投資的事業としては、生活基盤の整備のため町道新設改良工事として宮田大藪線や漆原南原線などに2億9,950万円を、そしてまた駒寄学童保育施設に8,540万2,000円を、明治小プール建設に1億8,073万8,000円を、さらに町の貴重な歴史遺産である南下古墳群を生かした公園整備事業に3億775万円を予算計上いたしました。吉岡中学校体育館建設のため、吉岡中学校校舎増築工事のため、実施設計業務委託料を計上いたしました。

さて、駒寄スマートインターはますます利用率が高くなってきておりますし、県道昇格が決定した大松信号からのアクセス道路を有効活用するとともに、スマートインターを町の南玄関として位置づけ、まちづくりを推進してまいります。リポートピアよしおか温泉は建設後10年が経過しました。よって、建物の大きなリニューアルを予定しております。これは、国道17号前橋渋川バイパス沿いにいよいよ本格的な計画の仕上がった道の駅「よしおか温泉」と、隣接するパークゴルフ場自然エネルギーパーク、サイクリングロードを連携した、幅広いニーズにこたえる集客ゾーンを目指す考えでもございます。

さて、自治会制度移行後2年目を迎えます。まちづくりに最も大事なことは、人づくりでもありましょう。奉仕活動の重要性を基本とし、本格的な地域活性化を目指すための人材育成と人材活用の具体策を早急に自治会連合や関係者とよく相談の上、これからのまちづくり等を真剣に考えていきたいと考えております。

各事業財源としての歳入は、議案説明で申し上げます。

以上、重点的な施策について説明申し上げましたが、行政の力では本来の目的を達成することはできません。吉岡町を大きく羽ばたかせるためには、議会議員さんはもとより町民一人一人の発想の転換、英知とアイデアの結集こそが最も必要なときでもあります。これからも吉岡町発展と町民生活の向上のため全力で取り組んでまいります。町議会及び町民の皆様のご指導、ご協力を心からお願い申し上げます。

定例会の開会に当たり、町政推進に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、議案の大要について説明申し上げます。何とぞ慎重ご審議の上、議決下さいますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。大変お世話になります。

開会・開議

午前9時開会・開議

議長（栗田政行君） ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより平成21年第1回吉岡町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

報告

議長（栗田政行君） 報告いたします。

配付済みの議案書のうち、議案第15号 平成20年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）と議案第18号 平成20年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について内容に誤りがあったため、撤回の申し出が町長から3月6日にありましたので、同日これを許可いたしました。これらの議案は、本日、議案第36号と議案第37号として再提出されました。再提出とともに、町長から理由の説明をしたい旨の依頼がありました。

暫時休憩といたします。

午前 9時08分休憩

午前10時04分再開

議長（栗田政行君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議事日程第1号、後から配付しました日程により会議を進めます。

諸般の報告

議長（栗田政行君） なお、日程に先立ち、この際、諸般の報告をいたします。

1．陳情文書表、2．例月出納検査結果報告、財政援助団体等監査結果報告、3．一部事務組合議会報告（渋川広域組合議会、榛名興産組合議会）、4．専決処分の報告について、5．委員会研修報告、以上お手元に配付しました文書表のとおり報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（栗田政行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により議長において2番小池春雄議員、3番岸 祐次議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（栗田政行君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、議会運営委員会に付託してあります。南雲議会運営委員長より委員会報告を求めます。

南雲議員。

〔議会運営委員長 南雲吉雄君登壇〕

議会運営委員長（南雲吉雄君） 報告を行います。

去る3月4日午後1時から議会運営委員会を開催し、平成21年第1回定例会の日程について協議を行いました。その結果報告を行います。

会期は本日3月9日午前9時開会、18日午前9時再開、一般質問を行います。19日議案審査を行い、最終日といたします。会期は11日間であります。

以上、報告といたします。

議長（栗田政行君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいま報告のとおり、会期は本日から19日までの11日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日より19日までの11日間とし、再開日は18日午前9時、最終日は19日午前9時とすることに決定しました。

日程第3 議案第2号 吉岡町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定

議長（栗田政行君） 日程第3、議案第2号 吉岡町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由の説明を申し上げます。議案第2号 吉岡町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定につきまして、提案理由を申し上げます。

介護従事者の処遇改善のための国の緊急特別対策実施に伴う平成21年度の介護報酬の改定の趣旨等にかんがみ、介護保険料の急激な上昇を抑制するための財源に充てるため基金を設置するものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（栗田政行君） 齊木健康福祉課長。

〔健康福祉課長 齊木洋明君発言〕

健康福祉課長（齊木洋明君） それでは、議案第2号 吉岡町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定につきまして、町長の補足説明を申し上げます。私からは、介護従事者の処遇のための緊急特別対策について、条文に基づきまして説明をさせていただきます。

議案書の第1条の設置の目的でありますけれども、介護従事者の処遇改善を図るという平成21年度の介護報酬の改定、プラス3%ですけれども、改定の趣旨等にかんがみ、当該改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、吉岡町介護従事者処遇改善臨時特例基金を設置するというものでございます。

条文中介護報酬改定に伴う保険料の上昇を抑制する措置ですが、国の計画では、介護報酬の3%上昇分のうち65歳以上の第1号被保険者が負担する保険料の21年度に改定増分の全額負担、22年度に改定増分の半額を国庫負担し、23年度からは補助金がなくなるという緊急特別対策であります。しかしながら、吉岡町においては、3年間均等に上昇分の半額を基金から取り崩して第1号被保険者の保険料に補てんするという方法をとらせていただきます。これは、被保険者の混乱を避けるための処理であります。

第2条、基金の額であります。基金として積み立てる額は吉岡町が交付を受ける介護従事者処遇改善臨時特例交付金の額とするというものであります。議案第22号 平成20年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）をお願いしておりますが、820万円ほどを予定しております。

第3条、管理であります。基金に属する現金は金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないというものでございます。第2項ですけれども、基金に属する現金は必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券にかえることができるというものでございます。

次に、第4条の運用益の処理であります。基金の運用から生ずる利益は介護保険事業特別会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するというものでございます。

第5条の繰りかえ運用であります。町長は財政上必要があると認めるときは確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰りかえて運用することができるというものでございます。

第6条の処分であります。基金は次の各号に掲げる場合に限りこれを処分することができる。第1号としまして、吉岡町が行う介護保険に係る第1号被保険者の介護保険料に平成21年度4月施行の介護報酬の改定に伴う増加額を軽減するための財源に充てる場合。第2号ですが、前号の介護保険料の軽減に係る広報啓発、介護保険料の賦課・徴収に係る電算処理システムの整備に要する費用その他当該軽減措置の円滑な実施のため準備経費等の財源に充てる場合。

第7条、委任条項であります。この条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定めるというものでございます。

附則としまして、第1項の施行期日ですが、この条例は公布の日から施行するというものであります。第2項、この条例の失効ですが、この条例は平成24年3月31日に限りその効力を失う、この場合において基金に残高があるときは当該基金の残額を予算に計上し国庫に納付するものとするというものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議案第2号にかかわります町長の補足説明にかえさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（栗田政行君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

11番福田議員。

〔11番 福田敏夫君発言〕

11番（福田敏夫君） 11番福田でございます。

ただいま所管課長から附則のところで、私の耳が悪かったのかどうかわかりませんが、附則の2の、この条例は平成25年3月31日、と今言ったような気がするんですが、この文章は24年となっております。その辺どうでしょうか。

議長（栗田政行君） 斉木課長。

〔健康福祉課長 斉木洋明君発言〕

健康福祉課長（斉木洋明君） 大変申しわけありませんでした。24年でお願いします。

議長（栗田政行君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第2号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第4 議案第3号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議長（栗田政行君） 日程第4、議案第3号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 議案第3号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正によって人事院規則で指定する地域に勤務する職員に地域手当を支給することとされているため、4月から後期高齢者医療連合に派遣する職員に支給する改正をするものです。

詳細につきましては総務政策課長より補足させますので、ご審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議 長（栗田政行君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） それでは、議案第3号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、町長の補足説明を申し上げさせていただきます。まず議案の朗読につきましては省略させていただきます。改正の趣旨をご説明申し上げ、その後に新旧対照表によりまして説明をさせていただきます。

本議案につきましては、町長申し上げましたとおり、群馬県後期高齢者医療連合へ派遣する職員に地域手当を支給するために給与条例の一部改正をお願いするものでございます。後期高齢者医療連合は県内38市町村で組織し、順番で職員を派遣することになっておりまして、吉岡町は来年度21年度から3年間1人派遣することになっております。所在する事務所が給与法によりまして地域手当の支給対象地域となっております。他の市町村から派遣される職員との支給バランス等を保つため支給できるよう所要の改正をお願いするものでございます。

それでは新旧対照表でご説明を申し上げますので、次ページの方をごらんになっていただきたいというふうに思います。

まず、第2条でございますが、給料を定義しているもので、この中に給料とみなせない手当に地域手当を加えるものでございます。

次に、第11条の2、住居手当の規定を第11条の3に繰り下げまして、第11条の2に地域手当の規定を追加するものでございます。その第2項で、支給割合を月額で100分の18を超えないものとするものでございまして、この支給割合につきましては、人事院規則で18%から3%の6地域に区分され、この中の1級地の東京都特別区が18%、それから6級地の、県内で言いますと前橋市、高崎市、太田市などが3%を支給する地域となっているものでございます。そういうことで、所在事務所が前橋市にあるために人事院規則の規定の3%が支給できるように改正をしたいとするものでございます。

その次、次ページの方をごらんになっていただきたいと思います。

第14条は時間外勤務手当の規定でございまして、第2項中、1日の勤務時間「8時間」を「7時間45分」に改めるものでございまして、これも国の法改正に合わせるものでございます。

その次、3ページになりますけれども、第17条は勤務時間1時間当たりの給与額の算出を規定しているものでございまして、地域手当を算出基礎に加えるとするものでございます。

それから、第19条の3は、条ずれによるものでございます。

第20条でございまして、期末手当の規定でございまして、第4項、それから第5項は基礎額、これは扶養手当の額が入っているわけですが、これに地域手当を加算するという改正をするものでございます。

次の4ページになりますが、第21条は勤勉手当の規定でございまして、第2項第1号第3項で期末手当と同様に、地域手当を基礎額に加算するという規定を追加するものでございます。

それから、5ページになりますが、第23条は休職者の給与の規定でございまして、第2項は結核性疾患で休職されたとき、第3項はそれ以外の心身の故障で休職されたとき、第4項につきましては刑事事件に関して起訴されたとき、それから第5項は分限処分により休職されたときを規定しているものでございまして、各項に地域手当を加えるものでございます。

それでは、最初のページに戻っていただきまして、附則で、施行の期日を本年の4月1日とするものでございます。

以上、まことに雑駁ではございますけれども、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（栗田政行君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） これを実際どなたが行くか知りませんが、平均的な職員というんですか、仮にこの人の居住地が吉岡だというふうにすると、大体その手当というものはどのくらいに額としてなるものなんですか。これを見ただけではわけがわからないんですけれども。大体このくらいの額でしようというのがあろうかと思うのですけれども。

議長（栗田政行君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） 前橋に事務所があるものですから、給料の月額に3%が支給になると
いうことでございます。

議長（栗田政行君） ほかにありませんか。

2番小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） 私、今聞いたことが、どなたが行くかは知りませんが、3%、それはわかりますよ、それが3%というんだから。その額というのは、町はどなたが行くか知りませんが、一般的な額というのはどのくらいですかと聞いたんだから。それは3%はわかっていますよ。だから、その3%というのは額にすると幾らぐらいになるんですかと聞いているんです。聞いたことに答えてほしい。

議長（栗田政行君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） これから人事異動によりまして派遣する職員によって、給料月額になるわけでございますから、多分派遣する職員につきましては主任クラスを派遣するということになるかというふうに思います。それによって3%でございますので、額は幾らかと言われましても、人によって給料の月額は違うものですから幾らという答弁をする段階ではまだないというふうに考えております。以上でございます。

議長（栗田政行君） 2番小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） さっきも言いましたが、どなたが行くか知りませんが、平均的な給料ってありますよね。大体そのおおよその、ぴったり言えと言っていないんだから、おおよそのくらいの額でしょうと。誰が行こうか、別に課長が行くことないと思うんだから、行く人大体この程度の人だと。そうすると、その人だと額はどのくらいですというのだからわからないわけないでしょう。別に人を特定しなければわからないという話ではなくて、一般的な話だから。大体こんなものでしょう、大体この人が給料このくらいだと言ったら3%はこのくらいでしょうと。わからないわけないでしょう、その程度の話は。別にぴったりと言っているんじゃないんだから。

議長（栗田政行君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） 主任クラスで、例えばの話ですけど、月額で25万円だとしますと、それに対する3%が額ということになるかというふうに思います。

議長（栗田政行君） ほかに。

神宮議員。

〔 8 番 神宮 隆君発言〕

8 番（神宮 隆君） 昔はこの地域手当というのは、私が公務員のときはなかったわけなんですけれども、これは地域に生ずる生活の格差を調整するために支給されるということで、三、四年前からできたんだと思うんですけど、この地域手当、前橋高崎 3%ということなんですけれども、町村によっては、前橋、高崎、その 3%の対象区域、こういうところから通勤している者についても対象になるようなことを聞いているんですけども、町村においてこの地域手当について、そういうような前橋から通勤しているとか、派遣はそれはその土地の賃金水準が対象になってやるんでしょうけれども、その辺のところを、もしそういう対象があれば広げるといような考えはあるのかどうか。

それからもう一つ、勤務時間の 7 時間 45 分に今度 15 分間短縮されたわけと、これは人事院勧告のあれも前にも入っていたんですけども、いわゆる 15 分短縮になるわけがありますけれども、実質これは昇給ですよ。3%ぐらい多分勤務時間が短くなるので昇給だと思うんですけども、それはそれで人事院勧告で仕方ないと思うんですけども、この 15 分間のカット分、この部分はどこへもっていくのか、その辺、その配置をお伺いしたいと思います。以上です。

議長（栗田政行君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） 神宮議員のご質問、2 点だったかというふうに思いますけれども、お答えさせていただきます。

まず、住所地に対して地域手当の支給という考え方ではございませんで、事務所の所在地ということが基本になっております。そういうことで、当然吉岡の職員の中で前橋だとか高崎市に住所を持たれている職員もございまして、そういう職員に対しての地域手当というのは当然その中に入っておりませんで、あくまでも事務所の所在する位置、場所に対してそこに勤務する職員に対して規定された地域手当を支給すると、そういうことが基本になっております。そういうことで、前橋市が 3%の人事院勧告で人事院の規則によりまして 3%支給できる地域ということになっておりますので、そこに勤務するということで 3%の支給の対象にすると、そういうことでございます。

それから、1 日の勤務する時間が 15 分短縮されて、その 15 分をどこに持っていくかというご質問かというふうに思いますけれども、現在、吉岡町につきましては、昼食の休憩時間が 1 2 時 15 分から 1 時という形で 45 分という形になっております。そこで、1 2 時から昼食時間という考え方を持っておりまして、そうしますと、1 2 時から 1 時までを昼食休憩時間にして、短縮する 15 分はそこに充てて 1 日の勤務時間を 7 時間 45 分にする、そんな考え方で整理をさせていただきたいというふうに思います。次の議案でも

その辺のところのご説明をさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（栗田政行君） 8番神宮議員。

〔8番 神宮 隆君発言〕

8番（神宮 隆君） わかりました。事務所が所在地、これは前橋、高崎、太田ということなんですけれども、その事務所所在地が例えば新合併の箕郷だとか榛名町、そういうところもその地域全体という考えで、そういうことは中央部分に派遣されるんですけれども、そういう合併地域、新旧関係なく、派遣された場合にはそれが3%つくということになるんでしょうか。その点、お伺いします。

議長（栗田政行君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） 旧市じゃなくて合併後によって例えば高崎市になった場合に、そこに事務所があった場合そこに派遣される場合はどうかという、こういうご質問かというふうに思いますけれども、人事院規則によりますと、市のどこというふうな指定はされておられません。群馬県の場合は太田市、前橋市、高崎市と、そういうふうな整理されておりますから、そういった形で整理するということになるかというふうに思っております。以上でございます。

議長（栗田政行君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第3号は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は総務常任委員会に付託いたします。

日程第5 議案第4号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例

議長（栗田政行君） 日程第5、議案第4号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 提案理由を申し上げます。議案第4号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正によって、公務員の1日の勤務時間が15分短縮されたことに伴い所用の改正を行うものです。

詳細につきましては総務政策課長より補足させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（栗田政行君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） それでは、議案第4号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、町長の補足説明をさせていただきます。前議案と同様、議案の朗読につきましては省略させていただきます。改正の概要をご説明申し上げます。その後新旧対照表でご説明を申し上げます。

まず、国は20年度の人事院勧告を受けて昨年12月に一般職員の給与法の一部改正を行い、本年2月に関係する人事院規則を公布しておりますので、町条例の一部改正が必要となったものでございます。国が人事院勧告の内容を完全実施することとしており、勤務条件に関して一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律を改正しまして、本年4月から施行することとなっておりますので、この法律に沿って改正を行うものでございます。

主な改正点につきましては、1日の勤務時間「8時間」を「7時間45分」とし、週「40時間」を「38時間45分」とするものでございます。1日の勤務時間が15分短縮されますが、当町は短縮する15分を昼食休憩時間に振りかえ、現行の休憩時間45分を1時間とするもので、これに関連しまして所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表でご説明を申し上げますので、次ページ以降をごらんになっていただきたいというふうに思います。

まず、第2条でございますけれども、これは勤務時間の規定でございまして、1週間の勤務時間「40時間」を「38時間45分」とするものでございます。第3項中に引用されております法律、地方公務員法28条の4、第1項、これにつきましては、定年退職者の再任用の規定をしているものでございます。それから、第28条の5、第1項、これは定年退職者を1年間の期限を定めて採用すること及び短時間勤務職員に採用する規定をしているものでございます。それから、第28条の6、第1項、第2項は、地方公共団体が組織する一部事務組合等が定年退職者の再任用等をする場合を規定しているものでございます。これらに該当する職員の現行1週間の勤務時間「16時間から32時間」となっているものを、改正によりまして「15時間30分から31時間」とするものでございます。

次の第4項中にやはり引用されております地方公務員の育児休業等に関する法律第18

条第1項、これにつきましては、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用の規定をしているものでございます。それから、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条、これは、短時間勤務の任用を定めて採用する場合の規定でございます。この規定によりまして採用した職員の1週間の勤務時間を「32時間」から「31時間」に改正するものでございます。

次のページをごらんになっていただきたいというふうに思います。

第3条でございます。これは、週休日及び勤務時間の割り振りを定める規定でございます。第2項は、月曜日から金曜日の勤務時間の割り振りを現行「8時間」となっているものを「7時間45分」に改めるものでございます。

次の第6条でございますが、これは休憩時間を定めている規定でございます。やはり「8時間」を「7時間45分」に改めるものでございます。

次の3ページになりますが、第8条の2、これは、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限を定める規定でございます。第2項は、小学校就学までの子供を養育している職員の時間外勤務を制限する規定でございます。現行月「24時間」、年「150時間」としているものを月「23時間15分」、年で「145時間20分」に改めるとするものでございます。

それでは、最初のページに戻っていただきまして、附則でございますけれども、施行の期日を本年4月1日としたいとするものでございます。

以上、まことに雑駁ではございますけれども、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（栗田政行君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は総務常任委員会に付託いたします。

日程第6 議案第5号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議長（栗田政行君） 日程第6、議案第5号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 議案第5号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

前議案と同じく一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正によって、育児休暇等における職員の勤務時間を人事院規則の改正に合わせて所要の改正を行うものです。

詳細につきましては総務政策課長より補足させますので、ご審議の上、可決いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（栗田政行君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） それでは、議案第5号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、町長の補足説明を申し上げます。議案の朗読は省略させていただきますまして趣旨のみを説明し、次に新旧対照表でご説明をさせていただきます。

本条例の改正につきましても、町長申し上げましたとおり前の議案と同じ理由によるものでございまして、吉岡町職員で育児休業等における職員の勤務条件等を人事院規則の改正に合わせてまして本条例の改正をお願いするものでございます。

主な改正の内容につきましては、1日の勤務時間を15分短縮し「7時間45分」、1週間の勤務時間を「38時間45分」とするもので、法律の改正により所要の改正をお願いするものでございます。

それでは、次ページの新旧対照表の方をごらんになっていただきたいというふうに思います。

まず第11条でございますけれども、これは、育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態ということでございます。これにつきましては、勤務の形態が4形態を定めているものでございます。第1号中、現行1週間当たり「20時間」勤務をする形態、これはどういう形態か申し上げますと1日4時間勤務する職員、それから週2日半勤務する職員がこれに該当いたします。それから、週「24時間」勤務する形態、これにつきましては週3日勤務する職員がこれに該当いたします。それから、週「25時間」勤務する形態、これは1日5時間勤務する職員がこれに当たるわけでございます。これを改正によりまして、それぞれ「19時間25分」、「23時間15分」、「24時間35分」勤務にそれぞれ改正をするものでございます。それから、現行の第2号中の勤務時間につきましても、やはり第1号と同じく改正をお願いするものでございます。

その次の第16条についてでございますけれども、育児短時間勤務職員についての職員

の給与に関する条例の特例を定めるものでございまして、表中の吉岡町職員に関する条例の各条項の規定の読みかえまたは追加を規定しているものでございまして、次ページをござらんになっていただきたいというふうに思います。次ページの2段目になりますけれども、吉岡町給与条例が抜けておりますけれども、要するに吉岡町給与条例の第14条第1項の一番右の欄でございまして、これが読みかえで追加されている規定でございまして、この中に現行で「8時間」というものが記載されておるわけでございまして、これを「7時間45分」というふうに改正をするものでございまして。

次の3ページになりますけれども、第19条につきましては、短時間勤務職員の給与に関する条例の特例を定めているものでございまして、次の4ページのやはり欄の中にあるわけでございまして、第14条第1項を引用している欄でございまして、やはり一番右の欄中に追加の読みかえ規定をしているものでございまして、これに「8時間」とあるものを改正によりまして「7時間45分」と改めたいとするものでございまして。

また最初のページに戻っていただきまして、附則で施行の期日を本年の4月1日とするものでございまして。

以上、まことに雑駁ではございますけれども、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（栗田政行君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5号は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は総務常任委員会に付託いたします。

日程第7 議案第6号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例

議長（栗田政行君） 日程第7、議案第6号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明を申し上げます。議案第6号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本議案は、別表中の事務の名称や摘要欄で税務にかかわる署名や閲覧等に関する字句の改正を行うものです。

詳細につきましては総務政策課長より補足させますので、ご審議の上、可決いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（栗田政行君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） それでは、議案第6号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、町長の補足説明をさせていただきます。議案の朗読は省略させていただきます。後ほど新旧対照表で改正部分のご説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず、今回の改正は、別表の税に関する証明あるいは公図の閲覧等に関しまして事務の名称や摘要区分の明確化を行いまして、利用者のサービス向上と近隣市町村との均衡を図るための改正を行うものでございます。直接的には手数料額の改正を目的としたものではございません。摘要欄をごらんいただきますと、結果的には利用料金の値下げにつながる部分が多いというふうに考えております。

それでは、新旧対照表でご説明を申し上げますので、1番最後に新旧対照表をつけさせていただきます。そちらの方をごらんになっていただきたいというふうに思います。

まず、1段目でございます。事務の名称、租税公課に関する証明の摘要欄を「1枚をもって1件とする」に改めるものでございます。

それから、2段目でございますけれども、事務の名称を現行「土地に関する証明」を「土地、家屋、償却資産に関する証明」に改めまして、摘要欄を「1枚をもって1件とする」に改めるものでございます。

それから、3段目でございますが、事務の名称、現行「建物に関する証明」を「固定資産課税台帳の閲覧」に改めまして、摘要欄を「1回をもって1件とする」に改めるものでございます。

それから、飛ばしまして5段目の12になりますけれども、「公簿公文書及び図面の閲覧又は照合」の摘要欄を「1回をもって1件とする」に改めるものでございます。

それから、6段目になりますけれども、13で「公簿公文書及び図面の謄本、抄本の交付」の摘要欄の「公簿及び公文書は」を削除するものでございます。

以上の改正をお願いするものでございます。

それではまた最初のページに戻っていただきまして、附則で施行の期日を本年4月1日

からとするものでございます。

以上、まことに雑駁ではございますけれども、町長の補足説明とさせていただきます。
よろしくお願いたします。

議 長（栗田政行君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（栗田政行君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号は、総務常任委員会に付託したいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は総務常任委員会に付託いたします。

日程第8 議案第7号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例

議 長（栗田政行君） 日程第8、議案第7号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 提案理由を申し上げます。議案第7号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

吉岡町介護保険制度の財政安定化を図るため保険料の改正が必要となり、所要の改正をしようとするものでございます。本条例の改正は、平成21年度から23年度の3年間の基本月額保険料を4,101円、第3期計画の標準基準額3,587円と比較すると514円の増額、率では14.3%増としたいという改正でございます。年額に換算しますと基準額で6,200円の増額になります。第1号被保険者、65歳以上の高齢者の方々に負担をお願いするわけでありましたが、大変心苦しい思いがしますが、介護保険制度そのものが負担と給付の制度から成り立っている社会保険保障制度ということなので、ご理解をお願いするものでございます。

なお、第4期介護保険計画を策定に当たり、懇談会を立ち上げ委員各位には大変貴重なご意見を賜りましたことを、この場をおかりしまして感謝を申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（栗田政行君） 齊木健康福祉課長。

〔健康福祉課長 齊木洋明君発言〕

健康福祉課長（齊木洋明君） それでは、議案第7号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、町長の補足説明を申し上げます。

介護保険事業は5年を1期に制度の見直し、3年を1期に事業の見直しをするという制度になっております。第3期の介護保険事業計画が平成20年度をもって終了することから、町では第4期の介護保険事業計画を進めるに当たり、介護保険事業計画懇談会を立ち上げ検討をお願いしてまいりました。おかげさまをもちまして無事答申がなされましたので、答申内容を検討した結果、本議案の条例改正を議会に上程したものであります。

それでは、お手元の議案書の添付書類の新旧対照表によりまして説明をさせていただきますので、新旧対照表をごらんになってください。

まず、第2条、保険料率でございますが、「平成18年度から平成20年度」の保険料を「21年度から23年度」に改めるということでございます。その金額でございますけれども、1号としまして、介護保険法施行令第38条第1項第1号に掲げるものでございますけれども、「2万1,500円」から3,100円の増額になりまして、「2万4,600円」をお願いしたいという改正でございます。

なお、「第38条第1項第1号に掲げる者」ということでございますけれども、本日お手元に参考資料ということで、ちょっと字が小さくて申しわけないんですけども、添付させていただきましたので、お手元の一番最後のページ、8ページの方をごらんになっていただきたいと思います。第1号の「第38条第1項第1号に掲げる者」ということでございますけれども、お手元の8ページの1番下のところの表でございます。第1段階というものがあろうかと思っておりますけれども、その第1段階の方、「生活保護受給者および高齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方」というのが先ほど申しました1号の方ということです。

ちなみに、第6号の「令第38条第1項第6号に掲げる者」ということでございますけれども、「6万4,500円」を9,300円増額しまして、「7万3,800円」にしたいということでございますけれども、第6号の方というのは、8ページの第6段階「本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方」こういうような方でございます。

そのような中で、先ほど町長申し上げましたように14.3%の値上げをお願いしたいというものでございます。

なお、値上げ幅につきましては、お手元の参考資料の2ページをごらんになっていただきたいと思います。2ページの一番下の表でございますけれども、真ん中の黒くつぶして

ある部分がありますけれども、その一番右側のところに年額の伸び率、第1段階の人は3,100円、第2段階の方は3,100円、第3段階の人は4,700円、第4段階の人は6,200円、第5段階の人は7,700円、第6段階の人が9,300円の増額をお願いするというものでございます。

なお、附則でございますけれども、この施行につきましては21年4月1日から実施をしたいというものでございます。

次に、経過措置でございますけれども、2条としまして、この条例改正につきましては21年度以降の保険料から適用し、20年度以前の保険料につきましてはなお従前の例によるというものでございます。

次に、第3条でございますけれども、21年度から23年度における保険料率の特例ということで、介護保険法施行令附則第9条第1項及び第2項に規定する第1号被保険者、これは、お手元の参考資料の8ページの1番上の黒く塗りつぶしてある表がございますけれども、この表の中に第4段階 というのがございます。おわかりでしょうか。第4段階が今年度今回の改正によりまして、と の二つにこれを分けました。そういったことで、第4段階 という方は、世帯のだれかに市町村民税が課税されているが本人は市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入の合計額が80万円の方、この方につきましては、先ほど申しております特例を設けまして、この3年間第3期と同額の「4万3,000円」に据え置くというものでございます。そういったことで、今回の改正で上がるわけですが、課税の上がる幅を少なくしていきたいというふうな中の特例措置を設けさせていただきまして、第3条の条文でございます。

ちなみに、群馬県の平均等、現在まだ各町村民議会議会にかけておりますので確定はしておりませんが、2月25日現在の状況でございますけれども、群馬県の平均は年額の保険料が4万8,049円、月額に換算しますと4,004円という報告数字が県から届いております。

大変雑駁な説明でございますが、議案第7号にかかわります町長の補足説明にかえさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（栗田政行君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第7号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第9 議案第8号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（栗田政行君） 日程第9、議案第8号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由の説明を申し上げます。議案第8号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

特別徴収の開始に伴う仮徴収の納付方法の複雑化による納税者の困惑を避けるため、納税者に理解しがたい普通徴収における仮算定を廃止するものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（栗田政行君） 齊木健康福祉課長。

〔健康福祉課長 齊木洋明君発言〕

健康福祉課長（齊木洋明君） それでは、議案第8号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、町長の補足説明を申し上げます。

お手元の新旧対照表によりまして、説明をさせていただきたいと思っておりますので、新旧対照表をごらんになっていただきたいと思っております。

まず、12条の納期でございます。普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は次のとおりにするということで、現行では第1期から第12期までの毎月の納付でございますけれども、今回の改正をお願いしておりますけれども、第1期を7月課税で、最終を前回と同じく第9期ということで3月でございます。これは、従前の1期から3期の仮徴収の3期を今回廃止しまして、7月からの本算定一本にしていきたいというものでございます。理由につきましては、先ほど町長の提案理由の中で報告させてもらったとおりでございます。

次に、第21条及び第22条を削除したいということでございます。これにつきましては、旧の21条、22条につきましては仮算定の条文のため、この仮算定をなくしますのを削除をお願いしたいというものでございます。

次に、3ページの方をごらんになっていただきたいと思っております。

3ページの27条でございますけれども、税額の端数計算の特例ということで新規に追

加をさせていただきます。この税額の端数整理の関係につきましては、従来は地方税法の規定によりまして2期以降の納付金は1,000円単位であったわけですが、この納期ごとの金額を平準化するために100円単位にお願いしたいという改正でございます。27条法第20条の4の2第6項、本文の規定にかかわらず国民健康保険税の納期限ごとの分割金額に100円未満の端数があるときは、最初の納期限にこの金額を含めるということで、わかりやすく申しますと、従来は1,000円単位で丸めたものですから、2期以降につきましては何万何千円という数字でございました。今度の高額につきましては、2期以降につきましては何百円という金額で徴収をしていきたいということになりますので、従来ですと最高で900円というのがその端数になったかと思うんですけれども、900円の8回ということで約7200円ぐらいは1回目が高くなって2回目がその分安くなるという計算だったわけですが、今後につきましては100円単位の徴収金にするということで、1期、2期、3期からの金額が平準化されるというようにした方が納税がしやすいのではないかというふうな中で改正をお願いするものでございます。

なお、附則でございますけれども、この条例につきましては21年の4月1日から施行したいというものでございます。

大変雑駁な説明でございますが、議案第8号にかかわります町長の補足説明にかえさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（栗田政行君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第8号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は文教厚生常任委員会に付託します。

日程第10 議案第9号 吉岡町道路占用料・使用料徴収条例の一部を改正する条例

議長（栗田政行君） 日程第10、議案第9号 吉岡町道路占用料・使用料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明を申し上げます。議案第9号 吉岡町道路占用料・使用料徴収条例の一部を改正する条例を提案いたします。

提案理由といたしまして、国において道路法施行令の一部改正が平成19年度に行われ、占用単価が改正され、平成20年度4月から施行されることに伴い、必要な条例の一部を改正するものでございます。

詳細は産業建設課長に補足答弁させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（栗田政行君） 後藤産業建設課長。

〔産業建設課長 後藤輝治君発言〕

産業建設課長（後藤輝治君） 議案第9号 吉岡町道路占用料・使用料徴収条例の一部を改正する条例について、町長の補足説明をさせていただきます。

提案理由は町長が説明したとおりでございます。

改正内容は、吉岡町道路占用料・使用料徴収条例（昭和55年吉岡村条令第27号）の一部を次のように改め、この条例は平成21年4月1日から施行するものでございます。

改正理由といたしまして、全国的な地価下落の状況が著しく、現行占用料の基礎となる地価水準に比べ約5割に下落しており、群馬県においても例外ではなく現状の地価水準に見合った単価設定する必要があるとしております。本町は、県下では余り地価は下落しておりませんが、県及び隣接市町村と均衡を失わないようにする必要があるため改正をいたします。全国的に平成21年4月1日の改正が予定されております。

改正内容は、別表（第2条、第4条関係）で別表のとおり改めます。詳細は新旧対照表をごらんください。右側が現行で、左側が改正案でございます。改正箇所は下線にて表示しております。主に単価が改正でありますので、読み上げは省略させていただきます。

改正の中で特に変わった箇所を申し上げますと、占用物件、法第32条第1項第2号に掲げる物件「外径が0.1メートル未満のもの」が「0.07メートル未満」、「0.07メートル以上0.1メートル未満」に、「0.2メートル以上0.4メートル未満のもの」が、「0.2メートル以上0.3メートル未満」、「0.3メートル以上0.4メートル未満」に、「0.4メートル以上1メートル未満」が「0.4メートル以上0.7メートル未満」、「0.7メートル以上1.0メートル未満」に細分化されております。

また、最終ページの吉岡町道路占用料・使用料徴収条例新旧対照表は変わってございません。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議 長（栗田政行君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

2 番小池議員。

〔2 番 小池春雄君発言〕

2 番（小池春雄君） その改正によりまして、これまでと比べて金額的にはどのくらいの差が出ますか。

議長（栗田政行君） 後藤産業建設課長。

〔産業建設課長 後藤輝治君発言〕

産業建設課長（後藤輝治君） 現在調査した中では、30%ぐらい占用料が下がる予定です。現在調査を進める上で、電柱本数、またNTT、東電、民間使用料等の関係がございますので、正確な金額はちょっと説明できませんが、よろしく願いいたします。

議長（栗田政行君） ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第9号は、産業建設常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第11 議案第10号 吉岡町労働環境整備資金融資促進条例を廃止する条例

議長（栗田政行君） 日程第11、議案第10号 吉岡町労働環境整備資金融資促進条例を廃止する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 議案第10号 吉岡町労働環境整備資金融資促進条例を廃止する条例について、提案説明を申し上げます。

提案理由といたしまして、利用者の減少により群馬県が平成20年度をもって労働環境整備資金を廃止するに伴い、労働環境整備資金における市町村協調融資を廃止するものでございます。

詳細につきましては産業建設課長をして補足答弁をさせますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（栗田政行君） 後藤産業建設課長。

〔産業建設課長 後藤輝治君発言〕

産業建設課長（後藤輝治君） 議案第10号 吉岡町労働環境整備資金融資促進条例を廃止する条例について、町長の補足説明をさせていただきます。

本資金は、近年利用実績が減少し福利厚生施設の整備に対する需要が乏しくなっていると考えられることから、また、事業者向けの汎用的な設備資金によって融資が可能でございますから、平成20年度をもって個別制度としては廃止するものでございます。今後の福利厚生施設整備に対する資金の需要は、中小企業設備支援資金、県商政課所管により対応することになります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。

議長（栗田政行君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第10号は、産業建設常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は産業建設常任委員会に付託します。

日程第12 議案第11号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について

議長（栗田政行君） 日程第12、議案第11号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 議案第11号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について、提案説明を申し上げます。

渋川広域圏で所有管理している臨海学校が耐震性の観点から廃止されること等によって組合規約に変更が生ずることから、構成市町村の協議が必要なため、地方自治法の規定によって議決をお願いするものです。

詳細につきましては総務政策課長より補足させますので、ご審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（栗田政行君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） それでは、議案第11号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議につきまして、町長の補足説明をさせていただきます。

渋川地区広域市町村圏振興整備組合から規約の変更に関して協議があったので、地方自治法の規定によりまして議決をお願いするものでございます。

規約変更の内容につきましては、2点ほどございまして、まず一つ目は、町長申し上げましたとおり、共同処理をする事務の中から臨海学校廃止に伴う事務を削除すること、それから二つ目としますと、渋川市副市長の定数条例の改正によりまして副市長が1人になったことから副管理者を規定する条項を改めると、この2点を改正するための協議があったわけでございます。

それでは、新旧対照表でご説明を申し上げますので、そちらの方をごらんになっていただきたいというふうに思います。

まず、第3条でございます。これは、共同処理する事務の規定をしているものでございまして、現行の第8号でございますが、「臨海学校の設置及び管理に関する事務」を削除し、以下の号を繰り上げる改正をするものでございます。

次ページでございますけれども、ちょっと印刷が逆になっておりますけれども、第9条でございます。これは副管理者を規定しているものでございます。第2項中「のうち管理者が指名したもの」を削除するものでございまして、先ほど申し上げましたとおり、渋川市の副市長の定数条例の改正によって副市長が1人になったことによりこの部分の字句を削除するものでございます。

以上、まことに雑駁ではございますけれども、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（栗田政行君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） この問題に関しましては、今回は副管理者ということで、これまで渋川市に副市長が2名いたのが1人になったから広域議会の条例を改正しようということで、まさにちょっと渋川市に振り回されているかなという、渋川市の都合でいろんなことが変わってくるという、余り気持ちのいい議案ではないというふうに思っております。

この問題に関しまして広域の件につきましては、これまで吉岡、榛東におきまして広域の議会におきまして一つの自治体が広域の議会の中で過半数を超えないことという陳情、

要請をしてきたところであります。管理者におきまして、各それぞれの自治体から町村では1名ずつ、そして、渋川市が2名出ている、そしてなおかつ条例の中では、広域の規約の中では、渋川市の市長が管理者につくというふうになっていて、まさに管理者会議そのものにつきましても渋川市が過半数を握っているということがありまして、また、議会はその過半数を超えていると。広域の考え方というのは、やはり一つの自治体はその過半数を超えないことが望ましいという考えを持っているわけですから、ここで渋川市の都合で管理者を今回は条例の改正の中で今まで2人いたのが1名になったから、現実が1名であるからその現実に即して1名にしたいということでありまして、こうなりまして、これは渋川市の問題でどの人を選ぶかという問題なんですけれども、やはり根本的に考えていくと、管理者というものは各それぞれの自治体1名が望ましいんだという基本姿勢を貫くべきであるということであると思います。そうでないと、議会の方でも、一方では一つの自治体が広域の議会の過半数を握るということは望ましくないという陳情をしていることから言いましても、やはり不合理があるというふうに思います。今回このように出されましたけれども、このようなことでまたこれからはいろんな問題が出てくるかと思えますけれども、これについて町長はどのような考えを持っているのか、また、今後どのような対応をしていく腹づもりでいるのかをお尋ねをするものであります。

議 長（栗田政行君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） ただいま小池議員の方から広域のことにに関して、副市長が今まで2名いたところが1名になったということで、ちょっと不合理の、渋川市に振り回されているのではないのかと、また、一町村で議員も半数以上持たないというようなことを議会としても提出しているというような中におきまして、町長はこれから副管理者としてどういったことを言っていくのだということなんですけれども、今小池議員が言われるように一町村が議員も半数以上持たないといけないうことは、私もそういう観点であります。そういった中におきまして、この条例におきましては1人になったから渋川市はおのずとして管理者が副管理者を指名してやっていくという条例ですけれども、今小池議員が言われたとおり、いろんな面で考えてみますと、一方的なことも今渋川市の方でも起こっているということでございますので、そういった観点を私も持ちながらこれからの広域行政に当たっていきたいというようにも思っております。

議 長（栗田政行君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（栗田政行君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第11号については、吉岡町議会議会

議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認め、そのとおり決めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第11号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（栗田政行君） 起立多数です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決しました。

日程第13 議案第12号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

議長（栗田政行君） 日程第13、議案第12号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由を申し上げます。議案第12号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、提案理由を申し上げます。

榛名興産市町村組合が3月31日に解散し、群馬県総合事務組合の規約から削除するため協議があったので、地方自治法の規定によって議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては総務政策課長より補足させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（栗田政行君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） それでは、議案第12号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議につきまして、町長の補足説明をさせていただきます。

群馬県総合事務組合から規約変更に関しまして協議がありましたので、地方自治法の規定によって議決をお願いするものでございます。

協議の内容につきましては、先ほど町長が説明申し上げましたとおり、当町も構成団体となっておりました榛名興産市町村組合が3月31日に解散しまして、総合事務組合の規約から削除するための協議がありましたので、議決をお願いするものでございます。

それでは、新旧対照表の方をごらんになっていただきたいと思いますというふうに思います。最後のページに添付させていただいておりますけれども、ちょっと文字が小さくて申しわけないんですが、これで説明をさせていただきます。

まず、別表の第1がでございます。これは、組織する団体の一覧になっておるわけでございます。それから、別表第2、中段よりちょっと上にあるかというふうに思いますけれども、これは共同処理をする事務と共同処理をする組織団体の一覧がここに記載されておるわけでございます。いずれもここから「榛名興産市町村組合」を削除するものでございます。

以上で、まことに雑駁ではございますけれども、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議 長（栗田政行君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（栗田政行君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題になっております議案第12号については、吉岡町議会会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（栗田政行君） 異議なしと認め、そのとおり決めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（栗田政行君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第12号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決しました。

日程第14 議案第13号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議に

ついて

議長（栗田政行君） 日程第14、議案第13号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由の説明を申し上げます。議案第13号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について、提案理由を申し上げます。

平成21年5月5日から群馬県後期高齢者医療広域連合の構成市町村である富士見村が廃され、その区域が同広域連合の構成市町村である前橋市に編入すること及び平成21年6月1日から同広域連合の構成市町村である吉井町が廃され、その区域が同広域連合の構成市町村である高崎市に編入することに伴い、同広域連合の規約を変更するものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（栗田政行君） 斉木健康福祉課長。

〔健康福祉課長 斉木洋明君発言〕

健康福祉課長（斉木洋明君） それでは、議案第13号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議につきまして、町長の補足説明を申し上げます。お手元の議案書をもって説明にかえさせていただきます。

群馬県後期高齢者医療広域連合規約の変更により、地方自治法第291条の3第1項の規定により、別紙のとおり関係市町村で協議の上定めることについて、同法の291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、291条の3第1項の規定でございますけれども、組織事務及び規約の変更でございまして、広域連合はこれを組織する地方公共団体の数を増減し、もしくは処理する事務を変更し、または広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、群馬県知事の許可を受けなければならないというものでございます。

なお、同法の291条の11の規定ですけれども、これは議会の議決を要する協議、議会の議決を経なければならないという規定でございます。

それでは、次ページの別紙になりますけれども、協議書により説明をさせていただきたいと思います。

群馬県後期高齢者医療広域連合規約を下記のとおり変更したいというものでございます。群馬県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように改正する。別表第2の13の項中

「富士見村、榛東村」を「榛東村」に改め、同表の14の項中「吉井町、上野村」を「上野村」に改めるということでございます。詳細につきましては、次ページに新旧対照表がございますので、ごらんになっていただきたいと思います。

なお、附則でございますけれども、この附則の1項ですけれども、この規約中別表第2の13の項です。これは、広域連合議会の選挙の方法という項でございますけれども、この改正規定及び附則第2項及び第3項の規定は、平成21年5月5日から、同表の14の項の改正規定並びに附則第4項及び第5項、これは富士見村ですけれども、この規定は群馬県知事が行う平成21年6月1日から多野郡吉井町を廃しその区域を高崎市に編入する廃置分合決定に係る当該期日から施行するということでございます。

なお、経過措置につきましては、2項、3項につきましては富士見村に関すること、4項、5項につきましては吉井町に関すること等の負担金の条項でございます。他町村には直接影響を及ぼしませんので、説明の方は割愛をさせていただきたいと思います。

大変雑駁な説明ですが、議案第13号につきまして町長の補足説明にかえさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（栗田政行君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題になっております議案第13号については、吉岡町議会会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。そのとおり決めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第13号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決しました。

日程第15 議案第14号 町道路線の認定・廃止について

議長（栗田政行君） 日程第15、議案第14号 町道路線の認定・廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 議案第14号 町道路線の認定・廃止について、提案理由を申し上げます。

道路法に基づき、道路の整備及び廃止により道路網の整備をするためのものでございます。

詳細につきましては、産業建設課長をして補足答弁をさせます。

議長（栗田政行君） 後藤産業建設課長。

〔産業建設課長 後藤輝治君発言〕

産業建設課長（後藤輝治君） それでは、議案第14号 町道路線の認定・廃止について、町長の補足説明をさせていただきます。

道路法に基づき町道の認定・廃止をし、道路台帳を更新するものでございます。

認定調書のページ1をお開きください。

更新の内訳といたしまして、認定路線は三甲北開発に伴い廃止した道路の再認定の2路線、整理番号1、2でございます。次に、道路寄附による2路線、整理番号3、4でございます。続きまして、開発により寄附を受ける路線、整理番号5、6でございます。最後に、道路のつけかえによる1路線、整理番号7、計7路線を認定するものでございます。

続きまして、廃止調書、ページ1をお開きください。

町道の廃止は、路線番号3127、町道南御所6号線を廃止するものでございます。

このたびの認定廃止延長は、認定延長が508.6メートル、廃止延長18.7メートルで、差し引き489.9メートルでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（栗田政行君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第14号は、産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第16 議案第36号 平成20年度吉岡町一般会計補正予算(第5号)

議長(栗田政行君) 日程第16、議案第36号 平成20年度吉岡町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長(石関 昭君) 説明を申し上げます。議案第36号 平成20年度吉岡町一般会計補正予算(第5号)について提案理由の説明を申し上げます。

本補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億704万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億5,185万9,000円とするものです。

今回の補正の主な増減内容を申し上げます。

まず歳入では、町税を4,567万円を増額、防衛施設周辺対策事業費などの国庫支出金が2,295万2,000円、財政調整基金繰入金が2億2,597万7,000円、町債が1億8,250万円と、それぞれ減額となりました。

次に歳出では、各事業の事業費の確定による減額がほとんどですが、道路新設改良費における工事費、用地買収費が2,080万円、中学における工事請負費が1,226万円、そして給食センターの備品購入費が1,347万8,000円、それぞれ減額となっております。他に、明小プールの用地買収費が6,600万円、南下古墳群用地買収費が2億7,570万円減額となっておりますが、この2事業につきましては平成21年度当初予算に計上させていただいております。

増額では、後期高齢者医療事業特別会計へ繰出金が943万9,000円、国民健康保険事業特別会計へ繰出金が1億2,817万5,000円となっております。当初予算では、財政基金から4億6,500万7,000円を繰り入れる予定でしたが、減額要因が多く1億5,792万円で済み、補正後における財政調整基金の残高見込みは20億9,841万3,000円となる予定です。

詳細につきましては財務課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長(栗田政行君) 堤財務課長。

〔財務課長 堤 辰巳君発言〕

財務課長(堤 辰巳君) それでは、議案第36号 平成20年度吉岡町一般会計補正予算(第5号)

について、町長の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の補正額でございますが、ただいま町長が提案理由の中で申し上げたとおりでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分でございますが、当該区分ごとの金額等によるということで、「第1表・歳入歳出予算補正」によるものでございます。第2条、第3条につきましては、後ほど「第2表・繰越明許費」、「第3表・地方債補正」により説明をさせていただきます。

それでは、2ページをお開き願いたいと思います。年度末の補正ということで事業の確定及び残事業見込み等の精査による増減でございます。

「第1表・歳入歳出予算補正」の歳入でございます。

1款町税は4,567万を増額、2款地方譲与税は356万4,000円を減額、3款利子割交付金は422万1,000円を増額、4款配当割交付金は410万3,000円を減額、5款株式等譲渡所得割交付金は277万1,000円を減額、8款自動車取得税交付金は759万6,000円を減額、3ページでございます、12款分担金及び負担金は80万3,000円を減額、13款使用料及び手数料は38万5,000円を減額、14款国庫支出金は2,295万2,000円を減額、15款県支出金は75万3,000円を減額、16款財産収入は99万6,000円を減額、18款繰入金は2億2,597万7,000円を減額させていただくものでございます。

4ページをお願いいたします。20款諸収入は453万4,000円を減額、21款町債は1億8,250万円を減額させていただくものでございます。

歳入合計、4億704万3,000円を減額し、60億5,185万9,000円とさせていただきます。

5ページ、歳出でございます。

1款議会費は225万3,000円を減額、2款総務費は1,371万5,000円を減額、3款民生費は2,827万4,000円を減額、4款衛生費は1億1,092万1,000円を増額、5款労働費は5,000円を減額、6款農林水産業費は93万8,000円を増額、7款商工費は537万1,000円を減額、8款土木費は6,146万2,000円を減額、6ページをお開き願いたいと思います、9款消防費は293万7,000円を減額、10款教育費は3億9,949万2,000円を減額、12款公債費は539万3,000円を減額させていただくものでございます。

歳出合計、4億704万3,000円を減額し、60億5,185万9,000円とさせていただきます。

7ページ、「第2表・繰越明許費」でございます。繰越する事業は、8件でございます。

2 款総務費、定額給付金事業 3 億 7 6 7 万 9 , 0 0 0 円、3 款民生費、子育て応援特別手当事業 1 , 8 8 0 万 2 , 0 0 0 円でございますが、2 0 0 8 年度第 2 次補正予算の財源関連法の成立が 3 月 4 日でありまして、事業執行は一部であり、それぞれの金額を繰り越しさせていただくものでございます。

8 款土木費 2 項のまちづくり交付金事業 1 , 2 6 0 万 3 , 0 0 0 円を繰り越すものでございますが、これは、道城原中線、北下集会所北線、駒小半田線の道路新設改良事業において平成 2 0 年度に補償を完了する予定でありましたが、地権者との交渉が長引き年度内に完了できないため、繰り越しをさせていただくものでございます。

次に、8 款土木費 4 項のまちづくり交付金事業 9 0 3 万 9 , 0 0 0 円を繰り越すものでございますが、これは、宮田大藪線道路新設事業において平成 2 0 年度に補償を完了する予定でありましたが、地権者との交渉が長引き年度内に完了できないため、繰越をさせていただくものでございます。

次に、8 款土木費、道路新設改良費・道路維持費の 3 , 2 5 0 万円、1 0 款教育費 2 項の地デジ対応テレビ設置事業 1 , 4 6 0 万円、1 0 款教育費 3 項の地デジ対応テレビ設置事業 1 , 0 2 0 万円、1 0 款教育費、町民グラウンド・八幡山グラウンド駐車場整備事業 1 , 1 0 0 万円でございますが、この 4 件、いずれも地域活性化・生活対策臨時交付金事業であり、2 0 0 8 年度の第 2 次補正予算の財源関連法の成立が 3 月 4 日であり、一部のみの事業執行しかできずにそれぞれの金額を繰り越しさせていただくものでございます。

8 ページをお開き願いたいと思います。「第 3 表・地方債補正」でございます。

一般補助施設整備事業債（まちづくり交付金事業）ですが、1 億 8 , 2 5 0 万円を減額し、1 億 5 , 5 5 0 万円とするものでございます。これは、明小裏線、漆原南原線、南下古墳群用地買収費等に伴う事業の確定減によります起債額の変更でございます。

それでは、1 2 ページをごらんください。事項別明細書により、主なものについて説明を申し上げます。

まず、歳入でございますが、1 款町税につきましては、収納状況の精査によるものでございます。1 項町民税は、1 目の個人現年課税分を 1 , 5 1 7 万 2 , 0 0 0 円増額、2 目の法人現年課税分を 3 , 0 7 3 万 3 , 0 0 0 円増額するものでございます。

1 3 ページ、2 款地方譲与税から、1 4 ページ、8 款自動車取得税交付金まででございますが、これも収納状況の精査によるものでございます。

1 2 款分担金及び負担金は、1 項負担金 1 目民生費負担金 2 9 万 2 , 0 0 0 円の減額、内訳は、一時保育の利用増による一時保育料保護者負担金 6 0 万 8 , 0 0 0 円の増額、学童保育保護者負担金 8 4 万円の減額等の相殺によるものでございます。

1 5 ページ、1 3 款使用料及び手数料は、現在までの収納状況から推計した額で、1 項

使用料が39万円の増額、2項手数料が77万5,000円の減額となっております。

16ページをごらんいただきたいと思います。14款国庫支出金1項国庫負担金は、552万1,000円の減額でございます。1目民生費国庫負担金の7節障害者福祉費国庫負担金で、介護給付費の431万9,000円の減額などがございます。17ページ、2項国庫補助金は、1,743万1,000円の減額でございます。5目教育費国庫補助金の3節中学校費国庫補助金で、防衛施設周辺対策事業費補助金、冷暖房設備改修工事1,148万7,000円の減額などがございます。

18ページをごらんいただきたいと思います。15款県支出金1項県負担金は、174万9,000円の増額でございます。1目民生費県負担金の7節保険基盤安定制度県負担金で、後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金393万8,000円の増額などがございます。19ページから20ページにかけて、2項県補助金は、603万9,000円の増額でございます。19ページ、2目民生費県補助金の1節社会福祉総務費県補助金で、国保基盤安定補助金1,379万2,000円の増額、6目の土木費県補助金3節の洪水ハザードマップ作成業務補助金の300万円の減額などを相殺したものでございます。20ページ、3項県委託金は、854万1,000円の減額でございます。1目総務費県委託金の2節徴税費県委託金の県税取扱事務費819万8,000円の減額などがございます。住民税減額分の過大見積もりによるものでございます。今後気をつけて予算計上したいと考えております。

21ページ、16款財産収入1項財産運用収入は、99万6,000円の減額でございます。2目利子及び配当金1節の減債基金利子の196万8,000円の減額などがございます。

18款繰入金2項基金繰入金は、2億2,597万7,000円の減額で、財政調整基金繰入金でございます。

次に、20款諸収入1項延滞金加算金過料は、1目延滞金を90万円の増加補正をするものでございます。次に、22ページ、3項貸付金元利収入は、387万6,000円の減額、労働環境整備貸付金は該当者がありませんでしたので全額減額でございます。4項受託事業収入168万円の減額、5項雑入は12万2,000円の増額でございます。

23ページ、21款町債は先ほど町債補正で説明をさせていただきましたので、省略をさせていただきます。

次に、24ページ、歳出でございます。1款議会費の主なものは、1節議員報酬57万円の減額、13節会議録委託料55万6,000円の減額でございます。

次に、26ページ、2款総務費、1項総務管理費1目一般管理費の主なものは、19節の退職手当組合負担金248万2,000円の増額、集会施設整備事業補助金75万8,

000円の増額でございます。次に、28ページ、9目基金費は25節積立金として減債基金の利息148万3,000円を増額でございます。29ページ、12目電子計算費の主なものは、システム改修委託料などの委託料で396万1,000円を減額しています。30ページ、15目温泉事業費では、15節の倉庫移築工事費200万円の減額でございます。21年度に倉庫移築の予定でございます。2項徴税費は64万3,000円を減額、31ページ、戸籍住民基本台帳費は11万8,000円を減額するものでございます。4項選挙費2目農業委員会委員選挙費は、330万9,000円全額の減額でございます。32ページ、5項統計調査費は5万8,000円を減額、6項監査委員会費は、2万6,000円を減額でございます。

次に、33ページ、3款民生費、1項社会福祉費4目老人福祉費で、措置見込み者数の減少により老人保護施設入所委託料100万円の減額、34ページ28節の介護保険事業特別会計繰出金を1,120万1,000円の減額でございます。6目障害者福祉費の13節地域活動支援センター委託料200万円の減額、19節の負担金補助金及び交付金全体で766万3,000円の減額でございます。35ページ、10目後期高齢者医療費の28節で、後期高齢者医療費特別会計の事務費等繰出金、保険基盤安定繰出金として計943万9,000円の増額でございます。36ページ、2項児童福祉費4目児童館費の7節賃金は、主に学童保育事業費で245万6,000円の減額でございます。

37ページ、4款衛生費1項保健衛生費1目28節繰出金は、国民健康保険事業特別会計繰出金ですけれども、1億2,817万5,000円の増額でございます。次に、39ページ、2項清掃費2目塵芥処理費の13節委託料は、入札差金による689万8,000円の減額でございます。

5款労働費、1項労働諸費は5,000円の減額でございます。

次に、40ページから41ページ、6款農林水産業費、1項農業費は43万8,000円の増額、2項林業費は、13節町有林管理委託料50万円の増額で、間伐材の運搬製材委託料等でございます。

次に、42ページ、7款商工費、1項商工費1目の商工総務費、24節群馬県信用保証協会出捐金100万円の減額は、全額減額でございます。2目商工振興費21節の労働環境整備貸付金387万6,000円の減額は、申し込みがなかったということで全額減額でございます。

次に、43ページ、8款土木費、1項土木管理費は7万9,000円の増額でございます。2項道路橋梁費3目道路新設改良費、15節の工事請負費1,090万円の減額は、町道明小裏線、道城原中線などの事業料等の確定によります減額でございます。17節の公有財産購入費990万円の減額は、明小裏線、駒小半田線などの用地買収面積の単価の

確定によります減額でございます。22節補償補填及び賠償金の753万2,000円の減額は、後弥陀5号線、道城原中線などの電柱移転補償の減額、明小裏線などの工作物、立竹木一式の補償費減額でございます。次に、44ページ、3項河川費1目河川総務費の11節ハザードマップ印刷費は530万円の減額です。13節ハザードマップ作成業務委託料378万6,000円の減額は、入札差金によるものでございます。45ページ、4項都市計画費2目都市施設費、17節用地買収費は、宮田大藪線で800万円の減額、22節補償金700万円の減額は、宮田大藪線の建物、工作物、立竹木等の補償金の減額でございます。3目下水道費の28節は、公共下水道特別会計繰出金ですけれども、427万7,000円を減額するものでございます。次に、5項住宅費は2万円を減額するものでございます。

次に、46ページ、9款消防費、1項消防費5目無線放送施設設置事業費の18節は、個別受信機購入費を200万円の減額、受信機50台分でございます。

47ページ、10款教育費、1項教育総務費2目事務局費の19節幼稚園就園奨励費は802万4,000円の減額で、単価、人数の確定等によるものでございます。次に、48ページ、2項小学校費3目学校建設費13節の明小プール改築実施設計業務委託料270万円の減額は入札差金でございます。17節の明小プール用地買収費6,600万円の減額は、農振除外の許可が今年度中におりなかったことによるものでございます。49ページ、3項中学校費3目の学校建設費、15節の維持補修工事1,226万円の減額は、冷暖房設備改修工事、防音補助の入札差金でございます。次に、50ページ、4項社会教育費1目社会教育総務費で84万4,000円を減額、2目公民館費で7万7,000円を減額、3目図書館費で85万3,000円を減額、51ページ、4目文化センター費で1万3,000円を減額するものでございます。次に、52ページ、5目文化財保護・調査費の17節公有財産購入費2億7,570万円の減額は、農振除外の許可が今年度中に許可にならないことによるものでございます。22節の立木補償等735万円の減額も南下古墳群関係でございます。53ページ、5項保健体育費1目保健体育総務費で47万1,000円の減額でございます。6項給食センター費は、54ページ、18節の食器洗浄機、牛乳保冷库合わせて1,347万8,000円の減額で、入札差金でございます。

12款1項公債費、2目利子の23節の償還金利子539万3,000円の減額は、平成19年度債借入額、借入利率の減少によるものでございます。

55ページ以降は、給与費明細書でございます。

以上、雑駁でございますが、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（栗田政行君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、昼食休憩にしたいと思います。

再開は1時といたします。

午後0時03分休憩

午後1時00分再開

議長（栗田政行君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

13番栗原議員。

〔13番 栗原近儀君発言〕

13番（栗原近儀君） 繰越明許費の中で定額給付金を次年度に繰り越したわけでありましてけれども、恐らく給付自体4月以降になると思うんですけれども、大体の給付される時期はいつごろからか、それをお伺いしたいと思います。

議長（栗田政行君） 産業建設課長。

〔産業建設課長 後藤輝治君発言〕

産業建設課長（後藤輝治君） 栗原議員にお答えいたします。

3月中に申請を行い、4月は確認作業で1カ月かかると思います。また、支給年月日につきましては、5月の上旬を目指して作業を進めたいと思っております。

議長（栗田政行君） ほかにございませんか。

1番坂田議員。

〔1番 坂田一広君発言〕

1番（坂田一広君） 南下古墳用地の買収と明小プールの買収について、お伺いしたいと思います。農振除外が間に合わなかったということなんでございますけれども、本年度予算編成の際にそういった手続、どれくらいかかるかというのは予想できなかったのかどうか、この点についてお答えいただきたいと思います。

議長（栗田政行君） 大友教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大友幾男君発言〕

教育委員会事務局長（大友幾男君） 坂田議員さんにお答えいたします。

農振除外の採用自体は産業建設課の分野なんです、一般的に例年の場合ですと、2月に申請したものが12月には許可になって、その許可後農業委員会にすれば、一般的には年度内には十分作業できるかなということで見込んでおったわけですが、一昨年から少し農振許可がおくれておまして、当初は年度内に、11月は無理かとは思っていたんですが、3月には何とかというそういう希望を持っていたわけなんです、最終的に今事務局の方では夏ごろになるだろうというようなことで、では今年度予算を押さえてもらって新

年度に予算化をお願いしたいと思います。以上です。

議長（栗田政行君） ほかにございませんか。

2番小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） 今、栗原議員からも質問が出ましたけれども、定額給付金事業が随分遅くなると。早いところではもうその作業が進んで給付がされているというところがある中で、それにしても、準備にこれから1カ月もかかると。これだって、ともすれば使えずに亡くなっちゃうような人もいることだし、これはやはりできるだけ早いことが理想なわけですよ。だから、ともすると吉岡の人に一番遅い自治体でもねらっているのかというふうにも感じてしまうんですけども、もっと早くすることは十分可能なんじゃないですか。それは、どこの自治体でもみんなできないと言うならわかるんですけども、大きな都市でももう4月中にどんどんやるというところはいっぱい出ていますから。それは、やはりもう方にすれば待っていると思うのですよ。だから、それはいつになるんだか、5月の連休にも間に合うんだか間に合わないんだかわからないようなそんな遅いんじゃないくて、できるだけ早く準備をするということを心がけていただきたい。そしてまた、今5月ごろではないかという話なんですけれども、何でそういうふうに行ってしまうのか。また、早くできないんだと言うのでしたら、できない理由を述べていただきたい、多くの町民が理解できる理由をね。

それと、坂田議員の質問にもありましたけれども、私も公有財産の確保、明小のプールが6,600万、そして南下古墳の用地買収が2億7,570万、これがとりあえず不用額として計上されているという中で、さっき課長の方から答えが出ましたけれども、当初の予定では、両方ともその年度に片をつけるということでスタートしたのが、どこにどういう理由があっただめだったのかということもはっきりわからない。やはり予算というものはその年度にやり切るといのが予算ですから、最初からそういうものを予定したわけではないわけですから、そのおくれた確たる理由、私たちがそれならやむを得ないだろうと思える理由をまずは述べていただきたい。そして、その中では町長を初め副町長も一緒になって、陣頭指揮をとってこのことは進めてきたのであろうかと思うんですけども、それは用地交渉に時間を費やしたんですか、それとも農地法だったんですか。用地交渉がおくれたために結果的に、あそこは農振地域に入っているんですか、その農振の除外手続が遅れたのか、どこにあったのか知りませんが、最初から年に一度の農振除外が間に合わないのだということがわかっていれば、その年度に予算措置をする必要がないわけですから、でもその中で予算措置をしたということは、農振除外をして農業委員会の手続も完了するというところで想定したわけですよ。それが両方できなかったというのだから、

さっき言ったように、大きな原因はどこにあったのか。今まで聞いたような同じようなことは、これまで何回もですから、同じような理由は聞きたくありませんから、その中で本当にそのためにどういう取り組みをしたかということをもまずはお尋ねをします。

議長（栗田政行君） 後藤産業建設課長。

〔産業建設課長 後藤輝治君発言〕

産業建設課長（後藤輝治君） それでは、小池議員さんにお答えいたします。

先ほど栗原議員さんにお答えしたとおり、3月中に郵送で発送する事務は今進めているところでございます。したがって、返送されてくるのが4月だということで、4月の確認作業で、金融機関の口座引き落としが原則となるということで各金融機関に確認作業をしておる中で、口座引き落としの確認作業が1カ月を要するというので、支給日が5月に入ってしまうと。町としては、できるだけ早い時期に支給できるように努力はしたいと思っております。よろしくお願いたします。

議長（栗田政行君） 後藤産業建設課長。

〔産業建設課長 後藤輝治君発言〕

産業建設課長（後藤輝治君） 小池議員さんにお答えいたします。

農振除外につきましては、平成20年度、通常では2月受け付けということで事務を進めておりましたが、農振の計画変更を全県下するというので事務作業が行われ、通常の許可が行われなかったわけです。そんな中で、本来であればその前の前年度の許可が早目におりれば20年度の申請が早くに県の方へ申請できたわけですが、県の作業がおくれまして、通常より延びたわけです。その関係で、20年度につきましては農振除外申請を2回に分けて8月にも2回目の農振除外の受け付けをいたしました。そんな中で、20年度につきましては8月を受付締め切りとしまして県の方に出し、20年度は許可をいただいたものでございます。

議長（栗田政行君） 暫時休憩をとります。

午後1時10分休憩

午後1時12分再開

議長（栗田政行君） 会議を再開いたします。

後藤産業建設課長。

〔産業建設課長 後藤輝治君発言〕

産業建設課長（後藤輝治君） すみません。19年度がずれ込んでいたために、私の説明がまずかったと思います。訂正させていただきます。

平成19年度が平成20年度の8月までずれ込んでしまったために、20年度の申請が

8月になってしまったということで、訂正させていただきます。したがって、20年度の農振除外の許可はおりておりません。申しわけありません。

議長（栗田政行君） 2番小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

- 2番（小池春雄君） 要するに、20年度の8月に農振法の除外申請をしたということですよ、20年度の8月に。これはプールのあれですか、一緒に聞いたんですけども。南下古墳と両方ありましたよね。だから、農振の除外が8月だったら両方だし、それで、どっちが先か知りませんが、当然話し合いがつかなければ農振法の除外はできませんからね、だからその前に用地交渉というのはもう完全にできていたわけですよ、その8月の時点では。その間のプロセスがわからないんですよ。予算を取ったのはわかっているんですけども、予算が通った後、地権者と話し、プールと南下古墳両方あるんですけども、両方一緒にではなく別々に答えてほしいんですけども、そちらのその話がいつにちゃんと完了して、プールが何年何月何日に相手と話し合いが決まったと。そしてまた、南下古墳は地権者複数名いますから、そのところはいつまでに地権者との合意が得られたと。よって、そのことで今度は農振除外ですよ。だから、何月何日に農振除外の申請をして、それがいまだ許可がおりないでいるのかどうなのかということなんです。おりていけば、これはそこで契約は可能なわけですから。そこがどうなっているんだか、まずそれを聞いているんですよ。質問できる機会3回しかないらしいですから、同じことの繰り返しやるつもりはないので、まず聞かれたことについてちゃんと答えてください。

議長（栗田政行君） 大友教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大友幾男君発言〕

教育委員会事務局長（大友幾男君） 小池議員さんにお答えいたします。

まず、最初、プールの関係ですが、いろいろな事情で用地交渉に時間がかかっておりまして、ことしの4月時点でおおむね了解が得られたということで、その後の農振の手続きということになりました。産業建設課長が言われたとおりに、2月と8月に農振の受け付けをしていただきましたので、8月の農振除外にプールの関係は申請させていただきました。

続いて、古墳の関係なんですが、これも2月の申請で農振除外の申請を出していただいております。ただ、地権者の了解については、ことしの8月ごろ地権者説明会を行いまして、おおむね了解していただいているというような解釈です。以上です。

議長（栗田政行君） 2番小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

- 2番（小池春雄君） 聞いているのは、だから、両方8月に出したと。8月に出して申請がおりるのは、いつなんですか。さっきの話ではいつなんですかというところで聞いているんだ

よ。その申請したの聞いたんだよ。その結果がどうでしたかと聞いているんだから、県はいつごろ出す予定だということなんですよ。だから、その返答によってまた次の質問があるの、1回にしてもらわないと困るんですよ。最初の質問でみんな返ってこないと。

議長（栗田政行君） 大友教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大友幾男君発言〕

教育委員会事務局長（大友幾男君） 先ほど坂田議員さんにお答えしたように、農振の除外の許可のおおむねの見通しは、現時点では5月ごろだという、そういうことを聞いております。当初は8月の申請でも担当としては、例年は11月ごろ許可を得ておりますから、申請がおくれても3月ごろには何とかなるのかなという、そういう気持ちでございました。以上です。

議長（栗田政行君） 2番小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） と言いますのは、何でもかということ、私たちは当初予算でこの予算が通ったことは知っていたんですけども、その間何の報告もなかったものだからどこまで進んでいるのか全く分からなかったんです。でも、報告がないということはそのまま行けるんだらうというふうに思っていたら、ここへ来て完全にことは無理でしたという話なわけでしょう。これはもう全く無責任な話なんですよ。予算の性質と言いますと、予算というのは単年度式ですから。特別な事情があって工事をしたけれども何らかの不可抗力によって工事ができなかったといって支払いが次年度に延びる、工事が延びるから次年度に延びると、これはもうやむを得ないですよ。でも、プールの問題でもそうじゃないですか。その前年度からだめで、今年度やったらこれもだめでまた来年度なんてそんな、余りにもいいかげん過ぎて。本来だったら前に既にできたわけでしょう。というのは、もっとしっかりして、どこに責任があったかと。そして、それができないというのは、やはり計画のところがちゃんと責任持たなきゃだめなんですよ。できないような予算だったら、立てなければいいんですよ。そんな甘い予算の立て方ではだめなんですよ。

私が聞いたかったのは、だから、そういう中で、古墳群の中で話し合いがちゃんと順調に進んでいったのかどうなのかというのを聞いたかったし、言いたいのは、聞いていると用地買収とかいうのがあったら本当に担当者任せにしているのかどうなのか。やはり、ここに副町長がいるというのは、私はその職責というのは大きいと思うんです。任せなければやっぱり出番というのは、副町長が出ていってどんどん用地交渉を進めるという立場、責任あるし、そしてまたそれをしっかりと指導していくという立場にあると思うんです。これは、町長を初め町長ができなければ、町長がすべて細かいことまでやっているわけにいきませんから、そこは、その部分は副町長の仕事。そして、これがどんどん進んでいってできなければ途中どこかで、予算計上をこうしたけれどもこういうことで今足

踏みしていますという報告があつてしかるべきじゃないですか。それがここに来てできませんでしたと、それで予算書の中で今年できませんから次年度やりますと、こんないい加減なことはないと思うんですよ。もっとやり方、ちゃんとあつたと思うんですけども、それについては、担当も含めて町長、副町長に見解を聞きたいと思いますけれども、どうでしょうか。

議長（栗田政行君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） プールの件、そしてまた、古墳の件について、お答えいたします。

今、小池議員が言われたとおり、これが繰り越しになっているということでご理解をいただくわけなんですけれども、今土地の転用につきましては再三県の方にも言っておるんですけれども、19年度の場合だと1年半ぐらいかかったというような中におきましては、今吉岡町におきましてはちょっとした市並みの転用が出ているというような中におきましては、速やかにそれを審議していただかなければうちの方の予算を立てても何もならないというようなことで、再三県の方には申しております。また、企業局なんかと一緒に話す機会もあるので、そういったことについても私の方からも提言をしております。各市町村もそういったことで提言はしておるんですけれども、県の方とすれば、また係の方がまた違うサイドであるというような中におきましては、なかなか進んで来ないというような現状が今確かに起きております。そういったことで、再三私の方も、県の方には企業局の方に言って、そういったことで町が予算を立てておるんですから、速やかに間に合うようにちゃんとしていただけませんかというようなことは提言をしております。

それから、土地問題のことにつきましては、地権者の方は速やかに協力をいただいているということで、その件につきましては、大体期限内には間に合うような返事はいただいております。だがしかし、一番のネックが、今言われたように県の方の農地問題だということにも思っております。ですから、この予算を立ててこの時期なら間に合うでしょうというような中で今言った県の方には提言を出しているわけなので、県の方が悪いって言えば悪い、逃げ口になるんですけど、実際にはそういったことで県の方がどういった形で、19年度の場合だと1年半ぐらいかかっているということで、もちろん町の行政は困るんですけれども、不動産屋だとかそういう人も大分計画したものが後に行っているというような状況の中においては、町の行政を預かっている身といたしましても、今小池議員が言われるように、県の方には再三にわたって物事を言っているというのが現状なんですけれども、現状は現状として、それが一向に進んだ形では入ってきていないというのが本当の現状でございます。そういったことでご理解をいただければと思います。

議長（栗田政行君） ほかにございませんか。

堤副町長。

〔副町長 堤 壽登君発言〕

副町長（堤 壽登君） 今、町長からお話しがあつたとおりであると私も思います。私の立場としては、町長からのお話をいただき、この3月議会が終わりまして、この今回の国保の問題も含めて、庁内の課長、もちろん私も含めて課長あるいは室長、管理職、そしてその職員とのコミュニケーション、この辺がどういうふうになっているのか、あるいはもう少し機能を、組織ですから活発にしなければ当然よくないのはもう承知なんですけれども、この辺の活性化をどうしたら図れるのか、この辺を早急に検討していこうと、あるいは機能が活発化できるようにしていこうと、今そういう話をしているところでございます。そういうことで、できるだけ皆さんの期待にもこたえられるように努力していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（栗田政行君） ほかにございませんか。

9番齋木議員。

〔9番 齋木輝彦君発言〕

9番（齋木輝彦君） 河川総務費について伺いたいのですけれども、今年度はハザードマップを印刷していただいて減額になっているんですけれども、吉岡町には大きな河川が利根川を含めて7本あるわけなんですけれども、各河川の経過と、また大雨とか台風被害のときに、各河川をその地域にわかるようなハザードマップを今後ともつくるかどうかその辺について、減額これだけしてあるからそういうものに回すかどうか、その辺をお聞きします。

議長（栗田政行君） 後藤産業建設課長。

〔産業建設課長 後藤輝治君発言〕

産業建設課長（後藤輝治君） 齋木議員さんにお答えします。

全協でハザードマップについてはご説明したとおりでございます。その中で、今回のハザードマップは利根川を中心としたハザードマップで、利根川の基礎調査は群馬県が行っております。その調査に基づきまして、各関係市町村がこのたび洪水ハザードマップ等を制作したもので、支川、利根川水系の1級河川につきましては、この事業とは別の事業としてとらえております。したがって、当然ご指摘のとおり支川につきましてもハザードマップが必要ですが、支川につきましても群馬県が管理しております1級河川ですので、県の計画に合わせた中で町が考えるということになるかと思っております。よろしく申し上げます。

議長（栗田政行君） ほかに。

9番齋木議員。

〔9番 齋木輝彦君発言〕

9 番（齋木輝彦君） 私の住んでいるところは上野田という吉岡町にすると比較的山間部というか山岳地帯というほどでもないんですけども、山を背負っているわけです。あの河川を見ますと、滝沢川、吉岡川、駒寄川、午王頭川、八幡川、自害沢川とその利根川を含めてあるわけですが、上流部はかなり風倒木等で荒れて、河川と言えるのか、あれが民地なのか、非常に複雑に入り組んだような形のところもあります。早急に、滝沢川については団地の中を經由している危険な箇所もあるわけなので、住民にはその辺を、1級河川で国交省が管理と言えればそれまでですけども、河川による被害があるのは、受けるのは地域住民なわけですから、その辺も町としても県にそういうもののハザードマップ、その地域に住んでいる人が危険箇所を把握できるような方法を早く周知を伝えることは必要かと思えますけれども、いかがでしょうか。

議長（栗田政行君） 後藤産業建設課長。

〔産業建設課長 後藤輝治君発言〕

産業建設課長（後藤輝治君） 齋木議員さんにお答えいたします。

この対策としましては、群馬県では自害沢の上流部に砂防ダムを2基今建設中でございます。それに伴いまして、砂防災地域というのは吉岡町でも滝沢川沿いに指定されております。今、この20年度に行ったハザードマップ的なものにつきましては、今後県の指導等により整備していきたいと思っております。

議長（栗田政行君） ほかにございませんか。

15番南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） 15番南雲です。

一つ聞きたいと思うんですけども、歳入ですけども、法人税で当初予算1億7,976万9,000円でありましたけれども、今回3,075万9,000円と大幅に伸びているんですけども、この要因はどういう問題だったのかお聞かせ願いたいと思います。

また、まちづくり交付金が3億3,800万の限度額を1億5,550万ほどに減額になっております。このまちづくり交付金、当初30億の事業費で5年間の契約であったわけですが、今年度最終的になるんですけども、その30億がどのくらい減額になるのか、お聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（栗田政行君） 堤財務課長。

〔財務課長 堤辰巳君発言〕

財務課長（堤辰巳君） 南雲議員さんの法人税の伸びについてと、このような質問だと思うんですけども、これにつきましては増額要因は定かではありませんが、もう実際に法人から申告があったものということで確定した数字を載せさせていただきました。以上でございます。

す。

議長（栗田政行君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） それでは、まちづくり交付金事業についてのお尋ねでございましたので、それについてお答えさせていただきたいというふうに思います。

まちづくり交付金事業につきましては、22年度を最終年度としておるわけでございまして、まだ事業が動いておりますので確定の数値はまだ申し上げられないということで申しわけないんですけれども、額的には多分27億から28億ぐらいの間になるかというふうに考えております。そんなことでお答えになっていないかというふうに思いますけれども、今年度21年度の事業がある程度確定すれば、ほぼ最終年度は残整理的なものになりますので、今年度の21年度がある程度確定した時点でまたご報告の方はさせていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（栗田政行君） 15番南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） 15番です。

先ほど法人税の伸びを聞いたわけですが、内容については定かではないということですが、本来ならばこういうものが伸びましたということであれば一番わかりやすいと思うんですが、そういうものがないとちょっと私たちとしても何が伸びたのかな、こういう心配というんですか、法人税が伸びるということはいいことですが、やはり根拠がないと判断がつかないので、大体の根拠があるようであればお聞かせ願いたいと思います。

また、先ほど総務政策課長からまちづくり交付金についての確定は21年末になってみないとわからないということですが、今回質問したのは、新年度予算を組んだ関係もありますので、もうここである程度の数字が出るのかという考えがありましたので聞かせていただいたものですが、補正等もこれからまだあるのかわかりませんが、一応そんな考えで聞かせていただきました。とりあえず、もう一度財務課長から内容がもしわかるようであれば、もう少し詳しく聞かせていただきたいと思います。お願いします。

議長（栗田政行君） 堤財務課長。

〔財務課長 堤 辰巳君発言〕

財務課長（堤 辰巳君） 法人税が伸びた、わかればということなんですが、実際に吉岡町の申告している企業で1社が何千万というような増額の確定申告をしたということで、会社名はちょっと控えさせていただきますが、そういうことでございます。以上です。

議長（栗田政行君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） まちづくり交付金事業ですけれども、確定じゃないんですけれども、今の時点でとらえている数字でよろしければ報告をさせていただきたいというふうに思いますけれども、現在の全体事業の概要ということで、26億4,300万ということで今時点ではつかんでおりますけれども、21年度の事業はちょっと大きくなるものですから、場合によってはこの数字が多少は変わる可能性があるということでご理解をお願いしたいというふうに思います。その内訳としますと、まず基幹事業ということで、道路事業とかそういったもので17億3,300万、それで提案事業ということで9億1,000万というような、今とらえている概算の事業費ということでご報告をさせていただきたいと思います。確定につきましては、先ほど申し上げましたとおり、そのような時点のときにまた報告をさせていただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（栗田政行君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第36号は、総務常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号は総務常任委員会に付託いたします。

日程第17 議案第16号 平成20年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第2号）

議長（栗田政行君） 日程第17、議案第16号 平成20年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 議案第16号 平成20年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第2号）の提案説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ228万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9,785万6,000円とするものであります。今回の補正は、年度末の計数整

理であります。

詳細につきましては教育委員会事務局長をして補足説明をさせますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（栗田政行君） 大友教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大友幾男君発言〕

教育委員会事務局長（大友幾男君） それでは、議案第16号 平成20年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、町長の補足説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正ですが、ただいま町長が説明したとおりでございます。補正前の金額に対して97.7%の予算になっております。補正の主な説明は、6ページ、7ページで行わせていただきたいと思いますので、まず6ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入の第1款第1目給食費納入金ですが、児童生徒数を1,939人、その他給食費の合わせて1カ月当たり2,065人を見込んでおりましたが、精査したところ60人減の2,016人で今回231万円を減額するものです。

第2款第1目繰入金でございますが、これは町からの一般会計からの繰入金で、3校の児童生徒に対するミルク給食のことでございます。1人当たり月250円、充当費で年間2,750円を一般会計から繰り出すもので、児童生徒1,939人を見込んでいたわけですが、55人減少いたしまして、15万1,000円を今回減額するというものでございます。

第4款第1目雑入ですが、試食代の主なものは小学校1年生の親御さんの給食の試食代194人分です。

次に、歳出につきましては、ただいま給食の納入金のところで申し上げましたように、人員減等に伴いまして228万円を減額したことに伴い、これと同額を減額するものでございます。

以上申し上げて、大変雑駁ではございますが、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（栗田政行君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第16号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第18 議案第17号 平成20年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

議長（栗田政行君） 日程第18、議案第17号 平成20年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由の説明を申し上げます。平成20年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ979万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,670万9,000円としたいものです。

補正の主なものは、歳入では地方債減額によるところの繰入金の減額が主なものです。歳出につきましては、県央処理区維持費管理負担金の減額と建設費の工事請負費の追加が主なものです。また、繰越明許費につきましては、現在工事を実施しております南下、大久保地区の建設費の工事請負費4,400万円を繰越明許費としてお願いするものです。

詳細につきましては上下水道課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（栗田政行君） 岸上下水道課長。

〔上下水道課長 岸 幸一君発言〕

上下水道課長（岸 幸一君） それでは、議案第17号 平成20年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、町長の補足説明を申し上げます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ979万8,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算総額をそれぞれ7億9,670万9,000円にしたいというものでございます。なお、この金額につきましては、当初予算に対しましては153.42%、金額では2億7,741万8,000円の増額になってございます。なお、直近の12月補正に対しましては98.79%、金額では979万8,000円の減額でございます。

それでは、第2条、3条、繰越明許費、それと地方債補正につきましては、第1表を説明した後に説明させていただきます。

それでは、2ページの方の、歳入の方からご説明申し上げます。

まず、1款といたしまして、分担金及び負担金69万4,000円の増額をお願いする

ものでございます。内訳といたしましては、タクシー開発等に伴うところの一括納付分といたしまして48万3,000円、一括分と分割分というのがあるわけでございますけれども、一括分といたしましては48万3,000円、分割分といたしまして現年度分といたしまして4万9,000円、過年度分といたしまして10万3,000円、計、分割納付分が15万2,000円をお願いするものでございます。それとあと、滞納繰越分といたしまして、8万8,000円をお願いするものでございます。維持管理分担金につきましては、2万9,000円の減額をお願いするものでございます。この維持管理分担金につきましては、浜川市との協議が現在進行中でございますので、21年度については計上というものでございます。

続きまして、2款の使用料及び手数料62万9,000円の減額でございます。内訳といたしましては、現年分の使用料といたしまして100万円、これに滞納繰越分といたしまして37万1,000円の追加によるところにより、相殺で62万9,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、5款の繰入金427万7,000円の減額でございます。この関係につきましては、事業費減によるところの繰入金の一般会計からの減額というものでございます。

次に、8款町債の関係でございます。町債の関係につきましては、減額で558万6,000円をお願いするものでございます。内容につきましては、単独分の工事費減額分といたしまして480万円、流域下水道、受益下水道の補助分といたしまして10万円の減額でございます。それに補償金の免除繰上償還借換債、この関係の端数整理によるところの公営企業公庫分が13万6,000円、資金運用部分が54万9,000円合わせたものでございます。

合計では、979万8,000円の減額をお願いするというものでございます。

次に、3ページの歳出の関係でございます。

下水道費といたしまして、969万8,000円の減額をお願いするものでございます。主なものといたしましては、これは明細表に載っている関係でございますけれども、管渠管理費19節の負担金補助及び交付金の県央処理区維持費管理負担金の1,305万9,000円の減額、それに建設費工事請負費の471万5,000円の追加をお願いするものが主なものでございます。

それでは、県央処理区維持費管理負担金について、額が大きいものですからちょっと概要だけを説明させていただきます。この県央処理区維持費管理負担金の歳出につきましては、1年間のうち6カ月分につきましてはの予定数量で申告をいたします。残りの6カ月分は実際に確定した汚水水量によって年間の総水量を算定いたしまして、算出している係数でございます。ちなみに、平成18年度維持費管理負担金につきましては、4,461万

3,000円、19年度が4,716万2,000円、20年度本年度が4,204万3,000円でございます。

続きまして、工事請負費の関係が、417万1,500円追加をお願いするわけでございますけれども、この関係につきましては、内訳といたしまして単独分の工事費で387万9,000円、交付金分といたしまして83万6,000円の追加をお願いするものでございます。工事費の追加ということで、3月補正で計上したわけでございますけれども、現在工事を進めております交付金部分、これは大久保並びに下八幡地区なんですけれども、交付金部分の5工区、単独区間が4路線、計9路線の工事増の対応をするために追加をお願いしたいということで、現時点でまだ変更等協議は進んでいない関係で今後増が見込まれるものですから、その点で増額をお願いしたいというものでございます。

続きまして、4ページの関係になりますけれども、繰越明許費の関係でございます。この繰越明許につきましては、諸事情によりまして20年度で消化できないということで翌年度の方に繰り越して支出したいという関係の、地方税法213条1項に基づいて3月補正の議決を求めるものでございます。この繰り越しの主な理由でございますけれども、地域再生計画、これは平成17年度から公共下水でも取り入れて実施している事業ではございますけれども、地域再生計画に伴う汚水処理施設整備交付金事業の整備促進を図るために現時点で変更協議が必要になりまして、その認可を受けるために予想以上の時間を費やすことになりまして、工事量に対する十分な工期設定ができなくなったために繰り越しをお願いしたいというものが、この3月補正をお願いいたします繰越明許の関係のお願いの理由でございます。工事路線につきましては、交付金事業で現在実施してございます大下地区4工区、それと下八幡地区1工区、これは全部交付金関係の工区でございますけれども、計で5工区、金額では4,400万円でございます。

続きまして、5ページの地方債の補正の関係についてご説明いたします。地方債補正についてでございますけれども、公共事業といたしまして480万円の減額でございます。これは、単独分の工事費が減額による補正の地方債の減額というところで、480万円でございます。それから、流域下水道事業分といたしまして、10万円の減額でございます。これについては、流域関係の補助事業に対する事業費の見直しにより減額というものでございます。それから、補償金免除繰上償還借換債68万4,000円でございますけれども、これにつきましては、当初係数まで計上したわけでございますけれども、十万単位の計数整理という関係で68万6,000円を減額をお願いしたいというものでございます。最後になりますけれども、地方債につきましては、平成20年度で公共下水道地方債未償還元利償還合計、3月時点で34億9,602万8,000円というものでございます。

以上、雑駁ですけれども、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします
します。

議長（栗田政行君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第17号は、産業建設常任委員会に
付託したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第19 議案第37号 平成20年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第4号)

議長（栗田政行君） 日程第19、議案第37号 平成20年度吉岡町国民健康保険事業特別会
計補正予算(第4号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由の説明を申し上げます。議案第37号 平成20年度吉岡町国民
健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ536万
2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を18億4,539万5,000円としたい
ものであります。

補正内容につきましては、国庫支出金の歳入財源の見直しをすることにより大幅な減額
が推計されることになりました。このため、一般会計から1億2,817万円に及ぶ財源
をお願いすることになりました。このことにより、国保会計に対する一般会計からの繰入
金は2億5,500万円という膨大な金額になりました。一般会計からの繰り出しをお願い
することは、後年度に被保険者の負担を軽減するためにとらせていただいたことによる
ものでもあります。ご理解をいただきたく、よろしくお願いを申し上げる次第であります。

歳出においては、保険給付費の見直しを行い、不足する財源の補正をお願いするもの
でもあります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、

可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（栗田政行君） 齊木健康福祉課長。

〔健康福祉課長 齊木洋明君発言〕

健康福祉課長（齊木洋明君） それでは、議案第37号 平成20年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の町長の補足説明を申し上げます。

今回お願いしております補正額につきましての歳入歳出予算の総額は、先ほど町長の提案理由の中での報告のとおりでありますので割愛させていただきます。内容につきまして、2ページの「第1表・歳入歳出予算補正」で概略を説明申し上げます。

まず歳入でございますが、4款国庫支出金につきましては1億2,564万9,000円の減額補正をお願いしておりますが、主なものは1項の国庫負担金であります。1億1,165万6,000円の減額ですが、現年度分療養給付費等負担金、老人保健拠出金、介護納付金、後期高齢者医療費支援金負担金であります。交付申請による減額補正をお願いするとともに、特定健康診査等負担金の減額であります。特定健康診査等負担金は、当初予算におきまして特定健康診査等事業費の3分の1を補助金としていただけたということでありましたが、補助金の交付申請において補助対象経費が国庫負担基本額のどちらか低い方の金額に補助率を掛けるということになってしまいましたので、今回大幅な減額をお願いするものであります。2項国庫補助金では、1,399万3,000円の減額をお願いしておりますが、交付申請による減額補正であります。

5款療養給付費等交付金につきましては、185万9,000円の減額補正をお願いしておりますが、現年度分の2月申請の支払基金変更通知書に伴う補正でございます。

7款県支出金につきましては、997万3,000円の減額補正をお願いしておりますが、1項の県負担金で708万7,000円の減額であります。内容につきましては特定健康診査等負担金で理由は先ほどと同じであります。2項の県補助金で288万6,000円の減額補正をお願いしておりますが、県財政調整安定化交付金の交付決定によるものでございます。

8款の共同事業交付金につきましては、849万4,000円の補正をお願いしておりますが、高額医療費共同事業交付金と保険財政共同安定化事業交付金の交付決定通知によります補正であります。

10款繰入金につきましては、1億2,817万5,000円と大きな増額補正をお願いしておりますが、国庫支出金の負担金等の減収や歳出の保険給付費の不足する財源を一般会計からの繰入金で補てんをお願いする予算であります。一般会計から国保会計に繰り入れる合計金額は、2億5,500万円に及ぶ多額な支出をお願いするわけではありますが、後年度に被保険者の負担を軽減するためにとらせていただいた処置であります。どうかご

理解をいただきたいと思います。

12款諸収入におきましては、445万円の減額をお願いするものでありますが、3項受託事業収入におきまして、当初社会保険の人と協会健保の方々の特定保健診査を受託して実施する予定でありましたが、各々の保険者が特定健診費用を直接健康づくり財団等に支払うことになりましたので、減額をお願いするものであります。

次に、4ページの歳出でございますが、1款総務費でございますが、49万4,000円の減額をお願いしておりますが、補正による計数整理でございます。

2款保険給付費でございますが、858万8,000円の補正をお願いしておりますが、残された今後の給付費を推計し、補正をお願いするものです。

7款共同事業拠出金では219万1,000円の減額補正をお願いするものですが、高額医療費、共同事業、医療費拠出金の補正によるものでございます。

8款保険事業費でございますが、1,126万5,000円の減額をお願いしておりますが、特定健診委託料の減によるものであります。ちなみに今年度の特定健診受診率であります。昨年度の基本健診の受診率は33.7%でありましたが、今年度の今現在の特定健康診査受診率は、35.2%であります。当初、町の方で設定しました受診率につきましては45%を設定したわけでございますので、かなり低いという状況でございます。

大変雑駁な説明でございますが、37号にかかわる町長の補足説明にかえさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

議長（栗田政行君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

15番南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） 昨年の12月の議会で一応給付金について間に合うのかということ、1億3,000万ほど補正予算を組んだと思うんですけども、このときに基金がないので給付金が1億3,000万の中で賄えるのかということで質問をさせていただいたわけですけども、大きなインフルエンザ、また他の病気が出ない限りは間に合うというようなお話であったわけですけども、今回の補正を見ますと、やはり退職被保険者の給付金等がかなり伸びております。この2カ月間に急に伸びたのか、また、算定方法が間違ったのか、この点について伺いたいと思います。

議長（栗田政行君） 斉木健康福祉課長。

〔健康福祉課長 斉木洋明君発言〕

健康福祉課長（斉木洋明君） ただいま南雲議員さんからご質問いただいた関係でございますけれども、給付費の不足についてはどういう算定方法の間違いかということでございましたけれ

ども、明らかに給付費の読みという単純な間違いということしかございません。きょうもちょっとお話をさせていただいたこともあったと思うんですけども、給付費の推計に当たりますとは、今までかかった給付費の平均の給付費を出しまして、残る期間を平均値の中で確保してきたわけですけども、給付費の支払い状況等を見てきますと、国保連合会の方に給付費を支払うわけでございますけれども、この給付費の月というものが年度とともに遅れてくる月、12月、1月、2月、あるいは11月ごろから、月が遅くなればなるほど給付費というのは上がってまいります。この現象というのは、医療機関から出てまいりますレセプト等の審査等がどうしても遅れるというふうな中で、疑義のあるレセプトの審査というものがどうしても遅れてまいりますので、月ずれと言いますか、そういったところでどんどん給付費というものが上がってきているという状況でございます。そういった月ごとの給付費が上がってくるものをこれから必要とする給付費に反映できなかったというふうな中では、明らかに給付費の読みというものが間違っていたというふうな中で、申しわけなかったというふうな中で今回のような補正が生じてしまったというふうな中で、お叱りをいただくわけでございますけれども、よろしくお願いを申し上げたいと思います。以上です。

議長（栗田政行君） ほかにありませんか。

15番南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） 国民健康保険の基金ですけども、私が平成元年から19年度まで調べてみたわけですけども、平成3年から議員として世話になった当時は、5,222万3,000円の基金がありますし、一番多いときには平成7年の7,986万円の基金の積み立てがしてありました。そして、平成19年度は、決算では182万8,000円ですけども、実際はもう赤字経営に陥ったというのが現状でありますけれども、やはり長い期間の国保会計を見ている中で、基金等はある程度積んでおかないと厳しい状況に陥るのではないかと、こんなような考えも持っておりますので、これからの国保運営について、基金の調達というのはかなり厳しい問題があると思いますし、また、昨年度5.3%ですか、値上げした問題等もありますけれども、やはり今回のような12月に補正し、また3月議会でも補正をするような状況に陥っているというような状況になりますと、この点についてよく執行の人たちと協議をしていただいて、安定した国保会計にもっていかないと大変な事態になるのではないかと、このような考えを持っておりますので、その点について、町長の考え、また担当課長の考えをもう一度お聞きしたいと思うんですけども、よろしくお願いたします。

議長（栗田政行君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 南雲議員にお答えいたします。

この補正予算、本当にこういった形で議員の皆様方に提示したということで、本当に申しわけなく思っております。そういった中におきまして、今言った基金が1銭もない状況の中で今運営をなされておるわけでございます。そういった中におきましては、この国保におきましては、保険者がお金を出し合って一つのものをつくってその中でやっていただくというのが本来筋ではないかと思えます。そういった中におきましては、基金ということになりますと保険者の方々に出していただかなければこの基金が集まらないのはわかっておりますが、ことし上げてまた来年、再来年というなかなか上げづらいような中におきましては、これは大変な国民保険の事業かなというようにも思っております。

違う調査も見ますと、いわゆる一般会計からの繰り入れというのは数少なく出しているというような話も聞いております。それから見ますと、吉岡町には割合出しているということなんですけど、今年度をちょっと見てみますと、一番皆様方に迷惑かけたということは老人医療費の件で、19年度の計算をそのまま20年度にもってきたというのが一番の原因ではないかと。あと一つは、今課長が話したとおり、一月の医療費がかかる計算を本当に取り間違えたというのが実態ではないかというようにも思っております。そういったことで本当に申しわけなく思っておりますが、この基金ということに相なりますと、皆様方とご相談しながらこの国保の運営を守っていかなければならないというようにも思っております。そういったことで、再三にわたりましてのご無礼ということで本当に申しわけなく思っているということ、皆様方にご理解いただきたいというようにも思っております。

議 長（栗田政行君） ほかにございませんか。

齊木健康福祉課長。

〔健康福祉課長 齊木洋明君発言〕

健康福祉課長（齊木洋明君） 南雲議員さんから基金の創設というふうな部分でのご質問をいただいたわけですが、ご存じのように基金がなくなってしまったという中での運営を1年間してきたわけですが、そういった中で今年度国保税の5.2%に及ぶ値上げをお願いしたところでございます。私どもの方も基金がなくなってしまったというふうな中で、当初この税率改正をするときに約2,000万ぐらいの基金をつくるというふうな計算上の中で実は国保税を上げさせていただきました。結果的には、19年度の国保会計が赤字というふうな中で、それを先食いという言葉はおかしいんですけども、先食いしてしまったというふうな状況です。そのような中で、前々から南雲議員さん等からも運営につきまして、基金がなくて大丈夫かということで再三にわたって注意を促されていたわけですが

けれども、そういったことにつきましては私どもの方も、基金というのは医療費に対する急激な伸びの支払いに対応するための基金ですので、これはどうしても持っていたいという事は望んでいたんですけども、なかなか経営が安定しないといいますが、経営が悪化の一途をたどっているというふうな中で、今回の町からの繰り入れのとおりなんですけれども、なかなか改善できなかったというふうな中で、思うような基金を創設することができない状況でございました。

そういった中で、この基金の県の指導によりますと、吉岡町の基金は、ちょっと手元に資料ないんですけども、6,000万ちょっとくらいの基金を持ちなさいというのが県の指導でございます。これから国保運営の中で来年度に向かって新しい基金創設等も検討する中で、21年度の予算づくりというものをしていかなければならないかなというふうに思っているわけですけども、いずれにしろ今の状況ですと非常に厳しい状況がまだまだ続きますので、そこで今後よく町の方と相談しましてどこまで協力していただけるか、またそういったところを踏まえながらよく国保の財政運営、あるいは国保の基金づくり、国保会計の安定のための財源づくりというものに取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（栗田政行君） ほかに。

15番南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） ひとつ検討していただきたいと思うものは、平成15年までは2,000万からの基金を持っていたわけですけども、その後急激に基金が落ちてきている。もうゼロになってきたということですので、やはり吉岡の人口が伸びていくのにつれてこういった情勢が来ているのか、ほかの要因でこういうものに基金が出るようになってきたのか、その要因をひとつよく検討、または精査してもらって国保運営に当たっていただければありがたいというふうに思っております。それまではそう一般会計から入れているわけではなかったわけですけども、15年以後はかなり基金の食い込みが多くなってきたというのが現状でありますので、内容の精査もひとつ行っていただければありがたいと思っておりますので、答弁は要りませんが、よろしくお願いたします。

議長（栗田政行君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第37号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第20 議案第19号 平成20年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第3号)

議長（栗田政行君） 日程第20、議案第19号 平成20年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明を申し上げます。議案第19号 平成20年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ126万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,213万6,000円としたいものです。補正の主なものですが、歳入につきましては事業費確定による町債の減額が主なものです。歳出につきましても事業費確定によるものが主なものでございます。

詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（栗田政行君） 岸上下水道課長。

〔上下水道課長 岸 幸一君発言〕

上下水道課長（岸 幸一君） それでは、議案第19号 平成20年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、町長の補足説明を申し上げます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ126万3,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,213万6,000円としたいものでございます。なお、この予算につきましては、当初予算に対しましては99.99%、金額では6万円の減でございます。ちなみに、直近の12月補正に対しましては99.81%、金額では126万3,000円の減額というものでございます。

2条につきましては1表を説明した後に最後に、地方債の補正につきましては1表を説明した後にご説明させていただきます。

それでは、1ページの歳入の方からご説明いたします。

1款使用料及び手数料の関係でございます。3万9,000円、これにつきましては、滞納繰越分の補正をお願いしたいというものでございます。

2款の繰入金9万3,000円、これにつきましては、歳入歳出相殺した中で一般会計

からの9万3,000円の追加をお願いしたいというものでございます。

4款の諸収入8万8,000円減額でございます。この関係につきましては、宮田大藪線の道路改良計画上に布設してございます農集排管道移設に伴うところの業務委託料の事業費確定による減額でございます。

5款の分担金及び負担金7,000円の減額でございます。この関係につきましては、起債対象工事及び起債対象外工事というものを相殺した中、事業費13万5,500円の5%部分の減額と分担金の5%部分の7,000円でございます。

8款の町債130万円の減額でございます。内容につきましては、補助分の需用費の確定により減額133万6,000円に伴う減額でございます。

合計で126万3,000円の減額をお願いしたいというものでございます。

続きまして、3ページの農業集落排水事業費126万3,000円の減額についてご説明いたします。主なものといたしましては、事業費確定による端数整理が主なものでございますけれども、明細書の方に記載してございますように建設費の工事請負費につきましては、外構工事におけるところの舗装面積の追加の関係でございますので、起債対象ではございませんけれどもそのようなもので若干の増額をお願いしたいというものでございます。

最後に2表の関係の地方債の関係、4ページでございます。この関係につきましては、補正後の金額で130万円の減額をお願いしたいというものでございます。これにつきましても、単独工事の関係の減額をしたいというものでございます。

最後になりますけれども、ちなみに平成20年度末で農業集落排水事業の地方債未償還元利償還、起債の元利償還含めた中の総額でございますけれども、20年度末で18億6,535万3,000円でございます。

以上、雑駁ですけれども町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（栗田政行君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第19号は、産業建設常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第 2 1 議案第 2 0 号 平成 2 0 年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正
予算（第 2 号）

議 長（栗田政行君） 日程第 2 1、議案第 2 0 号 平成 2 0 年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業
特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明を申し上げます。議案第 2 0 号 平成 2 0 年度吉岡町住宅新築資金等
貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、歳入歳出予算の補正は、第 1 条に予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額
並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表・歳入歳出予算補正」によるというもの
であります。なお、本予算には、歳入歳出の総額における増減の変更はありませんが、歳
入においてのみ貸付事業収入、県支出金及び繰入金の増減額による変更をお願いする補正
予算でもあります。

なお、詳細につきましては町民生活課長に補足説明をいたさせますので、ご審議の上、
原案可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（栗田政行君） 町民生活課長。

〔町民生活課長 齊木静夫君発言〕

町民生活課長（齊木静夫君） それでは、議案第 2 0 号 平成 2 0 年度吉岡町住宅新築資金等貸付事
業特別会計補正予算（第 2 号）について、町長の補足説明を行います。

今回の補正の予算は、歳入歳出予算の総額における増減の変更はございませんが、歳入
において貸付事業収入の納入状況を推計した減額と県支出金では補助金交付決定に伴う
減額を行うものでございます。そのために不足する財源を一般会計から繰り入れる財源充
当の増額をお願いするものでございます。

内容につきましては、2 ページの「第 1 表・歳入歳出予算補正」で概要を説明いたしま
す。歳入のみの補正でございますが、1 款の貸付事業収入は貸付金の元金、利子、合わせ
まして 2 3 万円を減額し、補正後の金額を 1, 0 3 3 万 5, 0 0 0 円にしたいというもの
でございます。収入率を 6. 6 8 %に見込んでおります。

2 款の県支出金は、特定事業収入の 1 6 万円の減額を行い、補正後の金額を 1 1 2 万 4,
0 0 0 円にしたいものでございます。

最後に 3 款の繰入金は、3 9 万円を増額し、補正後の一般会計からの繰入金を 1 9 7 万
円にしたいというものでございます。

以上、雑駁な説明でございますが、町長の補足説明といたします。よろしくお願いいた

します。

議長（栗田政行君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第20号は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は総務常任委員会に付託します。

日程第22 議案第21号 平成20年度吉岡町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）

議長（栗田政行君） 日程第22、議案第21号 平成20年度吉岡町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明を申し上げます。議案第21号 平成20年度吉岡町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）につきまして提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ636万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億4,444万5,000円としたいものであります。補正内容につきましては、歳出の医療諸費の減額による歳入法定負担割合の負担額を減額させていただき補正となっております。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（栗田政行君） 斉木健康福祉課長。

〔健康福祉課長 斉木洋明君発言〕

健康福祉課長（斉木洋明君） それでは、議案第21号 平成20年度吉岡町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）の町長の補足説明を申し上げます。

今回お願いしております補正額につきましての歳入歳出予算の総額は、先ほど町長の提案理由の中での報告のとおりでございますので、割愛させていただきます。内容につきまして、2ページ、3ページの「第1表・歳入歳出予算補正」で概略を説明申し上げます。

まず、2ページの歳入でございますが、1款支払基金交付金につきましては468万3,000円の減額ですが、主なものは変更交付決定額に基づき医療費交付金において449万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。

2款国庫支出金につきましては186万2,000円の減額ですが、主なものは変更申請額に基づき減額補正をお願いするものでございます。

3款の県支出金につきましては3万2,000円の増額ですが、主なものは変更申請額に基づき増額補正をお願いするものでございます。

4款の繰入金につきましては41万9,000の減額をお願いするものでございます。

6款の諸収入につきましては57万2,000円の増額補正をお願いするものですが、交通事故による第三者納付金による納付があったためでございます。

次に、3ページの歳出でございますが、1款総務費におきましては、17万円の減額補正をお願いしておりますが、補正による計数整理でございます。

2款の医療諸費におきましては619万円の減額補正をお願いしましたが、9カ月間の医療給付費の支払い状況等を勘案し、今後推計される医療費を残して減額をお願いするものであります。

大変雑駁な説明でございますが、21号にかかわる町長の補足説明にかえさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（栗田政行君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第21号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は文教厚生常任委員会に付託します。

日程第23 議案第22号 平成20年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議長（栗田政行君） 日程第23、議案第22号 平成20年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 議案第22号 平成20年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,245万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億3,627万1,000円としたものであります。補正の内容につきましては、歳出の保険給付費、地域支援事業費の減額に伴う歳入の法定負担割合による各々の負担額を減額させていただくとともに、年度内に歳入の見込みのない国庫負担金を介護給付費準備基金で立てかえ払いをお願いする補正となっております。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（栗田政行君） 斉木健康福祉課長。

〔健康福祉課長 斉木洋明君発言〕

健康福祉課長（斉木洋明君） 議案第22号 平成20年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の町長の補足説明を申し上げます。

今回お願いしております補正額につきましての歳入歳出予算の総額は、先ほど町長の提案理由の中での報告のとおりでございますので、割愛させていただきます。内容につきましては、2ページ、3ページ「第1表・歳入歳出予算補正」で概略を説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、1款保険料につきましては35万円の補正をお願いしておりますが、内訳として現年度分特別徴収保険料で1万6,000円の減額であります。特別徴収3,179人を見込んだ数値であります。現年度分普通徴収保険料においては、36万6,000円の補正でありまして、普通徴収者461人を見込み、収納率は前年度並み99.3%を見込んでおります。

3款国庫支出金につきましては1,316万1,000円の減額補正をお願いしておりますが、内訳として1項国庫負担金で2,177万2,000円の減額ですが、国庫負担金は本来給付費の法定負担割合により交付されるわけでありまして、年度内に収入が見込めないための減額をお願いし、介護給付費準備基金から立てかえをお願いするものであります。立てかえ金につきましては、1,971万7,000円を予定しておりますが、年度内に増額交付があった場合は、繰入金を調整させていただきます。2項の国庫補助金では861万1,000円の補正をお願いしておりますが、介護報酬改定に伴うシステム改修補助分と介護従事者処遇改善臨時特例交付金による補正であります。

4款の支払基金交付金につきましては796万8,000円の減額をお願いしておりますが、支払基金交付金は本来給付費の法定負担割合31%が交付されるわけですが、変更

交付決定が3月末日になるため、納付額が未定のため介護給付費準備基金から立てかえをお願いするものです。なお、立てかえ金につきましては441万円を予定しておりますが、年度内に増額交付があった場合は繰入金を調整させていただきます。

5款県支出金につきましては185万1,000円の減額をお願いしておりますが、給付費に対する公費負担割合12.5%によるものです。

7款の繰入金につきましては1,017万4,000円の補正をお願いしておりますが、1項一般会計繰入金につきましては、1,120万1,000円の減額をお願いしておりますが、内訳として介護給付費繰入金として143万5,000円の減額ですが、これは公費負担割合12.5%によるものです。また、その他一般会計繰入金として、959万円の減額補正をお願いしておりますが、地域支援事業の事業規模修正による減額であります。2項の基金繰入金につきましては、2,137万5,000円の補正をお願いしましたが、主に先ほどの国庫支出金並びに支払基金交付金の立てかえ金によるものであります。このことにより介護保険準備基金の補正後の残高は1,373万180円となりますが、立てかえをしませんと残高は3,785万7,000円となります。

次に、歳出でございますが、1款総務費においては5万8,000円の補正をお願いしておりますが、内訳として介護報酬改定に伴う電算システム改修費82万9,000円の増額と補正による計数整理を相殺した補正であります。

2款の保険給付費においては1,147万8,000円の減額をお願いしておりますが、内容的には9カ月間の給付費を勘案して補正をお願いするものであります。参考までに、本年度の1月末の段階で509人が介護認定を受けておまして、居宅サービスを利用されている人は290人、前年度同期と比較して22人の増、施設サービスを利用されている方は97人、前年度同期と比較して4人の増であります。

4款地域支援事業費においては923万6,000円の減額補正をお願いしておりますが、内訳として1項介護予防事業では684万8,000円の減額ですが、当初計画しました生活機能評価の医師会への委託料単価の修正と介護予防事業費の減額によるものであります。2項の包括的支援事業では238万8,000円の減額ですが、当初地域包括支援センターで保健師を1名雇用することになっておりましたが、当初予算と実際の雇用での差異を補正願うものであります。

5款の基金積立金につきましては820万円の補正をお願いしておりますが、議案第2号で吉岡町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定をお願いしておりますが、交付金が年度内に交付されますので全額を積み立てまして、21年度より保険料の上昇を抑制するための財源に充当させていただきます。

大変雑駁な説明でございますが、22号にかかわる町長の補足説明にかえさせていただきます。

きます。よろしくお願ひいたします。

議長（栗田政行君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第22号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は文教厚生常任委員会に付託します。

日程第24 議案第23号 平成20年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第1号)

議長（栗田政行君） 日程第24、議案第23号 平成20年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 議案第23号 平成20年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,403万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億2,595万円としたいものであります。補正内容につきましては、保険料の賦課がほぼ確定したこと、広域連合に納入する納付金等が確定したこと等に伴う補正予算でもあります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（栗田政行君） 斉木健康福祉課長。

〔健康福祉課長 斉木洋明君発言〕

健康福祉課長（斉木洋明君） それでは、議案第23号 平成20年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)の町長の補足説明を申し上げます。

今回お願いしております補正額につきましての歳入歳出予算の総額は、先ほど町長の提案理由の中での報告のとおりでございますので、割愛をさせていただきます。内容につきましては、2ページ、3ページの「第1表・歳入歳出予算補正」で概略を説明申し上げます。

す。

まず、歳入でございますが、1款後期高齢者医療保険料につきましては2,478万2,000円を減額し、予算現計額を8,476万1,000円にお願いするものであります。広域連合で定める年額保険料は、均等割額3万9,600円、所得割率7.36%が基準額であります。課税がほぼ確定になったこと及び年度の途中での制度の見直しが行われた軽減割合の拡大が行われましたが、この影響額を含んだ減額であります。ちなみに、1月末現在の被保険者でございますけれども、男が682人、女子が1,027人、合計1,709人でございます。

3款の繰入金につきましては943万9,000円を追加しまして、予算現計額を3,312万1,000円にお願いするものであります。内容につきましては、保険基盤安定繰入金が確定したこと及び広域連合負担金の増額による補正であります。

5款国庫支出金につきましては131万円の追加補正をお願いするものであります。高齢者医療制度円滑運営事業費補助金としてのパソコンのシステム改修費に対する補助金であります。

次に、3ページの歳出であります。1款総務費につきましては60万8,000円の補正をお願いしておりますが、先ほどの国庫補助金のパソコンのシステム改修費であります。既存の予算に補正を補充させていただき改修を行うものであります。

2款の後期高齢者医療広域連合納付金であります。464万1,000円減の1億1,369万2,000円にお願いするものであります。内容につきましては、保険基盤安定負担金の増額と保険料負担金の減額を相殺させていただいた補正となっております。

4款予備費につきましては、当初広域連合に納入します保険料の予備費として計上しておきましたが、納入金は市町村の収入状況により広域連合へ月々納入していくことになりましたので、1,000万円の減額という大きな補正をお願いするものであります。

大変雑駁な説明でございますが、23号にかかわる町長の補足説明にかえさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（栗田政行君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第23号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第25 議案第24号 平成20年度吉岡町水道事業会計補正予算(第3号)

議長(栗田政行君) 日程第25、議案第24号 平成20年度吉岡町水道事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長(石関 昭君) 説明を申し上げます。議案第24号 平成20年度吉岡町水道事業会計補正予算(第3号)について提案理由を申し上げます。

最初に収益的収入及び支出について申し上げます。収入につきましては、事業収益として1,172万1,000円の減額でございます。主なものといたしましては、水道使用料及び受託工事収益の減額が主なものでございます。支出につきましては、事業費用といたしまして557万1,000円の追加をお願いするものです。内容につきましては、減価償却費の追加と企業債利子償還金及び特別損失によるものでございます。

続きまして、資本的収入及び支出について申し上げます。収入につきましては6,980万円の減額でございます。支出につきましては2,500万円の減額をお願いするものであります。

詳細につきましては上下水道課長をして説明させますので、よろしくご審議、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長(栗田政行君) 岸上下水道課長。

〔上下水道課長 岸 幸一君発言〕

上下水道課長(岸 幸一君) それでは、議案第24号 平成20年度吉岡町水道事業会計補正予算(第3号)について、町長の補足説明を申し上げます。

最初に、第2条収益的収入及び支出についてでございます。収益的収入及び支出についての項目につきましては、企業の経営活動に伴い発生する収入と支出を示したものでございます。

最初に収入でございますが、第1款水道事業収益、補正予定額といたしまして1,172万1,000円の減額でございます。この減額の主なものといたしましては、水道使用料といたしまして1,000万円の減額でございます。それに受託工事収益分といたしまして、平成20年度につきましては農業集落排水事業の管路工事と受託工事が実施しませんでしたものですから、130万円の減額をお願いしたいというものでございます。なお、水道使用料の関係1,000万円の減額につきましては、精査したということによりま

すけれども、主に節水によるところと大口の使用の方の給水の減が主なものでございます。

次に、支出の関係でございます。第1款水道事業費といたしまして557万1,000円の増額をお願いしたいというものでございます。支出の關係の營業費用の主なものとしたしましては、配水及び給水費といたしまして130万円の増額でございます。内容につきましては、昨年度平成19年度で2号ポンプ井、2号ポンプ井と申しますのは、旧役場の西にございます動力の關係でございます。その動力關係の増強することによりまして、さらに強力な出力の増強を図ったという關係に伴うところの電氣量の増量すなわち電氣料でございますけれども、120万円の増額をお願いしたいというものでございます。受託工事費につきましては、歳入で示したとおり農集排の關係の管路工事を実施しませんでしたので、30万円の減額をお願いしたいということでありまして、次の減価償却費につきましては、施設等の増に伴いまして20年度につきましては786万4,000円の増額をお願いしたいというものでございます。次に、營業外費用になりますけれども、營業外費用といたしまして367万1,000円の減額をお願いしたいというものでございます。内容につきましては、利息分並びに消費税分を相殺する中で減額をお願いしたいというものでございます。最後に、特別損失ということで132万4,000円でございます。この關係につきましては、損益修正損といたしましては今回初めてなんですけれども、不納欠損の關係で平成12年以前の宛先等が詳細に出ないという關係で11名分の不納欠損という形で132万4,000円の減額を特別損失という形でお願いしたいというものでございます。

次に、資本的収入及び支出の關係についてご説明いたします。この資本的収入及び支出の關係でございますけれども、この項目につきましては、企業の營業活動の円滑かつ継続的に進めるために施設の設備拡充をするために収支を渡したものでございます。

ページ数では7ページの方を開いていただきたいと思うんですけれども、まず1款といたしまして資本的収入の關係でございます。企業債といたしまして、7,000万円の減額をお願いしたいというものでございます。当初、水道關係の起債対象工事としまして、老朽管布設替え工事ということで1億円の起債を計上したわけでございますけれども、工事実施可能な期間といたしましては、7,719万6,000円、この部分、実施率にいたしまして77%実施したわけでございますけれども、残る部分についてはどうしても実施可能な期限内、年度内には実施できなかったということが主な原因で、減額になっているものでございます。

この減額の詳細な計算をちょっと申し上げますと、昨年実施いたしました20年度実施してございます關係で、消火栓が12基120万円、その通常事業費分といたしまして1,

862万5,000円、まち交分といたしまして917万4,000円、計2,899万9,000円を差し引きまして残りが4,800あるわけでございますけれども、どうしても水道事業の場合には最小必要限度の起債にとどめたいということで、4,800万円を借りるところを最大限3,000万ということで起債対応したいということで、大幅な7,000万円の減額をお願いしたいというものでございます。

それと、工事費の20万円の追加につきましては、配水管布設替え工事の産業建設課の関係のうちの方が受託している関係でございますけれども、精査によりまして20万円の増額をお願いしたいというものでございます。

最後になりますけれども、支出の関係につきまして2,500万円減額をお願いしたいというものでございますけれども、これにつきましても先ほど申しましたように、工事期間中に約77%しか工事の方ができなかったという関係で、2,000万円の減額と、それとあと500万円につきましては、委託料の関係の工事差金というもので500万でございます。合わせまして、2500万円の減額をお願いしたいというものでございます。

雑駁な説明ですけれども、以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願います。

議長（栗田政行君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第24号は、産業建設常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第26 議案第25号 平成21年度吉岡町一般会計予算

議長（栗田政行君） 日程第26、議案第25号 平成21年度吉岡町一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明を申し上げます。議案第25号 平成21年度吉岡町一般会計予算の提案理由の説明を申し上げます。

平成21年度吉岡町一般会計当初予算は、総額で6億4,740万円を計上いたしました。前年比5.7%の増となる積極的な予算でもあります。主な事業としては、道の駅設置事業に1億7,170万6,000円、温泉施設等改修工事に2億2,815万円を計上し、前浜バイパス開通に向けて吉岡町の東玄関の整備の充実に図ります。また、少子化対策及び子育て支援対策として、妊婦健診の無料化を5回から14回に拡大するために2,271万4,000円を計上し、駒寄学童保育施設建設工事費として8,540万2,000円、明治小プール建設事業に1億8,073万3,000円、吉岡中体育館建設のための実施設計業務委託料1,500万円、吉岡中学校舎増築工事のための実施設計業務委託料877万5,000円を計上いたしました。「子どもを育てるなら吉岡町」と言っていただけるような施策の充実に努めました。さらに、町の貴重な歴史遺産でもある南下古墳群を生かした公園整備を進めるため3億775万円を計上いたしました。以上、平成21年度歳出予算は活力あるまち、子育てをしやすいまちを目指して、積極的な予算編成といたしました。

各事業の財源としての歳入は、町税が1.5%増の2億2,566万4,000円、地方交付税が6.2%増の10億3,000万円、国庫支出金は38.9%減の4億1,022万4,000円、県支出金は13.1%増の3億8,018万5,000円、町債が29.4%増の7億8,380万円、財政調整基金からの繰り入れは47.8%増の6億8,706万2,000円を計上いたしました。平成21年度末の財政調整基金の残高は、14億3,127万4,000円、町債残高は50億2,283万2,000円となる見込みです。

以上、先ほど申し上げたとおり、本予算は活力あるまち、子育てをしやすいまちを目指した積極的な予算編成でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては財務課長をして説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（栗田政行君） 堤財務課長。

〔財務課長 堤 辰巳君発言〕

財務課長（堤 辰巳君） それでは、議案第25号 平成21年度吉岡町一般会計予算について、町長の補足説明をさせていただきます。

なお、本予算につきましては、3月4日開催の議会全員協議会の席上、平成21年度吉岡町一般会計予算説明資料によりまして事項別明細書の内容等全般的に説明をさせていただきましたので、本日は主な予算の内容を「第1表・歳入歳出予算」、「第2表・債務負担行為」、それから「第3表・地方債」についてのみ説明をさせていただきますので、あ

らかじめご了承いただきたいと思ひます。

それでは、第1条でございますが、総額は歳入歳出それぞれ61億4,740万円と定めたいものでございます。前年度当初予算と比較しますとプラス5.7%、金額にしますと3億2,980万円の増額となるものでございます。また、20年度3月補正後の予算と比較しますとプラス1.6%、金額にして9,554万1,000円の増額となります。

それから、第2項歳入歳出予算の款項の区分につきましては、「第1表・歳入歳出予算」によるというものでございます。

第2条の債務負担行為、第3条の地方債につきましては、後ほど「第2表・債務負担行為」、「第3表・地方債」で説明をさせていただきます。

第4条の一時借入金につきましては、最高限度額を5億円と定めるものでございます。

第5条の歳出予算の流用につきましては、前年と同様でございますので省略をさせていただきますと思ひます。

それでは、6ページをお開き願ひたいと思ひます。「第1表・歳入歳出予算」でございます。

まず、歳入、第1款町税でございますが、対前年比1.5%増、金額で3,161万5,000円の増額となる21億2,566万4,000円を計上させていただきました。1項の町民税は9億8,014万5,000円で、うち個人町民税は納税者の増加などにより0.8%増の8億2,582万3,000円、法人町民税は20年度の決算見込みから推計して2.4%増の1億5,432万2,000円を見込みました。2項固定資産税につきましては、宅地等の開発による増などから対前年比2.1%増の9億6,994万9,000円を見込みました。3項軽自動車税は、12.0%増の3,636万9,000円を、4項町たばこ税は0.6%増の1億2,829万7,000円、5項入湯税は12.7%減の1,090万4,000円をそれぞれ見込みさせていただきました。

2款地方譲与税でございますが、対前年比7.7%減の1億136万1,000円を計上いたしました。内訳は、1項地方揮発油譲与税が1,986万5,000円、2項自動車重量譲与税が7,487万4,000円、3項地方道路譲与税662万2,000円でございます。

3款利子割交付金は前年と同額の629万7,000円を、4款配当割交付金は対前年比58.2%減の300万円を、5款株式等譲渡所得割交付金は対前年比78.0%減の100万円を、6款地方消費税交付金は前年と同額の1億3,051万2,000円を、7款ゴルフ場利用税交付金は前年と同額の150万9,000円を計上いたしました。

8款自動車取得税交付金は対前年比40.9%減の3,539万2,000円を計上いたしました。内訳は、自動車取得税交付金が2,654万4,000円、旧法による自動

車取得税交付金が884万8,000円でございます。

9款地方特例交付金は、対前年比13.1%減、金額では608万3,000円の減額となる4,039万6,000円でございます。1項の地方特例交付金では、住宅ローン減税にかかわる住民税の減額措置の創設による減収補てん特例交付金2,500万円を見込み、3,600万3,000円とし、2項の特別交付金は439万3,000円を計上いたしました。

7ページをごらんいただきたいと思います。10款地方交付税でございますが、対前年比6.2%の増、金額では6,000万円増の10億3,000万円とさせていただきます。20年度3月補正後との比較では1.5%の減、金額にして1,562万8,000円の減額となっております。うち、普通交付税については、対前年比6.8%の増、金額では6,000万円の増額となる9億4,000万円を計上いたしました。

11款交通安全対策特別交付金は、対前年比6.5%の増、金額では60万円の増額となる490万円を、12款分担金及び負担金は対前年比5.2%の増、金額では732万7,000円の増額となる1億4,783万円を計上いたしました。主なものは、保育運営費保護者負担金1億3,544万1,000円、学童保育保護者負担金960万1,000円などでございます。

13款使用料及び手数料は、前年とほぼ同額の3,359万円を計上いたしました。1項使用料では2,256万円を計上、住宅使用料などの土木使用料1,615万6,000円、体育施設、文化センターなどの教育使用料590万1,000円などでございます。2項手数料1,103万円を計上、納税証明、印鑑証明などの総務手数料979万7,000円などでございます。

14款国庫支出金は、対前年比38.9%の減、金額では2億6,120万4,000円の減額となる4億1,022万4,000円でございます。1項国庫負担金2億9,361万8,000円を計上、保育運営費1億1,977万5,000円、被用者児童手当5,024万1,000円、介護給付費5,957万8,000円などでございます。2項国庫補助金1億928万4,000円を計上いたしました。国保基盤安定補助金625万2,000円、まちづくり交付金は事業量の減少に伴いまして2億2,300万円減額の5,200万円、強い農業づくり交付金2,000万円などでございます。3項国庫委託金は732万2,000円を計上させていただきました。

15款県支出金は、対前年比13.1%の増、金額では4,404万3,000円の増額となる3億8,018万5,000円でございます。1項県負担金1億7,150万6,000円を計上、保育運営費5,988万8,000円、被用者児童手当628万1,000円、介護給付費2,978万9,000円などでございます。2項県補助金1億5,

973万2,000円を計上、国保基盤安定補助金4,194万8,000円、地域子育て支援拠点事業補助金499万円、医療費は前年とほぼ同額の6,808万2,000円、隣保館県補助金348万9,000円、新規といたしまして地域資源活用推進事業500万円などがございます。3項県委託金4,894万7,000円を計上しました。県税取扱事務費3,560万円などがございます。

16款財産収入は、対前年比5.6%の増、金額では87万2,000円の増額となる1,635万円でございます。1項財産運用収入は1,634万7,000円を計上、町有財産貸付収入、利子収入などがございます。2項財産売払収入は3,000円を計上いたしました。

17款寄付金は、前年より9万円の増額となる10万円を計上いたしました。

18款繰入金は、対前年比56.8%の増、金額では2億9,054万2,000円の増額となる8億185万円でございます。1項特別会計繰入金7,000円を計上、2項基金繰入金8億184万3,000円を計上、湯水対策施設維持管理基金繰入金は前年に比べ2,630万円の減額となる1,799万4,000円、財政調整基金繰入金を前年度に比べ2億2,205万5,000円の増額となる6億8,706万2,000円としました。これにより、財政調整基金の平成21年度末における残高を14億3,127万4,000円に予定しております。教育文化振興基金繰入金は200万円ですが、東京都在住の武藤氏から図書購入にとご寄附をいただいた1,000万円を武藤文庫として運用するものがございます。ふるさと創生基金繰入金は、9,478万7,000円で、10款教育費の学校建設費等に充当するものがございます。

8ページをごらんください。19款繰越金は、前年と同額2,000万円でございます。

20款諸収入は、対前年比48.7%の増、金額では2,406万円の増額となる7,344万円でございます。1項延滞金加算金過料60万3,000円を計上、2項預金利子61万円を計上、3項貸付金元利収入1,010万円を計上、勤労者生活資金融資預託金1,000万円などがございます。4項受託事業収入は899万5,000円を計上、水道事業からの湯水対策施設管理費600万円などがございます。5項雑入5,313万2,000円を計上、検診負担金425万4,000円、文化センター事業入場券売払収入280万円、オータムジャンボ宝くじ市町村交付金359万5,000円、新規で後期高齢者広域連合派遣職員人件費負担金505万円、地域活動支援センターよしおか負担金1,350万円、道の駅物産館出荷組合負担金500万円などがございます。

21款町債は、対前年比29.4%の増、金額では1億7,820万円の増額となる7億8,380万円でございます。内容につきましては、後ほど「第3表・地方債」で説明申し上げます。

次に、9ページをごらんください。歳出でございます。

まず、第1款議会費は、対前年比1.0%の減、金額では84万2,000円の減額となる8,745万1,000円でございます。議員報酬、議員期末手当、議会広報費、会議録委託料などがございます。

2款総務費は、対前年比28.8%の増、金額では2億1,363万6,000円の増額となる9億5,419万7,000円でございます。1項総務管理費は8億1,668万3,000円を計上、主なものは自治会事務委託料に3,108万円を計上、広報印刷費に506万6,000円、庁舎内外の清掃保守点検委託料に1,949万3,000円、渋川広域負担金一般経費に2,352万9,000円、財政調整基金積立金に1,992万3,000円、道路交通安全施設等工事費に587万円、電算業務における総合行政システム等の委託料、リース料、9,203万円、緑地公園の指定管理料2,362万5,000円、温泉施設改修工事費用2億365万円などがございます。2項徴税費は8,845万2,000円を計上、主なものは臨時賃金396万7,000円、新築家屋調査業務委託料509万2,000円、固定資産基礎資料修正業務委託料として458万3,000円、法人町民税確定申告等還付金のために町税還付金1,300万円を計上いたしました。3項戸籍住民基本台帳費は2,882万5,000円を計上、主なものは戸籍電算化委託料、リース料、549万6,000円でございます。4項選挙費は、衆議院議員選挙費などで1,079万1,000円を計上、5項統計調査費は902万4,000円を計上、農林業センサスなどの各種統計調査などがございます。6項監査委員会費は42万2,000円を計上いたしました。

3款民生費は、対前年比11.4%の増、金額では1億6,593万5,000円の増額となる16億1,817万4,000円でございます。1項社会福祉費は8億551万4,000円を計上、主なものは町民特別無料招待券に伴う温泉施設使用料870万2,000円、社会福祉協議会補助金2,414万1,000円、老人保護施設入所委託料697万3,000円、シルバー人材センター運営費用補助金580万円、敬老年金490万円、介護慰労金795万円、介護保険事業特別会計繰出金として対前年35万4,000円増額の1億2,529万5,000円、住宅新築資金等貸付事業特別会計繰出金129万4,000円、障害者福祉費で地域活動支援事業1,890万円、旧法施設支援費7,438万円、医療福祉費で扶助費医療費に1億8,468万2,000円、老人センター管理料2,110万円、後期高齢者医療費に1億4,525万4,000円などがございます。2項児童福祉費は8億1,264万5,000円を計上しました。主なものは児童手当費に2億1,533万円、保育所運営委託料4億3,954万9,000円、地域子育て支援センター運営委託料に748万5,000円、延長保育などの保育補助金に2,

201万8,000円、駒寄学童保育施設新設工事に8,217万3,000円などでございます。3項災害救助費に4,000円を、4項生活保護費に1万1,000円をそれぞれ計上しました。

4款衛生費は、対前年比10.5%の増、金額では5,332万8,000円の増額となる5億6,334万5,000円でございます。1項保健衛生費の3億7,986万7,000円を計上、主なものは渋川広域組合負担金、火葬場費3,167万3,000円、国民健康保険事業特別会計繰出金は1億円、水道事業会計繰出金は4,000万円、予防接種委託料2,644万4,000円、妊婦健診の公費拡大に伴う妊婦健康診査委託料に2,271万4,000円、老人健康診査等委託料2,134万1,000円、浄化槽設置整備事業補助金562万8,000円、保健センターの清掃保守管理委託料に493万円などでございます。2項清掃費は1億8,347万8,000円を計上、主なものは一般ごみなどの収集委託料として3,823万1,000円を、渋川広域組合負担金、し尿処理1,695万円、塵芥施設1億2,230万3,000円などでございます。

5款労働費は、対前年比1.1%の減、金額では25万8,000円の減額となる2,383万7,000円でございます。1項労働諸費で主なものは、勤労者住宅資金利子補給1,278万円、勤労者生活資金融資預託金1,000万円などでございます。

6款農林水産業費は、対前年比47.7%の増、金額では1億3,111万円の増額となる4億568万8,000円でございます。1項農業費3億8,919万5,000円を計上、主なものは農業委員等報酬519万5,000円、道の駅駐車場、トイレ浄化槽設置工事で1億1,000万円。物産館新築工事3,500万円、畜産環境対策事業補助金に142万4,000円を、群馬用水事業市町村負担金に1,175万1,000円、湧水対策施設維持管理に係る電気料として2,160万円、農業集落排水事業特別会計繰出金9,988万2,000円を計上いたしました。2項林業費1,649万3,000円を計上、主なものは県治山事業負担金200万円、町有林管理委託料81万9,000円、県単間伐推進対策事業費負担金93万8,000円などでございます。

7款商工費は、対前年比19.1%の増、金額では579万9,000円の増額となる3,610万4,000円でございます。1項商工費で主なものは、小口資金窓口業務・緊急雇用対策事務委託料180万円、商工会振興事業補助金は670万円、内訳は一般補助630万円と企業永年勤続従業員報奨ということで町と商工会の共済事業に40万円、中小企業制度利子補給537万9,000円、道の駅観光情報センター設置工事に1,000万円などでございます。

8款土木費は、対前年比29.7%の減、金額では2億9,285万7,000円の減額となる6億9,468万4,000円でございます。1項土木管理費2,161万7,

000円を計上いたしました。10ページをごらんください。2項道路橋梁費3億474万2,000円を計上、主なものは道路維持に係る道路台帳更新委託料660万円、道路清掃委託料521万5,000円、中学校池端線、駒小半田線などの道路維持補修工事に3,300万円、道路新設、改良費に係るものとして元屋敷辻下線ほかの測量設計委託料に1,785万円、北下集会所北線ほか工事費1億9,300万円、それから、道城原中線ほか電柱などの補償費に850万円を、橋梁補修工事費に480万円などでございます。3項河川費は454万7,000円を計上、普通河川改修工事300万円、ふれあいやすらぎ公園除草委託料151万6,000円などでございます。4項都市計画費は3億6,060万8,000円を計上、主なものは上野田公園の除草業務委託料に600万円、都市計画道路宮田大藪線の工事費に9,250万円、宮田大藪線の電柱移転補償費に1,000万円、公共下水道事業特別会計繰出金に2億1,447万5,000円などでございます。5項住宅費は317万円を計上、本宿団地の維持補修工事として181万円を計上してございます。

9款消防費は、対前年比10.3%の増、金額では2,931万8,000円の増となる3億1,522万1,000円でございます。1項消防費で主なものは、団員報酬751万9,000円、消防団への事業委託料として273万5,000円、第3分団詰所建設設計委託料270万円、建設工事に3,000万円、渋川広域組合負担金、消防施設に2億4,449万5,000円、備蓄用の保存購入費に90万円、無線放送施設個別受信機購入費に200万円などでございます。

10款教育費は、対前年比3.3%の増、金額では3,368万5,000円の増額となる10億5,689万6,000円でございます。1項教育総務費1億35万9,000円を計上しました。主なものは、学級補助員などのマイタウンティーチャ 賃金等として1,552万6,000円、幼稚園就園奨励費は1,810万2,000円、私立幼稚園運営費補助金100万円などでございます。2項小学校費2億8,931万2,000円を計上、主なものは清掃保守点検委託料として948万5,000円、パソコンリース料2,787万5,000円、教材図書などの備品購入費530万5,000円、給食事業特別会計繰出金371万6,000円、学校建設費には明治小学校プール新築に伴う施工監理業務、建設工事費、用地買収費等に1億8,067万3,000円を計上いたしました。3項中学校費1億747万7,000円を計上、清掃保守点検等委託料に381万6,000円、パソコンリース料1,162万7,000円、教材用などの備品購入費371万円、給食事業特別会計繰出金169万2,000円、施設整備では屋外運動場改築工事実施設計、校舎増築工事実施設計業務委託などに2,398万5,000円、屋内運動場改築に伴う補償費1,600万円を計上いたしました。4項社会教育費には4億3,

903万円を計上、図書館費では図書、CD、書架などの購入費に918万7,000円を計上、この中には武藤文庫図書購入費200万円などが含まれています。文化センター費では、清掃機械設備保守点検委託費用1,356万1,000円、自主事業委託料に700万円、文化財保護調査費では南下古墳群の整備を図るため実施設計業務委託料に601万円、公園整備に5,000万円、用地買収費及び補償費に2億5,000万円を計上いたしました。5項保健体育費は3,653万1,000円を計上、体育協会への事業委託料、補助金合わせまして283万円、プール管理委託料224万円、社会体育施設耐震診断委託料などに553万4,000円でございます。6項給食センター費8,418万7,000円を計上いたしました。施設、調理機械保守点検委託料等に206万5,000円、新規分として食器の更新として備品購入費に862万2,000円を計上いたしました。

11款災害復旧費は、前年同額の1万5,000円でございます。1項公共土木施設災害復旧費に6,000円、2項農林水産業施設災害復旧費に9,000円をそれぞれ計上しました。

12款公債費は、対前年比2.3%の減、金額では911万8,000円の減額となる3億8,181万1,000円を計上いたしました。

13款諸支出金は、7万5,000円を計上、1項諸支出金は1,000円、2項土地開発基金費は7万4,000円をそれぞれ計上いたしました。

14款予備費は、990万2,000円を計上いたしました。

次に、11ページをごらんいただきたいと思います。「第2表・債務負担行為」でございますが、内容は土地開発公社の借入金に対する債務保証でございます。期間は平成21年度から債務完了の年度までということで、限度額は1億2,469万7,000円に約定利子を加えた額でございます。次に、用地購入費が3件、道の駅用地、駒寄小学校用地、八幡山テニスコート用地でございますが、期間、限度額については記載のとおりで、3件で1億2,469万7,000円に約定利子を加えた額でございます。次に、投票人名簿システム構築事業は、期間は平成21年度から債務完了の年度まで、限度額については88万2,000円でございます。

12ページをごらんいただきたいと思います。「第3表・地方債」でございます。21年度に予定しておりますのは3件でございます。一つは、臨時財政対策債、対前年9,250万円増の2億9,630万円でございます。次に、一般単独一般事業債、これは消防防災施設整備事業で2,450万円を予定しております。それから、一般補助施設整備等事業債、これはまちづくり交付金事業でございますが、対前年比15.2%の増、金額にいたしまして6,120万円の増、4億6,300万円を予定しております。合計します

と、対前年比29.4%の増、金額にいたしまして1億7,820万円増の7億8,380万円を予定しております。起債の方法、利率償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

以上、雑駁ですけれども、平成21年度の一般会計予算の町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（栗田政行君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、休憩にいたします。

再開を35分にいたします。

午後3時18分休憩

午後3時35分再開

議長（栗田政行君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） まず、歳入でお伺いしますけれども、町税の中で個人、法人、あるいは固定資産税、軽自動車税が主なものでありますけれども、この中で21年度の町税に対し、滞納繰り越し分をみんな足しますと3,000万近い額になろうかと思うんですけれども、まず、今年度の徴収額をその滞納額の、前回は聞きましたけれども、何%見込んだかというのと、延滞利息は年14.6%だから、この予算書にありますと、これはページで言うと30ページですけれども、歳入の諸収入の延滞金というところで60万見ているわけがありますけれども、3,000万近く、実際で言えば2,800万か900万ですけれども、これに対して60万といえますと14.6%ですと少ないような気がするんですけれども、滞納していて、それは短期間の滞納であればこういう額になるでしょうけれども、それが長きにわたって滞納があったというのでそれが入ってきた場合というのは、この額はもっと多くなるかと思うんですけれども、これについてはどうなんでしょうか。まず、この点についてお尋ねをします。

議長（栗田政行君） 堤財務課長。

〔財務課長 堤 辰巳君発言〕

財務課長（堤 辰巳君） 小池議員さんの質問についてですけれども、町税の滞納繰り越し分、どのくらいの歳入を、収納を見込んでいるかと、このような質問だと思うんですけれども、19年度決算で滞納繰り越し分については町民税大体27%ぐらい、固定資産税20%ぐらいということで、21年度につきましても、その辺の額から推計した数字ということをや

ってございます。また、30ページの延滞利子が60万円ということで少ないのではないかとというようなご指摘ですけれども、19年度の決算では123万2,000円の延滞金だったんですけれども、当然、延滞しているものについて全部14.7%徴収できれば当然この額より徴収額は多いかなという感じでありますけれども、実態といたしましては、差し押さえのしてあるものとかそういうものとか一部しか入っておりませんので、実際的にはこの額は低いと、こんなようなことで考えております。以上でございます。

議長（栗田政行君） 2番小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） 全然言っていることがわからない。一つずつ言いますよ。町税の個人町民税の中で滞納繰り越し分というのが1,125万円を見ているということなんですけれども、本来はこれははっきり言わなくていいですよ、これは決算ではありませんから出てませんから、おおよそのこの年度では幾らあってその中のこれは何%見込んだのか。そしてまた、町税の法人税では実際には滞納繰り越し分では54万と見ておりますけれども、予定されるこの年度は大体どのくらいあって、その中のこれが何%であったのか。全部27%じゃないと思うんですけれども。それから、固定資産税は滞納繰り越し分が1,770万あって、この中ではどれだけを見込んだのか。そして、軽自動車税についてはまたほかの税とは目的がちょっと違うもんですから、払わないと次に乗り出せないというのがあるから、中には廃車してしまっただけで払わないというのもあるでしょうけれども、この中で実際には何%見込んでいるのかと。何%というのを聞いています。だから、その全体のうちの各それぞれの項目で滞納部分を何%、幾らあってその中の何%を見込んだかというものを聞きます。よろしいですね。幾らあって何%見込んだか。

そして、ここにありました先ほど言いました30ページに延滞金が60万ある。それで、去年の決算ではこれが123万円入ったということですよ、決算時で。ということは、大体そのくらいはこれは見込めるんじゃないんですか。だから、この見込んでいるその数字が、後から補正をすればいいというものじゃありませんから、予算というのはその中でその年度最大限見積もるということですから、延滞金が、ふえればいいことなんですけれども、倍にも3倍にもなっちゃうなんていうことは笑えない話ですから、予算というのは最大限正しく見込むということですから、またそのために努力をするということですから。だから、ここには必ず整合性があるんですよ。でも、いつもそちらの答えですと答えに整合性がない。去年は123万あったわけですから、ことしがその半分ということはどうも考えにくい。だから、この辺は聞いていると、どうも腰だめみたいなものでとりあえず出しておいて、またそれをもっと税が徴収ができればまた補正でここに上げればいじやないかという考えを持っている、これはとんでもない間違いですからね。だから、先ほど言

いました。現在どのくらいあって、そしてその中で今年度は何%、どのくらいを見込んでいるのかという、その額に比例をするわけですね、延滞利息というのは、14.6%というのは、一つの額に対して比例をしていくわけですから。比例してこなかったら滞納したけれども延滞利息をまけてあげちゃうような話になってしまうわけですから。そういうことはないと思うんです。だから、そのお金が入ったときはそれも当然見られるわけですから。そうすると、ここには整合性がなければならないわけです。

それともう一つ、この滞納という中で聞いておきたいのは、これまでも財産の差し押さえ等をしているとはいう話でありますけれども、ものによりますと、私はすべてを差し押さえをして競売に付せばいいという考えを持っていませんけれども、地方税法の中では滞納した場合にはそれは差し押さえをしなければならない。では、その差し押さえとは何のためにするかというと、これは脅しじゃなくて、それを差し押さえてそれを競売に付して税を徴収するというのは法律で決められているわけなんですよね。私はそれをすべて実行しろとは言っていませんけれども、そういうことだというのは理解してもらう上で、また、そういう考えを持って税の徴収には当たらないと、この額というのはどんどんふえるばかりで、これは町の財政運営に対して大きな支障を来す事柄でありますから、その辺も含めて今年度どういう方針でこの税の滞納には取りかかっていくのか、あわせて明快な答えを聞きたいと思います。先ほどのようなわけの分からない答弁ではなくて確固としたちゃんとした答えを得たいと思います。

議長（栗田政行君） 堤財務課長。

〔財務課長 堤 辰巳君発言〕

財務課長（堤 辰巳君） それでは、町民税滞納繰り越し、1,125万円の根拠ということですが、滞納金額7,500万円の15%ということで見込んでございます。それから、54万円ですが、これにつきましても360万円の15%の徴収率54万円を見込んでございます。それと、固定資産税1,770万円、これにつきましても15%で見込んでおります。（「幾ら」の声あり）金額でございませうか。（「幾ら」の声あり）滞納繰り越し分が9,000万円の15%と20年度も滞納繰り越し分があるんですが、2,800万円の15%ということで、1億1,800万円の15%ということで見込んでございます。一応予算的には全部15%、今までの実績が20%以上っておりますので当然徴収努力でこれは上向きにはさせたいということですが、当初予算ということで歳入欠陥が起きてはならないということで、若干低目の予算ではあります。

それと、延滞利子でございませうけれども、今回60万円、それで19年度決算が123万2,000円、当然19年度123万で60万円はどういうことかと、この根拠ということなんですけれども、それと、今回3月補正で延滞金を60万円から90万円を増額し

て150万円というようなことで見させていただいておるのですが、当初予算を計上するときに予算額的にも検討したのでございますが、今回の90万円の補正額については大きなホテルの分の額が非常に大きいということで、この辺を見込めるかということで協議したんですが、見込まない、始めから計算できないというようなことで60万円ということで予算的には計上させていただいております。

また、税の徴収の取り組みについてなんですけれども、今現在税務室が中心になって税の徴収に取り組んでおりますけれども、徴収嘱託職員もおりましていろいろやっておるんですが、また12月には管理職も滞納整理に出向いたというようなことでございますけれども、また財務課では財政室と税務室があるんですが、今も財政室では12月からの引き続きで滞納整理にも取り組んでいるということで、いずれにしましても、また税の徴収については町全体、職員全体で取り組んでいかなければならないかな、こんなようなことを考えております。よろしくお願いたします。

議長（栗田政行君） 2番小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

- 2番（小池春雄君） まず1点は、先ほど軽自動車税というのは性質が違いますけれどもどうですかということには答えていません。そう見ますと、15%見たということであれば、その中の各それぞれの、さっきの話を聞いていると、大手ホテル等のものがあるからあっても見込めないものもあるということですが、ではこれを細分化してみると、この中にある町税の中のまずは個人、法人、それから固定資産税、軽自動車税とある中で、その中で60万という延滞利息がありますけれども、それを分解するとこの中ではどういう割合になっているんですか。本来だったら、それを積み上げたものがここに出てくるわけでしょう。そんなアバウトなものじゃないわけでしょう。当然、これだって欄を立てる以上、どこからかちゃんととってくるんですから、適当にその数字をはめておけばいいってことじゃないわけでしょう。そうであれば、当然のことながらこの中で滞納繰り越し分が来ればその中には滞納繰り越し分とそこに加算金、延滞利息はついてくるわけですから。そうすると、ではこの四つの項目の中で、15%で見るのはいいですよ、60万円になった、その積み上げの根拠はどこにあるんですか。上から60万円になったその60万円の根拠はどこにあるんですか。だから、おかしいんです。そこにちゃんと根拠ができていけばいいですよ。ないでしょう、でも。ありますか。でも、本来は予算ってそうすべきことでしょう。そうでなければ、みんな腰だめって言われてしまうんです。予算そのものが腰だめなんて言ったら話にならないですよ。だって、先ほども言ってるの、補正の中でもそうしたって言うんでしょう。だから、小さく見ておいて後から大きくして入れればいいやという考えというのは、町の予算の立て方では一番だめなことですよ。

予算を最大限に、ないものがあるように見積もってもだめですけれども、正しく見積もることというのは、町の予算が正しい予算ですから、そのために皆さんが積み上げた数字であれば私たちも納得できるんですけれども、そうじゃなくて適当にはめておいた数字なんてだめですよ。もしもそれでも答えられるんだったら教えてください。この中にありますそれぞれの60万円を分解すると、それぞれ四つの延滞利息あるけれどもそこに当てはめるとどうなるのかというものを。

議長（栗田政行君） 堤財務課長。

〔財務課長 堤 辰巳君発言〕

財務課長（堤 辰巳君） 先ほどの、ちょっとページの関係も落としてしまったんですが、軽自動車税も15%ということで見させていただいております。（「幾ら」の声あり）290万円の15%ということで、43万5,000円を見させていただいております。それと、60万円の根拠ですけれども、町民税が幾ら、そのうち固定資産税から幾ら、というようなことは本来すべきなのではと思うのですが、実際してございません。申しわけございません。

議長（栗田政行君） ほかにございませんか。

1 番坂田議員。

〔1 番 坂田一広君発言〕

1 番（坂田一広君） 南下古墳群の件でお伺いしたいんですけれども、20年度の当初予算で見ますと、用地購入費が2億7,570万円であるところ、今年度においては2億5,000万円、立木等補償費が2,300万が3,040万円になっていると。これは何か事情が変わったんでしょうか。群落が随分変わっているようでございますけれども、この金額の変化というのは、どのような理由からかという点が1点と、あと、工事費で5,000万円ほど計上されておりますけれども、どのような公園というものを予定しているのか伺いたいと思います。

議長（栗田政行君） 大友教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大友幾男君発言〕

教育委員会事務局長（大友幾男君） まず、平成19年度の南下古墳群事業の関係なんです、昨年予算と比較してどうかということなんです、昨年の予算については、まだ土地の鑑定評価等を行っておりませんので、概算で予算要求をさせていただきました。21年度については、鑑定評価等も出ておりますので、ある程度成果があって計上させていただきました。土地の関係も現地調査をいたしましたので、調査の結果、補償を予算化するという形になっております。

あと、工事の関係はどんなことをするかということなんです、町の内訳というか、保存が大きな目的でありますので、余り大がかりな工事は見ておりません。植栽だとか遊歩

道の整備だとか面積等から見れば金額は少ないのではないかと思います。公園用地だとかそういう落葉樹、そういったものの植栽ということで、そんなものを計上しております。以上です。

議長（栗田政行君） ほかに。

1 番坂田議員。

〔1 番 坂田一広君発言〕

- 1 番（坂田一広君） 数日前のニュースだったと思うんですけども、どこかの町が所有している公園から自転車で飛び出した男の子が車に引かれて死亡してしまったという事件で、その公園の木が生い茂っていて見通しがよくなかったと。それなので、町が控訴したか、第1審で結審したかどうかというのはわからないわけですけども、そのようなニュースも聞いております。そうしますと、あそこをあの状態で公園として町所有のものとして管理していくというのは、安全性の確保というのはどのように行っていくのか、その辺、お伺いしたいと思うんですけども。特に、石室内等にも自由に入れるわけですよ。そうしますと、あれは古墳時代の建物でありますから、崩落の危険性等々の調査というのは必要ではなからうか。今までは私有地であったと、たまたま私有地であったけれども、ああいった場所なので町の文化財として指定されていて、出入りも自由であったというふうに考えるとありますけれども、町有地、町有財産となったからには、そこに町の管理責任というものが生じてくると思うわけであります。その辺、どのように考えているのかという点と、もう1点、特に南下古墳においては朱線というものが一つの大きな特徴であるというふうに言われております。ああいう色のついた本物というのは、有名なところでは高松塚古墳などというのは、年々歳々劣化をしまっているというような状況があるわけでありますけれども、現状でどの程度朱線が残っているのかという調査をして、今この平成20年ぐらいにはこのような状態で朱線が残っていましたよ、例えば100年後、昔ここに朱線があったんだよというふうに言われて跡形もないというのではないので、そういったきちんとした記録の保存はどうするのかという点と、またその朱線、やはり色ですから劣化する、これをどのように保護していくのか、吉岡町の大切な文化財の保護という面、朱線の保護をどのように考えているのか。あと、そのそれぞれの古墳の詳細調査、たしか群大の先生がなされているかと思いますけれども、その調査というのはたしか石室の実測調査にとどまっていたと私は記憶しているのですけれども、一度きちんと調査する予定でもあるのかどうか、その3点、お伺いしたいと思います。

議長（栗田政行君） 大友教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大友幾男君発言〕

教育委員会事務局長（大友幾男君） 坂田議員さんのご質問に、わかる範囲内でお答えしたいと思います。

ます。

まず、地域の安全について、道路交通、そういった面のご質問になるのですが、区域内に5メートル、土地改良で広げた舗装道路があるわけなんです、そのわきに遊歩道等を計画しているわけなんです、公園等の標識を設置していくとともに、子供たちや大人、お年寄り等が見学しておりますので、運転等々気をつけて安全にするような交通標識等も交通の担当とも協議して、そういうものを設置していきたいというようなことで考えております。

あと、石室の管理の関係なのですが、この辺も整備いたしますと町内、町外大勢の人が見ていただけるようになると思います。見てもらうということは非常にいいことなのですが、逆に見てもらって見た方がいらずに書きなんかをされると、関越のボックスなんかもよく平気で落書き等もするようなことも見受けているのですが、せっかくの大事な石室を落書き等もされては困りますので、これから入り口を自由に皆さんに見てもらうのか、入り口にある程度扉をつけて鍵をつけて管理していくのか、そういうことを担当と現在協議中であります。

あと、朱線の関係なのですが、以前朱線のところが土で埋まっていたそうなんです、その土を掘り出した時点では朱線がよく見えていたそうです。現在は、土を掘り出してからまた年月がたって、朱線は当時から見ると担当は随分薄くなっちゃったよという、そんなお話を聞いております。そんな関係で、なるべく早目によく調査をして記録に保存をするようなことを検討していきたいと思っております。以上でございます。

議長（栗田政行君） ほかにございませんか。

8番神宮議員。

〔8番 神宮 隆君発言〕

8番（神宮 隆君） 8番神宮です。

道の駅についてお伺いしたいと思います。道の駅、予算書75ページの一番下段に工事請負費というのがございます。いよいよ着工ということで、1億4,500万がその建設工事費、うち3,500万円が物産館ということでございますけれども、この道の駅の物産館、この本体自身、当初県の方の補助金からいうと3,000万、広さも60坪、約200平米以下ということで条件がついたと思います。今回につきましては、強い農業づくり交付金ということで補助が半分あるというようなことをお伺いしております。この物産館、広さはこのまま元通りの計画ですか。500万ほど多くなっているのですけれども、広くするつもりはあるのかどうかということ、それが一つ。

それから、もう一つ、82ページに観光情報センター設置工事というのがあります。商工費、一番上です。これが1,000万円ついております。これはクラブハウス内の情報

センターということで、これについては、クラブハウス内の改装はこの情報センターの設置工事で賄って、この工事請負費の75ページのこれを使う必要ないのかどうかということ。

それから、工事ですから当然臨時駐車場、それから第2駐車場ということになるんでしょうけれども、そういうあれも入っていると思うんですけども、この75ページの上の2番目の使用料の中で、借地料というのが113万円ぐらい入っていますけれども、これは道の駅の建物本体かどうかということです。そのことについてご説明をお願いします。以上です。

議長（栗田政行君） 後藤産業建設課長。

〔産業建設課長 後藤輝治君発言〕

産業建設課長（後藤輝治君） 神宮議員にお答えいたします。

3点ばかり質問があったかと思いますが、まず、物産館新築工事の3,500万、これにつきましては、3,500万のほかに備品がございます。備品を含めてちょうど4,000万になると思います。したがって、以前小規模では3,000万、国庫補助で4,000万、4,000万の内訳といたしまして建物に3,500万、備品に500万、この建物の500万と備品の500万、合わせて1,000万につきましては、当初の計画からふえたものでございます。これにつきましては、全協でもご説明しているとおり、物産館を利用される団体、今現在ですと出荷組合の方が負担していただくということになっておりました。この部分が補助対象になるということで、建物の方に500万、備品で500万、計1,000万が増額されたものでございます。

もう一つ、商工観光に載っております1,000万のクラブハウスの改修費でございますが、これはあくまでも観光案内、今現在計画しておりますのは、クラブハウスを改装いたしまして観光案内というエリアを改修工事をする予定でございます。したがって、観光案内のエリアだけが1,000万で、そのほかクラブハウスを改修する費用は別にかかります。例えば、今現在空調関係が壊れているということで新たに空調関係をつくる、あと、トイレと更衣室ですが、トイレも改修、更衣室に至ってはシャワー室をなくしてロッカールームに変えていくというような、1,000万円とは別の費用がクラブハウスには投入される予定でございます。

借地の関係ですが、これは臨時駐車場に関しての借地料でございます。これは、21年度1年間借りるということはちょっと無理で、この土地につきましても農振除外の申請しておりますので許可後お借りするような形になりますので、約6カ月を借地料として見込んでいるものでございます。以上です。よろしくをお願いします。

議長（栗田政行君） ほかにございませんか。

9 番齋木議員。

〔9 番 齋木輝彦君発言〕

9 番（齋木輝彦君） まず、この予算編成に当たりまして、石関町長としては第2回目の予算編成になるわけですが、この予算に当たり自分のマニフェストに整合性があるのか。マクロの規模で結構ですから。るる道の駅とか子育て、古墳、教育、まち交、説明しているわけですが、これを本当に緊急性があるものとして予算を組んでいただいたのか。まずそのマニフェストとの整合性、そして、ここに本当に必要だという重点配分を予算として組んだのかと、そういう点と。

それからもう1点目が、12月に3常任委員会から議会の声として要望は出されたわけです。予算を組むときには各委員会からこういうものをお願いできればお願いしますという、それがこの予算書の中にどの辺に反映されているのかという、この2点についてまず最初お伺いします。

議長（栗田政行君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 齋木議員にお答えいたします。

齋木議員の方からこの21年度の予算の中に、石関町長が2回目の予算だということの中においてはマニフェストのものがどのくらい入っているのか、緊急に要するものがどのくらい入っているのか、そういうことでよろしいでしょうか。

それから、今議員の方から出されたものについては今調べておりますので、ちょっとお待ち願えればと思います。

今、主な事業としては、まちづくり交付金というような中におきましては、前からやっているものを引き続きやっているものもございます。そういった中におきまして、ことし新たに事業としてやるものについては、教育文化に関しましては明治小学校の耐震工事、補強工事が入っております。それから、吉岡中体育館建設事業設計業務委託、これが入っております。それから、吉岡中校舎増築工事、防音、実施設計業務委託、これが入っております。それから、社会体育館施設耐震診断業務委託委託料ということで、これも新しく入っております。それから、学校給食用汁等食器類の整備ということで、これが新たな新しいものとしては、これが緊急の一つのどうしてもしなくてはならない事業というようにも思っております。

それから、今、妊婦健診ということで、ここのところに2,271万4,000円載っているわけですが、この件に関しましては、国からの施策というような中におきましてはどうしてもしなくてはならないというようなことで、今小淵少子化大臣が一つの仕事として挙げたことなのでしょうけれども、これは2年限度というようなことでやっている

ような気もいたします。ですから、後になりますとはしごを外されて町としてこれを出し
ていかななくてはならないのかなということも思っております。これは全国どこでも、吉岡
町だけではなくやっていくような方向性になるかと思えます。

それから、温泉施設改修工事ということで、2億2,815万計上してあります。この
件に関しましては、皆様方に大分ご心配をおかけしているわけですが、温泉のプー
ル後のものについて、どうしてもプールでは今からやっていけないというような中におき
ましては、変わった施設ということで温泉施設の工事改修、そしてまた食堂の方の改修と
いう意味でやっております。

それから、道の駅設置事業、これにつきましては、当面この方向でいくということは齋
木議員もご存じだと思いますけれども、ほぼマニフェストに合ったものをやっているのか
なというようにも思っております。ここに私のマニフェストがあるのですけれども、「将
来に責任を持つ町政」ということで4年間でやらなくては大変なことになるというよう
なことで書いた覚えがあります。その中におきまして、合併は合併として皆様方にも日ごろ
言っているのですけれども、将来の合併を視野に入れた行政の運営をしていきたいとい
うことで、そういったことで今進んでおります。

子育て支援、駒寄小学校区の児童館の充実を図り、また、明治小学校にも児童館とい
っているわけですが、それはそれとして今考えているところでございます。この公園
等そして都市計画、吉中体育館、文化活動の充実というような中におきましては、ほぼ予
定通りの方向性が出てきているのかなというようなことでございます。ここに来て、今五
つほど挙げたのですけれども、これは吉岡町が人口増ということに相なれば子供たちがふ
えるということで、緊急に始まった事業がこの五つばかりあるということでございます。
そういったことでご理解をいただきたいと思えます。

それから、要望については、道路区画線工事費の増額ということも要望にありました。
それから、防犯設置の促進と電気料の補助の増額、そしてまた、児童増、生徒増に伴う速
やかな学校教育施設の整備費、そしてまた、中学校体育館の改築整備費と身体障害者3級
通院の公的実施ということで、それから国土調査費、狭い道路を舗装しろというような中
におきましては、この身体障害者3級通院公的補助実施以外は、少ない金額ではありますが
ご要望にこたえたというような中に入っていると思えます。道路区画線工事におきまし
ては、大久保の昔の前橋伊香保線の通路の区画線工事はもうし終えたかというように思
いますけれども、そこばかりではなくそういったこともやっていきたいと思えます。

それから、防犯灯設置の促進と電気料補助の増額につきましては、約10万円を増額
いたしまして各区に均等に分けたいというようにも思っております。それから、児童増、生
徒増に伴う速やかな学校教育施設、ただいま申しましたように学校の増築につきましても、

今、予算を立ててやっているというようなことでございます。それから、中学校体育館の改築整備費ということで、これも今このところに予算に計上してあります。今のところ、国土調査費は検討中ということでございます。そういったことでご理解をいただければというようにも思っております。

議長（栗田政行君） ほかにございませんか。

9番齋木議員。

〔9番 齋木輝彦君発言〕

- 9番（齋木輝彦君） 町債についてお伺いをします。この説明資料の中では、自主財源が32億1,872万4,000円と、総計自主財源があるわけですがけれども、この財政調整基金から6億8,700万何がしを繰り入れております。仮に、自主財源、自分の持っている預金ですから自主財源でも結構なんですけれども、この基金を繰り入れなければ今52.3%の自主財源の率なんですけれども、預金があればこれを引いた場合には41.1%になると思うんですけれども、その点を、町としてはこのまま繰入金は自分のものだから自主財源としていつも基金を切り崩していくんだというのか、それからもう1点、町債が7億8,380万、借金をしております。そして公債費が3億8,180万1,000円。つまり7億8,000万を借りて公債費、借金ないしが3億1,000万。端的に言うと4億1,98万9,000円が債務増という、この予算書から見るとそういうことになるんですが、この辺は事業等の見直し等は今後はしていくのかどうか、お願いをします。

議長（栗田政行君） 堤財務課長。

〔財務課長 堤 辰巳君発言〕

財務課長（堤 辰巳君） 齋木議員さんの質問に答えさせていただきます。

自主財源が32億1,872万4,000円のうち繰入金が8億1,85万というようなことで、繰入金を引くと大分自主財源が少なくなるんじゃないか、それをどのように考えておるかというようなことでございますけれども、財政調整基金につきましては、平成12年度決算で残高が10億円を超える11億5,246万2,000円となって以降、毎年ふえてきております。そして、20年度の残高見込みは20億9,841万3,000円となる予定で、19年度末残高21億2,668万1,000円より多少減少するというような見込みでございます。そして、21年度財政調整基金、大分繰り入れておりますので、このままいきますと21年度末残高は14億3,127万4,000円というようになる見込みでございますけれども、いずれにいたしましても、今後は事業の調整、検討をよく行って、慎重に取り組んでいかなければならないかというようなことを感じております。なお、21年度、繰入金につきましては、大分大きくなっているんですけれども、まちづくり交付金事業の最終年度というようなこともありまして、事業費がまちづくり交

付金も大きくなっているのですが、それに比べて交付金が5,200万円ということで大分少ないものですから、そんな関係で繰入金が残高がちょっと高額になったということなので、今回そういうようなこともありますので、ご理解を願えればとこんなようなことで考えております。

それと、歳入で町債が7億8,380万ということで、これに伴いまして当然公債費も大きくなるわけなんですけれども、地方債につきましては、21年度7億8,380万借り入れますと21年度末では50億2,283万2,000円ということになるわけなんですけれども、当然町債についても借り入れることによって公債費がふえますので、その辺は、町債を借り入れるときに当たっては後年度交付税措置のあるもの等また慎重に検討していかなければならないかと、こんなようなことで考えています。参考までに、臨時財政対策債につきましては、後年度元利償還金が100%基準財政需要額に入るようでございます。また、まちづくり交付金事業につきましては、後年度元利償還金の10%が事業補正になるということでございます。また、今回一般単独で消防防災施設2,450万円借りる予定なのですが、これについては箱ものということで実際交付税措置ありませんけれども、今回こういう大型予算ということでご理解いただきたいと思うのですけれども、いずれにしても今後起債事業するに当たって十分町としても検討しながら借りていきたい、こんなようなことであります。以上でございます。

議長（栗田政行君） ほかに。

9番齋木議員。

〔9番 齋木輝彦君発言〕

9番（齋木輝彦君） 1点だけ確認させてください。臨時対策債については後で交付税措置されるという、100%交付税措置されるんでしょうか。それだけお願いします。

議長（栗田政行君） 堤財務課長。

〔財務課長 堤 辰巳君発言〕

財務課長（堤 辰巳君） 後年度、元利償還金が100%基準財政需要額に算入されます。以上でございます。（「はい、わかりました」の声あり）

議長（栗田政行君） ほかにございませんか。

15番南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） 一つだけお聞きしたいと思うのですけれども、先ほど齋木議員の方からお話がありましたけれども、財政問題についても質問されましたけれども、今回ふるさと創生資金を運用して学校関係に事業の中に充てていきたいというようなことになったわけなんですけれども、この点についてもちょっと調べておいたんですけれども、平成元年の年だと

思うんですけども、ふるさと創生資金が竹下内閣のときに1億円が各市町村に配付されまして、それから吉岡町では多いときでは平成8年の年ですけども、6億2,563万7,000円まで積み立てをしたことがあるのですけれども、この時には文化センターをつくり、またその後平成9年のときに、3億6,630万2,000円ほど残っていたのも温泉の方にも若干充当したということで、その後平成13年から9,313万2,000円、14年には9,400万8,000円ほど残っており、現在も9,417万4,000円ほどあるわけですけども、私としてはこういう形でこのお金はずっと、吉岡に緊急の問題が発生したときに使ってもらえればありがたいなと、そんな考えであったわけですけども、今回、緊急事態かどうかわかりませんが、学校施設の方へ振り分けていたということですけども。できれば、財調は厳しくなるかもしれないけれども、この金額くらいは財調の方から引き出しておいて、ふるさと創生資金だけは残しておいていただきたかったな、そんな考えがあったんですけども、その点について町長の考えを聞きたいと思うのですけれども。

議長（栗田政行君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 南雲議員さんにお答えいたします。

ふるさと創生資金ということで、今、ちょっと金額あれなんですけれども、9,400万ぐらい今あるということですけども、当初私も調べてみました。そのふるさと創生資金ということで、毎年毎年国の方から来る交付金をそのところに充てて積んでいたということで、まず文化センター、そしてまた温泉の方にそのお金を充当してきたと。また、船尾滝の水環境にも使用したということで、その当時は利子も大分よかったということも聞いております。そういったところで、そういった事業をするときに一つの基金ということではなく、そのところに入れてそこから引き出して、今言った文化センター、そして温泉、水環境の整備をしたというような話も聞いております。

今、緊急性というようなことで議員さんから言われたんですけども、今そういった中においてはこの吉岡町にとっては緊急性というようなことで判断し、どうか皆様方、議員さんにご理解をいただいて、このふるさと創生資金を活用していければということでここに盛り込んだわけでございます。そういったことによりまして、そのふるさと創生ということで相なれば、今言ったそういった資金も全部使うのではなく、その中から幾らか残しておいてその名目だけは残して、そこにまた積み込めるといったようなことがあれば、そういったこともできればというようにも思っております。そういったことで、緊急性ということでご理解をいただければ、そういったことでご理解をいただければというようにも思っております。よろしく願いいたします。

議長（栗田政行君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第25号は、予算決算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は予算決算特別委員会に付託します。

日程第27 議案第26号 平成21年度吉岡町学校給食事業特別会計予算

議長（栗田政行君） 日程第27、議案第26号 平成21年度吉岡町学校給食事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明を申し上げます。議案第26号 平成21年度吉岡町学校給食事業特別会計予算の提案説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億129万6,000円とするものです。なお、前年度比101.2%、118万2,000円の増額となっております。

その他詳細につきましては、教育委員会事務局長をして補足説明をさせますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（栗田政行君） 大友教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大友幾男君発言〕

教育委員会事務局長（大友幾男君） それでは、議案第26号 平成21年度吉岡町学校給食事業特別会計予算につきまして町長の補足説明を申し上げます。予算の総額については、町長が申し上げておりますので、私の方からは138ページからの明細で主なものご説明を申し上げます。

まず、歳入でございますが、第1款第1目給食費納入金に対しまして児童生徒の給食費1,966人、教職員等を含めると2,092人分のこの給食費12カ月分が主なもので、9,539万1,000円とするものです。

それから、第2款第1目繰入金ですが、3校の児童生徒1,966人に対しまして1人当たり2,750円を一般会計から繰り入れるもので、540万5,000円とするものです。

同140ページの歳出でございますけれども、給食費等の歳入総額1億129万6,000円を食材料費に充てるものでございます。

大変雑駁でございますが、以上で町長の補足説明といたします。よろしくお願い申し上げます。

議長（栗田政行君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第26号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第28 議案第27号 平成21年度吉岡町公共下水道事業特別会計予算

議長（栗田政行君） 日程第28、議案第27号 平成21年度吉岡町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由の説明を申し上げます。議案第27号 平成21年度吉岡町公共下水道事業特別会計予算について提案理由を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算総額は、6億4,561万8,000円と定めたものでございます。この予算は、前年対比124.33%、金額では1億2,632万7,000円の増額でございます。増額の主な理由につきましては、補償金免除、繰上償還借換債の増額によるものでございます。ちなみに直近の3月補正後の予算に対しましては、81.04%、金額では1億5,109万1,000円の減額予算となっております。

歳出につきましては、前年対比、総務管理費で354万8,000円の減額、管渠管理費558万4,000円の減額、建設費3,921万9,000円の減額、公債費1億7,467万8,000円の増額の予算でございます。

詳細につきましては上下水道課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（栗田政行君） 岸上下水道課長。

〔上下水道課長 岸 幸一君発言〕

上下水道課長（岸 幸一君） それでは、議案第27号 平成21年度吉岡町公共下水道事業特別会計予算について、町長の補足説明を申し上げます。

第1条といたしまして、歳入歳出の予算の総額を6億4,561万8,000円と定めたいものでございます。この額につきましては、前年度対比で124.33%、金額では1億2,632万7,000円の増額になってございます。ちなみに、直近でございまして20年度3月補正に対しましては、81.03%、金額では1億5,109万1,000円の減額でございまして。

次に、第2条地方債でございまして。地方債につきましては、第1表を説明した後に説明させていただきます。

第3条の一時借入金につきましては、3億1,900万円と定めたいというものでございます。

それでは、歳入の方からご説明いたします。最初に概要だけを申し上げます。公共下水道事業の歳入の根幹でございまして受益者負担金、使用料、補助金でございまして、受益者負担金につきましては、平成20年度工事箇所といたしまして大下地区、下八幡地区の2カ所で現在実施しております。両地区とも地形上、ポンプ設置後でなければ供用開始ができませんので、前年度と比較いたしますと約1,046万円の減額となっております。今年度は開発関連及び分割の方の歳入のみでございまして。次に、使用料の関係につきましては、自然増を見込んでおるものでございまして。国庫補助金につきましては、平成20年、21年度の2カ年で大下地区、下八幡地区の合計受益地面積でございましてけれども11ヘクタールを完了する予定でございまして、事業費を相殺した中で21年度につきましては、前年に対して2,000万円の減額をしたいというものでございまして。諸収入につきましては、体育館建設に伴う管渠移設補償費といたしまして600万円、町債につきましては、平成20年6月補正で補償金免除繰上償還借換債を3億2,848万6,000円を計上し、当初には計上していなかった関係で、1億9,550万円の増額となっているものでございまして。本年度の補償金免除繰上償還借換債につきましては、2億1,650万円でございます。

次に、歳出でございまして、増額につきましては、建設費の委託料と公債費でございまして。委託料につきましては、残り24ヘクタールの実施設計業務に伴うものが主なものでございまして。公債費につきましては、補償金免除繰上償還借換債を新たに計上したものであるものでございまして。

それでは、詳細につきましては、149ページの歳入の方からご説明させていただきます。では、149ページの歳入の関係でございましてけれども、先ほど概要でも申し上げます。

したように受益者負担金につきましては、前年度対比で32.13%、金額では1,046万円の減額でございます。この関係につきましては、21年度につきましては、先ほど申しましたように22年4月でなければ供用開始できませんので、あくまでも大幅な減額というものでございます。

次に、2款の使用料及び手数料の関係でございます。使用料につきましては、前年度対比で102.36%、金額では232万8,000円の増額でございます。これにつきましては、接続の増加による自然増でございます。

次に、3款国庫支出金でございます。前年度対比で60%でございます。金額では2,000万円の減額でございます。この関係につきましては、21年度工事費に伴い減額をするものでございます。

次に、ページ数で150ページになります。繰入金の関係でございます。繰入金におきましては、本年度は2億1,447万5,000円、前年対比で82.02%、4,701万4,000円の減額でございます。この繰入金の減額につきましては、昨年の当初予算の方に公債費の関係、利子分4,583万円を計算の誤りがよりまして多く計上した関係で、当初予算に比較しますと4,704万1,000円の減額というものでございます。これは公債費の利子分の当初に多く見込んだ関係の減額でございます。

それでは、次の151ページの関係でございます。諸収入の雑入の関係でございます。雑入につきましても、前年対比で管路補償費といたしまして600万円、これが新たに大幅に追加になってございます。これは、先ほど来お話ししていますように、体育館の建設に伴うところの敷地内に今下水管が布設してあるという関係の移設補償費の関係で、600万円の収入を見込んでいるものでございます。

次に、8款の町債費、下水道事業債でございます。この関係につきましては先ほどお話ししたのですけれども、借換債につきましては、昨年の6月の補正で対応しているという関係で、比較対照いたしますと約1億9,550万円の増というものでございます。

次に、歳出関係でございますけれども、歳出関係について重立ったものをご説明申し上げます。152ページの総務管理費でございます。比較で358万4,000円の減額でございます。この関係につきましては主なものといたしましては、受益者負担金の奨励金が91万5,000円、下水道台帳で189万9,000円、消費税といたしまして、本年度は消費税を払うという形になるものですから、約100万円、人件費で165万3,000円の減というもので、総体的に354万8,000円の減額というものでございます。

次に、153ページの管渠管理費の関係でございます。比較いたしますと558万4,000円の減額でございます。この主なものといたしましては、県央処理区維持費管理負担金でございます。これが1,132万4,000円、それから、体育館移設工事でごさ

います。これは、先ほど新たなものでございましたように、工事費として500万円を新たに支出したいというものでございます。それから、委託料で100万円、おおむね558万4,000円の減額というものでございます。これは主に県央処理区維持管理費が大幅に減額になった関係の減額でございます。それから、3目の建設費でございます。建設費につきましては、3,921万9,000円、これにつきましても委託料の関係、委託料は今年度は20ヘクタール分があるのでふえるのですけれども、工事請負費が5,580万円減額になる関係で3,929万円が相殺された中で減額というものでございます。

それで、最後にちょっとご説明させてもらいたいのですけれども、155ページの関係になります。公債費の関係でございます。公債費の関係で、元金と利子というものがあるわけでございますけれども、これを若干説明させていただきます。まず、元金と利子の関係でございますけれども、まず元金からご説明いたします。財務省で5,969万5,000円、日本郵政株式会社1,679万5,000円、地方公共団体金融機構で3,076万9,000円のこの3項目につきましては、従来の契約に基づきまして返済する金額でございます。その下にございます補償金免除繰上償還2億1,654万9,000円、これにつきましては、21年度に新たに借り入れる金額2億1,650万円に対する元金の返済額でございます。次に、しのめ信用金庫2,264万円についてでございます。この関係につきましては、民間の金融機関から昨年9月にお借りしてございます2本で借り入れてございます。全体では1億7,910万円、しのめの方から昨年9月にお借りしたものでございます。内訳といたしまして、1億5,830万円の前期分の元金といたしまして834万円、利息が90万7,165円、それから後期分といたしまして834万円、利息が84万2,736円というものでございます。もう1本の2,080万円の前期分の元金といたしまして298万円、利息で7万1,865円、後期分の元金で同額の298万円、利息が5万8,872円、合計で元金が1年分で2,264万円、利息が180万628円でございます。最後に、補償金免除繰上償還民間借換債の1,986万円でございますけれども、この関係につきましては、旧資金運用部の借換債1億4,870万円の金融機関から借り入れた場合に1年間の元金返済でございます。利息につきましては、これから実際に調整いたしまして3月中に借りるわけでございますけれども、1年分といたしまして280万5,000円を利息として見込んであるというものでございます。

では、最後になりますけれども、146ページ、「第2表・地方債」についてご説明いたします。まず、公共下水道事業で6,560万円でございます。この関係につきましては、単独分工事費といたしまして4,400万、公費分としまして6,000万円に基づく算出した金額でございます。おおむね1億400万円の事業費に対する借入限度額を6,

560万円と定めたいというものでございます。

次に、流域下水道事業の680万円でございます。この関係につきましては、流域関連の事業費、公共事業と単独事業、2本あるわけでございますけれども、公共下水道630万円につきましては、流域の関連の事業費といたしまして16億1,150万円に基づく吉岡町の方の算出基礎でございます金額を計上いたしまして630万円、それから、680万円のうちの50万円につきましては、単独公共事業といたしまして流域の方で5,112万8,000円に基づく負担割合に乗じたものが50万円と、合わせまして680万円でございます。

それから、最後になりますけれども、補償金免除繰上償還借換債2億1,650万円でございますけれども、この関係につきましては、補償金免除繰上償還借換債につきましては平成20年の6月議会で3億2,848万6,000円を議決いただき、現在執行しているわけでございますけれども、この関係につきましても本年度は財務省と郵政の関係の借りかえをお願いしたいというものでございます。内訳といたしましては、簡易保険、生命保険といたしまして、1億1,471万47円、旧資金運用部、財務省なのですが、これから1億183万7,559円、合わせまして2億1,650万円を借りかえをお願いしたいというものでございます。この補償金免除借換債につきましては、19年度に始まりまして、吉岡町は平成20年、21年、この2カ年間でおおむね金利息の方が約1億円削減できるのではなかろうかという関係で、21年度が最後の借換債の関係の申請でございます。

最後にですけれども、元金、平成21年度末の下水道の地方債未償還元利償還合計金額につきましては、33億9,964万1,000円の金額でございます。

以上、わかりづらくまことに雑駁な説明なのですが、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（栗田政行君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第27号は、産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第 29 議案第 28 号 平成 21 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算

議長（栗田政行君） 日程第 29、議案第 28 号 平成 21 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由の説明を申し上げます。議案第 28 号 平成 21 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 17 億 1,036 万 5,000 円、対前年度比 7,189 万 2,000 円の減の 96.0%に定めたいというものでございます。

内容につきましては、医療制度改革の行われた昨年度からしますと本年度予算は比較的落ち着いた予算編成となっております。歳入においては、理論値ではありますが国の財政調整基金で 9%、療養給付費負担金で 34%、県の財政調整交付金で 7%の歳入を見込んでおります。国保税においては、予算の 31.4%ほどをお願いする予算となっております。歳出における予算割合では、保険給付費で 63.2%、後期高齢者支援金、老人保健拠出金、介護納付金で 21.5%、共同事業拠出金で 12.6%を占めており、これら総額で歳出予算全体の 97.3%ほどを占める予算となっております。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（栗田政行君） ただいま 4 時 50 分になろうとしています。

時間を 1 時間延長し、6 時までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、時間を 1 時間延長いたします。

斉木健康福祉課長。

〔健康福祉課長 斉木洋明君発言〕

健康福祉課長（斉木洋明君） それでは、議案第 28 号 平成 21 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算の町長の補足説明を申し上げます。

今回お願いしております予算につきましての歳入歳出予算の総額は、先ほど町長の提案理由の中での報告のとおりでございます。

第 2 条の一時借入金につきましては、昨年同様 5,000 万円を最高額と定めたいというものでございます。

それでは、当初予算の内容につきまして、「第1表・歳入歳出予算」で概略を説明申し上げますので、168ページをお開きいただきたいと思います。

まず、1款の国民健康保険税につきましては、歳入予算の31.4%を占めております予算であります。5億3,774万1,000円、対前年度当初予算比3,802万4,000円減の93.4%ほどになっております。収納率については、昨年度並みの91.51%を推計させていただいております。減額の要因としましては、昨年度から取り入れた低所得者に対する軽減措置が影響しております。

4款の国庫支出金につきましては、歳入予算の35.5%を占めております予算であります。6億739万円、対前年度当初予算比9,884万5,000円増の119.4%をお願いしております。

5款療養給付費等交付金につきましては、歳入予算の5%を占めております予算であります。8,629万円、対前年度当初予算比1億8,222万8,000円減と大きく減額しておりますが、昨年度の医療構造改革により退職者医療制度の原則廃止により65歳以上から74歳までの前期高齢者が一般被保険者に移行した影響額であります。61歳から64歳までの退職者医療費が支払基金から交付される交付金であります。

6款の前期高齢者交付金につきましては、保険者間の前期高齢者の偏在による負担の不均衡を調整するために設けられた制度であります。7,205万8,000円、対前年度当初予算比4,186万6,000円増の238.7%をお願いしておりますが、前年度の交付状況を推計し、計上させていただきました。

7款の県支出金につきましては、8,611万5,000円、対前年度当初予算比198万円減の97.8%をお願いしておりますが、普通財政調整交付金と特定健康診査に係る費用の3分の1の補助金を含んでおります。

8款の共同事業交付金につきましては、2億1,483万円、対前年度当初予算比962万9,000円増の104.7%をお願いしておりますが、80万円以上の高額医療費に対する高額医療費共同事業交付金として3,301万3,000円を計上しております。30万円を超える医療費に対する保険財政共同安定化事業交付金に1億8,181万6,000円を計上させていただきました。

10款繰入金につきましては、1億円を計上させていただきましたが、主なものは保険基盤安定繰入金で6,426万7,000円で、このうち県の負担割合4分の3、残りが町の負担であります。職員給与等繰入金では、185万8,000円をお願いしておりますが、パソコンの資格審査システムの改修費であります。出産育児一時金繰入金につきましては760万円ですが、交付税で措置される金額であります。その他繰り入れとしては2,135万円をお願いしておりますが、福祉医療実施に伴う国庫負担金減額分、

俗に言うペナルティーですが、この影響額が5 1 5 万8 , 0 0 0 円であります。俗にいうルール外繰入であります、1 , 6 1 9 万2 , 0 0 0 円であります。

次に、1 7 0 ページ、歳出でございますが、1 款総務費では9 6 4 万1 , 0 0 0 円、対前年度当初予算比1 5 5 万2 , 0 0 0 円減の8 6 . 1 %を計上しているものでございます。主なものは、1 項の総務管理費でありまして、レセプト点検員の賃金や国保連合会協同電算処理委託料等であります。

2 款の保険給付費、3 款後期高齢者支援金、5 款の老人保健拠出金、6 款介護納付金で歳出予算の8 4 . 8 %を占めております予算でございます。

2 款の保険給付費につきましては、1 0 億8 , 1 6 3 万7 , 0 0 0 円、対前年度当初予算比2 7 8 万7 , 0 0 0 円増の1 0 0 . 3 %を計上しているものでございます。1 項療養諸費でございますが、この予算は療養給付費と療養費が計上されている予算でございますが、これが9 億5 , 7 0 3 万7 , 0 0 0 円で、ほぼ前年度並みの療養給付費を見込んでおります。2 項の高額療養費につきましても1 億1 , 0 3 0 万円で、これも前年度並みの予算を見込んでおります。4 項出産育児諸費につきましては3 0 名分、補助単価3 8 万円ということで1 , 1 4 0 万円。なお、この予算につきましては、財源の3 分の2 が地方交付税で措置されているということで、歳入の1 0 款繰入金で一般会計から繰り入れをさせていただいております。5 項の葬祭費につきましては3 6 名分、補助単価5 万円ということで1 8 0 万円を計上させていただきました。

3 款の後期高齢者支援金等につきましては、2 億6 4 0 万2 , 0 0 0 円、対前年度当初予算比2 , 7 0 9 万4 , 0 0 0 円増の1 1 5 . 1 %を計上させていただきました。

4 款の前期高齢者納付金等につきましては、2 7 万9 , 0 0 0 円を計上させていただきました。前年度当初予算と比較しますと大幅に減額になりましたが、前年度の実績に基づき計上させていただきました。

5 款の老人保健拠出金につきましては6 , 7 7 5 万円、対前年度当初予算比1 , 6 5 2 万7 , 0 0 0 円増の1 3 2 . 3 %を計上しているものでございます。

6 款介護納付金につきましては、9 , 4 0 8 万円、対前年度当初予算比9 4 2 万円減の9 0 . 9 %となっております。

7 款共同事業拠出金につきましては、2 億1 , 4 8 3 万5 , 0 0 0 円、対前年度当初予算比9 6 3 万1 , 0 0 0 円増の1 0 4 . 7 %を計上させていただきました。8 0 万円を超える高額医療費の拠出金で3 , 3 0 1 万4 , 0 0 0 円、3 0 万円を超える医療費に対する保険財政共同安定化事業の繰出拠出金に1 億8 , 1 8 1 万6 , 0 0 0 円を計上させていただきました。

8 款の保険事業費につきましては、2 , 9 2 0 万5 , 0 0 0 円と前年度と同額を計上さ

せていただきました。1項特定健康診査等事業費につきましても2,424万4,000円と前年度と同額を計上させていただきました。2項の保険事業費では496万1,000円をお願いしておりますが、主なものは保健指導の謝礼、医療費通知、人間ドッグ補助金単価1万6,000円等であります。

12款の予備費につきましては、488万2,000円ほどをお願いするものでございます。

大変雑駁な説明でございますが、28号にかかわる町長の補足説明にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（栗田政行君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第30 議案第29号 平成21年度吉岡町農業集落排水事業特別会計予算

議長（栗田政行君） 日程第30、議案第29号 平成21年度吉岡町農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明を申し上げます。議案第29号 平成21年度吉岡町農業集落排水事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

第1条歳入歳出予算の総額は、それぞれ2億5,462万7,000円と定めたものでございます。この予算は、前年度対比37.87%、金額では4億1,756万9,000円の減額でございます。減額の主な理由につきましては、小倉地区処理施設の完了によるものでございます。ちなみに、3月の補正後の予算に対しましては、37.8%、金額では4億1,750万9,000円の減額予算となっております。歳出につきましては、前年度に対しまして総務管理費で58万9,000円の増額、施設管理費899万6,000円の増額、建設費4億3,007万2,000円の減、公債費291万8,000円

の増額の予算でございます。

詳細につきましては上下水道課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（栗田政行君） 岸上下水道課長。

〔上下水道課長 岸 幸一君発言〕

上下水道課長（岸 幸一君） それでは、議案第29号 平成21年度吉岡町農業集落排水事業特別会計予算について、町長の補足説明を申し上げます。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億5,462万7,000円と定めたものでございます。この額につきましては、前年度対比で37.87%、金額では4億1,756万9,000円の減額になってございます。ちなみに、直近でございます3月補正に対しましては、38.88%、金額では4億1,705万9,000円の減額でございます。

次に、第2条地方債の関係でございます。地方債につきましては、第1表を説明した後に説明いたします。

第3条の一時借入金につきましては、1億360万円と定めたものでございます。

それでは、21年度歳入歳出の概要を述べた後に、199ページの事項別明細からご説明いたします。

では、最初に概要だけを述べさせていただきます。まず、歳入関係でございますが、小倉地区の汚水処理施設につきましては、平成20年度で処理施設は完了し、平成21年度は一部の地区でポンプ設置関連工事を実施し、平成22年4月に供用を開始する予定でございます。これらのことで、歳入の根幹でございます分担金、国庫補助金、県補助金、それに町債については大幅な減額となっている一方、諸収入では、道路改良工事に伴う宮田大藪線の農集排管路移設補償費といたしまして、1200万円を見込んでございます。一方、歳出につきましても同様のことから、建設費の工事請負費の大幅な減額が主なものでございますが、一方では処理施設の運転機能調整のために処理施設運転管理委託の増額が新たなものでございます。

それでは、199ページの事項別明細の歳入の方からご説明いたします。では、1款の使用料の関係でございます。使用料の関係につきましては、比較で239万6,000円の増でございます。これは、接続の増加によるところの自然増ということで239万6,000円の増額を見込んでございます。おおむね現在農集排、上野田と北下、南下にあるわけでございますけれども、現時点では約700戸の接続の関係の2,528万4,000円でございます。

次に、繰入金の関係でございます。繰入金につきましては、一般会計の方から繰り入れ

をお願いしたいということで、金額にいたしますと634万1,000円の増額というものでございます。

それから、諸収入の関係でございます。諸収入につきましては、前年度に対しまして1,800万円の増でございます。この関係につきましては、説明欄の方に記載していただきますように消費税の還付、これは平成20年度につきましては相当公費を実用していただきますので精算した中で約650万円、消費税の還付があるということでございます。それから、1,200万円につきましては、先ほど申しましたように宮田大藪線の道路改良によりますところの農集排の管路移設に伴うところの移設補償ということで約1,200万を見込んでございます。

次に、200ページの分担金の関係でございます。この関係につきましては、2,153万1,000円の減というものでございます。これにつきましては先ほど来お話ししていただきますように、21年度につきましては大きな事業費がございませんので2,153万1,000円の減額でございます。これは4億3,620万円の5%の部分の減額でございます。

それから、同様に国庫補助金、県補助金、下水道事業債につきましても、施設工事分の減少によりまして昨年から見ますと大幅な減額というものでございます。

続きまして、歳出の関係でございます。歳出の関係につきましては、総務管理費といたしまして前年度に対しまして58万9,000円の増というものでございます。これにつきましては、主なものといたしまして右に記載してございますけれども、渋川広域ゴミ運営費の増と、これは汚泥の関係の量がふえる関係で、若干の前年度から見ますと増額というものでございます。次に、2目の施設管理費でございます。899万6,000円の増額でございます。これにつきましても、主にふえているものにつきましては先ほど来補償費として1,200万もらうわけでございますけれども、工事費といたしましても1,200万を出るという関係で、施設の運転管理委託といたしまして1,200万円、それから、処理施設の維持管理補修といたしまして、昨年は大型があったのですけれども本年につきましては750万円の減額というものでございます。それから、全体に言えることなのですけれども、新たに炭化施設を設置してございますので、21年度につきましては燃料費及び光熱費の増を見込んでいるというものでございます。それから、建設費の関係につきましても、比較といたしまして4億3,007万2,000円の減というものでございます。この関係につきましては、工事請負費の関係でございますものが大きな原因でございます。それから、203ページの関係でございますけれども、工事請負費といたしまして管渠工事で9,900万、処理施設工事といたしまして1,100万と計上してございますけれども、管渠工事につきましては、若干ポンプを設置しなければならないという

部分がございますので工事費があるわけがございますけれども、処理施設工事といたしまして1,100万計上してございます。この関係につきましては、中身の機器類の関係で非常通報システムそのものが現時点において欠落していたということで、単独の工事の方でこの辺をお願いしたいということで、約600万程度をこれに使いたいというものでございます。残りについては、若干の残務整理を行いたいという関係の経費でございます。

それでは、196ページ2表の地方債についてご説明させていただきます。この関係につきましては、限度額といたしまして5,580万円でございます。この5,580万円の主なものでございますけれども、交付金部分といたしまして4,160万円、単独分といたしまして1,420万円、総体的には5,580万円というものでございます。昨年から見ますと、大幅な減というものでございます。

最後になりますけれども、平成21年度末の農業集落排水事業未償還元利合計につきましては、18億6,914万3,000円というものでございます。

雑駁な説明ですけれども、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（栗田政行君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

9番齋木議員。

〔9番 齋木輝彦君発言〕

9番（齋木輝彦君） 9番齋木です。

この農集事業につきましては、市町村の負担金を1.8%から5年間5%に県は負担金を拡充してくるということだったのです。そうすると、3.2%の差ができるわけなのですけれども、もう既にこの当初予算の中には読んでいるのかどうか、それだけ確認させてください。

議長（栗田政行君） 岸上下水道課長。

〔上下水道課長 岸 幸一君発言〕

上下水道課長（岸 幸一君） この県の補助金につきましては、現在1.8%、平成21年度からは県の方では群馬県は全国的にも水利そのものが遅れているということで5%ということのでやりたいという話がありましたけれども、予算編成は昨年11月ごろもう実施してございますので、この時点ではそれがまだこの情報が入ってなかったものですから、1.8%で計上しているというものでございます。

議長（栗田政行君） ほかに。

9番齋木議員。

〔9番 齋木輝彦君発言〕

9 番（齋木輝彦君） そうすると、県から確定の数値が来た場合には当然補正をするということになるのでしょうか。

議長（栗田政行君） 岸上下水道課長。

〔上下水道課長 岸 幸一君発言〕

上下水道課長（岸 幸一君） もちろんそういう形になります。（「はい、結構です」の声あり）

議長（栗田政行君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第29号は、産業建設常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号は産業建設常任委員会に付託いたします。

今、5時12分ぐらいですけれども、25分まで休憩いたします。

午後5時12分休憩

午後5時25分再開

議長（栗田政行君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第31 議案第30号 平成21年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

議長（栗田政行君） 日程第31、議案第30号 平成21年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明を申し上げます。議案第30号 平成21年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、歳入歳出予算であります。第1条で総額を歳入歳出それぞれ722万9,000円と定めるものであります。これは前年度対比216万9,000円の減額の76.9%に当たります。

歳入の内容につきましては、住宅新築資金等の貸付事業収入と貸付金に対する県補助金、そして借入金の返済に不足する額を一般会計から繰り入れる予算編成にもなっておりません。また、歳出では、主に住宅新築資金等の借り入れの公債費の償還金であります。

なお、詳細につきましては町民生活課長より補足説明をさせますので、ご審議の上、可
議 長（栗田政行君） 齊木町民生活課長。

〔町民生活課長 齊木静夫君発言〕

町民生活課長（齊木静夫君） それでは、議案第30号 平成21年度吉岡町住宅新築資金等貸付事
業特別会計予算につきまして、町長の補足説明を行います。

歳入歳出予算額につきましては、ただいま町長が提案理由で申し上げたとおり、総額を
722万9,000円に定めたいというものでございます。

当初予算の内容につきましては、214ページをごらんいただきたいと思います。「第
1表・歳入歳出予算」で概要を説明いたしますが、まず、歳入でございますが、1款の貸
付事業収入につきましては、貸付金の元金及び利子の回収金で479万6,000円、こ
れは対前年度比82万6,000円の減額となっております。収納率は3.2%を見込んで
おります。

第2款の県支出金は、113万9,000円で、対前年度比14万5,000円の減に
なっております。県支出金の内訳といたしましては、特定助成事業104万9,000円
と償還推進事業9万円でございます。

3款の繰入金は、129万4,000円で、対前年度比119万8,000円の減額と
なっております。この繰入金は、歳出の償還金に対する不足額を一般会計から行うもので
ございます。

次に、215ページの歳出でございますが、主なものは2款公債費の710万7,00
0円、これは対前年度比216万8,000円と大幅な減額となっております。内訳とい
たしましては、元金の償還金を596万6,000円、利子分が114万1,000円で
あります。なお、参考までに220ページの公債費の当該年度末における現在高の見込み
に関する調書をごらんください。

この調書につきましては、元金のみでございます。区分といたしましては、住宅新築資
金貸付事業、それから宅地取得資金の二つの事業でございます。右側にある表は前々年
度というのは平成19年度、その隣にあります前年度末現在高というのが平成20年度末
でございます。それから、一つ飛びまして、当該年度中増減見込額というのが平成21年
度でございます。住宅新築資金は414万4,000円、宅地取得資金の貸付事業で1
82万2,000円、あわせまして今年度596万6,000円の償還を予定してありま
す。これは20件分の償還分でございます。そして、一番右側の欄が21年度末というこ
とで、住宅新築資金と宅地取得資金あわせまして1,782万円が現在高ということで予
定しております。なお、償還予定最終年度は31年度を予定しております。

以上、町長の補足説明といたします。よろしくお願ひいたします。

議 長（栗田政行君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

11番福田議員。

〔11番 福田敏夫君発言〕

11番（福田敏夫君） この貸し付けの債務者は何人ぐらいになっているのかお聞きしたいと思います。

議 長（栗田政行君） 齊木町民生活課長。

〔町民生活課長 齊木静夫君発言〕

町民生活課長（齊木静夫君） 21年度の方でございますが、歳入として1款の貸付事業収入として計上しておりますが、人数といいますが、件数では136件分を今年度歳入として見込んでおります。以上です。（「はい、わかりました」の声あり）

議 長（栗田政行君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（栗田政行君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号は総務常任委員会に付託します。

日程第32 議案第31号 平成21年度吉岡町老人保健事業特別会計予算

議 長（栗田政行君） 日程第32、議案第31号 平成21年度吉岡町老人保健事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明を申し上げます。議案第31号 平成21年度吉岡町老人保健事業特別会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ624万6,000円、対前年度比1億5,075万1,000円の減の予算に定めたいというものであります。

老人保健事業は、平成20年度より後期高齢者医療事業に移行したわけであり、

医療費の支払いに過誤や再審査が生じた場合並びに過年度に公費負担金の精算が生じた場合の対応に対処するため残しておくものでもあります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（栗田政行君） 齊木健康福祉課長。

〔健康福祉課長 齊木洋明君発言〕

健康福祉課長（齊木洋明君） それでは、議案第31号 平成21年度吉岡町老人保健事業特別会計予算につきまして、町長の補足説明を申し上げます。

今回お願いしております予算につきましての歳入歳出予算の総額は、先ほど町長の提案理由の中での報告のとおりでございます。

それでは、当初予算の内容につきまして、「第1表・歳入歳出予算」で概略を説明申し上げますので、224ページをお開きください。町長の提案理由でもありましたように、老人保健制度は昨年度に後期高齢者医療制度に移行したので通常は終了するわけですが、診療報酬等の過誤や再審査が生じた場合並びに過年度の会計に公費負担割合に精算が生じた場合に対処するため、県の指導により来年度22年度まで特別会計を存続させるものであります。

内容につきましては、222ページ、第1表の歳入歳出予算で概略を申し上げます。1款の支払基金交付金につきましては、支出の医療諸費に対する公費負担割合の50%相当額の57万2,000円を計上させていただきました。

2款の国庫支出金につきましては、同じく公費負担割合の33%相当額の29万4,000円を計上させていただきました。

3款の県支出金につきましては、同じく公費負担割合の8.3%相当額の7万4,000円を計上させていただきました。

4款の繰入金につきましては、県と同額の公費負担割合の8.3%相当額と歳出の総務費、予備費の予算を計上させていただきました。

5款の繰越金につきましては、500万円を推計させていただきました。

次に、225ページの歳出でございますが、2款の医療諸費では101万円を計上させていただきました。

3款の諸支出金につきましては、過年度分の補助金等の過大交付に対応するため500万6,000円ほどを計上させていただきました。

4款の予備費につきましては、医療諸費に対する準備金として20万円を計上させていただきました。

大変雑駁な説明でございますが、31号にかかわる町長の補足説明にかえさせていただきます。

きます。よろしくお願いいたします。

議長（栗田政行君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第31号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号は文教厚生常任委員会に付託します。

日程第33 議案第32号 平成21年度吉岡町介護保険事業特別会計予算

議長（栗田政行君） 日程第33、議案第32号 平成21年度吉岡町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 議案第32号 平成21年度吉岡町介護保険事業特別会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ8億8,701万4,000円、対前年度比7,762万6,000円の増、109.6%に定めたいというものであります。

介護保険事業は、平成21年度から第4期の介護保険事業計画がスタートしますが、本会計では議案第7号で条例改正をお願いしております保険料改定が反映された保険料となっております。町では、第4期の介護保険事業計画策定のため懇談会を立ち上げ、懇談会から次の答申をいただきました。一つといたしまして、給付の見込み料、二つ目としまして地域支援事業、3といたしまして第1号被保険者の保険料の見直し、4といたしまして高齢者福祉事業等に対し貴重なご意見を賜りました。本予算は懇談会の意見が尊重された予算編成となっております。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（栗田政行君） 齊木健康福祉課長。

〔健康福祉課長 齊木洋明君発言〕

健康福祉課長（斉木洋明君） 議案第32号 平成21年度吉岡町介護保険事業特別会計予算につきまして、町長の補足説明を申し上げます。

今回お願いしております予算につきましての歳入歳出予算の総額は、先ほど町長の提案理由の中での報告のとおりでございます。

それでは、当初予算の内容につきまして、「第1表・歳入歳出予算」で概略を説明申し上げますので、236ページをお開きください。

予算説明に入る前に、議案第7号 吉岡町介護保険条例の一部改正でも説明を申し上げましたが、第4期の介護保険事業計画の策定を行いました。本予算は事業計画が反映された予算編成となっております。

それでは、当初予算の内容につきまして、「第1表・歳入歳出予算」で概略を説明を申し上げます。1款の保険料につきましては、1億7,465万8,000円、対前年度予算比2,546万3,000円、117.1%の増額をお願いしております。事業計画では平均14.3%の値上げであります。第1号被保険者の法定負担割合が給付費全体の19%から20%に変更になりましたこと等によるものでございます。

3款の国庫支出金につきましては、2億330万5,000円、対前年度予算比2,131万1,000円、111.7%の増額をお願いしております。1項国庫負担金につきましては、給付費の公費負担割合施設給付費分15%、居宅給付費分20%を計上したものです。2項国庫補助金につきましては、調整交付金で給付費の5%、地域支援事業交付金のうち介護予防事業分は事業費の25%、包括的支援事業分は40%を計上したものでございます。

4款の支払基金交付金につきましては、給付費の31%から30%に公費負担割合が減額になりましたが、30%相当額2億5,472万8,000円、対前年度予算比1,604万3,000円、106.7%の増額をお願いしております。

5款の県支出金につきましては、1億2,381万5,000円、対前年度当初予算比951万4,000円、108.3%の増額をお願いしております。1項県負担金につきましては、給付費の公費負担割合のうち施設給付費分17.5%、居宅給付費分12.5%を計上したものです。2項県補助金につきましては、地域支援事業交付金のうち介護予防事業分は事業費の12.5%、包括的支援事業分は20%を計上したものでございます。

7款の繰入金につきましては、1億3,046万5,000円、対前年度予算比530万2,000円、104.2%の増額をお願いしております。内訳としましては、1項の一般会計繰入金としまして給付費の12.5%、地域支援事業交付金では県と同額のそれぞれ12.5%、20%を計上させていただきました。2項の基金繰入金では、介護従事者処遇改善臨時特例基金から516万9,000円の繰り入れをお願いしておりますが、

内訳として第1号被保険者保険料軽減分として492万9,000円、制度周知事務費として24万円を繰り入れるものであります。

次に、237ページの歳出でございますが、1款総務費においては、1,347万8,000円、対前年度予算比230万3,000円減の85.4%となっております。主な歳出としましては、認定審査に必要な主治医の意見書、認定審査会共同設置負担金等であります。

2款の保険給付費につきましては、歳出予算全体の94.5%を占める予算であります。総額で8億3,848万4,000円、対前年度予算比7,942万5,000円、110.5%の増額をお願いするものでございます。内訳としましては、1項の介護サービス等諸費では対前年度予算比7,965万円増の7億7,595万8,000円となっております。中でも1目の居宅介護サービス給付費等で対前年度予算比7,840万2,000円の増額、3目の地域密着型介護サービス給付費、通称認知症対応型のグループホームですが、対前年度予算比1,151万5,000円の増額、5目の施設サービス等給付費、通称介護施設3施設ですが、対前年度予算比1,805万8,000円の減額となっております。2項の介護予防サービス等諸費では、対前年度予算比同額の3,447万6,000円となっております。6項の特定入所者介護サービス等費では、通称低所得者の施設入所費の補足給付費ですが、1,689万1,000円を計上させていただいたものでございます。

4款の地域支援事業費につきましては、2,717万7,000円、対前年度予算比559万6,000円、82.9%の減額予算を計上させていただきました。内訳としましては、1項の介護予防事業では1,060万6,000円をお願いしておりますが、一般高齢者施策事業、通称筋力トレーニングの予算計上であります。2項の包括的支援事業・任意事業では1,657万1,000円をお願いしておりますが、介護や福祉の総合相談窓口として創設された地域包括支援センターの運営費であります。町においては、いずれも社協に委託を実施しております。

7款の予備費につきましては、給付費に対する準備金としまして昨年同様100万円を計上させていただきました。

以上、大変雑駁な説明でございますが、32号にかかわる町長の補足説明にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（栗田政行君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第32号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号は文教厚生常任委員会に付託します。

日程第34 議案第33号 平成21年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算

議長（栗田政行君） 日程第34、議案第33号 平成21年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明を申し上げます。議案第33号 平成21年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億4,932万3,000円、対前年度比934万円増の106.7%に定めたいというものであります。

後期高齢者医療事業は、事業開始2年目を迎えるわけではありますが、長寿医療制度はスタート以来さまざまな諸問題が指摘され、制度の再三にわたる見直しが行われ、被保険者である後期高齢者の皆様に多大な困難を招く結果となってしまいました。1日も早い制度に対する理解をお願いするものでもあります。予算内容につきましては、新たに人間ドック補助金制度が取り入れられた予算編成となっております。予算とは直接関係ありませんが、今年度、群馬県内の全市町村で構成する広域連合に町から1名の職員を派遣することになりました。市町村の持ち回りとなっておりますが、最低でも3年間の派遣期間となる予定であります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（栗田政行君） ただいま5時50分です。

時間を30分延長して6時半までとしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、6時30分までといたします。

斉木健康福祉課長。

〔健康福祉課長 齊木洋明君発言〕

健康福祉課長（齊木洋明君） それでは、議案第33号 平成21年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算につきまして、町長の補足説明を申し上げます。

今回お願いしております予算につきましての歳入歳出予算の総額は、先ほど町長の提案理由の中での報告のとおりでございます。

第2条の一時借入金につきましては、前年同様5,000万円を最高額と定めたいというものでございます。

それでは、当初予算の内容につきまして、「第1表・歳入歳出予算」で概略を説明申し上げますので、258ページをお開きください。まず、1款保険料につきましては、9,725万7,000円をお願いしております。内訳としまして、特別徴収で7,843万円、普通徴収で1,862万7,000円、収納率95%を推計し、計上させていただきました。

3款の繰入金につきましては、3,460万円をお願いしております。内訳としまして、広域連合事務費負担金として町の一般財源から1,124万7,000円、保険基盤安定繰入金として2,335万2,000円ですが、一般会計に県負担金としての歳入の4分の3が補助金として入ってきますが、これに町の負担分の4分の1を足した2,335万2,000円を一般会計から繰入金としてお願いする金額であります。

4款の繰越金につきましては、1,033万2,000円を推計し、お願いしております。

5款の諸収入については、708万4,000円をお願いしております。特定健診が保険者に義務づけられたわけではありますが、広域連合では健診ができないということで市町村に委託をして実施したいということで、受託事業収入として計上させていただきました。

次に、259ページ、歳出でございますが、1款総務費においては1,042万5,000円をお願いしております。主な歳出としましては、町において行う事業があるわけですが、そのうちの保険料の徴収にかかる税額通知書の圧着加工と健康診査を渋川地区医師会に委託する予算、及び本年度から新たに始まります人間ドック補助金が主なものであります。

2款の後期高齢者医療広域連合納付金ではありますが、1億2,684万6,000円をお願いしております。内訳としまして、広域連合事務費負担金として789万4,000円と保険料等負担金で9,559万9,000円、保険基盤安定負担金として2,335万3,000円を計上させていただきました。

4款の予備費につきましては、1,200万円を計上させていただきました。

以上、大変雑駁な説明でございますが、33号にかかわる町長の補足説明にかえさせて

いただきます。よろしくお願いいたします。

議長（栗田政行君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第33号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号は文教厚生常任委員会に付託します。

日程第35 議案第34号 平成21年度吉岡町水道事業会計予算

議長（栗田政行君） 日程第35、議案第34号 平成21年度吉岡町水道事業会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明を申し上げます。議案第34号 平成21年度吉岡町水道事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

最初に第2条、業務の予定量についてでございます。給水戸数及び年間総給水量並びに1日平均給水量についてですが、給水戸数につきましては新築住宅等の増加により年々増加傾向にありますが、反面、給水量につきましては昨今の社会情勢により節水に心がける利用者が増加しており、年々減少の傾向になってきております。主要な建設改良事業及び施設拡張整備事業につきましては、工事費で3億1,293万2,000円のトンネル水原水調節井築造等の工事を予定しております。

続きまして、第3条の収益的収入及び支出についてですが、この条目は企業の経営活動に伴い発生する収入と支出を表したものです。収入の主なものは、前年度と比較した場合に、水道使用料につきましては大口利用者及び3項の事業活動減少見込み等により357万2,000円の減額となっております。一方、増額につきましては、中学校体育館建設に伴い旧第3浄水場解体工事の受託工事収益として1,000万円、それに20年度の消費税還付金940万2,000円の増額を見込んでいます。支出につきましては、前年度と比較した場合、増額した条目は職員の配置がえによる人件費と、委託料としては施設管理業務及び浄水器交換業務の見直しによるものです。工事請負費としては、

旧第3浄水場跡地の撤去工事と近年増築した第2、第3浄水場関連の減価償却費の増額が主なものです。

続きまして、資本的収入及び支出でございます。この条目は企業の営業活動を円滑かつ継続的に進めるために施設の整備拡充に要する収支を表したものでございます。収入の主なものは、前年度と比較した場合、トンネル水原水調整井築造工事分として1億5,000万円の増額と、出資金として4,000万円を新たに追加したいものです。支出の主なものとしては、工事請負費のトンネル水原水調整井築造工事と、委託料としては西部パイパス関連の水道移設設計業務委託が主なものでございます。

詳細につきましては上下水道課長より説明させますので、よろしくご審議、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（栗田政行君） 岸上下水道課長。

〔上下水道課長 岸 幸一君発言〕

上下水道課長（岸 幸一君） それでは、議案第34号 平成21年度吉岡町水道事業会計予算につきまして、町長の補足説明を申し上げます。

まず、説明する順序でございますけれども、第2条業務の予定量から3ページの第8条のたな卸資産購入限度額を説明した後に、8ページの方の資金計画並びに9ページの損益計算書、それから最後に17ページの貸借対照表、当年度分について、この順序で説明させていただきます。

それでは、最初に1ページでございます。第2条業務の予定量でございますが、給水戸数につきましては6,505戸、前年対比で101.64%、戸数では105戸の増でございます。次に、年間総給水量でございますが、328万2,000立方メートル、前年対比で98.26%、給水量では5万8,000立方メートルの減量でございます。1日平均給水量につきましては、8,992立方メートル、前年対比で98.38%、148立方メートルの減量となっております。次に、21年度の主要な建設改良事業及び施設拡充整備事業の事業費につきましては、3億1,293万2,000円、前年対比で173.53%、金額では1億3,259万4,000円の増額でございます。この事業費は、トンネル水原水調節井築造工事でございます。

次に、第3条収益的収入及び支出についてご説明いたします。この項目につきましては、企業の経営活動に伴い発生する収入と支出を表したものでございます。最初に収入についてご説明いたします。額につきましては、総額のみ説明させていただきます。第1款水道事業収益、4億324万3,000円、前年対比で104.53%、金額では1,749万3,000円の増額になってございます。増額の主なものといしましては、受託工事収益分といしまして1,000万円、消費税還付金940万2,000円。減額につき

ましては、水道使用料357万2,000円の減額によるものでございます。

次に、支出でございます。第1款水道事業費用といたしまして3億7,722万8,000円、前年対比で103.36%、金額では1,228万8,000円の増額でございます。この増額の主なものでございますが、人件費分といたしまして422万5,000円、委託料分といたしまして446万1,000円、受託工事費といたしまして1,000万円、有形資産減価償却費といたしまして756万5,000円が主なものでございます。減額の主なものといたしましては、修繕費で252万7,000円、材料費で200万円、固定資産除却費で200万円、企業債利子償還金で541万8,000円が減額の主なものでございます。

次に、2ページの関係、第4条資本的収入及び支出についてご説明いたします。この項目につきましては、企業の経営活動を円滑かつ継続的に進めるために施設の整備拡充に要する収支を表したものでございます。資本的収入が資本的支出に対し不足する金額、1億6,314万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収入収支調整額2,041万3,000円、過年度分損益勘定留保資金29万2,000円、当年度分損益勘定留保資金1億3,295万1,000円、建設改良積立金949万3000円で補てんするものでございます。

次に、第1款の資本的収入についてご説明いたします。資本的収入3億2,300万円、前年対比で221.62%、金額では1億7,725万6,000円の増額でございます。増額の主なものでございますが、企業債で1億5,000万円、出資金で4,000円が主なものでございます。主にトンネル水原水調節井築造工事に充当するものでございます。減額につきましては、配水管布設工事負担金といたしまして350万円、まちづくり交付金で924万4,000円が減額の主なものでございます。

次に、資本的支出についてでございますけれども、資本的支出につきましては、4億8,614万9,000円、前年対比で170.96%、金額では2億979万3,000円の増額でございます。増額の主なものといたしましては、建設改良費で2億1,333万6,000円、委託料で1,156万3,000円の減額でございます。企業債償還元金といたしましては、281万1,000円の増額が主なものでございます。

第5条企業債についてご説明いたします。企業債の目的といたしましてトンネル水原水調節井築造工事、限度額2億5,000万円、利率4.0%以内で借り入れたいというものでございます。

第6条一時借入金につきましては、5,000万円で定めたいというものでございます。この関係につきましては、前年と同様の額でございます。

第7条議決を経なければ流用することのできない経費、5,468万2,000円、前

年対比で109.70%、金額につきましては483万9,000円の増額でございます。これは公共下水と農集排の職員の配置がえによるものによって増額というものでございます。

第8条のたな卸資産購入限度額につきましては、前年と同額の1,000万円でございます。

それでは、8ページの資金計画についてご説明いたします。この資金計画は、経営活動に伴い資本収支を健全な状態に維持し、議決予算に対する資金の適正な調整及び運用を図るための資料でございます。それでは、説明いたします。受入資金の中で前年度未収金金額1億5,869万2,145円、前年度繰越金5億519万4,138円、支払資金といたしまして前年度未払金2億4,634万6,927円につきましては、平成19年度の決算資料に基づいた金額でございます。給水収益につきましては、97%の見込みで計算して計画を立ててございます。

それでは、9ページの損益計算書の方からご説明いたします。これもあくまでも総額のみ説明にさせていただきます。この損益計算書につきましては、1年間の経営成績を明らかにするために1年間の収入と支出について記載をしまして経営活動にどれだけの効果があったかを示すもので、消費税抜きで金額で計上してございます。1といたしまして、営業収益から申し上げます。営業収益総額3億7,206万7,000円、前年対比で101.94%、金額では711万3,000円の増でございます。これはあくまでも受託工事収益の増によるものの増額でございます。

2といたしまして、営業費用総額3億3,039万3,000円、前年対比で105.53%、金額では1,734万1,000円の増額でございます。増額の主なものといたしましては、排水及び給水費といたしまして305万3,000円、受託工事費で953万4,000円、減価償却費といたしまして756万9,000円が主なものでございます。減額につきましては、資産減耗費で200万円が主なものでございます。給水収益から営業費用を差し引きました営業利益につきましては、4,167万4,000円、前年対比で80.29%、金額では1,022万8,000円の減額でございます。

営業外収益から営業外費用を差し引きました経常利益につきましては、前年度対比で51.68%、金額では474万3,000円の減額になってございます。

特別利益といたしまして、過年度分損益修正益といたしまして55万5,000円、これは過去において電算導入する時点で、電算のミスによりまして今回55万5,000円を修正益として計上したいというものでございます。

当年度分純利益562万6,000円、前年対比で57.31%、金額では419万円の減額になってございます。前年度繰越利益剰余金391万6,489円、前年対比で1

8.46%、金額では2,148万6,570円の減額でございます。当年度分未処分利益剰余金954万2,489円、前年対比で30.75%、金額では2,148万6,570円の減額になってございます。

詳細につきましては、19ページから31ページの事項別明細の方でござらんいただきます。と思います。

続きまして、17ページの貸借対照表の当年度分についてご説明いたします。この貸借対照表につきましては、財政状況を明らかにするために決算時に起きる保有するすべての資産、負債及び資本を表示いたしまして、導入された資本がどのような機能を発揮し運用されているかを示したものでございます。まず、1番といたしまして、固定資産についてご説明いたします。合計のみの説明とさせていただきます。固定資産合計では39億2,068万9,483円、前年対比で104.87%、金額では1億8,126万4,279円の増額でございます。増額の主なものといたしましては、構築物、浄水場及び機械及び装置の増額によるものでございます。

2の流動資産についてご説明いたします。流動資産合計といたしまして、3億5,360万9,868円、前年対比で88.95%、金額では4,390万1,705円の減額でございます。減額の主なものといたしましては、現金料金の5,410万7,400円の減額が主なものでございます。固定資産及び流動資産の資産合計、42億7,429万9,351円、前年対比で103.32%、金額では1億3,736万2,570円の増額になってございます。

3番目の流動負債についてご説明いたします。18ページの関係でございます。流動負債合計2億3,329万8,694円、前年対比で88.74%、金額では2,959万1,660円の減額となっております。減額の主なものといたしましては、前受金の減額によるものでございます。

続いて、資本の部でございます。4といたしまして、資本金、資本金合計25億219万381円、前年対比で106.09%、金額では1億4,365万1,086円の増額でございます。この増額につきましては、自己資本及び借入資本金の増額によるものでございます。

5の剰余金でございます。最初に、資本剰余金についてご説明いたします。剰余金合計13億9,872万7,967円、前年対比で102.36%、金額では3,154万9,906円の増額でございます。増額の主な原因といたしましては、工事負担金の増額によるものでございます。次に、利益剰余金の関係についてご説明いたします。利益剰余金合計1億4,008万2,309円、前年対比で94.44%、金額では824万6,750円の減額でございます。減額につきましては、減債積立金から当年度分純利益の項目を

相殺したものによる減額でございます。次に、剰余金合計でございます。剰余金合計は、資本剰余金13億9,872万7,967円、利益剰余金1億4,008万2,309円を加えたもので、15億3,881万276円、前年対比で101.53%、金額では2,330万3,152円の増額となっております。

次に、資本合計でございます。資本合計につきましては、資本金25億219万381円に、資本剰余金13億9,872万7,967円と利益剰余金1億4,008万2,300円を加えた金額、40億4,100万657円、前年対比で104.30%、金額では1億6,695万4,238円の増額でございます。

最後に負債資本合計についてご説明いたします。負債資本合計につきましては、流動負債で2億3,329万8,694円に資本金25億219万381円と資本剰余金13億9,872万7,967円に利益剰余金1億4,008万2,309円を加えた金額、42億4,299万351円でございます。前年対比で103.32%、金額では1億3,736万2,570円の増額となっております。

この貸借対照表以降の資料につきましては、附属書類でございますので省略させていただきます。

以上、雑駁でございますけれども、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議 長（栗田政行君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（栗田政行君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第34号は、産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は産業建設常任委員会に付託します。

日程第36 議案第35号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

議 長（栗田政行君） 日程第36、議案第35号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明を申し上げます。議案第35号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、提案説明を申し上げます。

平成21年6月1日に吉井町が高崎市に編入され廃されることに伴い、群馬県総合事務組合の規約から削除することの協議があったので、地方自治法の規定によって議決をお願いするものです。

詳細につきましては総務政策課長より補足させますので、審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長（栗田政行君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） それでは、議案第35号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議につきまして、補足説明をさせていただきます。

群馬県総合事務組合から組合規約の変更に関しまして協議があったので、地方自治法の規定によって議決をお願いするものでございます。協議の内容につきましては、町長から説明ございましたように、本年6月1日に組合の組織団体であります吉井町が高崎市に編入され廃されることに伴いまして、規約から削除するための協議があったものでございます。

新旧対照表によりましてご説明をさせていただきますので、1枚、2枚めくっていただき、そちらの方をごらんになっていただきたいというふうに思います。文字が小さくて申しわけございませんけれども、新旧対照表でご説明を申し上げます。まず、別表第1につきましては、組織する団体の一覧を記載をしておるものでございます。以下、別表の第2は吉井町が参加し共同処理をしております六つの事務があるわけでございます。これらの事務、組織団体の一覧の中からいずれも吉井町を削除するための協議があったものでございます。

以上、まことに雑駁ではございますけれども、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長（栗田政行君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（栗田政行君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第35号については、吉岡町議会会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認め、そのとおり決めます。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 討論なしと認め、討論を終結します。
これより採決に入ります。
お諮りします。
議案第35号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。
よって、議案第35号は原案のとおり可決することに決しました。

日程第37 同意第1号 吉岡町監査委員の選任について

議長（栗田政行君） 日程第37、同意第1号 吉岡町監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明させていただきます。同意第1号 吉岡町監査委員の選任同意について提案説明を申し上げます。

監査委員は地方自治法により町村にあっては定数を二人としております。うち一人は、見識を有する者を議会の同意を得て選任のことと定められております。任期は4年とされておりまして、監査委員の羽鳥善保氏が3月31日をもって任期が満了となりますが、同氏は大変研究熱心な人で町の財務管理、事業経営等のほか行政運営にすぐれた見識を有しておりますので、再度選任したいので、ぜひ同意をお願いいたしまして、提案理由といたします。

議長（栗田政行君） 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論ありませんか。
11番福田敏夫議員。

〔11番 福田敏夫君登壇〕

1 1 番（福田敏夫君） 同意第 1 号 付議案件 吉岡町監査員の選任につきまして、同じ行政区に住む議会議員として、賛成の立場から討論を行います。

羽鳥善保氏の住所は吉岡町大字陣場 1 8 2 番地の 2、生年月日は昭和 1 4 年 1 月 1 日生まれで、年齢は 7 0 歳です。主な経歴を紹介いたします。最終学歴は、県立渋川高等学校を昭和 3 2 年 3 月に卒業されました。職歴は、国家公務員の郵政職試験に合格後、国立市の中央郵政研修所で 1 年間研修後、高崎郵便局に配属され、以後 2 9 年間同局に勤務しました。昭和 6 3 年 3 月、沼田局に転勤、続いて、安中局、伊勢崎局に勤務、平成 4 年 7 月から管理職として藤岡郵便局、館林郵便局を歴任され、平成 7 年 6 月、健康上の理由で早期退職されました。その後、平成 7 年 9 月から 5 年間、関東簡保旅行会に在職しました。吉岡町では、陣場子供会育成会会長、吉岡村高父連副会長、第 7 区区長代理、そして、平成 1 2 年度には吉岡町第 7 区区長としてご活躍いただきました。また、羽鳥氏は書道の大家であり、特に隷書の指導者で高崎市書道協会常任理事を初め群馬県書道展審査員等の要職にあり、我が国と中国並びに台湾との国際交流にもご尽力されております。羽鳥氏は長年にわたり郵政事業に奉職された中で、特に簡保保険業務の管理と監査に精通されております。議員各位には既にご案内のように、羽鳥氏は吉岡町監査員として平成 1 7 年 4 月 1 日にご就任いただき、以来 4 年間任務を立派に果たされております。石関町長は監査業務に最適任の羽鳥氏を選任同意を求めていますので、ここに議員各位のご賛同を心からお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

議長（栗田政行君） ほかにありませんか。

討論なしと認め、討論を終結します。

これより同意第 1 号の採決に入ります。

お諮りします。同意第 1 号を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、同意第 1 号は原案のとおり同意することに決しました。

日程第 3 8 議長報告

議長（栗田政行君） 日程第 3 8、議長報告を行います。

ただいま、陳情 1 件を受理しております。

陳情の付託を行います。

陳情第 1 号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制度を求める意見書に関する陳情でございます。

総務常任委員会に付託いたします。

散 会

議 長（栗田政行君） 以上をもちまして、本日の日程をすべて終了しました。

本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

午後6時27分散会

平成21年第1回吉岡町議会定例会会議録第2号

平成21年3月18日（水曜日）

議事日程 第2号

平成21年3月18日（水曜日）午前9時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15人）

1番	坂田一広君	2番	小池春雄君
3番	岸祐次君	4番	長光子君
5番	近藤保君	6番	田中俊之君
7番	小林一喜君	8番	神宮隆君
9番	齋木輝彦君	11番	福田敏夫君
12番	宿谷忍君	13番	栗原近儀君
14番	岩寄幸夫君	15番	南雲吉雄君
16番	栗田政行君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	佐藤武男君	総務政策課長	大沢清君
財務課長	堤辰巳君	町民生活課長	斉木静夫君
健康福祉課長	斉木洋明君	産業建設課長	後藤輝治君
会計課長	高橋和雄君	上下水道課長	岸幸一君
教育委員会事務局長	大友幾男君		

事務局職員出席者

事務局長	樺澤秋信	主任	廣橋美和
------	------	----	------

開 議

午前9時開議

議 長（栗田政行君） 皆さん、おはようございます。去る9日に開会されました平成21年第1回吉岡町議会定例会が本日再開されました。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程第2号により会議を進めます。

日程第1 一般質問

議 長（栗田政行君） 日程第1、一般質問を行います。

9番齋木輝彦議員を指名いたします。

〔9番 齋木輝彦君登壇〕

9 番（齋木輝彦君） 9番齋木です。今回は、教育問題についてお伺いをしたいと思います。

全国で教育問題が騒がれております。東京都教育委員会の教職員の処分問題、大分の教員採用汚職事件、学習指導要綱、教員免許更新制度、全国の学力テスト、校区廃止、人事権、人件費等、学校は、教育委員会はどうあるべきか、何をどう変えるべきか、議論は尽きないところであります。

吉岡町に住む子供たちは、家族にとっても宝物ですが、町の宝物でもあります。その宝物をより大きく光り輝かせるのも、私たち大人の責任であると考えます。いつの時代にも、いろいろな教育上の問題があり、さまざまな変化となってあらわれています。今日の学校教育は、数多く問題を抱え、変革の時期にあると思います。学校や教師に対する世間からの評価は、厳しいものも少なくありません。学校関係者は、あり方を多方面から考え直すことも必要ではないでしょうか。教職員の病気休職、モンスターペアレント、いじめ、ネット、携帯電話、メール問題、保健室登校、登校拒否、自殺等々、数えたら切りなくあります。考えられないような事件、問題が生じてきています。浅学非才な私でさえ心配している教育界であります。

ここに新聞のデータがありますが、「今日の経済の発展は、戦後日本の教育水準に支えられてきた」と答える人が80%、その中で「教育を受ける機会を平等に保障してきた」が70%、「基礎的な学力を身につけさせてきた」が69%、評価が低いのは「子供一人の才能や個性を伸ばしてきた」、これは28%しかありません。つまり、70%近くの人が日本の教育に画一的だという印象を抱いています。一口で言えば、やり方、方法、性質が同じで、すべてが一様で変化がないと、こう答えているわけです。「社会の中で暮らしていく上でのルールを身につけさせてきた」が55%、今の学校教育に満足しているかの

質問に、「不満」が69.1%、不満や改革の必要性を感じていることでは、「教師の質」です。53.4%と最も多く、教師の質を不満に思う人が50%を超えているのは驚きであります。「いじめ」が50.4%、これは最近の携帯電話のプロフ、メール、インターネットのブログを使った陰湿なネットいじめが急増しているからであります。また、「道徳教育」も45.5%と道徳教育への不満が45%も超えているのは、家庭でもしつけができず、学校でもできていないと、これからこの社会を担う子供たちに不安が残るわけです。

私は、子供への投資は、先行投資、いわゆる教育や夢を育てる時間と費用は未来への先行投資であると思っています。「子供を育てるなら吉岡町で」、このキャッチフレーズをとえている町長は、現状の中で教育全般をいかな見識で考え、子供を育てていくのか、まずお伺いします。

議長（栗田政行君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。

きょう一日、議員皆様方に、これから6人の方に一般質問を受けるわけでございます。そういった中におきましては、精いっぱい答弁をさせていただきますので、よろしく願いを申し上げます。

それでは、齋木議員の、まず初めの答弁をさせていただきます。

現在の教育界が抱える問題についてどう考えるかというご質問でございます。齋木議員には、さまざまな事例を挙げながら教育問題が大変深刻であるということをご指摘されましたが、私も同様に感じております。ご承知のことと思いますが、私は、マニフェストに教育文化活動の充実やスポーツの振興を掲げております。子供たちの学力向上を図り、授業を充実させること、特に国際化の時代にふさわしい外国語教育の充実などを上げております。そして、学力向上だけでなく、子供たちが道徳心や思いやりの心を持った人間に成長していくような生徒指導の充実を図ることを掲げております。子供たちは、将来の国家、社会を背負って立つ存在です。それにふさわしい資質を備えた、心身ともに健康な人材として成長していただきたいと強く願っております。マニフェストに掲げたのも、このような願いからでもあります。そのために、町としてできる限りの条件整備に努めたいと考えております。

議長（栗田政行君） 齋木議員。

〔9番 齋木輝彦君発言〕

9番（齋木輝彦君） マニフェストにあるんだから、それに沿ってやってくれるということです。そのようにぜひともお願いします。

また、教職にある先生は、最近では病欠や長期休職するケースが多くあると報道されています。幸いにして、町の職員には、現在はそういうことはない聞いておりますが、いどこで発生してもおかしくありません。県内の07年のデータですが、病気休職は111人、前年より62人増加、うち心の病の病気が60%を占めています。精神疾患が急増して、本県でも5年で3.4倍の伸びであります。ストレスから来る精神疾患であると考えられますが、長時間勤務、教育改革のスピード、教職員のトラブル、中学になれば進学と部活動、PTAや保護者からの要望、苦情等いろいろ考えられます。起きてからでは遅いので、教職員の労働安全体制の整備、メンタルヘルスケアなどの取り組みを急ぐ必要があるのではないのでしょうか。行政指導でサポート体制の構築やカウンセリングなどは行っているのでしょうか、まずお伺いします。

議長（栗田政行君） 佐藤教育長。

〔教育長 佐藤武男君発言〕

教育長（佐藤武男君） 齋木議員のご質問にお答えいたします。

教職員の病気休職と労働安全体制ということに関連してのご質問でございますけれども、ご指摘のように病気休職がふえていると。そのうち、特に精神疾患による休職者の割合が多くなっていると。こういうことは全国的な傾向でありまして、群馬県もその例外ではないということございまして、そういうご指摘のとおりでございます。

そこで、その原因も、今齋木議員が述べられましたので、ここでは繰り返しませんけれども、教職員の労働安全体制につきましては、労働安全衛生法、また群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例、こうしたことに基づきまして適正な勤務体制を図ることとしているわけでありまして。特に、教職員のメンタルヘルスの保持につきましてご質問いただいたわけでありまして、主に取り組んでいることといたしましては、管理職が心の健康の重要性を十分に認識して、親身になって教職員の相談を受けるということとともに、職場環境の改善に努めるということが第1点でございます。

それから、管理職は、そうした教職員の気軽に相談できる体制を整備するとともに、心の不健康状態に陥った教職員については、早期発見、早期治療に努めると、こうしたことに重点を置いているところでございます。カウンセリング等においては、どういうことがあるかということになりますが、県の公立学校共済組合におきましては、教職員カウンセリング、また面談によるメンタルヘルス相談、あるいは教職員健康相談24時といったような事業を実施しております。教職員が気軽に悩みやストレスを相談できる体制を、そういう形で整備しておりますので、その周知を図り、そういったことを指導してまいりたいということでございます。

それで、これらは吉岡町としてはどうなのかというご質問でございますが、吉岡町教育

委員会といたしましても、校長会、あるいは教職員の研修会などの機会をとらえまして、管理職の意識啓発、あるいは教職員の状況の把握、あるいは職場内での相談しやすい雰囲気醸成ということについていろいろ話し合っております、これを各学校において実施するように指導しているところでございます。以上です。

議長（栗田政行君） 齋木議員。

〔9番 齋木輝彦君発言〕

9番（齋木輝彦君） そうなってからでは遅いので、なるべく教職員の手当てをお願いをしたいと思えます。

また、前段でもお話ししましたが、「教師の質が悪くなった」と答えている人が53%ですけれども、資質のよい教師から資質のよい子供が生まれるのではないのでしょうか。教師は、学校の中では休息できず、学習指導、生活指導、放課後は会議と生徒指導等、その上に保護者からの要望・対応、多忙を極めていると思われまます。過日のテレビ報道だったんですけれども、教師が、県からや文部科学省からの調査、レポートや報告書づくりに追われて、子供と向き合う時間が少なくなっていると。文部科学省や県教委からは、どのようなアンケート、報告書、調査書類、レポートなど提出が求められて、それに費やす時間はどんなになっているのか、端的でマクロの部分でいいですからお願いします。

議長（栗田政行君） 佐藤教育長。

〔教育長 佐藤武男君発言〕

教育長（佐藤武男君） 最近では、ご指摘の中にもありましたけれども、国を挙げてという少し大げさかもしれませんが、文部科学省所管の事項につきましては、できるだけ調査・研究に費やす、またそうしたものが重複しないような形での、しかし必要な資料は必要でございますので、そうした形で事項を精選した形での調査はっております。県でも同様でございます。

そしてまた、各学校についても、いわゆる勤務時間の適正管理、あるいは総労働時間の短縮というふうなことで、学校の中で十分に教職員に周知徹底するような方向で指導しているところでございます。

具体的に申し上げますと、学校の中では、吉岡町においてもそうなんですけれども、学校のそれぞれの教職員がいろいろな仕事を分担しているわけですが、その分担の仕方を、公務分掌と言っておりますけれども、十分見直すということで、いわゆる仕事の分量の適正な配分ということ。それから、会議だとか研修会だとか、こうしたものの内容を重点化して短時間で終わらせるように、資料の作成も事前に作成配付するとかというようなこと。あるいは、校内LANの整備というようなことで、ネットワークでデータベースを共有化する。そういうようなことだとか、それぞれの幾つかに分かれている学校の組織を合同し

て会議を回数減らすとかといういろいろな工夫をしております。特に、休憩時間をはっきり明示して、これはわかっているわけなんですけれども、それはとりなさいよというような指導と、あわせて年次有給休暇の取得促進、これは長期休養中の校内の行事等を精選しまして、行事をしない週を設定するというふうな形の中で、休養もとれると、またそれぞれの自由な研究もできるという時間を保証しようということで努めているところでございます。以上です。

議長（栗田政行君） 齋木議員。

〔9番 齋木輝彦君発言〕

9番（齋木輝彦君） 少し新年度から始まる教員の免許更新制度についてお伺いをします。

一部の教師の影響で、不祥事や適格性に欠ける先生のおかげで、今年度から、新年度からですね、教員免許更新制度が始まるわけです。教師は忙しい状況の中で、余計な気遣いやプレッシャーにはならないのでしょうか。更新講習は形式的なものとなり、更新されなかった教師の身分や生活はどうなるんでしょう。この制度は、より教師を追い込む心理的な圧力になる気がしますが、いかがでしょうか。果たして、これにより資質がよくなると考えているのでしょうか。もっと気分的に時間に余裕を持つ教員の環境づくりが必要でないかと思いますが、これについて教育長の見解をお願いします。

議長（栗田政行君） 佐藤教育長。

〔教育長 佐藤武男君発言〕

教育長（佐藤武男君） 教員の免許証の更新制度は、ことしから、ことしといいますか、平成21年度から導入されるということでございまして、この3月31日以前に発行された教員免許証につきましては、有効期間というのが設定されるわけですけれども、免許証そのものには、いつまで有効ですよということは書いていないと。21年度からの免許証には、10年有効ですよと、ここに書いてあるわけです。その10年が経過する2年2カ月前から講習を受けなさいよと、全体で30時間、必修科目と選択科目があるようでございますが、それを10年ごとに受けるということになります。これは、生年月日で教師を分けまして研修させると、研修というか受講させるということになっております。そういうことで、それを実施するのは大学等の機関でありますから、そういうところへ行って講習を受けると、その結果、テストをして合格すると、こういう過程を踏むわけです。大体普通の人は受かるとは思いますけれども、講習を受けるということは、今までなかったことですから、それが今までの教師としての生活の中に入ってくるわけですから、その分だけ忙しくなってくるのは確かだろうと思います。

特に、小さい学校、小規模校になると教職員も少ないですから、いろいろな校務のやりくりという中で講習に行かなければなりませんので、大変かなという心配がされているの

は事実でございます。また、大規模校でもいろいろ事情は複雑ですから、そういう中で講習の受け方は工夫しなければならないでしょうけれども、これは法律で決まったことでありまして、それは実施されていることでありますから、ぜひこれは受けなければならないことでありまして、もし受けずにおれば免許証の効力がなくなりますから、したがって職を失うというようなことになるわけでありまして、それは最優先されるべきこと、こういうふうを考えております。それぞれの教師に対しては、該当しますよという連絡を、通知を、県の教育委員会の方で発送しておりますので、全部承知はしておりますし、細かなマニュアルもできておりますから、それに従ってやるんですけれども、それに備えた校内体制、それを支援するような教育委員会の体制、これは県の教育委員会も含めて支援策というのは必要であろうというように思っております。

今のところ吉岡町においての学校については、それぞれ相当な規模の学校ばかりでございますので、内部的なやりくりという点では、そんなに心配していないんですけれども、もし何かの問題が生ずれば教育委員会としても責任を持って対応したいと、このように考えております。その分、今までの学校の仕事をやりくりする中で軽減を図り、講習を受ける時間を生み出してもらいたいというふうなことになってくるわけでございます。以上です。

議長（栗田政行君） 齋木議員。

〔9番 齋木輝彦君発言〕

- 9番（齋木輝彦君） 少し情けない気がする。ということは、子供を教育するという先生が免許を更新しなければ教師につけなくなる、少し寂しいような気がする。資格を取ったら堂々と毎日子供たちと向き合っていくという、そういう姿勢が望ましいけれども、少し先生の資質が問われているかなという気がします。何よりも、先生が休むことにより、子供と向き合う時間がなくなることが、私は重要だと思います。子供と先生と一緒に接する時間を多くとるのが大切ではないでしょうか。

町では、多忙解消と子供と向き合う時間をどのように取り組まれているのか、学習時間とは別にですよ。また、他の町村にはない、何か吉岡町は特別な工夫や特色があるのか、ありましたらお願いします。また、文部科学省や県教委から、決められたこと、指導もあるのでしょうか。そして、父兄からの苦情等は、もしこんなものが多いとしたら、何が多いのでしょうか。その点、2点だけお願いをします。

議長（栗田政行君） 佐藤教育長。

〔教育長 佐藤武男君発言〕

- 教育長（佐藤武男君） 吉岡町で何か特別なことがあるかということになりますと、例えば授業の負担というようなことにおきましては、大変多額の予算も組んでいただきまして、マイタ

ウンティーチャーというような形で、町費で、本来は国なり県で、義務教育については職員をすべて雇用していただきたいとは思いますが、今の少人数等実施する中で、それを補完する意味で町の職員をお願いしているということで、これはどこでもやっているんですけども、そうした配慮もしていただいております。これは、授業の進行を、持ち時間を減らすわけではありませんけれども、対象が少人数授業ということになりますから、負担の軽減にはつながることだろうと、こんなふうに思っております。

それから、おかげさまをもちまして、学校の教職員一人一人にコンピューターも配備していただいているというような中で、その上手な使い方ですね、学校の中で工夫していただくということで、多少なりとも業務の効率化が図れるというようなこともあろうかなと思っております。

それから、町の教育委員会、これはいいか悪いかわかりませんが、独特の調査というのは、ほとんどしておりません。大がかりな手間のかかる調査でなくても、大体状況は、3校でありますし、3校の校長会なり担当者の連絡、そして教育委員会へ入れば、ほぼ大体のことはつかめるというふうなことで、これが大きな市になりますと、改めて大がかりな調査等も実施しているようですが、そういったことは実施していないと。それはまた悪いかも知れませんが、ある意味ではね。しかし、そうしたことでの多忙感を町の先生方に覆いかぶせるというようなことはしておらないというようなところがあるのかなと、こう思っております。

議長（栗田政行君） 齋木議員。

〔9番 齋木輝彦君発言〕

9番（齋木輝彦君） それでは、ほかの視点からちょっと伺います。

学校から発行されている小学校の学校だより等を見る限り、吉岡町の学校評価は、総合的には高いようです。しかし、改善する点もあるわけです。熱血教師と言われる熱心な先生と、ちょっとこういうことを言っているのかわかりませんが、教育サラリーマン的な先生もいるでしょう。教師と子供の関係にも相性などがあるでしょうから、教師の中には、あの生徒がいるからあの教室はいやだと、こういう教職員がいるようです。教師として人間ですから、いろいろな性格の人もいるでしょう。陰険な人も、意地悪な人もいるでしょう。しかし、本人は気づかないけれども、生徒は感じていると思います。いかに子供の心を引きつけていくのか、お互いが信頼し合い、ふだんから習得されるべきものだと思います。教育理念とかそんなものではなく、教師の倫理観、要するに人間的魅力、子供から信頼されるリーダーシップのとり方とか、実技的な知恵のようなものが必要ではないでしょうか。これからの教職に対する教育長の見解をお願いします。

議長（栗田政行君） 佐藤教育長。

〔教育長 佐藤武男君発言〕

教育長（佐藤武男君） 先ほどのご質問でちょっと落としてしまったんですけれども、学校に対する保護者からのいろいろな要望、これはどんなものがあるかというようなことでありますけれども、教育委員会に対して保護者の方から直接というのは余りありません。どういふことかという、ちょっと部活が多過ぎるのではないかとかというようなことはございます。その辺は学校に照会して、状況等を調べたりいたします。また、ちょっとしたという語弊もあるかもしれませんが、また大きな問題もあるかもしれませんが、教師の言葉使いとか、そういうような点について適切ではないのではないかとすることももちろんございますので、それはその都度学校へ照会したりして、注意してもらいたいと、このように思うわけでありまけれども、そうしたことが全体の流れの中で出てきていることなのか、そのことだけを取り上げて出てくるのかということになりますと、これは大分受けとめ方、対応の仕方というのは違うんだと思うんです。学校に聞いてみると、その前後左右いろいろありまして、例えば給食のときに厳しく先生が指導したと、そういうのはよろしくないのではないかとというような話も来ることはございます。

しかし、聞いてみると、よそのある学校ではですよ、吉岡町ではありませんが、勝手に生徒が給食を食べて片づけもしない、仕方がないから担任の先生が片づけると、こういうようなこともあるわけでありまして、やはりきちんとした食べ方というものは指導しなければならぬし、そのことが一部かいま見た、あるいは一部の話によって不適切だと、間違っている指導ではないかというようなことを言われる場合もあるわけなのでありまして、よくいろいろな方々の話も全体を聞きながら、正しい対応というものが必要なんだろうと思っております。先ほどの答弁が漏れたので、つけ加えさせていただくわけでありまけれども。

それで、話は今度のご質問に移るわけでありまますが、教師の魅力ということでございませけれども、一般的なことを言いますと、これは非常に抽象的な話になるわけで、例えば県の教育委員会は小中学校の先生を任命しているわけですが、任命権者でありますけれども、それで理想としているのは、社会人としてすぐれた識見を有する教師、それから高い専門性を有する教師、また、豊かな人間性を有する教師とそれぞれ細かくいろいろなことを言っているわけでありまして、確かにそれはすばらしいなと思います。が、現実の場面において、そういったことを考えたときに、なかなかそう理想的にはいかない。人間それぞれ育ちも経験も違うわけで、これは教師とて同じでございます。長所もあれば短所もある。それをどう自分で磨くか、研修したり、研究したり、積み重ねていくかということでございますけれども、そうした中で持ち味、長所、こうしたものを、いわば人間性といったようなものだと思いますけれども、そういうものが子供たちの感性に訴える

ところがあれば、これは多少欠点はあるかもしれませんが、人間的な魅力のある先生として、子供たちといろいろな面で気持ちを通じ合って、教育的な効果も上がってくるのではないかなと、こんなふうに思うわけであります。なかなか人間的魅力といいますと、これは難しい話になりますけれども、私としてはそんなことを考えているということで、自分のいいところをぜひ発揮してもらいたいというようなことに尽きるかなと思っております。

議長（栗田政行君） 齋木議員。

〔9番 齋木輝彦君発言〕

9番（齋木輝彦君） では、少し方向を変えて体罰についてお伺いします。

1月19日ですけれども、福岡県で中学1年生がマンションから飛びおり自殺をしました。原因は教師の体罰ということらしい。この生徒には、今回だけでなく、昨年6月にも体罰があったらしいです。今回は、3日前に頭をげんこつでたたかれる体罰です。このクラスでは、忘れ物を2回するとげんこつというルールを設けていたようです。校長は、死亡した直接の原因は、断定はできないが、要因の一つであろうと答えています。体罰のルールをつくるというのは驚愕の限りですが、生徒を守るべき教師が死に追いやるような事件、これは犯罪に等しいものだと思います。類似事件のないよう、教育長、その辺をどういうふうに考えているのかお願いいたします。

議長（栗田政行君） 佐藤教育長。

〔教育長 佐藤武男君発言〕

教育長（佐藤武男君） 体罰についてでございますけれども、これはご承知のとおり、学校教育法では、教育上必要が認められるときは、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰は加えることができないと、こう明確に禁止しております。念のため申し上げますと、戦前の学校の実態、そういうものを経験している者もいるわけですけれども、昔は体罰が認められていたかのような、実はこれは誤解なんです。日本では、体罰というのは、明治12年の教育令以来、一貫して今日まで体罰は禁止なんです。このことをまずご理解いただければと思います。

それから、もう一つ、法律で決まっているから、法律で禁止されているから体罰はしてはいけないというのではなくて、体罰はしてはいけないことだから法律で禁止されているんだと、こう考えるように私は教職員に指導しております。

それと、もう一つ、体罰によってせつかくの生徒指導というのが台なしになってしまうと、大変そういう意味からいっても拙劣な指導と言わざるを得ないです。何か問題があれば、先生は指導しなければならないんですけれども、そこで体罰が起こりますと、ちょっと言葉は悪いんですけれども、攻守とところを変えてしまいます、たちまち。体罰のみが問

題となって、もとの問題というのがどこかへすっ飛んでしまう。そうすると、子供を指導することにならないんです。そういう意味からいっても、やはり体罰というのは決して教育上いいことではない、許されないことだろうと思っております。人間関係があれば少しぐらいこつんとやっても大丈夫だという人がいますけれども、こつんとやった途端に信頼関係というのはなくなってしまうと、こういうふうに考えていいと私は思います。これは私の、49年間教育界に身を置かせていただいておりますけれども、そこから得たいろいろな事例からの体験でございます。そんな意味で、今後とも体罰は絶対するなということ指導していきたいと、このように思っております。以上です。

議長（栗田政行君） 齋木議員。

〔9番 齋木輝彦君発言〕

9番（齋木輝彦君） 当然自分の気持ちが伝わらないから体罰ということになるんでしょうけれども、できればそういうことで子供を体罰なしで守っていくべきだと思います。

それから、ほかの面からまた伺います。今、吉岡町では、家庭環境のせいで不登校の生徒が数人おります。いまだ子供への虐待の話も皆無ではありません。一部ですけれども、話を聞きます。両親の、家庭の都合で学校に行けないとしたら、救ってやらなければならないと思います。これらの生徒の問題や児童相談所への連絡、これらもしていただいているんでしょうか。子供の生の声を身近に聞けるような、ホットラインみたいなことはいかがでしょうか。また、反対に、親の心配を聞いてやるようなホットラインも必要かと考えます。

これらについて、私は教育というのは人づくりで、イコール国づくりになると思うんです。やはりそういう環境を考えてやる、困ったときにすぐ手を差し伸べるということも必要ではないかと。これらについてどうでしょうか。

議長（栗田政行君） 佐藤教育長。

〔教育長 佐藤武男君発言〕

教育長（佐藤武男君） 家庭の状況だとか、それからいろいろ相談する体制を築くべきではなからうかと、また現実はどうかと、このようなご質問かなと思いますけれども、地方教育行政法の一部改正があったというようなことで、平成20年度、つまり今年度から、教育に関する専門職員として指導主事を置かせていただきました。大変ありがたいことであります。それから、吉岡町には適応指導教室がございまして、不登校の子供さんが数名来ておりますけれども、そこに教育に関して大変経験豊かな学校指導員の先生を1人配置させていただいております。それから、県からは、スクールカウンセラーということで中学校に配置されております。

そうしたことで、それらの先生方が中心となりまして、学習に関する相談とか、不登校

に関する相談とか、あるいは障害を持つ子供さんの就学に関する相談だとか、いろいろなケースについてご相談を受けているというような状況でございますが、指導主事とか教育指導員というのは、それが専門ではありませんので、主としてはスクールカウンセラーの先生が受けておるわけでありまして、ちなみにどの程度受けているかといいますと、子供からの相談を、この平成20年度について見ますと、約300件、主として学校で直接子供から受けたのが124件、それから電話が49件、それから家庭訪問しているのが146件でございます。また、保護者の方からいろいろご相談いただいたのが、延べ回数で236件でございます。これは、学校で69、電話が38、訪問が129というようなことで、大変数多くの相談を受けるというような体制になっております。

ただ、これだけでも全部受け切れるわけではございませんし、また必ずしも、相談なさる方は、町内でもうちょっと別なところでも相談したいというようなこともあるようでございます。そんな意味で、いろいろ問題がわかったときには、児童相談所ですね、問題の種類によっては児童相談所、あるいは県の生涯学習センター、あるいは総合教育センター、そこにいろいろ相談を受けるところがございます。また、問題によっては、県警の少年育成センター、こういうようなところでも受けていただけますので、そういうところをご紹介したりしているというふうな状況でございます。今は電話、ファクシミリ、あるいは電子メール、こういったことでの相談も可能でございますので、保護者にとってみますと、そういった外の機関に相談の方が気軽に相談できるというような側面もあるものですから、そういうことも結構あるようでございます。町で受けた場合には、庁内、学校や教育委員会と相談いたしまして、問題によってはそういうところへさらにご紹介するというような形で対応しているところでございます。

議長（栗田政行君） 齋木議員。

〔9番 齋木輝彦君発言〕

- 9番（齋木輝彦君） これは、ちょっと町長にお伺いしたいと思いますけれども、学校も家庭も行政も地域も警察も一体となって、良好な環境づくりの整備をする必要があると思います。事故や犯罪から守る社会環境の構築が必要ではないかなと思います。昨年12月に県では、ぐんま家庭教育応援企業制度と、企業まで登録した応援制度をつくっております。この内容についてまずお聞きしたいのと、子供環境づくりの理念など、町として今後いかに対処していくのか、その決意と今後の取り組みをお願いをしたいと思います。

議長（栗田政行君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 齋木議員にお答えいたします。

今、吉岡町においては、やっと自治会制度が充実してまいりました。そういった中にお

きましても、自治会の手をかりながら、教育の面でも援助していただければというようにも思っております。そういった中におきましても、町といたしましても、この教育問題に関しまして、議員が申されたとおり道徳心、そして思いやりのある心を持った子供たちを生み出していくというようなことになると、本当に真剣に考えて、教育問題、そしてまた環境問題にも取り組んでいかなければならないとは思っております。そういったことで、自治会とも相談しながら物事を判断して、これからもよりよい子供たちが育つよう努力していきたいと考えております。

議長（栗田政行君） 齋木議員。

〔 9 番 齋木輝彦君発言 〕

9 番（齋木輝彦君） じゃあ教育長ですか、先ほどの群馬家庭教育応援企業登録制度というのについて、よろしいですか。お伺いします、それについて。

議長（栗田政行君） 佐藤教育長。

〔 教育長 佐藤武男君発言 〕

教育長（佐藤武男君） 今、その制度そのものに具体的な取り組みを町の教育委員会としてやっていないんですけれども、よく研究させていただきまして、学校ともども対応していきたいと、こんなふうに思っております。

議長（栗田政行君） 齋木議員。

〔 9 番 齋木輝彦君発言 〕

9 番（齋木輝彦君） では、次の質問について。いじめについてお伺いしたいと思います。

1994年の11月、愛知県西尾市で中学2年生がいじめを苦に遺書を残して自殺した事件、今から15年前です。この事件を発端に、全国で中高生の自殺が相次いでいます。自殺がすべていじめとは断定できませんが、いじめが後を絶たないのはなぜでしょうか。いじめは、教育界では永遠のテーマであろうと思います。校内暴力、学校恐怖、不登校、保健室登校、いじめ、特にいじめについては、限度を越えた暴力行為や、あるいは金銭強要は、傷害、恐喝としないと事柄の本質があいまいになりやすいと思います。こうした現象は、学校に適應できない少数の逸脱者が引き起こす問題行動として処理する傾向が強かったわけですが、いじめは、当事者に注意、反省文などで対応してきた感があります。こうした対処方法だけで対応できるほど単純でないのが見えてきました。それは、現代社会における子供の心の渇きと叫びとして問題を浮かび上がらせているわけです。もっぱら勉強とゲームなど、消費的な遊びの世界だけに囲まれている点にもあるように思います。家庭や地域で大人の仕事を手伝うとか、異年齢の仲間と協力してものをつくるとか、社会的経験が乏しく、経験的世界から隔離され、学校という人工的空間に閉じ込められている気がします。学校は、何よりも子供が安心していられる居場所でなければならないと思いま

す。時には、友だちや仲間とふざけたり、協力したり、笑ったり、けんかもあるでしょうが、生活の場でなければならぬと思います。子供と子供のきずなや子供と教師の関係がはぐくまれ、お互いの信頼し合う心を習得させるものと思います。学校と地域をも含めて、今日のいじめの現状について、まずお伺いをします。

議 長（栗田政行君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） いじめ問題についてお答えいたします。

齋木議員は、教育界では永遠のテーマであろうと言われておりますが、全く同感であります。およそ人間が集まるところに常に起こり得る、人間社会の永遠のテーマであるかもしれないと思っております。そのような見方をすれば、いじめはどの子にも、どの学校においても起こる問題であり、したがって、吉岡町においても起こり得る問題でもあります。

しかし、どこでも起こり得るからといって、放置してよいという意味では全くありません。小中学校の中で起きるいじめの問題は、深刻な結果をもたらしています。特に、ここ数年間、急速な情報化が進み、携帯を持つ小中学生が急増しており、いわゆるネットいじめが大変な心配されております。こうした新たな状況を踏まえて、いじめは何としてでも防止しなければならないと思っております。この問題について、現在、教育委員会と各学校では、いろいろ取り組んでいると聞いております。ぜひとも成果を上げるようにしてもらいたいと期待するものであります。学校と地域を含めての現状について、教育長より答弁をいたします。

議 長（栗田政行君） 佐藤教育長。

〔教育長 佐藤武男君発言〕

教 育 長（佐藤武男君） いじめの問題につきましては、お話がございましたように平成18年にいじめによる児童生徒の自殺が相次いだということで、大変大きな社会問題になったわけがあります。このとき、いじめられた児童生徒の立場に立って、より実態に即した把握ができるようにということで、調査方法の見直しもありました。吉岡町におきましても、改めて調査したところでございます。このときの調査では、主として言葉によるいじめが3件、言葉や無視することなどによるいじめが1件、乱暴な振る舞いや悪口などによるいじめが1件と、計5件改めて報告されております。17年度までの調査と定義を変えての調査でございまして、どちらかというといじめられたと意識されるものを上げたというようなことで、改めて件数が出てきたというような状況がございました。ちょうどこの日、吉岡町におきましては、自治会制度への移行をめぐりまして各行政区で座談会を行ってありましたけれども、多くの行政区で吉岡町の実態はどうだというようなご質問があった

ことを今思うわけでございまして、非常に町民皆さんの関心が強く集まっていたということ、改めて思い出すわけでございます。

それで、そういういじめは現在どうかというようなことでございますけれども、昨年度は4件ありました。言葉によるものが3件、それからまた、わざと避けるような行為によるものが1件だったということでございます。また、本年度は、いじめとしてとらえている事案は1件でございます。

しかし、子供の間では、いろいろなトラブルやけんかとか、そういうものは結構起こっているわけでありまして。大体学級担任のレベルで仲違いした子供たちを見つけて、それを指導して直させるとか、そういうことでとどまっております、学校全体とか、あるいは学級全体で取り組むというようなものは余りないんですけれども、しかしそれも、ないわけではございませんでして、小学校においては一つ、そういったことがございました。そういうようないろいろなことがあるものですから、それぞれの各学校では、なかよし相談といったことを、アンケートのようなものですが、調査をしたり、あるいは悩みアンケートというようなことで、大体学期に1回くらい、個別の子供から状況を聴取しているというような状況でございます。そうした小さなことから、きちんとした丁寧な対応をしていくことが大事だということでございますので、今後とも、学校におきましても、そういう子供たちの様子は正確に観察、把握して指導していくということで、校長会等で申し合わせしたり、情報交換をしたりしておるところでございます。そんなことで、すべての子供が明るい学校生活を送れるようにというようなことで、学校ともども十分取り組んでまいりたいと、こんなふうに考えております。以上です。

議長（栗田政行君） 齋木委員。

〔9番 齋木輝彦君発言〕

- 9番（齋木輝彦君） よく言われるのが、生活は豊かになったが、人の心がすさんできた。だから、心の教育が必要ではないでしょうか。人と人とのかかわり方、物や自然とのかかわり方が大切です。「学校の道徳教育が不満」と答えた父兄が45.4%です。「最近の家庭でしつけができていない」と答えているのが87%。これらの大人から見た数値にも、いじめの裏があるような気がします。そして、50%の人がいじめについて不満を持っています。携帯電話のメール、インターネットのブログ、書き込みなどを使った陰湿なネットいじめが急増しています。これは多分中学生かと思うんですけれども、暴力、きもい、うざい、汚い、消える、死ねの言葉から、無視するまでいろいろあるようです。家庭でのインターネット利用と対応について、学校での指導教育についてお伺いをします。

議長（栗田政行君） 佐藤教育長。

〔教育長 佐藤武男君発言〕

教 育 長（佐藤武男君） 携帯とかインターネットの問題が、非常に今重要な問題として取り上げられてきているということは、先ほどネットいじめというような言葉の中でありましたけれども、特に、二、三年前から、成り済ましメール、あるいはチェーンメール、電子掲示板への匿名の書き込みによる誹謗中傷、今、議員が挙げてくれたことですけれども。また、出会い系サイトの利用による被害、それから興味本位からアダルトサイトへの会員登録をして高額な請求を受けるといったような事案が急増してきたわけでありまして、これは全国の状況でございますけれども、生徒指導上の大きな問題に現在なっているということでございます。

それで、ご質問でございますけれども、インターネットのブログ対応ということにつきましては、この2月に県の教育委員会でも緊急調査をいたしました。が、小学校5年生の60%、中学校2年生の85%がブログという言葉を知っているということでありまして、特に小学校5年生では、前の年の調査に比べて10ポイント増加しているというようなことがわかっております。

そういうようなことで、大変低学年への、この問題が波及しているということがわかるわけでありまして、一方、中学2年生の携帯電話の所持率というのは、少し減っているというような結果も出ております。これは、ある種の指導がだんだん行き渡っていきつつあるのかなと、こういう見方をしている人もいますが、そんなに簡単に楽観できないと思えますけれども、小学校5年生、中学校2年生ともに、インターネット接続できるコンピューターを使える家庭、これは大体65%に近くなっております。そうした意味で、非常にネットへの関心が、これは家庭も高くなっているし、子供も高くなっているし、中には幼児がインターネットを使いこなせるというような事例もあります。そうしたことで、群馬県の教育委員会におきましても、先ほど申し上げました調査等を踏まえまして、まずこの際実態をよく把握しようと、それから保護者や教員によく携帯電話やインターネットの問題を熟知してもらおうと、どういう問題があって、どういうふうに使われているのか。それから、そういったものの機能、働き、これもよく知ってもらいたいというようなことを始めております。それから、児童生徒の情報モラル教育。これは、以前にマニュアルもできておりまして、指導資料もあるんですが、これもまた新しい状況の中で作り直して、新たに配布して取り組んでもらうというような動きですね。それからさらに、ネットパトロールといいまして、ネットの状況を観察して、ネット上の問題行動を発見して、それへの緊急体制、これを整えるとか、いろいろな取り組みなんですけれども、強化を図っているということでございます。

吉岡町におきましても、こういった県の取り組みを踏まえまして、学校やPTAと連携しまして、具体的な対応を継続実施していくことということで、先般校長会におきまして

も、情報交換とともに申し合わせたところでございます。先ほどちょっと触れたんですが、中学生で情報モラル指導、あるいは啓発というので、その効果が徐々にあらわれているのかなといったデータも見られるということでもありますけれども、一方で小学生の問題が大きくなるという状況も、これもかなり明らかでございますので、今後は小学校における情報モラル指導、また小学校の保護者の皆さんへの啓発資料の配布とか説明、こういったことに力を入れていく必要があるのかなと、このように思っております。

議長（栗田政行君） 齋木議員。

〔9番 齋木輝彦君発言〕

9番（齋木輝彦君） いじめは昔からあったと思います。しかし、最近のいじめは、形が違って、いるんです。特に、日常化し、ゲーム化し、集団化しているわけです。構造化し、巧妙に、そして陰湿化して長期化しているわけです。この辺にも問題があるわけなので。しかし、そのいじめの中に必ず傍観者、見ている人がいるわけです。その人が、そのいじめを見逃すというか、「いじめはやめよう」と言えないところにも、今の社会の風潮として問題があるのではないのでしょうか。

時間的なことで、次の問題に行きます。政府の教育再生懇談会が、子供の携帯電話利用について素案を明らかにしました。今ごろ政府がこんな携帯電話の利用についてなんて考えているようでは、少し遅過ぎると思うんですけれども、この携帯電話によっていろいろな問題が生じています。パソコンと違って、自分一人で保護者の目が届かないという特徴があります。その中で、携帯電話を使ったいじめがいろいろ発生しておりますが、メリットも皆無ではありません。GPS付きの携帯電話で犯罪から助かったという例もあります。小中学校の所持数、利用状況等、もし台数等でお手元に資料等ありましたら、お願いをします。

議長（栗田政行君） 佐藤教育長。

〔教育長 佐藤武男君発言〕

教育長（佐藤武男君） これは、そんなに正確な数字ではないんですけれども、吉岡町の小中学生について得られただけの範囲で情報をいただいたんですけれども、小学校で5、6年生について調べました。それが、自分専用の携帯電話を持っているというのは全体の17%でございます。それから、家へ帰ると使える携帯電話があると、これはご家族の携帯電話だけれども自分も使えると、こういうことかと思いますが、そういう電話がある人は39%。それから、自分も使えるパソコンが家へ帰るとあると、インターネットを見られるということでしょうけれども、これは吉岡町におきましては68%、非常に多くの家庭でインターネットを持っているということがわかるわけでございます。

それから、中学生、これは1年生について自分専用の携帯電話をどのくらい持っている

かということで調べましたが、これもやはり17%ですね。ただ、それは去年の1年生で、2年生になりますと28.9%ということで、大体中学生になると少しふえてくるということがわかりいただけるかと思います。使えるパソコンがあるというのは65%でしたが、これは家庭の問題ですから、小中余り差がなくて当然であろうかと思いません。

それで、その被害を受けた方ということなんですけれども、いわゆるプロフというんですかね、これで写真を転載されるというんですか、そういうようなことを受けたという話は1回聞いております。それから、チェーンメールを受けたというのは、小学生で10%、それから中学生52%ということで、やはりその影響を受けていることがわかるわけでありまして、チェーンメールなどにつきましては、昨年ちょっと話したと思うんですが、学校の先生がそれを受けることにして、そこでとめるというような対応もしているわけでございます。

吉岡町の小中学生の所持している率というのは、ほぼ県の平均的なところかなと、こんなふうに思います。ただ、持っている割合が多いからだめだとか、少ないからいいとか、そういう話ではなくて、やはり少数のものであっても、ネットのいろいろな問題に巻き込まれるということがあってはならないわけでありまして、また多少持っている率が多くても正しい使い方をしたら問題がないわけでありますので、この辺を見きわめながら、十分にこういう正しい使い方というものを子供には指導していかなくてはならないと考えております。

議長（栗田政行君） 齋木議員。

〔9番 齋木輝彦君発言〕

9番（齋木輝彦君） 学校には携帯電話を持たせないように、群馬県は今指導ということに努めておりますけれども、小学校では持ち込み禁止が96%、中学校で原則持ち込み禁止と許可制といろいろあるわけですが、県内38市町村で指導方針を定めていないのは28教委です。そして、14教委が今後定める予定かどうか、予定なしが14教委と。吉岡町は、この電話持ち込みについて、本当に必要かどうか精査する必要があると思うし、そして正しい使用方法と指導、このことによって問題を起こさないように、類似事件のないようお願いをし、町は持ち込みについてどうするのか、その点だけ、最後の質問にしたいと思います。

議長（栗田政行君） 佐藤教育長。

〔教育長 佐藤武男君発言〕

教育長（佐藤武男君） 過日の県の調査によれば、96%の市町村、学校におきまして、持ち込みは禁止で、吉岡町も禁止しております。ただ、文書で、それぞれの市町村教育委員会の文

書としてそれを出して、学校がそれを受けて禁止ですよという形は幾つかの市でとっているわけです。あと96%の残りの4%はどうかというと、これは山間部で、今度は携帯電話を持っていないと、答える必要がないといいますが、そういうところでございますので、ほとんどすべての市町村で携帯電話の持ち込みは禁止、原則禁止、これは国の指導もそうですけれども。ただ、やむなく必要なケースがありますので、これは特殊な例外として、吉岡町でもごくわずかですけれども、認めるケースはございます。今後とも、学校に必要なものは持ってくるわけですけれども、学校生活に直接必要のないものは持ってこないということで指導してまいりたいと、このように考えております。（「終わります」の声あり）

議長（栗田政行君） 以上をもちまして、齋木議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開は10時15分といたします。

午前10時00分休憩

午前10時15分再開

議長（栗田政行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議長（栗田政行君） 8番神宮 隆議員を指名します。

〔8番 神宮 隆君登壇〕

8番（神宮 隆君） 8番神宮です。通告に基づき一般質問を行います。

質問は、2項目あります。その一つは、ポートピア（競艇場外舟券売場）の設置計画についてであります。

きのうの新聞に「埼玉の施設会社、場外舟券売場吉岡に進出計画」と出ていましたが、これは去年の夏、町に戸田競艇の場外舟券売場ポートピア岡部、施設会社岡部ビューションパーク、略称OCP、関係者と地権者代表が役場を訪れ、町に駒寄スマートIC北方、溝祭地区にポートピアの設置計画を話したというが、このポートピアとはどういうものなのか。大規模の農地をつぶして設置することは、将来吉岡のためになるのかならないのか、どのような影響があるかについてお伺いいたします。

町議会でも、ことしの2月、2カ所のポートピア視察を行いました。一つは、埼玉県栗橋町にある（仮称）ポートピア栗橋、同所は施工者が埼玉県都市競艇組合、施設会社が、同じ吉岡に来る岡部ビューションパーク、設置面積が2万平米余り、4月に建設着工し、12月に開設予定となっております。場所は、利根川右岸の近くということで、純工業地域であります。二つ目は、茨城県笠間市のポートピア岩間で、施工者は浜名湖競艇企業団、これは浜松市と新居町、それと湖西市が施工者になっております。施設所有者は、近未来

ワールドで、平成16年5月にオープンしております。施設面積が4万平米、これは山林と畑ということであります。

ところで、当町に設置計画しているポートピアの施設計画概要、その後施設会社からの説明等はあったのでしょうか、その概要についてお伺いします。設置場所だとか、施工者、それから敷地面積、建物の構造、駐車台数、最大入場者、1日平均の入場者、それからそこへ勤める従業員数、こういうことでお伺いします。

また、この施設会社で岡部ビューションパーク、これは先ほど言った栗橋にも進出しておりますけれども、これはどんな会社なのか。新聞によりますと、既に地権者の同意を得て、昨年10月に町に農振除外事前協議申請書が受理されているということをお伺いしております。この概要についてお伺いします。以上です。

議 長（栗田政行君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） ポートピアの設置計画について答弁させていただきます。

ポートピアの設置計画についての答弁であります。後ほど宿谷議員さんからもいただいておりますが、町は1,000平米以上の開発に関して定めた土地開発指導要綱によって申請協議のあった物件と基本的には同類な開発協議として処理することがございまして、まずは開発事業者の構成や説明を聞いたという認識でありました。したがって、説明を受けた段階では、まず地権者との関係もあるようで、問題が山積しておりましたので、開発行為が熟していると判断するに至っていませんでしたので、当然それ以上の資料要求はしておりませんでした。そのような状況から、町としては、周辺地域に及ぼす影響や環境の変化など客観的に判断できる材料はほとんど持っていないので、今時点で予断を持ってお答えするのは避けなければならないと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。今後は、事業の推進状況の推移を見ながら、町として判断する材料の収集に当たっていきいたいとも考えております。

ポートピアは、平成13年12月に現在の深谷市にポートピア岡部が設置され、その後、関東周辺では市原市、岩間町、習志野市、横浜市にオープンし、栗橋では、オープンに向けて準備が進められていると聞いております。さらに、開場しております関東周辺の施設やその周辺からの状況等を可能な限り調査し、その資料は議会の皆さんにも提供いたし、さらに町民の皆様からのご意見を伺った上で、町として判断をしていきたいと考えております。

議員が、現時点においてご心配される列挙しています個別のご質問には、この事務局、総合調査をするように命じております総務政策課長より答弁をさせます。

議 長（栗田政行君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） それでは、議員のご質問に関しまして、町長の補足答弁をさせていただきます。

まず、施設の概要につきましてのご質問でございますけれども、先ほど町長がご答弁申し上げましたとおり、具体的に特に計画書をいただいておりますので、開発しようとする方の、来ていただきました口頭での説明内容、あるいは過日、上毛新聞にも掲載されておりましたけれども、3月15日の日に溝祭の自治会におきましての説明で配布されました資料をいただいておりますので、資料によりましてご説明、補足をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、ご質問の設置の場所でございますけれども、大久保の字女塚地内になるかと思えます。それから、施工者でございますけれども、県内のみどり市でございます。それから、敷地の面積でございますけれども、これも多分、おおよそということになるかと思えますけれども、3万5,000平米ほどを予定されていると。それから、建物の延べ床面積につきましても、これもおおよそでございますけれども、5,000平米程度ということのようでございます。それから、構造でございますけれども、鉄骨造、またはコンクリート造ということで、2階建てを予定しているということのようでございます。それから、中の設備の概要につきましてでございますけれども、舟券の投票所、それから映像の設備、それから観覧のスペース等、それから食堂と売店などを中に設置したいというようでございます。それから、駐車場の規模でございますけれども、約900台程度とめられる駐車場を設置したいということのようでございます。

それとあと、開催日もちょっとそれに記載されておりましたので、ご紹介させていただきますが、年間約350日以内、ナイターも含みまして、このくらい開催したいというようでございます。それから、おおよその来場者の見込みもされておまして、大体年間で35万人程度を見込んでおるといふようでございます。そうしますと、大体1日当たりの平均入場者数が、これを割り戻せばなるかと思えますけれども、大体1,000人から2,000人くらいを予測しているようでございます。

以上で、一応補足をさせていただきます。答弁漏れがございましたらまた、ご指摘の方お願いしたいと思います。

議長（栗田政行君） 神宮議員。

〔8番 神宮 隆君発言〕

8番（神宮 隆君） ちょっと細かい部分でもう1点、施設ができた場合の従業員はどのくらいを予定しているか、その辺のところは何かデータがあるでしょうか。

議長（栗田政行君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） 従業員でございますけれども、これについては特にあれなんですけれども、前にこちらに来て、80人程度というようなことを伺っておりますけれども、埼玉県
の岡部でいきますと、この施設ですと従業員が150人程度おられまして、約半数程度、
地元で雇用されているというようなことは伺っております。以上でございます。

議長（栗田政行君） 神宮議員。

〔8番 神宮 隆君発言〕

8番（神宮 隆君） 農振除外事前協議申請書が提出されているということなんですけれども、
これは今後の取り扱い、どちらにしても県の認可が必要ではないかと思うんですけれども、
今後の取扱いはどのような措置になるのでしょうか、その辺ちょっとお伺いしたいんです
が。

議長（栗田政行君） 後藤産業建設課長。

〔産業建設課長 後藤輝治君発言〕

産業建設課長（後藤輝治君） 神宮議員さんにお答えいたします。

提出されたものが、事前協議ということで、町としては正式には2月4日に受け取って
おります。したがって、開発農振除外は2ヘクタールから4ヘクタール以内というこ
とで、県が大臣協議が必要ということで、県の方に書類を送ってございます。当然事前協
議ですので、幾つかの問題をクリアしなければ本申請になりませんが、町としてはまだ、
町の計画方針、また議会の判断、地域住民の同意等の確認がとれた中で本申請になるか
と思います。よろしく申し上げます。

議長（栗田政行君） 神宮議員。

〔8番 神宮 隆君発言〕

8番（神宮 隆君） わかりました。

それから、ポートピアの視察で教わったことは、ポートピアの設置要件については、や
はり地元の同意が必要であるということ、それから町の同意が必要であるということ、そ
れから議会の反対がないということを知りました。この点について、地権者の同意を得
られたと報道はされております。それから、地元自治会では、まだ自治会長が話を具体的
に聞いたばかりで、今後検討委員会をつくって話し合う予定ということなので、自治会の
同意はまだ得られていないと思いますけれども、この辺について、町の方で把握している
地権者の同意、これは申請が出たんですから、そういうあれだと思っておりますけれども、そ
の辺についてはいかがでしょうか。

議長（栗田政行君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） 地権者の状況、あるいは地元の自治会の状況について町がどのくらい把握しているかというご質問かと思っておりますけれども、まず地権者の状況についてでございますけれども、町の方は特に地権者と接触しているわけではございませんので、先日、新聞で報道されておりましたけれども、それ以上の情報については、特に町の方としては持っておるわけではございません。

それから、地元の自治会につきまして、先ほど神宮議員さんのご質問の中でございましたとおり、去る15日の日曜日だったかと思っておりますけれども、地域の皆さんが説明を受けたばかりということのようでございますので、当然自治会として意思を示すという、そういったまでの段階には至っていないのではないかと考えておりますので、以降どういうふうな形で自治会の方が対応しているかということになるかと思っておりますけれども、まだ意思表示をしている、するというような段階にあるというふうに町の方としては考えておりません。以上でございます。

議長（栗田政行君） 神宮議員。

〔8番 神宮 隆君発言〕

8番（神宮 隆君） それでは、次に、万が一にポートピアが進出して、誘致、設置した場合のメリット・デメリットをお伺いしたいと思います。

具体的なあれが出ていないからなかなか算出が難しいと思うんですけれども、いろいろ設置業者やなんかのPRですと、一つは町財政の向上につながるのではないかとということが書かれている。それから、雇用が推進するのではないかと。それから、三つ目は、地元商業の活性化につながるのではないかと。こんなような点が述べられて、施設会社等がPRしているようでございますけれども、この辺について、施設会社から環境整備費として1%が町に支払われると、これは売り上げの1%ですね、だから1億円あれば100万円が支払われるというようなことで、税収面でのメリットがあると思うんですけれども、この辺の予想。それから、地元雇用について、先ほど岡部では半数というような、雇用の面。地元商業の活性化、視察したところによると、その地元の周りの笠間でも、岩間ですか、その周辺は余り、もう三、四年たっているんだけれども、出店、こういうものは見られなかったんですけれども、そういう感じで、町の財政、それから雇用の点についてはどのような、今のところの推計、これは計算しておられるかどうか、その辺のところをちょっとお伺いしたいんですが。

議長（栗田政行君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） メリット・デメリットというご質問の中で、町に対する財政的にはどうか、あるいは地元の雇用、あるいは地元の商業に対してどのようなメリット、逆にどの

ようなデメリットがあるかというような、そんなご質問かと思っておりますけれども、町の方としても、具体的に、特に検討できるような段階ではないわけでございますけれども、仮に設置できたということになりますと、これはメリットかデメリットかということになるかと思っておりますけれども、財政的には環境整備協力基金ですか、そういったものが、できている施設、市町村には支払われているようなことは伺っておりますので、それが上限で1%までというような形で支払われているということは伺っております。議員さんも視察の段階で伺っておるかと思っておりますけれども、そのようなことは伺っております。

それから、税収面になりますけれども、これもあくまでも仮にの話でございますけれども、設置される場所が、現在農地でございますので、それが宅地なりになるということになりますと、当然固定資産税は相当変わってまいりますし、そこに建物が建てられるということになればそれらにも、固定資産も課税する対象になりますから、こういった規模のものが建てられるかということはちょっとわかりませんが、仮に、先ほど申し上げました5,000平米程度の建物で鉄骨ですか、鉄筋ですか、そういったものができたとしますと、本当に仮の話でございますけれども、トータル的には1,300万円ぐらい、固定資産だけでございますけれども、そのぐらいは課税ができるのかなと。これは、確定的な数字ではなくて、あくまでも仮の数字でございますので、その辺のところはご理解していただければと思います。

それから、雇用の関係のご質問、先ほども答弁させていただいておりますけれども、岡部と同じような規模だとすると、やはり従業員の的には同じぐらいの従業員数が必要ということになれば、同じような形で地元の雇用がされるとすれば、全部というわけには当然いかないと思っておりますけれども、そこを基準にさせていただきますと、大体半分ぐらい採用していただければ80人程度ぐらいは町内の方の雇用がしていただけるのかなというような、そんな考え、見込みでございますけれども、そんなことになるのかなと思っております。

それから、地元商業の活性化ということでございますけれども、これは直接的になるかどうかわかりませんが、多分町外の方が大勢町においでになるということになりますと、人が集まってくるということになりますので、その面からすれば効果はあるのではないかなと。それが必ず消費につながるかということになると、その辺のところはちょっとわかりませんが、とにかく吉岡町にあちらこちらから人が集まってくるということは、それなりの町に対しての効果は、といえますか、あるのではないかなというような、そんなことが言えるかなと思っております。

そんなことで、ご答弁漏れがあればまたさせていただきますけれども、よろしく申し上げます。

議長（栗田政行君） 神宮議員。

〔 8 番 神宮 隆君発言 〕

8 番（神宮 隆君） 確かにそういうメリット面というのは、施設会社もPRしているわけでありまして、それに反して、デメリットというのもやはりあると思います。市街からの交通量もふえて交通渋滞、事故、それから治安面や青少年の健全育成などの生活環境面の悪化などが懸念されるところであります。

あとは、公営ギャンブルについて、昔はたしか自治体のドル箱、公営ギャンブルが評価された。しかし、いろいろ景気の低迷だのレジャーの多様化なんかで、長期低落傾向に今来ております。平成16年には、平成3年から比べると半以下の収益になっているということでありまして。平成16年には、施工業者が43あったのが、15業者が赤字経営になっているということで、これからの撤退する施工者もいるということ聞いております。

群馬県内にありまして、競艇は2004年に桐生市が撤退、桐生競艇なのに桐生市が撤退して、競馬は2004年に群馬県競馬組合が撤退して、高崎競馬は、あそこは場外しか売らないということになる。競輪は2004年に太田、2005年に群馬県6市競輪組合、2008年11月は群馬県自体が撤退している。このように県が競輪場から撤退したのは、車券売り上げが大変落ち込んで赤字が膨らんでいるということで、累積赤字が出ていくということで、前橋市と補償金の協議を今行っているというようなこと。こういうことで、前橋市自体も、1999年には22億円あった特別会計から一般会計の繰り入れはゼロ、5年から7年は一、二億あるということなんですけれども、そういうような状況になっている。

2月6日に視察したポートピア岩間でも、ピーク時は105億円あった売り上げが、平成20年には80億円に落ち込むと予想しており、地元議員から、ポートピアの売り上げには波があるので、波がある財源なので一般財源としては余り当てにしない方がよいというようなアドバイスもあります。当町に予定されるポートピアの施工者であります浅見水園競艇場、これはみどり市が行っておりますけれども、多分みどり市だけ、前は太田市の藪塚へ入っていたんですけれども、多分今浅見水園はみどり市ということで、このみどり市の桐生競艇の売り上げですね、みどり市への財政貢献度はどのようになっているか、この辺のところは聞いたり調べたりしたことはあるんでしょうか。将来、地権者に借地料が支払えなくなるおそれは、そういうあれはないのかどうか、その辺の将来の見通しなどについて調べたことがあるかどうか、その辺についてお伺いします。

議長（栗田政行君） 大沢総務政策課長。

〔 総務政策課長 大沢 清君発言 〕

総務政策課長（大沢 清君） それでは、公営ギャンブル全体的に落ち込んでいるということは確かかというふうに思っておりますけれども、その辺のところをつぶさに調べておるわけでは

ございませんけれども、レジャー白書等で見てみますと、ボートについては落ち込んでいくということは少ないようでございます。ほかの公営ギャンブルについては、大分落ち込んでいます。レジャー白書を見ていただければ、多分ごらんになっているかと思えますけれども、そちらを見ていただければ、モーターボート競走につきましても、それほど落ち込んでいないというような結果が出ているようでございます。

それから、みどり市の財政への貢献度というようなことでご質問かと思えますけれども、これにつきましても、みどり市の市のホームページで決算状況が、たまたまみどり市のホームページを開いてみましたら、17年度から19年度でございますけれども、決算の状況が報告されておりましたので、そちらの方をちょっと見ましたところ、この中にいろいろな特別会計等も入っておるわけですが、その中に競艇事業の特別会計というのがございまして、それを見てみますと平成17年度が歳入的には約662億円で、歳出が656億4,000万円ちょっとでございます。差し引きしますと6億5,000万円くらいの黒字を出している。それから、18年度の決算状況で見ますと667億円ちょっとの歳入、それから歳出に対しましては661億円ちょっとでございます。約5億9,000万円の黒字を出している。それから、19年度の状況を見てみますと707億円ほどの歳入、歳出が701億円ほどで、5億5,000万円ほどの黒字を出しているというような状況で見てみますと、当然黒字幅は多少減っておりますけれども、売り上げというんですか、これはちょっとわからないんですけれども、歳入にしますと66億2,000万円、66億7,000万円から、19年度は70億7,000万円というふうなことになっているようでございますので、多分これは売り上げということになるのかと思えますけれども、レジャー白書等を見てみましても、売り上げ的には伸びているのかなと、そんな決算状況、市のホームページからのものでございますので、特に桐生市の関係者から聞いているという話ではございませんので、数字上はこのように出ているというようなことで、ここまでの調査でございますけれども、させていただきます。以上でございます。

議長（栗田政行君） 神宮議員。

〔8番 神宮 隆君発言〕

- 8番（神宮 隆君） みどり市の桐生競艇、桐生市自体も撤退しているというようなことで、本当にみどり市一つが今それに携わっているというような感じがしております。現在のところは、貢献度があるようでございますけれども、ほかの県を調べてみましたら、富山県の砺波市があります。ここでも、やはりボートピアの設置の動きがありまして、平成19年に砺波の市議会が、次代を担う青少年の環境に悪影響を与えると、いろいろな事故、渋滞、周辺の公害問題、健全で文化的な市民の暮らしが脅かされることは、というようなことで、

設置反対決議を行っております。また、砺波市のポートピアを考える会となみや、やはりギャンブルによって財産を失った人や、家族、親戚、知人でひどい目に合う人は少なくない、青少年健全、住環境、交通問題など懸念が多いということで、また仮に収入があるとしても、まちづくりはギャンブルによるものではないというような考えで、設置活動を拒否したということは、平成19年ですか、そんなことも聞いております。

それから、視察したポートピア岩間でも、地元委員から、やはりポートピアにのめり込んで二、三人いなくなった市民もいるということなんです。確かに自制心があれば、賭け事、ギャンブルというのは個人の責任でありますけれども、すべて町民が完全に自制心があるとは思ってはおりません。私も、高崎に勤めた関係、前の組合ですけれども、勤めた関係があって、高崎競馬場へ行って、いろいろそういうあれでやってみましたけれども、大変おもしろい、やってみるとおもしろいので、そういう町民が出るとまた困るかなと。それで、ポートピア岩間で投票カードをもらってきました。私はそういうところに行ってやっても、もうかったことはないんですけども、やってみると大変、G1でもおもしろい。あれは予想してやるということは大変、競艇も競輪も、そういう関係の仕事に携わっていたことがありますから、そういうところをやってみたことがありますけれども、このポートピアの投票カードで、開催地が全国24カ所、それでレースが1日12レース、それでいろいろ連勝単式、3連単とか2連単とかありますから、それを鉛筆でチェックすれば、これは100円では買えるんですけども、最高50万円まで、それを何通りか、5通りぐらいこの1枚で買えるということになります。それを機械に入れば券が出てきて、それで勝負ができるというようなことで、これにはまってしまうと大変なことになるんですけども、そういう自制心がある方ばかりとは限りませんので、こういうようなことも考えられるということでもあります。

また、交通安全対策の大久保地域、あそこの地域ですね、スマートICの近くということで大変交通混乱が予想されると思います。アクセス道路も大分少ない。そういうことで、場外開始の始まり、終わり、夜間、終了時、こういうところは車両が集中するので、周辺道路はもちろん、インターも大分渋滞する。また、吉岡中学生、前橋西高校生の通学路にもなっていると。近くの側道、そういうことで事故が予想される。そのようなことでいろいろアクセス道路対策、交通渋滞対策、事故防止対策、信号機をつけたり、道路標識、ガードレールをつけたりというようなことになると思いますけれども、多額の費用がかかる。そういうものも町の負担ということを見込まれるようですけども、この辺のところはどんな対処を。仮に誘致するというようなことであれば、どんな対処をされるかどうか。

それから、町としては、こういうことについての現在までの、誘致するかどうか、まだ固まってはいるとは思いますが、その辺の考えをちょっと教えていただければと思

います。交通の対策、いろいろなそういう後での、総合的に予見して、町としての対応です。現在のところの心象あたりを聞かせていただければと思います。以上です。

議長（栗田政行君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） まず最初に、富山県の砺波市のちょっと、議員が言ったと思うんですけども、富山県砺波市のポートピア設置拒否活動に関する町長コメントということなんですけれども、議員ご質問の中で富山県と砺波市の判断について意見を求めています、それぞれの自治体が、あるいは長が責任を持って処理していることですから、それに関しては、意見を言うことは避けさせていただきたいと思います。

それから、今交通対策についてということでご質問をいただいたんですけども、この件に関しましては、総務政策課長の方より答弁させます。

議長（栗田政行君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） 補足させていただきますけれども、議員が懸念されております交通対策、あるいは防犯対策等、町の財政的負担が生じるのではないかとというふうなご懸念をされているようでございますけれども、これらの安全対策に関することにつきましては、当然十分に建設協議等がなされまして、必要な施設等の設置が条件ということになる、条件で許可されるという場合も想定されますけれども、この場合の費用につきましては、当然設置者が負担するものと考えておりますので、町が特にこれに関して財政的な負担をするということは、余り想定しなくてもいいのではないかなという考えを持っております。そのような考え方でありますので、今後、これから正式に協議がなされれば、その時点で町の方としても、場合によっては、この部分はこういうふうにしなければならない、当然地域の方も、具体的に進んでくればいろいろのご要望等もあろうかと思います。町も当然それによって、事業者の方といろいろ協議をさせていただくことになるかと思います。

それと同時に、当然警察協議が出てきますので、必要な施設につきましては、原則的には設置者、事業者の負担を求めるとい、そういう基本的な考え方は町は持っております。以上でございます。

議長（栗田政行君） 神宮議員。

〔8番 神宮 隆君発言〕

8番（神宮 隆君） 時間も押してきましたので、まとめた質問にさせていただきたいと思いますが、町長はマニフェストで、吉岡で安心して生活できる環境づくり、次世代を担う子育ての支援、教育環境の整備を掲げ、優良企業を誘致すると言われております。ポートピアについてはどのように考えているのか。また、この設置の可否、この辺のところ

も、現在のところの心境を、現在持っている心象をお伺いできればと思います。

議長（栗田政行君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） お答えいたします。

優良企業ということですが、先日の一般質問の中でもございましたけれども、近藤議員の方から一般質問いただきました。そういった中におきましては、吉岡町においては、第3産業、第4産業とか、いろいろな面におきまして吉岡町に適するものというようなことで答弁したと思っております。そういった中におきましては、このポートピアがいか悪いかということになりますと、今のところ、私の判断といたしましては、判断する時点には来ていないかなというようにも判断しております。そういったことで、議員さん、そしてまたもちろん行政といたしましても、よく調査をいたしまして判断できればなというようにも思っております。ご理解いただければと思います。

議長（栗田政行君） 神宮議員。

〔8番 神宮 隆君発言〕

8番（神宮 隆君） ぜひお願いしたいのは、やはり現在まで、地元地権者以外はほとんど町民の人は知らない、地元であっても知らない人が多かった。これからいろいろなそういう事業を進める上、このポートピアを進める上で町民によく知らせ、説明して、町民の意見をよく聞いて賛否を判断することが必要であると思っておりますけれども、ぜひその点をお願いしたいと思います。その辺のところはいかがでしょうか。

議長（栗田政行君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 議員さん言われるとおり、よく精査をいたしまして、町民のいろいろな話を聞きながら、また冒頭、神宮議員も申されたとおり、地域の方々、そしてまた議員の方々、また行政というような意味におきましては、一步一步積み重ねの中におきまして、これがメリットであるか、デメリットであるかというようなこと、もろもろの意見を聞きながら判断していきたいというように思っております。

議長（栗田政行君） 神宮議員。

〔8番 神宮 隆君発言〕

8番（神宮 隆君） 第1項目の質問は終わります。

第2項目の石造物文化財の管理・保存についてお伺いいたします。

吉岡町は、古くから東北文化の中心として栄えてきたと言われております。そして、先人は、数々の足跡を残してくれました。古墳、史跡、建造物、石造物、どれをとっても先人が残してくれた大切な文化財であります。悠久の流れを深く刻み込んだ文化財は、一つ

一つが時の語り部となって私たちにその偉業を伝え、未来へつなぐ手がかりを与えてくれております。町の資料によりますと、町には県指定史跡が2カ所、町指定史跡が7カ所、町指定重要文化財7カ所、町指定の重要無形文化財二つ、合計18を数えます。町では、文化財保護条例で指定文化財、指定史跡については保存に力を入れており、生涯教育の立場から、これらの文化財の活用を積極的に進めております。町指定文化財で県指定が2カ所と少ないけれども、そのほかで、南下の今度古墳群整備しますけれども、こういうほかでも県指定になる可能性があるものはないのか、可能性があるのかないのか、その辺のところを教えていただきたいと思います。

議長（栗田政行君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 文化財に関するご質問にお答えいたします。

国は文化財保護法、県には文化財保護条例、町には吉岡町文化財保護条例があって、それぞれの重要な文化財を指定し、その保護を図っております。重要文化財の指定を例にとると、県の場合、条例4条に「教育委員会は県の区域内に存する有形文化財のうち、県にとって重要なものを群馬県指定文化財に指定することができる」とありますが、ここを根拠として、学識経験者で組織する県文化財保護審議会で候補物件の選定をし、十分調査、検討した上で指定されることになっております。吉岡町には、県指定文化財は2件ですが、近隣の町村と比較して極端に少ないわけではなく、平成15年度で見ると箕郷町が2件、現在高崎市ですけれども、群馬町が、これも高崎市ですけれども、2件、子持村、現在の渋川市の8件、小野上村の今の渋川市の1件、伊香保町2件、榛東村2件となっております。子持が多いのは、雙林寺関係のものが多いためと聞いております。吉岡町の状況については、教育長をして答弁させます。

議長（栗田政行君） 佐藤教育長。

〔教育長 佐藤武男君発言〕

教育長（佐藤武男君） 吉岡町にある県指定文化財についてでございますけれども、2件というのは、馬場重久の墓と三津屋古墳でございます。指定区分は、ともに史跡という区分でございます。今後、県の指定文化財にすることを考えますと、史跡としては南下の古墳群、名勝として船尾滝、重要文化財に獅子園書庫蔵書、これは下野田の華蔵寺ですね、あるわけですけれども、この3件が有力ではないかと、このように言われているわけでございます。

しかし、県の指定文化財は、県内に存在するほとんど無数と言っていいほどの多数の各種の文化財の中から選ばれる、本当に県の宝でございます。そうしたことから、申請したといっても、なかなか指定までいかないという実情にあるわけでございます。今、町長申し上げましたが、学識経験者からなります県の文化財保護審議会がありまして、そこで広

報文化財を選定し、十分な調査検討を尽くした上で指定へと進むと、こういうことになります。現時点で町の文化財で指定への動きというのはございませんけれども、先ほど申し上げました南下古墳群、また船尾滝、ここには過去に県の文化財保護審議会の委員のご視察もあったというようなことでございます。県内に多数ある文化財の中から、毎年数件の指定があるだけでございますので、前途遼遠かなというのが実際でございます。町としては、候補になる文化財の保護、保存に十分注意を払いまして、指定へと動き出したときには問題がないようにしておく、機会をとらえて指定に向けた動きを働きかけていくことが大事だと、このように考えております。以上です。

議長（栗田政行君） 神宮議員。

〔 8 番 神宮 隆君発言 〕

8 番（神宮 隆君） これだけの、南下古墳群、それから船尾滝、大変立派だと思うんですけども、滝だって、群馬県であれだけの滝があるのは余りないと思うので、その辺のところをできるだけ県内の人に見てもらおうようにしていただきたいと思います。

それから、町指定以外の石造物でも、多くの文化財が見られると思います。56年に吉岡村文化協会発行の「吉岡村の石造物めぐり」のパンフレットがあります。吉岡町教育委員会と吉岡村文化財調査委員会の編集となっております。この中に、当時30カ所の石造物が写真とともに種別、所在地、歴史的な説明が記載されております。その中に地蔵尊、供養塔、観音様、庚申塔など、吉岡の歴史を物語る石造物が見られます。私も、めくって見ましたんですけども、保存状態がよいものと悪いものが見受けられます。特に、地蔵尊については、個人所有のものは太陽館に保存されておりますが、路傍に建てられた地蔵様、お堂の屋根が壊れたものなど、管理の保存の悪いものが幾つか見られました。その中で、このパンフレットに載っている下野田の森下の石造物があります。これは、町道下野田八木原線に沿って野田神社、華蔵寺入り口に当たる十字路に地蔵尊百番供養塔、庚申塔などがあり、その中に地蔵尊が木造平屋建てで、約一坪のお堂の中に台座とともに1.8メートルぐらいの高さで立っております。お堂の屋根は長く風雨にさらされ、朽ち果て、はげ落ち、空が見え、屋根の態をなしていない、周りの板壁も風化が進み、倒壊寸前にあります。この地蔵尊の建てられた年代は不明ですけども、この地蔵尊に接して建てられた百番供養塔は、安永8年、1778年の文字の刻みが見られます。地蔵尊は、地元では子育て地蔵として、昔から子宝に恵まれるようにと、安産で生まれた子供が丈夫に育つようにと、また夜泣きをしないようにというようなことで、地元でお参りし、お地蔵様の帽子や前かけを取りかえ、お供え物をして、花を飾ったりして敬っております。吉岡村史では、このお堂は1970年に改修されたということで記されております。しかし、時代の趨勢で世代も変わり、この地蔵様の所有者、お世話する責任者が判然としないために改修

されず、お堂の屋根がはがれ落ち、本当に倒壊寸前にあります。この場所は通学路にもなっており、この一帯は人家も少なく、夕方になると地蔵様の壊れた屋根が不気味な様相を呈することも見られます。文化財であるお地蔵様、壊れたお堂で粗末に扱っていることは、子供たちに悪影響を与えることも憂慮されます。このように管理者がはっきりしない石造物文化財の保存状態を町の方では確認しておりますかどうか、この辺についてお答えをお願いします。

議長（栗田政行君） 佐藤教育長。

〔教育長 佐藤武男君発言〕

教育長（佐藤武男君） お話しいただきました昭和56年の吉岡村の石造物めぐり、このことの中のまた一つのお話でもございますけれども、町が管理・保存にかかわっているものは、町の指定文化財に限られているというのが現状でございます。石造物めぐりのパンフレットに紹介されております石造物につきましては、平成13年に華蔵寺の石像弁天、町指定になりましたけれども、それ以外にはないわけでございます。したがって、紹介されている石造物というのは、個人あるいは地域の方々によって管理・保存されているというような実情にあります。いずれも、長い間にわたりまして地域の人々の信仰の対象となって祭られて守られて今日に至っていると、このように考えているわけでございます。

文化財に関しましては、指定のあるなしにかかわらず、その所有者が管理・修復を行うということとなっております。町の指定文化財についても、その旨が条例7条で明記されているわけでございます。ただ、指定文化財に限りましては、修復あるいは修理に多額の経費がかかり、所有者がその負担に耐えないと認められた場合には、その経費の一部を補助金として交付できるということございまして、今お話の下野田の地蔵尊につきましては、その対象になっていないというようなことでございます。文化財の管理・修復は、基本的にその所有者が行うということで、下野田森下の地蔵尊につきましては、地域住民の皆さんで祀ったことでありまして、長年にわたって信仰を集めて、関係皆さんの大変なご努力によって今日に至るものだと。大変大切なものだということは理解するわけでございますけれども、保存修復につきましては、ただいま申し上げたようなことでお願い申し上げたいと、こう考えているわけございまして、他の地域におきましても同じような石仏がございしますが、やはり地域で協力して管理・修復を行っているところでございます。

なお、お話の石像文化財の保存状況の確認というようなことでございますけれども、私は、たまたま下野田に住んでいるものですから、あの地域の皆さんのお声も間接的ながらお聞きしたり、自治会でお伺いしたりはしているわけですが、全町的には、特に改まった調査をしているわけございませんので、今後その点につきましては検討させていただきたいと、このように考えております。よろしくお願いたします。

議 長（栗田政行君） 神宮議員。

〔 8 番 神宮 隆君発言 〕

8 番（神宮 隆君） そのお地蔵様、地蔵尊ですね、これは所有者が2代も前で、大変多数で、お世話する責任者も判然しないということで、お堂の建てかえに地元でも苦慮しているわけです。これを見かねた地域の女性たちが、子供たちの地蔵様ということで、お堂の建てかえ寄附をこの地域から募るため、「子育て地蔵尊のお社改修について」というチラシをつくって、下野田地域に配布して協力を求めています。その内容は、時代の趨勢で忘れられたごとく見過ごされていると。それから、そのチラシを回覧して皆さんのご理解、ご賛同をいただき、あわせて温かいお力添えをいただくお願いしようということで決定した。改修すると決めてから無からのスタートでありますし、費用についても現時点ゼロでありますから、ご寄附を仰ぐことになるかと思いますが、文化財維持という趣旨で万難を排してご支援を賜りますようお願いいたしますということを女性3名の代表名で回覧して、地域からご寄付を募って努力していると。

しかし、下野田地区は過半数が転入者であります。そういうことで、指定文化財にもなっていないので、大変苦慮しているのが現状です。町として、こういう場合の補助金も含めての支援、渋川あたりは自治会でお地蔵様を管理しているところもあるというふうに、有馬のお地蔵さんあたりは聞いております。今後、吉岡町の石造文化財の保存管理についてどのような方法をとっていくのか。あわせて、石造物について歴史的な関心を持つように、指定文化財と同じように標識、表示板いずれか、そういうことを設置して、地域の人に関心を持ってもらえるようにできないかどうか、この辺についてお伺いしたいと思えます。

議 長（栗田政行君） 佐藤教育長。

〔 教育長 佐藤武男君発言 〕

教 育 長（佐藤武男君） 地域に残る石造物等、これは信仰の問題もあるでしょう。また、地域の方々の長年にわたる信仰生活といえますか、地域住民で祀った無形の文化財的な大変貴重なものだと思います。それぞれが、それを大切にしてきた地域の方々が、やはり協力する中で維持されてきたわけでございます、これは町の他の地域にもございます。教育委員会では、文化財の指定の判断、あるいは指定の有無や種別にかかわらず、現在60カ所余りの文化財に標柱を建てております。指定文化財にはその脇に説明板を設置してございます。

議 長（栗田政行君） 神宮議員。

〔 8 番 神宮 隆君発言 〕

8 番（神宮 隆君） 歴史の足跡というものは大変貴重なものでありますから、大規模なところ

に予算をかなり投入してやるのも重要ですが、そういうふうにして路傍にひっそりした石仏等、そういうのも子供、住民の人に関心を持ってもらうために案内板なり標識というのは重要だと思いますので、今後ぜひその辺のところにもご検討いただけるようお願いして質問を終わります。

議長（栗田政行君） 以上をもちまして、神宮議員の一般質問が終わりました。

次に、15番南雲吉雄議員を指名いたします。

〔15番 南雲吉雄君登壇〕

15番（南雲吉雄君） 15番南雲です。議長の通告に従い一般質問を行います。

初めに、町政功労者の推挙について伺います。吉岡町の人口は平成21年3月現在ですが、1万9,057人、世帯数で6,353戸となっております。年間400人、戸数で150戸ほど増加し、県下でもまれに見る人口増の町となっており、今後も増加傾向は続くことと考えられております。吉岡町第4次総合計画書の人口フレーム調査では、平成22年度に1万9,000人に達する計画でありましたが、2年早くに予想を上回る結果となり、喜ばしい反面、教育面については施設が追いつかない現状であります。若い人たちの転入者が多く、町内には幼稚園と五つの保育園があり、特に第五保育園は、現在60人の定員の施設となっており、一日も早く90人定員施設に増設していただかないと待機児が多く困っているとお聞きいたします。昨年12月定例会の一般質問で学校関係の施設整備について質問させていただきましたが、児童生徒の増加により、教室不足を来しており、改修、増設計画を立てており、石関町長にすれぱうれしい悲鳴であろうと思っております。

町の第4次総合計画書の中に、まちづくりの基本理念として、次の方針が書かれてあります。「自然豊かで快適な住みよいまち吉岡」「福祉と健康なまち吉岡」「教育・文化のまち吉岡」「活力と豊かな暮らしのあるまち吉岡」、また現石関町長が就任してからも、常に子供を育てるなら吉岡町と話されております。こんな吉岡町の基本理念を求めて、新しい家族は今後も数多く転入してきてくださることと推測いたします。特に、新しいまちづくりの基礎となる上毛大橋、吉岡バイパスの完成は、町の発展につながり、沿線にはカインズホーム、フレッセイ、ケーズデンキ、各種のカーショップなど大型店が軒を並べて建設され、そのにぎわいは想像を絶するものがあります。吉岡町の経済が、この10年で純農村地帯から商業地域にと大きく変化をしてきました。また、漆原地内には国道前橋渋川バイパスが、平成21年度末か22年4月には開通になるとの話を聞きます。近くにはリバートピアよしおか温泉、緑地運動公園の中にはケイマンゴルフ場、パークゴルフ場、グランドゴルフ場、そして新たに道の駅も建設され、健康管理に合わせたレジャー施設と第2の大久保地区のような商業集積地域に発展されることと願っております。また、発展

させていくことが執行、議会に課せられた大きな使命であろうと思います。

県道高崎渋川バイパスも平成24年度には小倉地内まで完成されると聞きます。一連の大きな事業も完成を見ると、このような吉岡町の基礎づくりに若い情熱を持ち、昭和46年、政治の世界を志し、以後、吉岡町議会議員、そして村長、県会議員として30有余年間にわたり、吉岡町はもちろん、北群馬一円を駆け回り、多大の貢献をされた吉岡町の源となる礎を築いてくださった故大林喬任先生に町政功労賞か町民顕彰や町民栄誉賞を賜ればと思い、質問をさせていただきます。

町の条例、表彰条例、規定等もあり、どの部分に当てはまるかはわかりませんが、故人でもあり、十分に検討していただき、贈呈をさせていただければ幸いです。故大林先生は、私が話すまでもなく、地元小倉地区でも、農業青年のころから土地柄に合った作物選定を行い、ぶどう組合の設立、乾燥イモの普及、群馬用水事業においても、群馬県の会長として県内の農業振興に尽力を傾注されてきました。数多くの実績を残してきましたが、町として、そのあかしを示すことができなかったのではないかと考えております。国道前橋渋川バイパスの完成、開通を目前にして他界されましたが、今はきっと天国で開通を心待ちにしていることと思います。吉岡町の発展は、まだまだ今後も続いていくことと考えられますが、利根川にかかる大きな橋は、吉岡、上毛大橋に続き、国道前橋渋川バイパスが最後の橋となります。この機会にご検討をくださるか伺いたいと思います。お願いします。

議長（栗田政行君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 答弁させていただきます。

町政功労者の推薦に関するご質問をいただきました。故大林喬任先生のご功績をたたえるため、町政功労賞等を贈呈する考えはないかとお尋ねでございます。

故大林喬任先生の功績の一端を議員さん述べていただきましたが、語り尽くせないほど大きな足跡を吉岡町はもとより、北群馬、渋川地区に残されておられることは、私があえて申すこともありません。今、吉岡町では、県下でもトップの人口増加率であり、人口問題研究所の将来人口推計においても、ほとんどの市町村が減少する中であって、随一大きな伸び率がある町となっています。先生は、村長の時代にいち早く町の将来構想を築き、都市計画道路や、だれもが思い浮かばなかった利根川に橋をかけること、漆原地区に17号国道のバイパスを誘致することを次々に計画を立て、それをみずから実現させるために県議会議員となられまして、今の吉岡町の姿ができ上がったものと考えております。失礼な言い方かもしれませんが、その後の首長は、故大林先生が築いたルールに乗っていただけにすぎないのではないかと考えております。私は、そのくらい偉大な指導者であったと

思っております。遅きに失した感じがありますが、機会をとらえて何らかの形で町も先生にご恩返しができればと思っておりますので、検討させていただければと考えております。

議長（栗田政行君） 南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） 石関町長からありがたいお言葉をいただきました。やはり長年にわたりまして、町の事業に、心がけて取り組んでいただいたという功績を町長にも認めていただきました。今回の提案につきまして、いろいろと検討したんですけれども、先ほども申し上げましたように、どういう表彰がいいのか、その点については私にはちょっとわかりませんけれども、何しろ国からもすばらしい勲章をもらっております。紫綬褒章ですか、それに故人になってからは正五位旭日賞という大きな勲章をもらっておる関係でありますので、町としてどのような物にいたすかというのは、なかなか難しい問題等もありますし、また故人になって4年ぐらいになるんですか、そういった関係でいろいろと難しい点もあろうかと思っておりますけれども、先ほども申し上げましたように利根川に二つの橋をかけていただいて、その成果が来年の春見られるというような関係の中で、できればそのあかしはしてもらえればと提案をしているわけですが、本来ならば県道の高崎渋川バイパスが完成したときにでもいいのかなというわけですが、平成24年か25年になるというような話も聞いておりますので、そのときになりますと、やはり議会もまた改選になりますし、できれば利根川に大きな橋ができたときにとって今回この話を持ちかけたわけでございますけれども、どういう方法があるのか、この点について、もし総務政策課長の方から何かご意見がありましたらお聞かせ願いたいと思うんですけれども。

議長（栗田政行君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） それでは、先ほど町長のご答弁の中で、何らかの形で町も先生に恩返しできればというご答弁をさせていただいておりますので、事務方としましては、条例あるいは規定等ございますので、それを十分照らし合わせさせていただくとともに、実施の時期、あるいは方法などにつきまして検討させていただきまして、町長に意見具申をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（栗田政行君） 南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） 本来なら、これだけの功績がある人ですから、名誉町民にでも推挙してもらえればありがたいなというような気持ちがあったわけですが、やはりこの中でも、先ほどから申し上げますように故人でもありますし、町の条例等もあります。やはり過去にも町内から4人、この当時は吉岡村の名誉村民として吉岡町の村史の中にも

載せてありましたけれども、皆立派な方でありまして、多額の寄附をされたというような記事が載っておりますけれども、やはり金だけではなくて、大林先生の場合には自分の体を使って吉岡町のために頑張っていたということでもありますので、できるだけこの機会に何かお取り入れいただければと思っております。先ほどから申し上げますように、どういう形でも結構ですから、ぜひ早い段階で検討していただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。余りしつこく、人の名前ですので、言うと迷惑をかけるので、この辺にさせていただきます、次の議題にさせていただきますと思います。

それでは、2番目の防災無線放送の活用について伺います。吉岡町の防災無線放送は、平成10年開設以来の緊急放送として利用されてきました。開設以来、かわりばえのない放送が続いております。現在は、町民にはなじみの薄い放送施設となり、文句を多く聞きますので、防災無線の活用方法について検討される考えがあるのか伺いたいと思います。

平成10年防災無線放送が開設されたとき、先進地である福島県三春町に視察に行きましたが、このとき職員の説明で、一般放送も幾分かは取り入れをした方が町民に親しまれる放送施設になりますので、三春町では少し活用をしていると聞きました。吉岡町でも、開設当初はいろいろと制約が多く、開設後、消防法についてや、また町でよく検討していきたいと当時の担当者は話しておりましたが、いまだ改善もされず、そのまま使用されております。昨年12月27日、漆原地内で建物火災が発生し、本年1月に入ってから数件の火災が続き、防災無線放送で火災放送が流されましたが、氏名、場所が特定できず、町民から不満と迷惑話を多く聞かされ、もう少しわかりやすい放送ができないのか、何を言っているのかよく聞き取れないという意見が多くありました。万が一火災や災害が発生したときでも、名前なり場所がはっきりわかれば、近くの人たちがすぐ駆けつけ、初期消火に協力をしたり、場合によっては救助を行うこともできますが、現在の防災無線放送では、場所、氏名もはっきりしないので、ただ聞き流す人、騒がしいという意見の人もあり、隣近所の火災があっても聞き逃すことも多々あり、町民には迷惑放送になりかねませんので、この点についてもよく検討される必要があると思います。

過日、総務常任委員会が開催され、吉岡町防災計画について話し合いを行いました。核家族化が進み、高齢者住まいの生活をされる人が多くなると、連絡事項が一番心配になるとの意見が多くありました。やはりプライバシーの問題、個々の家庭の事情等もあり、簡単には解決できないことが多くあります。特に、震災や火災については、隣近所の手助けが一番大切でありますし、渋川広域消防や吉岡町消防団婦人消防隊等でよく話し合い、町民にわかりやすい放送を流していただくことが一番大切であろうと思いますが、よい方法はあるのか、この点についても伺います。

議長（栗田政行君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） それでは、質問2の防災無線放送の使用方法について答弁をいたします。

まず、今回質問の防災行政無線の放送には、火災放送による広域消防本部からの発せられるものと、町独自の判断で役場から発する放送業務に分けられていると思います。

最初に、火災発生時、現在の無線放送では、発生場所がわかりづらいので、その対策についてお尋ねですが、まず現状の放送形態について申し上げます。渋川広域消防本部における火災放送システムは、平成16年4月に渋川広域消防署の高機能消防センター建設の際、放送卓の機種選定とともに、放送内容等も一緒に検討される経過があります。当時、広域市町村全体で個人の名の公表は個人情報保護の観点等を含め協議、検討された結果、統一され、完全自動化による現在の放送設備と放送内容になっていると聞いております。一般的には、火災の通報時においては、住所、氏名、ほぼ確認されます。しかし、放送する際には、コンピューターによる情報入力を行います。すると、近くの指定対象物、俗に言うランドマークが設定され、職員が放送するのではなく、自動放送される仕組みとなっております。今後、放送システムの変更を行う場合、放送機能が各市町村への連絡網、テレホンサービス、職員への伝達方法等が完全自動化になっていることや、市町村ごとに個別放送するには、職員増の必要や機種変更に経費がかさむなど多くの課題があるところでもあります。

次に、町独自の判断で行う防災無線放送の活用方法についての考え方についてお答えをいたします。

まず、町の防災行政無線の放送業務の基本をなすものとして、平成12年3月に吉岡町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例が制定されております。この条例の設置目的としては、行政内容の多様化と情報時代の対応、災害非常時の連絡及び行政連絡と住民生活に必要な情報と正確かつ迅速に伝達することになっております。また、その放送の業務内容として認められるものは、非常災害その他緊急事項等の通報、町の広報事項、普及啓発指導事項等の伝達、その他町長が必要と認める事項の伝達となっております。基本的な考えとしては、一般的な放送は本町の転入者による社会的人口増加と町民ニーズの多様化等を勘案した場合、十分検討する必要があると考えております。

なお、防災無線の現状等につきましては、町民生活課長より答弁させます。

議 長（栗田政行君） 齊木町民生活課長。

〔町民生活課長 齊木静夫君発言〕

町民生活課長（齊木静夫君） それでは、防災行政無線の現状等について町長の補足答弁を行います。

まず、本町を含めた各市町村の防災行政無線は、地域内に非常災害及び自然災害や国民保護法の制定に伴う武力攻撃事態等が発生した場合に、市町村が情報の収集伝達を行うほ

か、特に地域住民に対して適切な情報を迅速かつ正確に伝達することを目的として整備されている無線であります。

現在の吉岡町防災無線の概要と整備状況について申し上げます。開局されたのが平成12年4月1日で、役場庁舎内に基地局1局を設け、屋外13カ所の子局、いわゆる屋外スピーカーでございますけれども、それと個別受信機を通じ身近な火災、自然災害や緊急性のある迷い人、その他、そして防災情報等を伝達しております。なお、各家庭に無料で設置されております個別受信機は、現在4,912台で、全世帯に対する設置率は77.4%となっております。ちなみに、昨年4月1日から、ことしの3月、いわゆるきょう現在でございますけれども、ほぼ1年間に放送された件数は、延べ20件で、内訳では、火災放送が15件、迷い人2件、その他3件。その他の3件の内容につきましては、模擬火災1件、あるいは振り込み詐欺1件、施設による防火訓練1件となっております。なお、この1件とは、同じ放送内容を2回以上行っても1件としてカウントしております。

また、防災無線の運用につきましては、日ごろから支障を来さないよう維持管理業務を民間委託するとともに、試験通信として毎日午後5時にチャイムによる一斉放送を行っている状況でございます。以上、町長の補足答弁といたします。

議長（栗田政行君） 南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） ただいま、町長並びに担当課長からお話がありましたけれども、やはり本来の目的は防災無線放送でありますけれども、その活用方法について今回はかなり指摘を住民からされましたので、こういった質問をさせていただいたわけでございますけれども、先ほどもお話をしましたように、三春町では若干一般放送も流さなければ、だんだん無線放送の価値、存在感が遠ざかっていってしまうというような、前にも話を聞いておりましたので、今回にも、やはり多くの方々から防災無線の放送内容について苦言というんですか、そういうお話を多く、正月の新年会等でもお聞きをしましたので、何とか改善をもう少ししていただければありがたいなと、このように考えております。

特に、今5時に試験放送を流しているということですが、場合によっては昼下がりにもう一度あの放送を流してみるのも一つの方法かなと、こんなようにも考えておりますし、また地域の問題について若干は、各今自治会があるわけですが、放送も流せるんですよというような、以前聞いたことがあるんですけども、こういったものが可能なかどうか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（栗田政行君） 齊木町民生活課長。

〔町民生活課長 齊木静夫君発言〕

町民生活課長（齊木静夫君） それでは、私の方からお答えさせていただきます。

現在の個別放送、いわゆる個別受信機につきましては、町内に長年住まわれて有線放送等を承知していると、使われた方には、現在の放送内容はちょっと物足りない、あるいは歯がゆい思いをされている方が多いのではないかと考えております。転入時に窓口で各世帯に個別受信機の設置を進めているわけですが、その必要性を余り感じないという方も多くなってきておまして、年々設置率が低下しております。参考までに、平成18年度では18.2%、平成19年度では78.2%、平成20年見込みでは、先ほどお答えしておりますけれども77.4%と、このように年々減ってきているような状況でございます。

それから、いずれにいたしましても、本町での放送という部分につきましては、先ほど町長の答弁の中におありまして、基本を成すものは条例でございます。今後も一般放送等考えられるものとしたしましては、いわゆる5項目あるわけですが、一般的には非常用災害通信、これは火災、地震、台風等の災害通信、あるいは人命に関する通信等でございます。二つ目は事務通信ということで、一般行政事務に関する通信でございますけれども、例えば選挙の開票速報ということで、地方選挙から国政選挙まで行っていることもございます。それから、3点目は、訓練通信ということで、模擬火災訓練、あるいは施設等の避難訓練等に用いております。それから、先ほど言うております4点目は、試験運転ということで、ふだんから無線機の試験に関する通信ということで非常時に使えるようにということで、現在では5時のチャイム1回というようなことで行っている状況でございます。それから、5点目は、その他としたしまして、これは警察あるいは自治会長等からの依頼によりまして、いかがわしい訪問販売、振り込み詐欺、あるいは児童生徒の連れ込み、痴漢の出没等の犯罪の未然防止、尋ね人等の通信も行っている状況でございます。

このような放送があるわけでございますけれども、本町でも、人口増や都市化の進展、あるいはまた時代の趨勢、町民ニーズの多様化等によりまして、現在、渋川の方では、火災においても夜10時から朝の5時はスピーカーがうるさいというようなことで、騒音というような扱いという形になりまして、渋川市では消防本部との提携によりまして、ことしに入って夜間放送は一切されていないという状況でございます。そういったように、渋川のように火災であっても夜間放送の中止になったというようなこともございます。一般放送の見直しには、これらの状況や緊急性、公共性等を勘案しながら、町の条例に照らし合わせながら対応していきたいと考えております。以上です。

議長（栗田政行君） 南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） ただいま話を聞いておりますと、本当に災害時また緊急事態の放送が主でありますけれども、先ほどから申し上げますように、もう少しなじみのある放送も若干入

れてもらえれば親しみが出るのではないかなと、そんなような考えもあるんですけども、今現在では77.4%という、だんだん使用者が減っているというような話ですけども、逆に何とか、せっかく設置してあるんですから、ふやしてもらえような方法がとれたらいいのではないかなというふうにも考えております。先ほども申し上げましたように住民から苦情が出るというのは、やはり、ただふだん放送されてうるさいというような放送になっては困るので、ふだんの放送も若干入れておけば、緊急事態のときにももう少しなじみのある施設になるのではないかなという考えもあるんですけども、一般放送はもう少し入れられないのか、再度その点について聞きたいと思うんですけども、いかがですか。

議長（栗田政行君） 齊木町民生活課長。

〔町民生活課長 齊木静夫君発言〕

町民生活課長（齊木静夫君） お答えいたします。

質問の中になじみ、あるいは親しみのある一般放送ができないかということでございますけれども、現在におきましては、かなり町民のニーズの多様化というようなことがありまして、一方ではそれらの放送を期待される方もいますし、一方ではそういう放送は一切やめてくださいというようなこともあります。大変事務局といたしましては迷うところでございますけれども、町の条例、あるいは無線放送自体の緊急性、公共性等を勘案しながら対応していきたいということで、今後も検討はしていきたいと思っております。以上でございます。

議長（栗田政行君） 南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） ぜひ検討をお願いいたします。

それでは、最後になるわけですけども、上水道についてお伺いをいたします。老朽化している石綿管は現在何キロメートルほど残っているのか伺いたしたいと思います。

三、四年ほど前に、アスベストが大変人体に害があるという話で、建物の解体、はぎ取りをした品物の処分に苦慮された話を多く聞きました。石綿管の場合は、粉末でなければさほど問題は出ないと聞いておりましたが、吉岡町で使用されている石綿管は、開設当初から使用されており年数も長く、漏水の箇所もあると聞いています。今後、何年を目途に改修を行う予定なのか伺いたしたいと思います。

議長（栗田政行君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 南雲議員の3番目のご答弁をさせていただきます。

南雲議員の第1問目、老朽化している石綿管は、現在何キロメートル残っているのです

かについてお答えいたします。

石綿管は、指向性がよく安いということから、全国的に昭和30年から40年代を中心に水道管として多く使用されてきました。しかし、石綿管は強度が弱く、破損率が他の管より高いこともあって、漏水防止や耐震化の観点から、石綿管をダクタイル管等に布設替え工事を実施しているところです。石綿管の20年度末の総延長率は21.832メートルです。

今後の改修計画につきましては、上下水道課長より答弁させます。

議長（栗田政行君） 岸上下水道課長。

〔上下水道課長 岸 幸一君発言〕

上下水道課長（岸 幸一君） それでは、石綿管の布設状況及び今後の改修計画について町長の補足答弁を申し上げます。

最初に、石綿管についてお答え申し上げます。アスベスト水道管、すなわち石綿セメント管を通過した水道水の健康の影響につきましては、厚生労働省及び世界保健機構WHOにおいて、飲料水中のアスベストはガイドラインを定める必要はないと結論づけているところでございます。つまり、石綿セメント管を通過した水道水を飲用しても影響はないとされているところでございます。また、水道水の水質基準にも設定されていないことから、水道水中のアスベストの検査をする必要がないとも考えられているところでございます。アスベストの発がん性は吸入によるものであり、ある大きなアスベスト繊維が肺胞に突き刺さるなどして支障を来すと言われておるのでございます。しかしながら、石綿セメント管は強度が弱く他の管種よりも破損率が高いこともあって、漏水防止や耐震化の観点から問題視されているところでございます。このことから、これまで町においては、道路改修工事や下水道工事など、あわせまして更新を図ってきたところでございます。平成20年度末の石綿セメント管の総延長は2万1,832メートル。この2万1,832メートルにつきましては、全体の石綿セメント管の布設割合につきましては17%でございます。

管種及び布設の区域でございますけれども、最初に管種についてお答え申し上げます。口径75ミリが全体の43.04%、延長で9,397メートル、口径100ミリが29.71%、延長で6,486メートル、口径が125ミリが17.28%、延長で3,772メートル、口径が150ミリが5.44%、延長で1,187メートル、最も口径の大きい200ミリにつきましては、4.53%で延長では990メートルでございます。

次に、布設の区域でございますが、大きく分けた場合、西部地区が66.67%、布設延長で1万4,555メートル、東部地区につきましては33.33%、布設延長で7,277メートルでございます。細かい話になりますけれども、大字ごとに比較した場合、布設延長の最も多い順でございますが、第1位が上野原3区で36.56%、布設延長で

7,982メートル、第2位が大久保地区の20.62%、布設延長では4,502メートルでございます。第3位が漆原地区で12.71%、布設延長で2,775メートル。以下、下野田、小倉、北下、上野田、南下、陣場の順でございます。

次に、石綿セメント管の処理方法でございますが、撤去は行わず、土砂が流入しないようにした上で、そのまま埋設処理をしてございます。地中から撤去しない限り問題ないという考えでございます。仮に地上部に掘り出して処分しなければならない場合には、石綿による健康障害防止対策の充実を図るため、労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則が制定されておりまして、平成17年7月1日に施行されております。撤去作業においては、石綿対策の手続を参酌いたしまして適切に実施したいと考えております。

このように、こういった古い管路等を更新していく事業につきましては、有収率を上げることについては効果があると思いますが、やればやるほど使用料が増加するわけでもなく、新規加入者がふえるわけでもないもので、町民の負担の問題がいずれは出てくれないかということが考えられます。したがって、そういう点では、何を優先順位に上げて、何から手をつけていくかということになりますけれども、老朽化の高い箇所、また漏水事故の多発していることから、適時更新していきたいと考えてございます。更新完了につきましては、第4次拡張計画の進捗状況等踏まえた中で、平成27年度までには完了させたいと考えております。ちなみに平成21年度の工事の請負費の関係でございますけれども、21年度資本的収支の関係でございますけれども、工事費といたしまして21年度は3億9,367万4,000円を計上してあります。このうち、21年度はトンネル水原水調整井築造工事を施行するために老朽管布設替え及び配水管布設替えに工事費といたしましては6,072万4,000円でございます。このように、平成17年度は第3浄水場、19年度は第2浄水場、21年度はトンネル水原水調整井築造工事等隔年で大規模工事を実施しており、老朽管布設工事につきましては、先ほども申しましたように第4次総合計画の最終年度であります平成27年度までには完成したいと考えております。ちなみに、現在残っております2万1,832メートルの工事費を概算いたしますと、約6億5,000万円ほどの事業費の投入というものでございます。

以上、雑駁でございますけれども、町長の補足答弁とさせていただきます。

議長（栗田政行君） 南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） 担当課長から話を聞いたわけでございますけれども、キロ数はいつになっても減っていかないというのが、3年前に質問したときも同じ20キロほど残っていると。また、今回質問させてもらうにしても、やはり2万1,832メートルということですので、適切な延長の数字を早くに把握してもらいたいなど。聞くたびに長さが縮まっていか

ないというのは、工事しながら縮まらないというのは、何か不合理な点があるなど、こんなような気がしておりますので、やはり面積の確認はしていただきたいと思っております。

特に、平成27年度には取りかえをしたいというようなお話でありますけれども、過日話を聞いたときには、石綿管を使用したその残り、新しく取りかえたところの管もまた傷み始めるというようなこともちょっと聞いたことがあるんですけども、やはり事業というのは、なかなかこれで終了というのはないわけですけども、できるだけ早目にしてもらって、次の計画を立てていただきたいと思っております。

それでは、2問目でありますけれども、平成17年度に八幡山グラウンド裏に第3浄水池が完成し、東部地区の水がめとして十分に賄える施設が完備、平成19年度には桃井城址南に第2浄水池が、西部地区の大藪、陣場、北下、南下、溝祭地域一円に安心して供給される施設が完備、吉岡町の生活の源になる水の確保は安心の状況となりつつあります。残された第1浄水場の整備がおくれております。特に、新幹線のトンネルからくみ上げる水は、榛名山系のすばらしい水質を持ち、そのまま浄水池に取り入れをされても飲料水として利用できる水を、現在は3万トンのダムにいったん取り入れ、再度第1浄水場へ送るシステム構造になっております。使用する地域も上野田、小倉、下野田と広範囲にわたっており、早期に改修工事を望むところでありますが、21年度は明治小学校のプールの用地の買収、プールの建設、また国道前橋渋川バイパスの開通に合わせた道の駅の建設、周辺整備等、多くの金額が必要な年ですので、水道事業はもう少し先になるのかと考えておりましたところ、平成21年度の水道会計予算を見ますと、トンネル水原水調整井築造等の工事費2億5,000万円が計上されておりました。事業費も起債により工事を行うようですが、新幹線のトンネルからくみ上げた水を管路を通し、じかに浄水池に流れ込むようにしたいと以前光山水道課長のときにお話を伺ったわけですが、同じような工法でやるのか、この点について伺いたいと思います。

議長（栗田政行君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 第1浄水場の整備についてのご質問にお答えいたします。

この浄水場の整備につきましては、平成14年度に認可になりました第4次拡張計画により実施するものであります。内容につきましては、議員申されましたように新幹線のトンネル原水を直接第1浄水場に取り入れ利用するものでございます。

内容につきましては、上下水道課長より答弁させます。

議長（栗田政行君） 岸上下水道課長。

〔上下水道課長 岸 幸一君発言〕

上下水道課長（岸 幸一君） それでは、第1浄水場の整備につきまして町長の補足答弁を申し上げ

ます。

町長が申されましたように今回のトンネル水原水調整井築造工事につきましては、平成14年度に認可になりました第4次拡張計画により、平成21年度に実施するものでございます。南雲議員申されましたように、トンネル原水を直接第1浄水場に送水し、ろ過をしないで塩素消毒により給水するものでございます。この施設につきましては、平成20年度に実施計画を実施してございます。21年度の事業費といたしまして、資本的支出の配水工事費といたしまして3億1,291万1,500円でございます。事業費は3億1,931万5,000円でございます。

それでは、トンネル水原水調整井築造工事につきまして概要を申し上げます。現在の3万トン貯水池西側にございます調整池を取り壊しをいたしまして、新たにステンレス製のトンネル水原水調整池を築造し、トンネル水を3万トン貯水池を経由させないで、直接第1浄水場まで導水いたしまして、ろ過器を通さないで次亜塩素酸を投入し配水池へ貯留するものでございます。この方法によりまして、第1浄水場のろ過器は不用になるというものでございます。

また、現在三甲株式会社の方へ導水しております管路を、第1浄水場への導水管部を分岐いたしまして、浄水場と同様な水を供給するものでございます。三甲に送水している水につきましては、3万トンの末端部より送水しているために、藻の発生により水質が悪いため、操業以来同社より改善を求められた経緯がございます。今回、この工事によりまして解決できるものと考えてございます。

この工事につきまして、3万トン貯水池の敷地内におきましては、トンネル水の揚水ポンプの運転、制御・監視の電気系統の新設、3万トン貯水池の水監視・制御に係る配管及び電気系統の整備を行うものでございます。また、町の最上部にあります上野原浄水場、この上野原浄水場につきましては船尾滝入り口の左側にある場所でございますけれども、この部分も電気計装設備の方も老朽化が進んでおりますので、あわせまして今回整備するというものでございます。上野原浄水場の建物につきましては、現状をそのまま利用いたしまして、施設の耐震化につきましては、平成24年度に計画してございますマクロ化計画により対応したいと考えてございます。

それでは、第1浄水場の工事についてでございますけれども、3万トンから延長されているダクタイル管の口径250ミリを敷地内に延長いたしまして、流量係数を構築し、導入流量の確認と次亜塩素酸ナトリウムを注入した後に、施設内にございます1,850トンの配水池に貯留したいというものでございます。浄水場内のろ過器につきましては、当分の間、この水が安定ができるのを確認できるまでは運転できるように施工いたしまして、良質な水質及び水量を安定が保てるのを確認した後に、ろ過器の運転停止をし廃棄するも

のでございます。

また、第1浄水場内に新設いたします管理室、滅菌室の構築につきましては、耐震性に適したものといたしまして、電気計装及び滅菌設備を新設したいというものでございます。この工事に関連といたしまして、テレメータ本局でございます、現在上下水道課の事務室内にございます改修を行うものでございます。この件につきましても、製造元であります沖電気より、部品及び保守サービスのサポート打ち切りを通知されているために、早急の後継機の導入を計画しているものでございます。なお、第1浄水場で不用になりましたろ過器につきましては、平成22年度で撤去・解体する計画でございます。以上、雑駁ですが、町長の補足答弁とさせていただきます。

議長（栗田政行君） 南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） 改修工事についての、今答弁があったわけですが、3万トンから今三甲の方へ送っておるわけですが、この水の関係については、やはり浄化した水、第1浄水場からまた切りかえていくような施設になるんですか。じかに3万トンは3万トンで三甲の方へ送る、二通りの会社の方へ送るルートがあるわけですか。その点聞きたいと思うんですが。

議長（栗田政行君） 岸上下水道課長。

〔上下水道課長 岸 幸一君発言〕

上下水道課長（岸 幸一君） 南雲議員にお答えいたします。

まず、現在使われています導水管を利用いたしまして、導水管を分岐いたしまして、要するに、現在は3万トンで直接出しているわけですが、そうではなくて、管路は出さない、要するに3万トンに入れる前に管路を分岐いたしまして、新幹線の水を直接三甲に送水するという形でございますので、先ほど申し上げましたように藻等が現在相当発生している関係で、そういうものが今回の工事によりまして改善できるということでございます。

議長（栗田政行君） 南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） 終わります。どうもありがとうございました。

議長（栗田政行君） 以上をもちまして、南雲議員の一般質問が終わりました。

これより昼食休憩に入ります。再開は午後1時といたします。

午後0時07分休憩

午後1時00分再開

議長（栗田政行君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（栗田政行君） 12番宿谷 忍議員を指名いたします。

〔12番 宿谷 忍君登壇〕

12番（宿谷 忍君） 12番宿谷です。議長への通告に基づきまして、一般質問を行います。

まず、国民健康保険事業会計についてであります。

国民健康保険につきましても、この制度につきましても今さら言うまでもありませんけれども、同じ地域に住む人たちが相互扶助の精神に基づき、けがや病気をしたときに安心して医療機関にかかれる、そんな制度で、みんなでお金を出し合い、みんなで助け合う制度であります。しかし、高齢者や低所得者が多く、どこも国保の運営というのは厳しいものがあるわけでありまして。国民健康保険法施行記念式典が群馬県でも行われましたけれども、そのときに連合会の理事長であります神流町町長である宮前町町長は、経済環境の変化や少子高齢化の進展に伴い、国民健康保険はますます重要性を増すとっておりました。

昨年4月から後期高齢者医療制度が始まりまして、75歳以上の方が抜けたわけでありましてけれども、国保の財政問題というものが解決したわけではございません。国保は、定年になりますと加入していきます。また、自営の人も入っています。どちらかといえば、所得の少ない人が多く入っている、そういう人たちを相手にしているわけでありまして、吉岡町でも3割弱の方が65歳から74歳ということで高齢世帯が多いわけでありまして。それだけに、医療費の伸びが大きく、国保財政が悪化しまして、皆さんご存じのように本町では19年度決算、これが赤字になってしまったわけでありまして。群馬県内で赤字であったのは、38市町村ありますけれども、桐生市と吉岡町だけということをご承知のことと思います。そのとき、国保基金から2,000万円を取り崩し、基金残高は1,828円となってしまいましたけれども、それでも足らず、20年度予算から繰上充用金によりまして1,250万円、この補正で赤字補てんしたのであります。

今年度医療費の増加によって、国保財政が圧迫されたとして、本町では国保税5.2%の値上げを行いました。平成20年の第4回12月議会において、南雲議員が保険給付費の関係で質問しています。インフルエンザが発生しているということで、基金もない状態で給付費だけが頼りの経営状態で、これを賄っていけるのかどうかと聞いておりますけれども、この12月の段階におきまして、何とかやっつけいけるのではないかと、そういう回答でありました。今この時点、この3月も、もう中旬になりました。この時点において、心配していたインフルエンザの大流行もなく、何とかやっつけいけるのではないかと、また医療費の不足も生じないのではないかと思うわけでありましてけれども、国保税5.2%の引き上げをしたことによって約3,000万円ぐらゐの増収になり、これが基金に回せる

のではないかと考えておるわけですが、20年度国保会計は、この先どうなるのか、
収支の見込みをお伺いしたいと思います。

議長（栗田政行君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 宿谷議員から、国保事業会計の平成20年度の収支見込みについてのご質問をいただきましたので、答弁させていただきます。

昨年度の国保会計は、議員がご指摘のとおり、決算は歳入不足から赤字決算となり、国保基金の全額取り崩しや翌年度からの繰上充用金により決算を迎えることができました。平成20年度の国保会計は、医療制度構造改革の影響で後期高齢者制度の導入や退職被保険者制度の原則廃止、前期高齢者制度の創設、特定健診や特定保健指導等大きな変革を迎えた年でもありました。このため、前年度との予算比較をすることがなかなか困難な状況ですが、経営は大変厳しい状況が続いております。このため、前年度の赤字決算を含めた収支改善のため、4年ぶりの国保税の5.2%に及ぶ値上げをお願いすることになりました。国保は、国民健康保険制度のもと、国保の構造的な問題である保険税負担能力の低い被保険者の加入割合が高いため、保険税においても収支率が低く、毎年多額の未納額が生じております。

一方、医療は、高度医療の普及や吉岡町の生活環境が整っていること、子供の福祉医療制度の充実により年々増加の一途をたどっております。ご質問の収支見込みにつきまして、所管課長をして補足答弁をさせます。

議長（栗田政行君） 齊木健康福祉課長。

〔健康福祉課長 齊木洋明君発言〕

健康福祉課長（齊木洋明君） それでは、ご質問の収支見込みにつきまして町長の補足答弁をさせていただきます。

今年度の国保会計におけます収支見込みではありますが、3月補正を精査する中で、多大な歳入不足が推測されたものでございます。金額に直しますと、3月補正の中で1億8,364万8,000円に及ぶ一般会計からの膨大な繰り入れをお願いすることになりました。このことにより、予算編成が成立したというようなことになったわけでございます。俗に言います国保のルール外繰り入れというふうな中で、1億7,849万円ほどの繰り入れをお願いしました。ルール内繰り入れとルール外繰り入れを足しますと2億5,500万円に及ぶ町からの一般財源の投入をお願いしたということになったものでございます。先ほど申しましたように、この膨大な繰り入れをお願いすることにより、本年度の3月末を迎えられるのではないかとというような補正予算ができ上がったところでございます。ご質問の今年度の収支見込みにつきましてですが、今回の繰入額をお願いした中での

補正予算の中で何とか乗り切ってもらいたいということを願う予算編成になったものでございます。よろしくお願いいたします。

議長（栗田政行君） 宿谷議員。

〔12番 宿谷 忍君発言〕

12番（宿谷 忍君） この通告は、今の補正予算に歳入欠陥が生じるということで莫大なるお金を投入する、こういうことを聞く前にこの通告をしておりました。しかしながら、今の話を聞きますと、一般財源のトータル2億5,500万円という莫大なお金でございます。これは、話に聞きますと交付申請において初歩的な間違いがあったとか、制度が変わったときに見間違いがあったと、そういうことでありますけれども、これは大変な問題だと思うんです。この穴埋め、法定内の1億7,000万円という莫大な金は、これは住民からの貴重な税金を預かったお金で補てんをするわけです。前々も、この間の予算委員会でもそうだったですけれども、課長は、職員はこの数字のプロだプロだと、盛んにプロを強調しておりました。プロであれば何でこんなミスをしたのか。やはりプロであれば、これは許される問題ではないと思います。プロであれば、仕事に向かうときはいつも緊張感を持って向かって仕事をおこななければならないと思うわけでありまして。これも、担当者だけの責任問題では、私はないと思います。それを見過ごしてきたということも大きな問題ですけれども、これはすべて町の危機管理体制、その問題につながるのではないかなと感じるわけなんですけれども、補正に対する補てんについては、これは国保会計の補正でっておりますので、それはそれとして、町長にお聞きしたいのは、危機管理体制について町はどうなっているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（栗田政行君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 答弁させていただきます。

町の危機管理体制はどうなっているんだという質問だと思いますけれども、日ごろ職員に対しましては、朝礼など、そしてまた、総務課の方から、多々そういったことで町民に対して的確なる判断で物事に応じてくれというようなことは日ごろは言っております。危機管理と申せば、ことしの4月1日から、一つの職員としての罰則を設けるという意味におきましては、そういったことも一つの危機管理かなというようにも思っております。不祥事を起こしたときにはこういった罰則があるというようなことで、一つの規約をつくりまして、4月1日から新たな規約のもとでやっていこうというようなことが決められております。そういった中におきましては、本当に今回の補正予算につきましては、たびたびそういった不祥事を起こしたというようなことの中におきましては、大変申しわけなく思っております。そういったことにおきまして、もちろん私の責任に相なるわけございま

すが、日ごろ私が申していることが、まだまだ職員には理解していただけないのかなという事で本当に残念には思っております。

だがしかし、今、宿谷議員の方から言われた責任問題ということに相なれば、そういったこともこれからきちんとしたもてやっつけていかなければならないなというようにも感じております。そういったことで、今回の国保につきましての不祥事につきましては、本当にご迷惑をかけたというようにも思っております。今後は、危機管理におきましては、心を引き締めて職員にやっていただくよう、再度また新たにいろいろなことを練り直しましてやっつけていきたいというようにも思っております。

議長（栗田政行君） 宿谷議員。

〔12番 宿谷 忍君発言〕

12番（宿谷 忍君） 危機管理体制に対する町長の心構えといいたいまいしょうか、それをお聞きしましたので、通告に従いまして国保会計についてお聞きしていきたいと思っております。

県内市町村の多くで、後期高齢者医療制度導入に伴い、国保税の税制見直しを行い、上毛新聞に載っておりましたので、ご承知だと思いますけれども、加入者1人当たりの平均保険税額が34市町村でふえたわけです。この34市町村の中で平均保険税額の最高は、この吉岡町だったんです。吉岡町の15万3,000円、続いて高崎市の12万4,000円、大泉町の12万1,000円ということでありました。我々もこの国保会計というのは、支払基金との金の往復やりとりがあったりして、そして一般会計の繰り入れもあります。非常に複雑でよくわからない面があるわけですがけれども、平均保険税額が年額15万円を超えて県最高の保険税だということで、住民の方々は大変心配をしているわけがあります。このことについて、県最高の保険税になったことについて説明をお願いすることと滞納整理、どんなに頑張っても保険税を値上げすると、さらに新しい滞納がふえていって、上げてみてもそれほど変わらないということを新聞等で見たことがあるんですけれども、収納率への影響をお聞きしたいと思っております。

議長（栗田政行君） 斉木健康福祉課長。

〔健康福祉課長 斉木洋明君発言〕

健康福祉課長（斉木洋明君） ただいまの議員さんのご質問でございますけれども、7月5日の新聞に、これは上毛新聞ですけれども、34市町村で負担増、その中の吉岡町が15万3,000円というような報告をいただいたわけですがけれども、この数字につきましては、今年度税率改正、私の方で国保税の改正を行いましたので、そのときも試算数値というものが、まだ確定していなかったわけですがけれども、その試算数値の中で上毛新聞社の方に報告をしたということで、15万3,000円ということで数字が載ったわけです。その後、県の方に連絡をして、今年度の市町村の調定額等につきまして報告をしてもらいました。こ

これは最新の情報なんですけれども、平成20年度の1人当たりの調定額ということで、吉岡町は医療給付費、後期高齢者支援金、介護納付金ということで課税をするわけなんですけれども11万4,939円、一番高いのが孺恋村で1番ということで12万7,603円ということですので、順番的には吉岡町は38市町村のうち5番目というのが、20年度課税が確定したというふうな中での調定額ということで、5番目ということで訂正させていただきたいと思うんですけれども。

また、今度は給付費ですけれども、給付費につきまして20年度の1人当たりの調定額は、吉岡町は7万3,716円ということで県下で6番目に高い医療費であるというような状況でございます。そういった中での課税という中で、また収納率の問題も出ておりますけれども、収納率につきましては、まだ結果が20年度出ませんので、19年度の結果ですけれども、吉岡町は92.62%、県の平均が90.89%ということで、県の平均を上回っている状況でございます。ご質問の中で、なぜ保険税が高いのかというふうな中での疑問があるわけでございますけれども、これは財政調整交付金というのが国から交付金としてもらえるわけですけれども、この交付金が非常にうちの方では低いのかなというふうに思っております。調整交付金というのは、今理論的には給付費の7%というのが交付されるわけですけれども、市町村間の財政力の不均衡、医療費とか所得水準を調整するために交付されるものですけれども、吉岡町の被保険者の平均所得率というものが、非常に県下でも高い状況でございます。そういった中で、吉岡町は平均所得が高いというふうな中では、交付金というものが少なくなると。先ほど申しましたような財政力の不均衡を調整するのは、吉岡町は税で負担しなさい、財政力の低いところについては国からの調整交付金で増額をしましょうというふうな制度になっておりますので、そここのところで吉岡町の1人当たりの保険税というものが高くなってきてしまっているのかなというのが、現在推測されるところでございます。

次に、収納率にこれが反映されていくんだというふうなことがご質問の中にありましたけれども、今回、先ほどもご質問いただきましたように後期高齢者の保険制度ができました。このような中で、どちらかといいますと、75歳以上の方というのは非常に税に対しまして理解の深い方たちというような中で、収納率も非常に高かった方なんですけれども、こういった方たちが後期高齢の方に移行してしまったというふうな中で、確かに数字的にも収納率が下がっております。私ども常々対前年度の同月等の比較をしてくるわけでございますけれども、21年2月時点で前年度月との比較をしますと、一般の現年度分で1.18ポイントの減ということですし、さまざまなものがあるわけですけれども、全体で2.27%ということで、2ポイントぐらい、2ポイントの上、下がっております。ですから、先ほど収納率の中で、19年度の収納率、吉岡町は92.62%ということで報告をさせ

ていただきましたけれども、今年度の決算を見ると2ポイントぐらい下がるのかなというふうに今懸念をしているところでございます。

そういった中で、このところの辺も県の方に一応聞いてみたんですけども、吉岡町だけではなく、全体的な市町村でも、1ポイントから2ポイント収納率が落ちているというようなところを聞いておるところでございます。そのような中で、議員さんの方から収納率への影響ということで懸念をいただいたわけでございますけれども、私どもの方も、そういった中で数時的には非常に収納率というものが落ちているということ、ここで報告させていただきたいと思っております。以上よろしくお願いたします。

議長（栗田政行君） 宿谷議員。

〔12番 宿谷 忍君発言〕

- 12番（宿谷 忍君） ただいまの話は、よく理解できましたので、次は国保の基金についてお伺いしていきたいと思っておりますけれども、前回の国保税の引き上げが、16年度に14.6%でした。それで、決算において2,350万円、17年度が4,660万円、18年度が3,560万円という黒字であったわけですが、吉岡町の国民健康保険基金条例を見ますと、基金積み立ては剰余金の全部又は一部及び基金から生ずる収入をもって充てるということになっておるわけです。ところが、これをいつも次年度の繰越金として処理してしまったものと思います。だから、19年度に2,000万円を処分したら基金が底をついてしまったということでもありますけれども、厚生労働省からの指導といいますか、それが来ているかと思うんです。ご存じのはずであると思っておりますけれども、国民健康保険財政の基盤を安定強化する観点から、保険者の規模に応じて安定的かつ十分な基金を積み立てられたいとなっていると思うんです。先日、課長は、県からも6,000万円というようなことを言っていましたけれども、これは厚生労働省の基準を見ますと、過去3カ年における保険給付費の平均金額の5%以上を積み立てなさいという指導が来ていると思っております。これについて、今後の基金積み立て計画というものをお話しさせていただきたいと思っております。

議長（栗田政行君） 齊木健康福祉課長。

〔健康福祉課長 齊木洋明君発言〕

健康福祉課長（齊木洋明君） ただいま基金の積み立てにつきましての計画というような中でご質問いただいたわけでございますけれども、この積立額につきましては、議員さんご質問いただきましたように県の指導によりまして、過去3年間の保険給付費プラス老人保健拠出金の各3年間の平均5%ということで、平成19年度の指導でございますけれども、6,648万1,000円というのが吉岡町の県の方から指導を受けている基金でございます。

そういった中で、特別会計の条例等にもよりまして、この基金の剰余金の積み立てをしていくんだというようなものがうたわれているわけでございますけれども、ご存じのよう

に毎年のように、会計運営というものがいっぱいいっぱいの状態で吉岡町はやってきたということで、翌年度の予算を立てるときにも、お金がいっぱいいっぱいというふうな中でやってきたというのが現状でございます。平成18年度の中には、町から少し基金への繰り入れをお願いしまして、剰余金が出たというような会計になったわけですが、そういった状況の中で非常に余裕のない国保会計の運営をしてまいりました。その中で、昨年度、19年度は、とうとう赤字というふうなことになってしまったわけですが、その中で5.2%の値上げというものも実施を20年度にさせてもらいました。そのときに、5.2%の値上げをして2,000万円ぐらいの繰り越しをつくって、それを基金として持っていきたいというような計算式で5.2%値上げしたわけですが、実際は、19年度に繰上充用ということで食われてしまったというふうな中で、剰余金をつくるということができなかったということでございます。じゃあそれを今後どうするんだということになるわけでございますけれども、今の計画では、平成21年度にはこれだけ、先ほど申しましたようにルール外として1億7,800万円ほど町から繰り入れをさせていただいているわけでございますので、21年度には国保税の値上げというものをまたお願いしなければならぬのではないのかなと思っておりますのでございます。

そういった中で、どのくらいの値上げをお願いするかということは、まだ未定でございますけれども、到底この膨大な金を税としてお願いすることは不可能ではないかなというふうにも現在思っております。こういった中で、町からの繰り入れというものも、ぜひお願いしたいと思っておりますけれども、そういったものをいろいろ考えたときに、基金の積み立てをするということになりますと、一応数字的には剰余金的に残さないと基金の方に回りませんので、そういった基金に回るお金をどのくらい、一般会計からの税のお願い、あるいは被保険者に対する国保税の値上げの中からお金を生み出していくということになるかと思うんですけれども、そういった非常に難しいものを含んでおりますので、今後よく精査する中で、基金の積み立てにつきましては積み立てられるように検討していきたいと思っております。よろしくお願いたします。

議長（栗田政行君） 宿谷議員。

〔12番 宿谷 忍君発言〕

12番（宿谷 忍君） 予算がいっぱいいっぱいなので、基金の方へ回らなかったということでもありますけれども、やはりこれはどう考えても、一般会計からの繰り入れが非常に少ないために、そういうことになったんだと思います。税については、先ほどもありましたように、県内で確定でも5番目ということですから、かなり高いわけですよね。ということも、一般会計からの繰り入れが少ないと。これは、資料が古くなるんですけれども、県の17年度資料で、国民健康保険事業会計事業勘定、表を見ますと歳入に対する他会計からの繰り

入れ、この割合、それは吉岡町は他市町村に比べると非常に少ないんですよ。表では法定内分、一般会計の法定内分も含まれていますので、多少数値に違いがあるかもしれませんが、わずかの差で、これは町村名は言いませんけれども、吉岡町の下に1団体ありますけれども、吉岡町は37番目だと思います。この表で割合を出してみますと。ですから、群馬県で一般会計からの繰り入れ割合というのが一番少ないんです。だから、医療費の伸びに即、今言いましたように国保税の値上げということを考えてしまうんだと思います。国保会計というのは特別会計ですから、独立の会計でやるべきだとは思いますが、でも、どこでもこの国保会計が厳しいということで、一般会計からの繰り入れをして何とかやっているというのが現状であります。

また、先日、国保会計の21年度分の予算説明の中で、課長も町長も21年度は落ち着いた予算編成ができたと言っておりましたけれども、これを国保税の改定をしたので余裕ができたのかなと聞いておったわけですが、先ほど大きな歳入欠陥があったということで説明がありましたけれども、この21年度の予算編成を見ますと、思いもよらない出費に対応する予備費というのがあるわけです。その予備費が、21年度は480万円きり計上していないんです。これは、給付費の0.5%ですよ、0.5%しか計上していない。ところが、厚生労働省では、保険給付費の3%以上を計上しなさいと努力義務通達が来ているはずですよ。だから、こういう予備費も取れないような予算、それはやはり一般会計からの繰り出しが少ないんだということになるかと思えます。この一般会計の繰り出しについて考えをお聞きしたいと思えます。

議 長（栗田政行君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） お答えいたします。

今後の一般会計からの繰り出しについての考えはということでございます。吉岡町の繰り出し金は、決して私は低い金額ではないと思っております。財政規模で比較すれば、逆に私は高い方だと思っております。繰り出し金の考え方につきましては、経営状況を検討する中で判断することではないかと考えております。

議 長（栗田政行君） 宿谷議員。

〔12番 宿谷 忍君発言〕

12番（宿谷 忍君） 今、町長そう言いますが、何をもちょう言っているのか。先ほど私例を言ったでしょう。繰り出し割合が群馬県で一番低いんだと、37番目なんですよ。そういうことで、ぜひ考えてもらいたいと思えますけれども、先ほど言いましたように19年度会計が赤字だったのが桐生市と吉岡町だけということでしたけれども、桐生市というのは、基金の積み立て、毎年その剰余金の基金を積み立てしておいて、そして今回は赤字になり

ました。ですけれども、8年間にわたって国保税の値上げというのはしていないんですよ。というのは、基金を使って運営してきたわけです。だから、やはり一般会計を入れてもらって国保会計をうまく運営していただきたいと思います。

また、先ほど課長は、国保税の値上げという、とんでもないことを言いましたけれども、去年値上げしておいて、20年度に値上げしておいてですよ、この21年で何でできますか。とてもこれは町民の方々が許さないと思いますよ。ですから、何とか一般会計を投入して安定した保険財政をやっていただきたいと思うわけでありまして。以上で国保会計について終わりにしたいと思います。

続きまして、ポートピアについてお伺いしたいと思います。

ポートピアにつきましては、先ほど神宮議員が伺っておりましたので、かなり重複する部分もあると思いますけれども、回答の方はお願いしたいと思います。

このポートピアにつきまして、先ほど神宮議員も言っておりましたけれども、昨日の上毛新聞に「売場が吉岡に進出計画」と大きく報道されたわけでありまして。そこで、町民の方々がかなり「あ、吉岡にポートピアができるのかな」ということで読んだかと思えますけれども、平成18年に駒寄スマートインターの東側に計画がありました。そのときに、私たちもポートピアというのは一体何だろうということで、岡部のポートピアに視察に行ってきました。そのときに、最終的には一部の地権者の反対があったということで、この計画は断念したものだと思っていたんですけれども、今度はその関越道の西側に再浮上したということで、しかも地権者の同意が得られているということで、先ほど神宮議員も言っていましたけれども、埼玉県栗橋町に栗橋ポートピア、茨城の笠間市の岩間ポートピアに議会では調査に行ってきたわけでありまして。そこで、交通環境だとか、教育環境、生活環境を調査しましたけれども、行政の話だけでは、このポートピアによっての影響というのは、特に見当たらないというようなことを言っておったわけでありまして。でも、青少年の凶悪犯罪というのが多く発生している今日、青少年に与える影響は特になんかというのには疑問も持ったわけですが、埼玉県の青少年犯罪の資料を見ても、この傾向はちょっとつかめないもので、私もはっきりその辺は言えませんけれども、吉岡町においては問題があるのではないかなと思うわけでありまして。埼玉県の栗橋、それと笠間市、それと周辺の住宅環境などが、吉岡町の今予定されているところとは全然違うんです。だから、問題は発生しないとは考えられないわけでありまして。ギャンブル人口が減ってきているのは確かです。前橋競輪でもかなり減ってきております。でも、一時的に集中する自動車の増加によって起こる交通渋滞など、住民生活に支障を与えているということは確かでありまして。

このポートピア計画を知った住民の中には、これは農転の申請だと思えますけれども、「役場は既に申請を受け付けたんだそうですね」と、「もう決定したんですか」と、各種

団体やPTAの方々は、非常にこれは情報のないまま決定されてしまうのかということで心配しているわけであります。町が幾ら誘致した施設であっても、何かと問題がある施設であるわけでありますので、町は情報を得たら住民に早く計画を知らせるべきだと思います。先日視察に行ってきた栗橋町は、広報紙「広報くりはし」で「ポートピア栗橋設置計画」を町民に知らせているわけであります。上毛新聞によると、去年10月に町には農振除外事前申請書が提出されたとありますけれども、先ほど課長の話ですと2月4日に申請されたと言っていましたけれども、やはり設置業者が正式に町に計画説明に来たのかどうか、この辺を早く情報を得たら知らせるべきだと思いますし、どの程度町は計画を把握しているのか。先ほど神宮議員に説明がありましたので、簡単で結構ですからお願いしたいと思います。

議長（栗田政行君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明させていただきます。神宮議員に重なる点があるかと思っておりますけれども、お許しを願いたいと思います。

宿谷議員から、ポートピア進出について町からの情報不足や、ちまたでのうわさによる不安、心配についてご質問がありましたので、お答えいたします。

先ほどの神宮議員の質問でもお答えしましたが、まず町の対応についてですが、一般の開発協議と同じ扱いをしております。今回も協議者からご相談があったものとして、町の土地開発指導要綱によって対応させていただいております。特に、協議の内容を窓口の判断によって変えることはしておりません。また、情報管理の面からは、申請者の情報を保護管理することも必要でありまして、未成熟な状態で相談に訪れる申請者や協議内容は保護することも必要と考えていますので、ポートピアについても同じ扱いをしております。この施設は、町がかかわっているものでも誘致しているものでもありませんので、あえて急いで把握しなければならないという理由もないため、開発予定者を呼んで進捗状況などの報告を求めるなどはしておりません。したがって、情報の把握はおくれておりますので、まだ皆さんに報告できる状況ではございません。また、問題がある施設かどうかの判断は別として、町民が早く情報を知りたいことは理解できますので、正確な情報がつかめればお伝えしたいと考えております。

質問には、町が正式に説明を受けた時期と計画の把握状況についてお尋ねですが、ただいま申し上げたとおりでございます。私としては、今は開発予定者からご相談を受けた段階と理解しているところでございます。ご相談は、昨年7月に他の施設のパンフレットを持参してあいさつに参りました。その後、11月中ごろに説明を受けております。正式ということであれば、申請書あるいは同意書の提出があったときではないかと私は思っ

おります。

議長（栗田政行君） 宿谷議員。

〔12番 宿谷 忍君発言〕

12番（宿谷 忍君） そういうことで、情報を把握できたら速やかに町民にお知らせ願いたいと思います。

国土交通省の方では、このポートピアの認可の条件として、これも先ほど神宮議員が言っていましたけれども、地域合意を確認する3要件、市町村長の同意、地元自治会の同意、議会が反対議決をしないこと、こういうことはご承知のことですけれども、ポートピアの設置業者は、こういうことから溝祭の自治会を相手にしているわけですね。溝祭自治会の役員を岡部のポートピアにも連れていったようでもありますし、新聞によりますと、この15日に住民の全体説明会も行ったと報道されておるわけでもあります。町が詳細について把握していないと言っておりますけれども、溝祭の自治会というのは、先行して住民説明会までやっているんですよ。ただ、先ほど国土交通省の認可の条件として、町長の同意というのもあるわけです。その町長の同意についてこれからちょっと聞いていきたいと思いますけれども、町長が同意するためには、やはり地元の同意があるかどうかを一つの判断基準にしていくかと思います。確かに、設置予定地というのは溝祭です。溝祭の自治会内です。だから、この施設ができたからといって住環境に大きな影響を与えとか、住環境に大きな影響を受けるというのは、溝祭自治会よりは、むしろその周辺の自治会なんですよ。予定地に近い住宅があるのは、寺上だとか、南下だとか、そういう自治会が多いんじゃないですか。国土交通省の場外発売場の所在する自治会とは、設置場所の自治会及び設置によって影響を受ける範囲と、そう国土交通省ではしています。ですから、溝祭だけが同意したから、おれも同意だということには町長はならないわけで、やはり交通環境だとか教育環境、生活環境の影響を受ける周辺の自治会、これが含まれるということを承知しておいていただきたいと思います。

国土交通省の言う、地元の自治会の範囲というのは、半径500メートルと言っているんですよ。半径500メートル内に含まれる自治会と言っていますから、町長、これは非常に問題がありまして、もし設置されても設置されなくても、この自治会というのが重要になってきますので、町長が考える、同意の一つの判断材料にする自治会というのはどこどこ考えているのでしょうか、お聞きしたいと思います。

議長（栗田政行君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 自治会の影響を受ける、今、宿谷議員が言われた半径500メートル以内というようなことであるならば、もちろん南下自治会、そして地元であります溝祭自治会、

それから三津屋自治会の方になろうかなというようにも私も思っております。

議長（栗田政行君） 宿谷議員。

〔12番 宿谷 忍君発言〕

12番（宿谷 忍君） 町長はそういうことですが、500メートルにはまだ寺下も駒寄も含まれます。陣場も少し入るかなと考えてはおりますけれども、モーターボート競走法施行規則、これの設置許可申請添付書類、これは業者が出すんだと思いますけれども、その設置場所は文教施設及び医療施設に著しい影響を及ぼさない場所として、2キロメートルの範囲はそういう施設を書いて申請しなさいよということを言っているんですよ。だから、この区域内には、駒寄小学校や吉岡中学校も含まれるわけです。小学生や中学生というのは、この近くを多くの子供たちが通学に使っています。特に、寺下、寺上の中学生というのは、ここを通学路としています。この近くをですね。だから、非常に交通安全面においても心配になるわけでありまして。モーターボート競走法施行規則第8条第1項、設置等の許可の基準というのがあります。文教上又は衛生上、これは衛生上というのは病院を言っているようだけれども、衛生上、著しい支障を来すおそれのある場所と明記されていて、それほどこのギャンブル施設といいましょうか、この施設は、子供たちの教育環境や住環境に著しい影響を与えるおそれがある。これは、そのためにこのモーターボート競走法という法律でうたっているんですよ。この文教施設があることについて、町長、どう思いますでしょうか。

議長（栗田政行君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 今、文教施設があることについてどうお考えですかということですが、宿谷議員が申されたとおり施行規則第12条の許可の基準が規定されておりまして、文教上又は衛生上著しい支障を来すおそれのない場所と、被害を与えない場所ということであろうというように判断しております。さらに、設置されている市町村の施設周辺の状況等を調査しなくてはならないんですけれども、そういったことは私も頭に入っております。

議長（栗田政行君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） それでは、モーターボート競走法施行規則の8条ということで議員おっしゃられましたけれども、モーターボート競争法は20年2月に改正をされておりまして、本条と場外条の規定が変えられております。そういうことで、ちょっと申しわけないんですけれども、当町に設置される場合につきましては、8条でなくて11条になります。場外発売所の設置等の許可基準、こちらの方が該当になりますので、先ほどの議員のご質

問の中の距離ですとかそういったものは、ちょっと本条と扱いが違ってくるということでご理解の方をお願いしたいと思います。以上でございます。

議長（栗田政行君） 宿谷議員。

〔12番 宿谷 忍君発言〕

12番（宿谷 忍君） 違うということであれば、私の方は訂正します。私の勉強不足だったと思いますが、先ほども言いましたように、昨今の子供たちの引き起こす悲惨な事件、これは多くの人たちが心を痛めているわけでありますけれども、将来の社会を担う子供たちが豊かな心をはぐくむ教育に、この施設というのは真っ向から反すると言わざるを得ないと思います。子供たちに与える影響、教育長はどのように考えているのでしょうか、お聞きしたいと思います。

議長（栗田政行君） 佐藤教育長。

〔教育長 佐藤武男君発言〕

教育長（佐藤武男君） ポートピアの進出に関連しまして、子供たちにどんな影響があるかと、学校で教えていることに反するのではないかとというようなご懸念かなと思うわけですが、教育の目的ということになりますと、ご承知のとおりでございますけれども、将来の国家、社会を担う有能な人材を育成することになるわけでございます。そのための非常に重要なことの一つに、この問題に関連しますと環境の問題とかそういうものもありますが、基本的な生き方として、職業あるいは生活との関連を重要視した勤労を重んずる態度の養成と、こういうことが非常に重要視されているわけでありますので、多分そういうことに関するお尋ねかなと、こう思って受けとめたわけでございます。

それで、これは平たく言いますと、社会人になってまじめに働いて、そしてしっかりした生活基盤を築いて、世の中のためになるような人になってほしいと、こういうのが教育の本当の目的かなと、こう思うわけですが、そうしたことにおいて学校ではあらゆる機会を通じて指導しているわけでございます。それで、こうした施設がそういう教育に反するのではないかとというようなことでご危惧を表明されているわけでございます。現在、詳しい情報というのは、私ども承知していないわけですが、計画されている施設というのは、大人のレジャー施設と、こういう位置づけであるというふうにお聞きしているわけでありまして、一定の条件下で設置できるということで、現実に各地には存在していることは事実でございます。先ほど来話題になっております競走法施行規則で2キロ以内云々ということがございましたけれども、文教施設の位置、名称の明記を求めているということは、文教上、著しい支障を来すことがあってはならないと、こういうような趣旨なんだろうと思います。そうしたこともありますので、午前中の神宮議員のご質問にもありましたけれども、登下校の安全確保とか健全育成、あるいは非行防止というふうな問

題も含めまして、子供たちが将来どう生きていくべきか、その態度を、これはきちんと教えていかなければならないだろうし、それに支障があるようなことでも困るわけでございますので、そうしたことも含めまして、町長答弁もありましたけれども、十分調査していかなければならないと、こんなふう考えているところでございます。以上です。

議長（栗田政行君） 宿谷議員。

〔12番 宿谷 忍君発言〕

12番（宿谷 忍君） これにつきましては、筑波大学の増田教授が「ギャンブルに託す人間の心理」という研究報告をしているんですけども、まさに今教育長が言ったように射幸心をあおり、一攫千金を考え、勤労意欲や勉学意欲を低下させると、そういう報告をしておるわけでありまして。

また話は変わりますけれども、町長にまたお聞きしたいんですけども、町長は子供を育てるなら吉岡町、吉岡に住んでよかった、生まれてよかったと誇れる町にしたいと、こう言っておるわけで、新しく転入してくる方、定住者というのがふえ、人口も増加しているわけで、こんなことも町長のうたっております誇れる町、その政治姿勢にもあるかと思えますけれども、駒寄インター周辺というのは、昨年の3月だったと思えますけれども、ポートピアのうわさがあるということで一般質問したときに、住環境を損なわない企業誘致をしたいと町長は議会答弁もしているわけでありまして。今、本格化に向けてスマートインターが、周辺整備工事だとか、今度は県道に昇格する道路等の工事也开始するわけですけども、スマートインターの入り口というのは、このポートピアの予定してきた駒寄スマートインターの入り口ですね、それは吉岡町の南玄関として位置づけている場所でありまして。町長のイメージしている町、そのイメージと将来にわたるまちづくりにどのような影響があるかと考えるでしょうか。

議長（栗田政行君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 設置したいとしている場所は、現在進行中の第4次総合計画、都市計画マスタープランで、土地利用上は新産業の交流地点として位置づけている地域にもなっております。町の計画で開発を進める場所でもあります。ただ、設置される施設がレジャー施設であります、土地利用等の計画に合わない開発ではないかと考えられます。また、町のイメージについてですが、それぞれの人の感覚によるものと思います。

将来のまちづくりに影響があるかどうかについては、具体的な計画が出されていない段階で判断はできないと思っております。スマートインターの建設に影響があってはならないとも、また考えております。

議長（栗田政行君） 宿谷議員。

〔 1 2 番 宿谷 忍君発言〕

1 2 番（宿谷 忍君） ちょっとさきに戻って確認しておきたいんですけども、後藤課長は先ほど、2月4日に農振除外の事前申請が提出されたと。でも、この認可の条件の3要件がそろった段階で、確認がとれた段階で本申請するんだということでありましたけれども、それでいいんですか。

議長（栗田政行君） 後藤産業建設課長。

〔産業建設課長 後藤輝治君発言〕

産業建設課長（後藤輝治君） お答えします。

宿谷議員がおっしゃるとおりでございます。

議長（栗田政行君） 宿谷議員。

〔 1 2 番 宿谷 忍君発言〕

1 2 番（宿谷 忍君） はい、わかりました。

いずれにしても、町長には町長としての同意が求められるわけです。その判断材料にしなければなりません。あとは、交通環境の問題だとか、教育環境、生活環境において、デメリット部分はどういうことか、メリット部分はどういうことか、このメリットということは、当然先ほども議論ありましたけれども、1%の環境整備協力費、これと雇用の問題だと思いますけれども、そういうメリット・デメリット部分をじっくりと調査研究して町長判断をお願いしたいと思いますけれども、町長、お願いします。

議長（栗田政行君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） これから町が判断するときが来ることになりましたが、関東周辺でさらに設置されている市町村の財政的な貢献度や施設周辺の状況調査や交通白書、犯罪白書、レジャー白書など可能な限り判断材料となる資料を収集し、メリット・デメリットを客観的に判断して、その上で町民皆様に情報を正確に伝え、また意見を伺って決断をしたいと考えております。（「これで質問を終わります」の声あり）

議長（栗田政行君） 以上をもちまして、宿谷議員の一般質問が終わりました。

次に、2番小池春雄議員を指名いたします。

〔 2 番 小池春雄君登壇〕

2 番（小池春雄君） 通告によりまして、5点質問をいたします。

まず、第1点目でありますけれども、保育園待機児童の解消問題であります。

20年度当初では、3月の議会では、待機児童は何とか解消される、希望者は全員入るのではないかという回答がありました。この件については、実際は、まずはどうであったのかということを確認をしたいと思います。そして、さきの予算委員会でも35人が渋

川市、榛東村なりの他町村へ、区域外ということで行っているという回答がありました。各保育園で定数枠の拡大が認められ、何とかやっとの思いで措置をされているのが現状のようであります。景気後退によりまして、生活困難で夫婦共働きでないと生活ができない世の中になり、全国各地で保育園の定数の120%から130%以上、上回る希望があるというふうに報道がなされております。吉岡町は、県下の人口急増地域でありまして、年齢構成を考えても、この傾向は顕著なものがあるというふうに思われます。そうなりますと、早急な対応が求められておりますけれども、今後の対応、改善計画をお尋ねをするものであります。

議長（栗田政行君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 質問にお答えいたします。小池議員さんからは、保育園の待機児童の改善は大丈夫かとのご質問をいただきましたので、答弁させていただきます。

吉岡町の児童保育は、設立当時の私立保育所から、昭和51年の1月から群馬県知事の認可を得て、社会福祉法人吉岡会が運営をし、現在に至っております。町では、当法人に児童福祉法並びに吉岡町保育の実施に関する条例の規定に基づき、幼児の保育を吉岡会に委託しているものでございます。

議員ご質問のとおり町は若者の定住が増加している傾向から、合計特殊出生率が高く、新生児の増加が続いております。このようなことから、ここ数年来、児童保育、特に保育園や学童保育において待機児童の問題が大きく取りざたされてまいりました。保育の現状を申し上げますと、現在5園が運営しております。定員では、延べ450人となっておりますが、最大定数の125%まで受け入れられる許可がされていますので、561人となっております。また、近隣町村への保育の委託をしております。管外保育や広域保育で35人となっております。問題の待機児童数ですが、現在2名となっております。保護者の希望する要望をすべて満たすことができないことも待機児童につながっており、議員ご質問の対応につきましては、所管課長をして指示をし、検討させておりますので、健康福祉課長をして補足答弁をさせます。

議長（栗田政行君） 斉木健康福祉課長。

〔健康福祉課長 斉木洋明君発言〕

健康福祉課長（斉木洋明君） それでは、町長の補足答弁をさせていただきます。

吉岡町では、5園に委託をしているところでございますけれども、園長さんにお世話になりまして、園長会というものをつくっております。毎年この園長会で協議を重ねているわけでございますけれども、ここ2年間、待機児童が増加しておりますので、待機児童の対応につきまして、長期的な対応とすぐに対応しなければならない短期的対応とでも言い

ましようか、二つに分けて検討をしてみいました。そこで、すぐに対応しなければならない対応では、現有施設を利用した待機児童の解消ですが、平成20年度に一つの保育園の定数を30人増員してきました。引き続き、現在でも1保育園の定数を増員するよう協議を重ねているところであります。また、長期的展望の対応では、6番目の保育園の建設も視野に入れた検討を現在しております。保育園の入所を必要とする児童年齢、ゼロ歳から5歳の年齢人口を見ますと、平成13年度から毎年4%台の右肩上がりの伸びを示しておりましたが、平成18年度、19年度は、ほぼ横ばいとなっております。平成20年度は、また4%台の伸びになりましたが、どこまでも伸びるかは不透明なため、6番目の保育園の建設は慎重に対応することが必要との結果となっております。

また、一方では、園の経営というものも慎重に考えなければならないと思われております。定員を上回る児童数がないとなかなか経営が大変であると聞いております。また、現有の保育園が築32年を迎えて、建てかえの時期がそろそろ来るものと推測されております。園長会では、建てかえのときに現状を見据えて、定員の規模等考慮に入れた保育園建設というものをしなければならないのではないかとということも考えております。

また、一方では、町には私立幼稚園、私立幼稚園の定数は200人ですけれども、1園ございます。こうした関連児童福祉施設と連携をする中で適正な人員を確保することが求められていると思います。なお、この幼稚園の定数につきましては、現在200人、定数200人ということでございますけれども、幼稚園の園長先生ともお話をしているわけですけれども、平成21年度の採用に当たっては、20人ほどの定員があいておると、定員不足だというふうな中で、幼稚園の方では受け入れ態勢はまだありますというような連絡もいただいております。そのような中で、申請に見えた方で幼稚園の方に回っていただく方につきましては、幼稚園の方をお願いするというふうな中で、こちらの方で説明をしてきたところでございます。

次に、現在、3月の中旬過ぎということで、21年度の保育園の決定がありましたので、ちょっとここで報告させていただきます。まず、21年度の保育園に対します入園決定につきましては、546人、先ほどの率に直しますと、定数に対しまして現在121%というふうなことで入園決定をさせていただきます。次に、管外、広域への委託でございますけれども、平成20年度は35人ということで先ほど町長が報告してくれましたけれども、現在までで22人でございます。

なお、ご質問の議員さんの中での、じゃあ待機児童というんですかね、そういったものはどうだということですが、20年度は2名ということで報告させていただきましたけれども、現在は待機児童につきましては不明であるという状況でございます。そういった中でも、不明なんですけれども、保育園の入園決定ができなかった、あるいは入園決定

をしたわけですが、決定を承諾していただけなかったという方が18人ございます。この方は、吉岡町には第5園あるわけですが、自分はこの保育園でなければいやだと、言葉はちょっと悪いんですが、この保育園以外は行けませんというような保護者の方もございまして、なかなか指定をする保育園等に入園決定を出せなかったというふうな中で、全員ではございませんけれども、そういう方と、あるいは入園の申請等をよく見させていただきますと、今の現状では受け入れすることができない条件だと、条件がそろっていないというような方たちを含めた中で18人ということでございます。そういった中で、ご質問の待機児童は何人だということでございますけれども、これは待機児童というのは県の方に報告する数字ですけれども、この数字はまだつかんでおりません。よろしく願いいたします。

議長（栗田政行君） 小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） 先ほども申しましたけれども、これまで19年、20年度のが示されましたけれども、まだ21年度が不明だという中で、これは全国的に20年度と21年度はどういうふうに違うかという、俗に言われている100年に一度の経済不況と言われる中で、夫婦共働きをしなければ生活がやっていけないという中におきまして、子供を預けなければ生活ができないということで120%から120%を超す入園希望があるとされているわけです。この傾向というのは、今のこの経済状況というのは、1年や2年では改善はされないということは、どの識者から聞いても、これは明らかなんです。そうしますと、どう見てもアメリカに端を発したこの問題、経済危機というのは続くということであれば、保育が完全に足らなくなる、そういうことを見込んで国が指針を出したんだと思いますけれども、そういう中で、21年度はわからないという中に、いわゆるゼロ歳から3歳児までを措置するという部分について、私の耳に入っている中でも、「いや、お願いしたんだけど、入れないんです」という声はあります。しかし、これは行政の責任として早急に改善をしなければならない問題であります。吉岡町が県下一の人口の伸びを示しているというということは、それだけ、いわゆる生産人口と言われる若い人たちが移り住んでいるわけですから。そうしますと、学校が足りなくなると同じように、これは保育園も足りなくなるんです。しかし、その打つ手というのがやはりおくれていたという部分があります。それはどこにあったか、それは私はわかりませんが、しかしこの問題は放っておけない問題であります。待機児童ゼロを目指さなければなりません。そういう中で、今は何とか管外にお願いをすることで、平成20年度は35人をお願いしてやってきたと。しかし、まだ待機児童は解消されていなかった。しかし、今言ったように、そういうことがまた当然のことながら予想されます。そして、これまでの予算委員会の中でも、第6の

保育園の建設のあり方が検討されているようでありますけれども、これは早急にやらなければならない問題だと思っております。

先ほど言いましたように、国は待機児童ゼロ作戦ということで銘を打ちまして、この平成20年、20年度はすぐ終わるわけでありましてけれども、そして21年、22年のこの3年間に待機児童改善のための補助金の増額をしました。これを受けて、先日上毛新聞に載っていたのが、安心こども基金を創設したわけです。これも、わずか3年ですね、20年、21年、22年ですから、もう20年終わりますから、21年、22年、あとこの2年間のうちに保育園を建設すれば、今まで以上の割り増しの補助金を出しますよと。国・県が2分の1、そして園が2分の1、そして自治体はその4分の1、2分の1と4分の1では4分の1ということですね。これまでなかった数字なんですけれども、これが21、22年では出しますということになっていますから、そういう意味ではチャンスと言えばチャンスの時期なんですよね。先日の学校の耐震基準に合わないものは、年度にかけて建設を許しますよと同じように、これを見れば、町の計画というのは、予算委員会のときに今年度検討して、次の22年度で考えたいというようなことでしたけれども、これはやはり1年前倒しをして解決をしていかなければならないと思うんですけれども、その辺について町長、その考えはいかがでしょうか。

議長（栗田政行君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 今、小池議員にご質問を受けたんですけれども、第6園の創設を早く換地してやったらいかがですかということなんですけれども、それにつきましても、このまま吉岡町が子供がふえていくのかなというのも、ちょっと疑問にもなってきたというようなことで、今、課長の方から言われたんですけれども、まさに私もそのようなことを考えております。違うことに関しましては、皆さんが入れるというような意味におきましては、他町村に35人からの人をお願いしているということの中においては、そういった形で早急に判断して物事を進めなくてはいけないなというようには思っております。そういったことに関しましては、もう一度課長の方から、どういった形で進めているかということは答弁させていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議長（栗田政行君） 齊木健康福祉課長。

〔健康福祉課長 齊木洋明君発言〕

健康福祉課長（齊木洋明君） それでは、町長の補足答弁をさせていただきます。

先ほども申しましたように、第6の保育園というのは非常に慎重にやらなければならないだろうということは言われていますけれども、まず、すぐ手を打てることとしましては、一つの保育園を30人また増員しようということが今計画に出ております。その30人増

員するにはちょっと条件があるわけですが、前回は話したことがあると思うんですけども、その条件が、今年度ほぼ解決しそうです。そういった中で、21年度の予算で解決する予定です。そうしますと、即ということで30人の増員が図れますので、そのところに、先ほど議員さんの方から案内をしていただきました安心こども基金ですが、こういったものを導入する中で建物の増築をするのか、あるいは現有施設の中で一部改善だけでやっていくのか、これは今これから園と協議をしなければならないわけですが、そういった中で先ほどご案内いただきました県の、国で行います安心こども基金等も、利用できるものでしたら利用する中で、できるだけ早いうちに受け入れ態勢をつくっていききたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

議長（栗田政行君） 小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） 何といいましても、保護者の希望にこたえていくのが政治の責務であります。頑張ってみたけれども、結果的に待機児童が解消できませんでしたと、そして待機児童が21年こんなにいましたと、受け入れられませんでしたということがあれば、これは行政としての責任の放棄なんです。どんなことがあっても、それは待機児童を解消すると。国もそういう号令をかけて、それにまた県も乗かって基金をつくってやるという準備ができていの中で、町の対応がおくれれば何もならないんですよ。先ほども何人かの議員が質問している中で、町長は子供を育てるのは吉岡というふうに銘を打っていて、町長がそういう姿勢でいたけれども、住もうと思って子供を預けようとしたら、預けられなかったといったら、これは言っていることとやっていることが全く違ってしまふわけですよ。だから、そういう中で、本当に間違いなくそういうことが可能かどうかということが今問われているわけなんです。課長どうですか、担当の課長として、今年度希望する人はほぼ入れるでしょうと言える自信はありますか。

議長（栗田政行君） 齊木健康福祉課長。

〔健康福祉課長 齊木洋明君発言〕

健康福祉課長（齊木洋明君） 今、希望する方が18人、ちょっと今決定できない状況でありますので、その18人の方を今後どのように保育園あるいは幼稚園等に入園させていくかということ考えているわけですが、ただ保育園の場合には、ご存じのように吉岡町の保育の実施に関する条例というのがございまして、これは国の方の児童福祉法とつながっている関係がありますけれども、すべての希望する方たちが入れるということではございません。これは議員さんご承知のとおりだと思っておりますけれども、条件がございまして、その条件に値した方については、全員入れるように現在していきたいと思っているわけですが、何せ12.1%の決定通知を出してしまいましたので、今後も他町村から吉岡

町に入ってくる方がございます。その方の分も若干残しておかないとということで12.1%ということになっているわけですが、最終的には、秋ごろになると12.5%を超えてしまうわけですが、昨今、国の方からも12.5%を若干超えてもいいよというふうな新しい指針も来ましたので、できるだけ条件がそろって希望する方につきましては、オーバーをしても入れていきたいと考えておりますけれども、全員救えるのかということで質問されれば、それはちょっと全員というふうなことは、ここではご答弁できないということでございます。よろしくお願いいたします。

議長（栗田政行君） 小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） やはりその話を聞く中で、まず園に相談に行って、「もういっぱいですよ」と言われると、「もういっぱいなんだそうです」と言うんですよ。だから、町当局が把握している部分と、いわゆる潜在的に預けたいんだけどもということで保育園に相談に行ったら、「いや、もういっぱいだめですよ」と言われる人って結構いるわけですよ、いわゆる3歳児未満、未満児と言われる人たち。でも、この辺の人たちが一番の問題なんです。先ほど言われたような幼稚園にあきがあるからそちらに回すといっても、保育に欠ける子と幼稚園というのは全く別なわけですから、それは保育園のあきがなくて、幼稚園があいているから、ただそこに入れかえるというものではありませんから。要するに、働くことによって保育に欠ける子というのは、親が働くことによって子供を預けて、子供を預ける場合の時間そして仕事をこなして、そして子供を引き取りに行く時間、この時間というのが、いわゆる保育に欠ける時間ですから、この保育に欠ける子供たちを措置するのが保育園ですから。だから、これは絶対に幼稚園では代用が聞かないんですよ。そのために、第6の保育園ということがありましたけれども、計画というのか、今考えがあるようですけども、もしもそうなるのであれば、これは早急に手だてをとらなければならない。そしてまた、ぜひとも潜在的なそういう保育園希望者がどのくらいあるのか、この調査をすべきだと思うんですよ、いろいろな広報等を通じて。そうでないと、なかなか、皆さんは行政のプロですから、世の中こうなっているというのはわかります。しかし、子供を預ける保護者というのは、保育園に行って聞いてみて、「いっぱいですよ」と言われれば、「ああそうなのか、もうだめなんだ」ということなんです。だから、プロはシステムはこうなっていると、しかし預ける方はしろうとですからね。そういう意味で、そういうお母さんたちが心配なく、これからもこの厳しい経済困難の中を乗り切れる手助けをする、それが行政であるという見地に立ちまして、ぜひともいろいろな方法を、手だてをとって、そういう潜在的な保育園に入りたいという人がどうなっているかという調査をぜひしていただきたい。そしてまた、それにこたえるための施策を、早急にその手だてを

していただきたいと思えますけれども、その辺は、町長、いかがですか。

議長（栗田政行君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 小池議員の言われるとおりで、保護者が安心して預けられる施設というものを、早急にいろいろな面で検討していかなければならないなと思っております。この21年度で、1年でどうにか話し合いが整えば、そこで増加ができるというようなことと思っております。そういったことも一つの視野に入れた中で、これからもやっていきたいなと思っております。

議長（栗田政行君） 小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） 今、町長が話した、1年という話がありましたけれども、計画では、恐らく今年度そういう計画をして、来年度ということなんでしょうけれども、これは早ければ早い方がいいわけですから、ぜひともこのことは、この国が待機児童ゼロ作戦とやっている期限というのは、平成22年で終わりですから、だからそれまでゆっくりしていればいいという問題ではなくて、早ければ早いほどいいわけですから、早く結論を出して、できるものなら21年で計画してと言わずに早く計画をして、できれば21年にでも着工できるというような努力をぜひともしていただきたいということをまずお願いをしておきたいと思えます。ということで、町長、よろしいですね。

続きまして、2問目になりますけれども、新年度予算編成方針ということで、一般的には新年度に当たりまして所信表明なり、予算編成方針等が示され、新年度に臨む首長、町長ですね、町長の考え方がしっかりと示され、それに対する質問ができ、首長の考え、方針をただすことができるのが一般的であります。歳入の確保では、現在の国際情勢、経済動向をどのように認識し、これが国内経済にどのように影響しているか、そして国内経済がどのようになるかを認識した中で、町の産業の今後のあり方を考え、町経済の今後の発展のために何をすべきか、また何が求められているかを考え、施策を講じていかなければなりません。この状況の中で、町の状況がどうなるのか、確保するためにはどのような方法、施策を講じていかなければならないのかを示すべきであります。そのことによって、吉岡町の一般会計というのは、そう単純なものではないと、国の状況、そしてそれが及ぼす国内経済、そしてそれが市町村に及ぼす影響によりまして、歳入は本当に変わりますからね。先ほど言いましたけれども、20年度の予算と21年度の予算というのはほぼ同じなんですけれども、世界の経済というのは、全くこれは天と地ですね、今年大きく変わりました。そうしますと、当然これまでの時代と、また平成21年、22年、23年というのは恐らく大きな変動があって、これまでみたいな歳入が認められなくなるということは

明らかですね。そういうことをとらえた中で、吉岡町の新年度の、まずは重点施策は何であったのか。先ほど言いましたことを考えて、とらえた中で、今年度の重点、まずは一つ目として、重点施策は何であるかということをお尋ねしたいと思います。

議長（栗田政行君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 小池議員の質問についてお答えいたします。

アメリカのサブプライムローン問題に端を発した世界的同時不況により、国内経済は非常に厳しい状況ですが、そのような中において、私は、今吉岡町は県内でも最も活力ある町であると自負しております。人口の増加率は県内第1位です。これは、吉岡町が県内で最も住みやすいと皆様方から認めていただいているということのあかしではないかと思っております。私は、吉岡町がこれからもますます明るく住みやすい町になり、住んでいただいている方々が希望にあふれるまちづくりを目指します。そのために、平成21年度当初予算編成に当たっては、より一層の活力ある町を目指すとともに、吉岡町に住んでいただく人たちが安心して子育てができる町を目指すことも重点施策としております。

また、道の駅建設や温泉施設改修、都市計画道路建設などにより町を活性化し、教育や福祉の充実により安心して住めるまちづくり、活力あるまちづくりを図ります。景気悪化による町税及び他の財源等の収入の見通しについては、不透明ではありますが、活力のある町であれば、おのずと商業施設や企業などが進出して歳入が増加していくことと思いません。

ご質問の町民福祉、主な施策といたしましては、少子化対策及び子育て支援対策として、妊婦健診の無料化も5回から14回に拡大し、また中学生までの通院及び入院の医療費の無料化などの医療費扶助を実施いたします。教育のための主な事業としては、明治小プール建設事業、明治小学校耐震補強工事実施設計業務委託、吉岡中体育館建設のための実施計画業務委託、吉岡中学校増築工事のための実施設計の業務委託を予定しており、子供たちの教育環境の充実を図ってまいりたいと思っております。環境施設では、ごみ減量化の推進を図るべく資源ごみ回収事業補助金を増加し、資源ごみの保管施設補助金を計上いたしました。また、自治会においても、さらに環境美化を推進していただくため、自治会環境美化推進委員委託料を計上しております。今後も、環境問題に積極的に取り組んでまいります。それから、広域組合の対応方針といたしましては、今後吉岡町の意見が広域組合事業に一層反映できるよう、また負担金の分賦割合の見直しについても強く求めていきたいと思っております。

議長（栗田政行君） 小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2 番（小池春雄君） 新年度の重点施策ということで、その中で、今、町長が答えられた中で町民福祉に対する考え方という中で、小学校から中学校卒業までの医療費の無料化というのは、前年度まではそれは町の施策としましたけれども、今年度の10月からは県が補助するというので、県下全体にそうなるということで進んだ施策ではなくなったんですね。そしてまた、妊婦健診についても、これは要するに吉岡町だけのことではなくて、これは全国、国が5回から14回まですべて負担をするということになっておりますから、そういう意味においては、吉岡町独自の施策というのではなくなったんですよ。

そういう意味におきまして、私は何が言いたかったかということ、その中で、いろいろな中で、吉岡町が特出して近隣の市町村より先駆けて福祉施策をやっているというようなものがなくなってしまったんです。そして、この間に私は、平成20年度はできませんでしたから、21年度の新年度予算の中では、高齢者に対するいろいろな施策の中で介護保険制度の利用料の負担であるとか、後期高齢者医療制度の中での保険料の負担分を何とかできないか、あるいは高齢者に対する火災報知器、これの負担、これも先進地ではそういうことをやっているわけですよ、だから、そういうものをぜひやってほしいと。今のレベルというのは、吉岡町が特別よそよりも進んでいるというものがなくなってきているんですよ。そういう中で、住民のためにぜひとも、吉岡町はそういう福祉も進んでいますと、目指しますというけれども、じゃあ吉岡町がよそと比べて何か特出しているものがあるかといったら、見えないんです。ぜひともそのような施策を、この21年度の中で考えるべきだと思うんですよ。そうでありませんと、町長がどんなお題目を唱えても、住んでよかった、生まれてよかったというふうに言われても、吉岡町に住んでよかったということは、よそと比べていいということですから。じゃあよそと比べて吉岡町が何がまさっていますかというときに、世間並みだよということになれば、まさった町にはならないと思うんですよ。そういう中で、ぜひとも議員等の考えを取り入れるような施策を講じていただきたいと思うんですけれども、その辺について、今後多少の聞く耳はあるのか、それとも余りないのか、その辺いかがでしょうか。

議長（栗田政行君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 今、福祉に関してのことを言われたんですけども、確かに妊婦健診の無料化、それからまた中学生の無料化ということではあるんですけども、これも、ご存じのように妊婦健診は、これは2年間ということでございますね、そういうことに相なりますと、これは引き続き町としてもやっていかなくはないというふうにも考えております。また、中学生までのあれは、県の方ではことしの10月からということになっておるわけでございます。そういった面におきましては、今までは突出して吉岡町はそうい

った部分の施策はやってきたということではございますが、福祉に関しましては、他町村から比べれば、まず上位の方にいるのではないのかなと私はいつも思っております。そういったことで、ご理解をいただければというようにも思っております。

議長（栗田政行君） 小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） 町長、吉岡町が、先ほど宿谷議員の中でもありましたけれども、上位に思っていると。じゃあよそから比べて吉岡町が上位にあるものを挙げてみてください、どんなものが上位にありますか。（「何ですか」の声あり）吉岡町がよそと比べて上位の方にあるというのであれば、どんなものが上位にあるか挙げてみてください。

議長（栗田政行君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 大変厳しい意見なんですけれども、全体的に見て私は上位にあると思っております。上位にあると言われれば、基金の面におきましても、近隣の榛東から比べれば上位にあるのかなと、渋川から比べても上位にあるのかなと。基金の面で国保の方に導入しているということは、そう私は思っております。

議長（栗田政行君） 小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） 町長、基金の話ではなくて、要するに施策の中で、吉岡町が今までは、先ほども言いましたけれども、医療費を中学生まで上げましたとか、そういうものは確かにありましたよね、妊婦健診は5回まで無料にいたしましたとか。しかし、これもまた国が押しつけてきてしまったと。そうすると、先ほど町長は、上位の方にあるということになれば、じゃあ制度として何がありますかって聞いたんですよ。それは、幾ら相談してもあるわけないんですよ、ないんだから、ありゃしないんですよ。だから、私、先ほど言ったように、高齢者を火災から守るために火災報知器を所得の低いところにつけたとか、そういうものであればそれは確かにあるんですよ。でも、今の現状では、町長、ないですよ。ですから、そういうことを考えたときに、やはり吉岡町に住んでよかったというふうに言えるのであれば、ぜひそういうものをやってほしい。

だから、それぞれの市町村ではそれぞれのいろいろな条例を持っていますよ。しかし、私が見る中で、今の時点で吉岡町が先んじてよそよりも進んだというものは見られません。そこで何かして、ちょっとしたようなものを見つけて、こんなものがありましたって、そんなの、何て言ったか知らないけれども、大したことのないものを上に持ち上げて、これがありますなんて言えるほどのものはないんですよ。あれば、だってきちんと条例ができるんだから。だから、よその市町村にもアピールをできるような、ぜひともそういう福祉

なら福祉施策、教育なら教育施策としてこういうのをやっていますというものを示すべきだと思うんですよ。今後、ぜひともそういう努力をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（栗田政行君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 努力はしておるつもりであります。今後とも努力するつもりであります。

議長（栗田政行君） 小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） ぜひとも、今後は努力目標をする中で、やはり近隣の市町村に誇れる制度をつくっていただきたいというふうに思います。

3問目でありますけれども、姉妹都市提携についてであります。姉妹都市提携に対しましては、これまでも質問してきましたけれども、前回は述べましたけれども、それぞれの自治体が、国内はもとより外国との姉妹都市提携もたくさんあります。姉妹都市提携がない市町村の方が珍しい状況であると思います。いきなり外国との姉妹都市提携とは言いませんけれども、せめて国内で縁があれば実施をして、生徒児童に風俗習慣の違いなどを学ばすこともできます。子供に限らず、大人にもそれぞれ貴重なものになると思います。今後に向けての町の見解を問うものであります。

議長（栗田政行君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） ご質問につきましては、平成19年9月に国際交流の町の見解を求められたときに、地域間の交流を図って情報交換を行うことは今後検討が必要だと答弁を行っておりますが、再度のご質問をいただきました。姉妹都市の推進する場合、相手先の市町村の調査研究をするとともに、吉岡町から何を発信するか、子供、大人の地域間交流はどうするのか、いろいろと課題もありますが、産業、文化等を含めた人と人との親善、交流の意義は、やはり大きくすばらしいものだと思っております。昨年、議会でも、姉妹都市の交流を図るべく視察研修等もしていただいておりますが、町でも今年度、姉妹都市の交流を具体的に進めるべく旅費を執行部や議会に一定額計上し、今後も視察研修を行っていただきたいと考えております。

議長（栗田政行君） 小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） 今年度予算の中でもありましたけれども、北海道大樹町ですか、が予算計上されておりましたけれども、これも一つの考え方でありまして、実際にこの大樹町というのは私も公の場で聞いたことはありませんけれども、町長には何かの縁があった

ようでありますけれども、予想されます、ことし計上しておりますこの大樹町というのはどのような町であるか、ちょっとご紹介したいと思うんですけれども。

議長（栗田政行君） 町民生活課長。

〔町民生活課長 齊木静夫君発言〕

町民生活課長（齊木静夫君） 町長の答弁をかわっていたします。

大樹町の概要でございますけれども、まず人口、平成21年2月末でございますけれども、6,212名、吉岡町からすると約3分の1というようなこととなりますが、面積は816.38平方キロメートルで、約40倍という広い面積がございます。町の花、コスモス、木はカシワ、鳥がヒバリということで、これについては吉岡町と同じ鳥になっております。それから、財政的に言いますと、普通会計、18年度の資料でございますけれども、61億8,300万円ということで、本町に比べまして約8億8,900万円ほどの増ということでございます。それから、地方債の残高というのがありますけれども、ちょっとこれは、吉岡町よりかなり多くて106億8,200万円ほどございます。それから、財政力指数でございますけれども、0.23%と吉岡に比べましてかなり、吉岡が0.62%でございますので、約2.8倍ほど低いというような状況です。議員定数につきましては12名ということで、吉岡は16名ということと比較しますと4人少ないと。そのほか、経済でございますけれども、基幹産業は酪農、あるいは農業であるということで、この大樹町につきましては、姉妹都市を福島県相馬市と締結しているようでございます。以上、概要でございますけれども、補足答弁といたします。

議長（栗田政行君） 小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） わかりました。今答えられた中で、福島県の相馬市と姉妹都市を結んでいるそうですけれども、ここの姉妹都市提携の中で、どの程度の姉妹都市間交流をしているかという状況はつかんでおりますか。

議長（栗田政行君） 齊木町民生活課長。

〔町民生活課長 齊木静夫君発言〕

町民生活課長（齊木静夫君） まだ大樹町の資料のみで、大樹町が姉妹都市をやっている状況等につきましては、まだ把握しておりません。

議長（栗田政行君） 小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） それでは、姉妹都市関係は終わります。

4項目になりますけれども、JR吉岡駅構想であります。吉岡駅構想につきましては、これもちょうど1年前に質問をしております。そのときには、上越線に新吉岡駅を設置す

ることは町の長期の基本構想であり、町総合計画や都市計画でも計画しており、町民が望んでおり、町を発展させることもでき、町長としてもぜひ実現したい政策であり、近隣市町村に働きかけ全力で取り組んでいきたいと回答しております。あれからちょうど1年になりますけれども、この間にどのような近隣町村への働きかけをしたか、また調査検討をしたのかについてお尋ねをするものであります。

議長（栗田政行君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 4問目の質問のJR吉岡駅構想に関する質問に答弁させていただきます。

JR吉岡駅構想に関しましては、関係機関への働きかけ、調査の状況、今後の対応についてご質問いただきましたので、答弁申し上げます。新駅の構想につきましては、昨年にもご質問いただきましてお答えさせていただいております。現在、このように町が発展し、県下でも人口の伸び率が高く、将来にわたって大きく伸びていくと推計される要因の一つは、道路交通網の整備や下水道の整備など都市基盤の整備が比較的進んでいることにあると思っております。歴代の首長さん、議員さんに感謝いたしているところでもございます。さらに引き続いて町が発展していくためには、鉄道も含めた交通網の整備を推し進め、住環境を整えていくことが必要であると思っております。

新駅に関しましては、前回、議員さんの質問に榛東村など近隣市町村にもお願いし、積極的に取り組みたいとお答えをしております。ただ、今、今議会の開会中に平成21年度の一般会計当初予算の方針を述べさせていただきましたが、急激な人口増によって教育施設整備や医療、福祉関係予算に集中的な投資が必要となっておりますので、予算的な面、あるいは現在、次期総合計画を策定するための住民アンケート調査の回収結果によって、住民がどのような町の将来方向を希望しているかなどを見きわめながら進めていきたいと思っております。そのような状況もございますので、まだJR関係機関への接触や働きかけはしておりません。ただ、まちづくり交付金事業が終了しますので、国土交通省の駅を中心としたまちづくり交付金事業制度などあるか、他に地域再生事業などの補助金制度があるのか、いろいろ調査をさせたいと思っております。

議長（栗田政行君） 小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） 町長、ちょうど1年前なんですけれども、町長としてもぜひ実現したい政策でありという、町長は積極的に実現したい政策なんだと。そして、近隣市町村に働きかけて全力で、全力ですよ、全力で取り組んでいきたいと言ったんですよ。それを今聞いてみると、どうもこの1年何もしていなかったという話なんです。これは町長、姿勢として、私はまことに遺憾だと思うんですよ。やはり議会で答えたら、町長が答えたこととい

うのは、これは職員全体の責任として、どうしていくかということをやらないと余りにも無責任過ぎると思うんですよ。私は、町長だけの責任とは言いませんけれども、議会での町長の答弁というのはどういうものなのかと。そうすると、町長のこの問題を担当する部局のところ、これは積極的にそれを働きかけて、あちらこちらで調査すべきことなんです。私は、その議会であったことは、町長は決してオールマイティーではありませんから、町長が一々細かく全部することではありませんけれども、少なくとも町長がそれを指示しなくても、町長が答えたことには最大限ここまでやりましたというのが本来でありますよ。ちょっと余りにも私はひどい回答だと思うんですよ。ぜひ、このような回答ではなくて、自分の口から言ったことぐらいには責任を持ってほしいと思うんですが、町長、今後においてはいかがですか。

議長（栗田政行君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） 補足答弁を申し上げます。

昨年になりますけれども、小池議員さんからご質問いただきまして、その後、今町長申し上げたとおりでございますが、事務方としてはどのようなことをやったかということになるかと思えます。その後の調査についてでございますが、これについては、まず机上の調査のみでございますけれども、新駅の設置の技術的可能性を今度は検討、あるいは調査しなければなりませんので、これにつきましては、当然コンサルなりを入れなければならぬと。それで、コンサルに委託すると当然経費がかかりますので、その経費の推計、あるいは最近の新駅設置状況、それと吉岡町と類似した町村の設置状況等についての調査につきましては、町長の指示で行っております。

設置につきましては、パーク・アンド・ライドの観点から、まず国勢調査のデータを用いて、吉岡に新駅を設置した場合の単純な試算をしておるわけでございます。これは、目的の駅から職場や、あるいは学校までの距離、それから町民の現在の近隣駅の利用者数などを、まず負の要素につきましては一切無視して試算をしております。利用者の推計値につきましては、吉岡から町外へ利用される方が、推計ですけれども1,304人、町外から吉岡へは539人、合計で1,843人が利用されるということで推計しておりますけれども、この数字につきましては、大幅に減少するというふうに考えております。と申しますのは、吉岡町と類似する岩手県盛岡市の隣にあります滝沢村、これが全国一人口が多い村ということで、約5万3,000人ぐらいおまして、そこの駅の利用状況、2006年に設置されているわけですが、ここで5万3,000人の村民がいるところが、1日の利用者が822人ということでございます。そういったいろいろな調査、それから最近の関東周辺での駅の設置状況等調べておりますので、もしまた後ほど必要であれば資

料等は提供させていただきたいと思います。以上でございます。

議長（栗田政行君） 小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） そんな難しいことを聞いているのではなくて、何しろ駅なんていうのは、あそこにも、小野上でも駅ができていますよね。だから、そこで駅をつくるについてどうであったかなんて聞くのは、割合に簡単に聞ける話ですから、そんな難しい調査よりも、そもそも町にだって総合計画の中でもそれはあるわけですから、駅構想というのは、ですから、この前質問して、それでその答えた言葉というのは、近隣町村に働きかけるとかそういうことですから、皆さんが考えていることと、どうも私はずれがあると思うんですよ。ぜひとも、次回にはまたきちんとした、しっかりとした回答ができるような準備をさせていただきたいと思います。

最後になりますけれども、地産地消です。この件に対しては、これまでも何度も質問してきましたけれども、取り組みがおくれていると思います。来年度スタートする道の駅に設置される物産館に依拠したことは十分理解できますけれども、行政として地産の充実のために農業委員会、生産農家、農協への働きかけなどどうなっているのか、今後の取り組み方針についての考えを聞きたいわけであります。

教育長については、同様に質問してきたところでありますけれども、食育の見地から学校給食への地域の食材確保のためにどんな取り組みをしていきたいと思っているのかということも聞きたいわけなんですけれども、一つ紹介しておきますけれども、近いところでは、高崎市になりましたけれども、箕郷、あそこには3校ありますけれども、JAはぐくみというのがあります、農協ですね。その中に「箕郷はぐくみ給食の会」というのがありまして、そこのところは18名で立ち上げまして、学校給食に入れるための組織をつくっているらしいです。そして、そこでは、人口は吉岡町とそうは変わらないんですけども、全員で小中あわせて1,800食をつくってしまして、ここは3校でセンター方式なんですけれども、タマネギが2トン200ぐらい、パレイショが1トン600、ニンジンが1トン、ハクサイが1トン、キャベツが1トン200というような形で、結構な量を納入をしているようであります。本町には近い地域ですから、そんなことも可能になっていますので、これまでも質問してきましたけれども、なかなか取っかかりが見つからないかもしれないんですけども、実際にやっているところがありますので、ぜひその辺を聞いてみて、どのようにやっているか研究をしていただきたいというふうに思います。

それと、今言いました、時間が限られておりますので、地産地消という中で、この地産地消というのは地域のものをそこで食するというので、今できている道の駅が大きな役割を果たしていくんでしょうけれども、地産地消というものを大きくとらえたときに、今

後町がどのようにすべきかという、地産地消の考え方というものを、基本的な考え方をどのように持っているかということ、前にも質問しているんですけども、あちらこちらで叫ばれていることですから、どういう認識を持って今後どのように進めていこうというふうに思っているのか、その考え方だけで結構ですから、お示しを願いたいと思います。

議長（栗田政行君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 答弁させていただきます。

地産地消につきましては、前にも答弁したとおりで、もちろん字のごとく地元でつくって地元で消化するというので、まさに今物産館ができ、あそこに道の駅ができたということに相なれば、そういったことも活用しなければならないというようにも思っております。

また、産業課長の方から答弁をいただく時間もないんですけども、お金を借りる時点においても、今言った地産地消という意味でも、それを効率よく伸ばしていかなければお金は借りられないというようなことでございます。都道府県単位においては、職員数ベースが30%以上ということで推移されているようでございます。ぜひ吉岡町においても、地産地消を進めていきたいと考えております。

議長（栗田政行君） 佐藤教育長。

〔教育長 佐藤武男君発言〕

教育長（佐藤武男君） 先ほどお話しいただきました箕郷町の例ですけども、ぜひ研究して参考にさせていただきたいと、こう思います。ほぼ規模も同じぐらいというようなことでもありますし、相当、このような地域であるから、かなり共通したものもあるかなと、こんなふうに思っております。

それで、ことしは、教育委員会といたしましても、地産地消ということを食育の観点から、少しでも進めたいと、こう考えております。その際やはり必要なのは、今箕郷の例が出ましたけれども、いろいろ個々の方々のご奉仕を頼って今までやってきたという面もありますので、多少なりとも町で予算化できるものは予算化させていただいて、ご指導いただければということは一つ考えております。

それから、野菜等の利用が主となるわけでありまして、町内の農政担当課、あるいは農協、生産者組合の方々、いろいろ連携を深めていきたいと。そのときに、先ほどの箕郷の例も大いに参考になるかなと、今思った次第でございます。どうぞよろしく願いたします。（「終わります」の声あり）

議長（栗田政行君） 以上をもちまして、小池議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩とります。再開は午後3時15分といたします。

午後2時58分休憩

午後3時15分再開

議長（栗田政行君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（栗田政行君） 11番福田敏夫議員を指名いたします。

〔11番 福田敏夫君登壇〕

11番（福田敏夫君） 11番福田敏夫です。議長指名により一般質問を行います。

行政が将来展望に立って、今後のさまざまな住民サービスの施策を練る上で、人口推計をとらえることは極めて重要でありましょう。総務省の国立社会保障人口問題研究所が、平成20年12月に推計した資料を公表しております。我が国の昨年9月1日の確定人口は1億2,766万3,000人でありましたが、20年後の2030年の人口は1億1,522万4,000人と推計され、さらに45年後の2055年は8,993万人まで減少し、65歳以上の老年人口は約40%に達すると推計をしております。

さて、我が吉岡町の人口推計はどのようなのでしょうか。私の質問事項は6問であります、いずれの質問も、人口推計をベースとして、吉岡町の人口推計を踏まえての質問でありますので、ご理解のほどお願いをいたしたいと思っております。

質問事項1は、直近の人口推計と税収や財源確保の見通しについてであります。

質問要旨の1は、直近の人口推計についてです。吉岡町の人口推計を眺めてみますと、総人口は20年後の2030年までふえ続ける推計であります、人口推計の分析をやってみますと、年少人口は、来年をピークにその後は減り続けます。生産年齢人口も、来年をピークにその後は減り続けるという推計値であります。年少人口と生産年齢人口が来年をピークにその後は減り続ける推計なのに、なぜ総人口はふえ続けるのでしょうか。それは、65歳以上の老年人口がふえ続けるために、総人口がふえ続けるのであると推計値が物語っております。我が吉岡町も、いよいよ少子超高齢社会という時代に入るのだと、これまでにだれもが経験したことのない人口構成に改めて重大な課題認識を覚えずにはおられません。ここで町長にお伺いいたします。総務省が公表した吉岡町の人口推計の概要についてお伺いいたしますが、これは町長から所管課長を指名いただいて、所管課長からの説明を求めます。

なお、所管課長には、説明時間をできるだけ短縮いただきたいので、推計値の集約を次のとおりお願いいたします。総人口推計とゼロ歳から14歳までの年少人口、15歳から64歳までの生産年齢人口、65歳以上を高齢人口として、かいつまんだ対応をご説明ください。お願いします。

議長（栗田政行君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 福田議員にお答え申し上げます。

まず、総務省が平成20年12月に公表した吉岡町の人口推計の概要については、所管課長に答弁を求めていますので、町民生活課長より答弁をさせます。

議長（栗田政行君） 齊木町民生活課長。

〔町民生活課長 齊木静夫君発言〕

町民生活課長（齊木静夫君） それでは、吉岡町の人口推計の概要につきまして、町長の補足答弁をさせていただきます。

まず、総人口推計につきましては、基準年が2005年ということで、これは最終年度を30年後の2035年としております。総人口推計につきましては、2005年の人口1万8,060人を総人口指数100%で見た場合でございますが、5年後の2010年には人口1万9,111名で1,051人の増加、人口指数では105.8%の伸びとなっております。その後、5年ごとの推計値では、人口及び人口指数のピークは、2030年の人口2万393人、人口指数では112.9%であります。その後の2035年の人口は2万373人で20人の減、人口指数もマイナス0.1%の112.8%で、初めて減少となります。

次に、ゼロ歳から14歳までの年少人口についてでございますが、2005年の年少人口は2,957人で、総人口に占める割合は16.4%で、この年がピークにあります。そして、5年後の2010年の年少人口は3,045人、人口指数も103%で、この二つはこの年度がピークにあります。人口割合は既に15.9%と減少が始まっております。それ以降5年ごとの人口指数及び人口割合も減少し続け、2035年では人口2,470人、人口指数83.5%、人口割合も12.1%と過去最低の数字となっております。

次に、15歳から64歳までの生産年齢人口でございますが、2005年の人口は1万1,859人、総人口に占める割合は65.7%で、この年がピークになります。そして、5年後の2010年には、人口1万2,148人、人口指数では102.4%で、さきの年少人口と同じく、人口も人口指数もピークを迎えますが、しかし、人口に占める割合は63.6%と2.1ポイント減少しています。それ以降、5年ごとの人口及び人口指数並びに人口割合は減少をし続け、2035年では人口が1万1,266人、人口指数が95.0%、そして人口割合も55.3%と年少人口と同じく過去最低の数字となっております。

最後に、65歳以上の高齢人口でございますが、2005年の人口は3,243人で、総人口に占める割合は18%でございます。しかし、5年後の2010年は、人口が3,921人、678人の増、人口指数では120.9%、20.9%の増、人口割合は20.

5%、2.5%の増となっております。その後、5年ごとの人口、人口指数、人口割合は増加し続け、調査の最終年度2035年には、人口は調査基準となる2005年と比べて約2倍の663人を数え、人口指数も204.7%、人口割合も32.6%と過去最高の数値を示し、本町でも総務省公表の人口推計の資料からは、少子超高齢化が確実に進行していることが明らかになっております。以上でございます。

議長（栗田政行君） 福田議員。

〔11番 福田敏夫君発言〕

- 11番（福田敏夫君） 平成18年3月に策定された第4次吉岡町総合計画後期基本計画の人口推計と人口の実績値はどのような状況にあるか調べてみました。18年度と19年度は、人口見込みより実績が上回り、前年度対比でも18年度は546人増の3.03%伸びており、19年度は329人増の1.77%伸びました。本年の20年度は、まだ3月末の実績がわかりませんが、ちなみに3月1日時点の実績で眺めてみますと、人口見込み1万9,200人に対して、実績は1万9,057人でありますから、見込みよりマイナス143人の減少であり、前年対比は138人の増ですが、増加率は0.73%と1%未満の伸びにとどまっております。3月末の実績がどうなるのか見守る必要があると存じます。

町長の人口推計についてのご所見については、次の質問の後にまとめてお願いをいたしたいと思います。

次に、今後の税収や財源確保の短・中期、これは3年から5年ぐらいと考えているんですが、この見通しについて。100年に一度と言われる世界同時不況のさなかにあります。一昨年夏に発生したアメリカのサブプライム住宅ローンに端を発した金融システムの混乱は、不況を伴う世界的経済危機へと発展しました。我が国の経済は、輸出依存型の悲劇の典型だと言われており、業績不振が著しく、大欠損を余儀なくされており、企業経営の深刻な問題、雇用問題、所得不安定による生活者の困窮問題など、厳しい状況下にあります。ここで、所管課長に次の2点についてお伺いをいたします。

まず一つ目は、20年度末ですが、税収や財源確保、収入未済額の収納と発生の状況など、財政収入の決算見通しはいかがか。2点目は、21年度以降の短・中期の税収や財源確保の見通しをどのようにとらえておられるのか、ご答弁を求めます。

議長（栗田政行君） 堤財務課長。

〔財務課長 堤辰巳君発言〕

財務課長（堤辰巳君） 福田議員の質問についてお答えいたします。

1点目、20年度末の税収や財源確保についてですけれども、町税の19年度決算額は、21億5,751万5,000円でした。20年度の3月補正後の予算は、前年度決算額の1.6%増の21億9,269万2,000円でございますが、収入としては、22億

3,000万円以上見込んでおります。収納率は、景気悪化等による影響で、前年度より、今現在ちょっと低い状況でありますけれども、収入未済額の19年度決算額は、1億4,952万円でございます。それが、1億8,000万円程度が見込まれておりますけれども、徴収努力によりまして、収入未済額の上昇をなるべく低く抑えたいというようなことで考えております。また、ほかの財源につきましては、地方道路譲与税、配当割交付金、株式等譲渡所得交付金、自動車取得税交付金など3月補正で減額させていただいております。以上のような状況ですので、町税以外の財源の増収については期待できるものではございません。また、全体の決算見通しですけれども、19年度決算では2億4,288万1,782円の剰余金が出ておりますけれども、20年度決算でも、今後の歳入の町税の収入ぐあい、歳出の経費の節減などによる関係もありますけれども、より多くの剰余金が見込めればというようなことで考えております。

次に、2点目ですけれども、21年度以降の今後の税収や財源確保の見通しについては、今世界的な景気の悪化によりリストラの動きが急速に広がり、また企業業績が急速に悪化し、企業が倒産する数も非常にふえております。こんな状況の中で、法人町民税の減少が見込まれ、また人口推計により町民人口はふえますけれども、個人町民税の伸びは期待できない、そんなような状況でございます。固定資産税についても、宅地開発等による増加も少しは期待できますけれども、景気後退の中、税の徴収にも影響が懸念されております。また、財源の大きな割合を占める地方交付税につきましては、交付税の原資である国税の所得税、法人税、消費税などの先行き不透明な経済状況の中、確保できるか危惧され、財源確保の見通しは非常に厳しい状況であると、こんなようなことで考えております。以上でございます。

議長（栗田政行君） 福田議員。

〔11番 福田敏夫君発言〕

11番（福田敏夫君） ただいまの説明では、20年度の決算見通しも非常に19年度から比べると厳しい、期待できないというご答弁でございます。21年度以降の見通しにつきましても、これは大変現在の状況下にあっては期待できないというふうなご答弁でございました。そのことを念頭に置いて、ここで町長に次の2点についてご所見をお伺いいたします。

まず1点目は、総務省公表の吉岡町の人口推計をごらんいただきまして、どのように受けとめておられるのか。2点目は、20年度の財政収入と今後の短・中期の財政収入の見通しについて。この2点について町長のご所見をお聞かせいただきたいと思っております。

議長（栗田政行君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 福田議員より2点ほどいただきました。そういった中におきまして、まず

総務省公表の吉岡町の人口推計をごらんいただいているということで受けとめた答弁をさせていただきます。

現在、本町では、平成20年度に群馬県が作成した平成19年10月、平成20年9月までの1年間の県移動人口調査結果を見ても、県全体の平均の人口増減率がマイナス0.16%を示している中で、吉岡町は群馬県一の1.26とずば抜けた伸び率を示しています。その人口増減要因を見ても、自然増加で2位、社会増加は1位と大変バランスのよい安定した伸び率を指向しています。しかし、この数値は、これまでの経過であり、今後も本町だけ人口が伸び続けるとは決して思っておりません。ちなみに、最近における人口増加は、今月3月1日現在の人口1万9,057人は、2月に比べてマイナス6人となっております。また、ことし1年間の伸び率も0.82%と久しぶりに1%を切り、人口の伸び率が鈍化してきております。これらの状況を勘案したとき、総務省公表の吉岡町の人口推計は、今後第5次総合計画を初めとする各種行財政計画に取り組むとき、重要で大きな問題として真摯に直視しなければならないと考えております。

2問目の20年度の財政収入の今後の税収についてを答弁させていただきます。総務省公表の吉岡町の人口推計をごらんいただきましてどのように受けとめていられるかに答弁させていただきます。

20年度の財政収入と今後の短・中期、3年から5年の財政収入の見通しでございますが、20年度の財政収入のうち町税及び他の財源等の収入につきましては、先ほど財務課長が答弁したとおりと考えております。今後の財政収入の見通しについては、国内経済が非常に厳しい状況にありますけれども、平成21年度予算では、自主財源の柱、そして依存財源のうち大きな割合を占める地方交付税の前年度当初額より6,000万円多い10億3,000万円を計上させていただきました。しかしながら、22年度以降につきましては、世界的景気減速を受け、景気の先行きは不透明な感がある状況でございます。景気悪化の影響を受け、企業が大幅な減に見込んだり、人員削減による財政収入の見通しは厳しい状況にあると考えております。

議長（栗田政行君） 福田議員。

〔11番 福田敏夫君発言〕

11番（福田敏夫君） 次の質問に移らせていただきます。

次の質問事項2は、児童生徒数の推計に伴う学校施設整備などについてであります。質問要旨の1は、児童生徒数の推計についてであります。

吉岡町の人口推計では、ゼロ歳から14歳までの年少人口について、来年をピークにその後は減り続ける推計となっております。推計値と実績値には、ずれが生じるのは当然ですが、総務省公表の人口推計を参考にして、国も県も市町村も将来に向けての行政指針を

練らねばならないと存じます。年少人口推計の中に、義務教育の就学年齢人口も含まれているわけです。ここで町長にお願いいたします。吉岡町の年少人口推計をごらんになって、現在教育委員会が掌握している義務教育の就学年齢人口推計とのずれがあるのか否か。ずれがあるとしたら、どの程度のずれがあるのかお伺いいたしますが、これは大変失礼かと思いますが、町長から教育長を指名いただきまして、教育長からのご答弁を求めます。

議 長（栗田政行君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 最初の質問に対して、今後の町人口推計の答弁ということで教育長をご指名しておりますが、私の方からもちょっとご答弁させていただきます。

直近の人口推計では、人口増加がやや鈍化している傾向があるようですが、小中学校の児童生徒数はどうなっていくか、変化を見きわめていかなければならないと考えております。学校教育を充実させるためには、必要な学校施設は整備しなければなりません、児童生徒数の今後の状況把握は、最も基礎となると思っております。早期に着手すべき課題も含め、長期的展望に立った整備計画を立てる必要があることは福田議員ご指摘のとおりと考えております。なお、児童生徒数の増加につきましては、教育長より答弁をさせます。

議 長（栗田政行君） 佐藤教育長。

〔教育長 佐藤武男君発言〕

教 育 長（佐藤武男君） 児童生徒数の推計について、吉岡町の年少人口と義務教育の就学年齢人口推計のずれということでございます。

教育委員会はどう把握しているかということでございますが、町では、今までコーホート変化率法による人口推計が使われております。教育委員会としても、理論値として参考にしております。ただ、学校の場合、入学する児童生徒数の微妙な増減によりまして学級数が増減したり、教職員定数が増減したりすると、これによって、教室の数まで変わるというふうな問題が生じますので、乳幼児から小学校に入学するまでの実数がどのくらい増減するか、この数字は常に把握しておく必要があるというような事情がございます。

そこで、短・中期的に実務上の必要ということでありますけれども、毎年5月1日に実施されます指定統計の数字をかなり重用して使っております。前に平成17年度から駒寄小学校入学児童数が急増したという話をしたことがございますけれども、このころからの統計というものを参考にしているわけでありましたが、明治校区では生まれてから小学校入学まで、平均して1年に二、三人ふえると。それから、駒寄校区では五、六人ふえるという、過去のこれは実績でございます。これは足し算、引き算、割り算、掛け算という単純なものでございますので、余り科学的なものではありませんけれども、しかし増加は見られたわけでありまして、この傾向がいつまで続くかということで、人口増加率の鈍化が最

近見られるようになったということでございますので、児童生徒数、そうした把握の仕方もあるのですが、理論数と実数のずれが広がっているかなと、こういうふうに予想しているところでございます。

ご質問の義務教育の就学年齢人口ということでございますけれども、平成20年5月1日現在の指定統計、これによる吉岡町の子供の人数について見ますと、このまま増減なく小学校へ上がり、中学校へ上がると、こういう仮定をしますと、明治小学校は平成22年度の564人、22学級、これを最大にしまして、26年度は534人の21学級となると。やや減っております。それから、駒寄小学校は、平成24年度の804人を最大にしまして、26年度の790人、28学級を維持すると、こういうような状況でございます。また、吉岡中学校は、平成29年度の699人、21学級をピークにいたしまして、平成32年度は638人、20学級になります。その先はまだ産まれていないということで、出しておられないわけですありますけれども、こうした実数を注意しながら、先ほど議員ご指摘の人口問題研究所の推計値、また町で今まで使っておりましたコーホート法による推計値、両者見ながらその状況を把握していく必要があるのかなと、こんなふうに思っているわけでございます。そうしたことで、ピークは、人口問題研究所によりますと2010年ですか、そしてコーホートになると5年ぐらいずれているなというような推計の違いがあるんですけれども、その実数の推移などもあわせ見ながら、今後の状況について注意していきたいと、このように思っているところでございます。

議長（栗田政行君） 福田議員。

〔11番 福田敏夫君発言〕

11番（福田敏夫君） 次の質問は、学校教育施設整備の基本構想の見直しについてであります。

石関町長は、常々教育と住民福祉はとても大切だとされて、行政執行に気配りいただいていることに敬意を表します。私も、常々教育と住民福祉はとても大切だと考えております。そうしたことを踏まえて、私は、学校教育施設整備の基本構想にかかわる物の見方、感じ方、考え方について述べさせていただきます。

これまで我が吉岡町は、「年少人口増加の町」と誇ってまいりました。学校教育施設も、義務教育の就学年齢人口の実績に基づいた推計をして、児童生徒の就学に支障なきよう、よい施設の整備をしてきました。さて、年少人口は来年をピークにその後は減り続けると推計しています。これは、言い方を変えれば、来年までが短期の一過性の年少人口増加であると言えるのではないのでしょうか。仮に来年までが短期一過性の年少人口増加であるとしたら、学校教育施設整備の基本構想の見直しが必要であると存じます。年少者と義務教育の就学年齢人口が減り続ける推計から、今後の学校教育施設について想定されることは、2015年ころから教室の空き部屋や不用な施設がふえていき、反面管理や維持の経費は

減らず、費用対効果のバランスが崩れるというようなことが想定されます。

ここで、教育長に2点について伺います。

前橋市の年少人口は減り続ける推計となっております。市では、既に前橋市立小中学校の適正規模、適正配置基本方針に沿って、テーマを「子供たちの夢をはぐくむ学校づくりに向けて」と掲げて推進しているようです。前橋市の市立小中学校の適正規模、適正配置に至った背景や目的について、おわかりでしたら、かいつまんだ説明をお願いします。

二つ目といたしまして、教育長は、義務教育の就学年齢人口が減り続ける推計で学校教育施設にかかわる財政収支などに及ぼす影響をどのように想定されておられるのか、ご所見をお伺いしたいと思います。

議長（栗田政行君） 佐藤教育長。

〔教育長 佐藤武男君発言〕

教育長（佐藤武男君） お尋ねの第1点でございますけれども、前橋市の前橋市立小中学校の適正規模、適正配置に至った背景、目的についてでございますが、前橋市教育委員会が示しております基本方針、そういった文書がございますし、また新聞報道がありましたけれども、その域を出ないということで、まことに恐縮でございますけれども、要は、昭和40年代以降の児童生徒数の急増期、いわゆる第2次ベビーブームという時代でありましょか、大変多くの新設校があったわけでありまして、昭和60年代以降の減少期へと変わるわけでございます。そうした中で、多くの小中学校で小規模校化が進んだということで、学校数を今後とも現在のように維持した場合、もっとも各学校が小規模化が進むと、こういうようなことで、このことが児童生徒の社会性の育成、多様な学習活動や集団活動の展開、さらには学校運営においてさまざまな問題を生じさせる危惧があると、こういうふうに説明されておりました、そのために適正規模、適正配置を検討して実施すると、こういうようなことで承知しておるところでございます。

また、小規模校とともに、大規模校の適正規模化も検討されているというようなわけがありますが、あわせまして、前橋市が導入していた、いわゆる学校選択制ということについては、地域に根差した教育という観点から、これは大幅に見直しするというふうの方針として打ち出されているというようなことが概要でございます。

また、学校教育施設整備の基本構想の見直しについてということでございますけれども、吉岡町の財政に教育費の占める割合が大変大きいと。特に、学校教育施設に関する予算が莫大な額に上っているということにつきましては、担当している部局にある者としても、大変じくじたる思いも実はあるわけでございます。ご指摘のような小中学校の児童生徒数が減少するという状況になれば、確かに空き教室がふえるということで費用対効果の上からも問題ではないかなと、こう思っております。新たな学校教育施設は、より慎重に対応

しなければならぬだろうと、こういうふうと思います。

それで、先ほどちょっと申し上げましたが、現在のままの子供の数で、それが小学校に入って中学校まで行くと仮定した中では、ある程度の対応でしのぎ切れるだろうと、こういうような見方もできるかもしれません。よく状況を見ながら対処していきたいと、このよう考えておるところでございます。ただ、学校教育施設につきましては、そういった児童生徒数の増減のほか、老朽化とか、耐震化とか、こういった問題もございますので、この辺につきましてはまた改めていろいろご検討いただければと、こんなふう思っております。以上でございます。

議長（栗田政行君） 福田議員。

〔 11番 福田敏夫君発言 〕

- 11番（福田敏夫君） 私は、今後の学校教育施設整備の財政投資にかかわる基本構想の見直しについて、時期をとらえた弾力的では是非々の考え方で見直し案の概要を練ってみました。来年までの短期一過性の年少人口増加に伴う教室確保の増築による箱物施設整備の財政投資は、基本的にはやらないのがよいのではないかと。対案としては、現有施設の有効活用を基本的な対応策として考えてはいかがか。例えば、教室の定員数が、小学校では1・2年が30人、それから3・4年が、今度は35人になりますが、5・6年生が40人、中学校も40人だと思いますけれども、などにこだわらないで、定員数の特例として定員数の割り増しの検討について関係者に問題提起をして協議をいただく、そういうことをやったらいかがか。例えば、小学校1・2年生の30人学級といいますのは、30人ならちょうど満杯になるんですが、1人ふえてしまうと2クラスにしなければならぬ。つまり、2クラスということは、15人の教室と16人の教室ということです。30人から見れば半分になってしまうわけですから、非常にこういう財政見通しが今後厳しい中では、その辺は真剣に検討する必要があるのではなからうかということをご提案したいと思います。

ちなみに、先ほど教育長が述べていただきました資料も、私も手元にいただいたのでありますが、先ほど申し上げました明治小学校から言いますと、今現在では564人というのがピークです。ことしから22年までほとんど同じ状態です。それで、この564人を、現在22教室ですから、平均いたしますと、1教室の平均が25.64人なんです。当然学年によって若干ずれがあると思いますが、それが若干の割り増しを認めてやれば、1クラス、少ない学年はあけることもできるだろうし、そういったような策がとれるのではないかと。駒小の場合なんです、駒小は既に2教室、さきの補正予算で2教室来年から迎えるということでありまして、これも現在の駒小では804人です。これを26教室で割りますと30.92人。つまり、小学校の場合は30人、35人、40人とありますから、その辺の関係。それから、中学校であります、中学校は現在は19教室、ピークの29

年が699人という資料になっていますが、699人を19教室で割りますと1教室平均が36.8人と、こういうふうな計算上では成り立つわけでございます。ですから、そういったようなことを、これは十分に協議してもらったらいかがかというふうなことでございます。

さらに、定員数の割り増しで教室不足が今後もし生じるというふうな場合には、我が町の人口増加の特色は、東部地区の増加が顕著でありますので、次のような検討をしたらいかがか。小学校は2校あるので、通学区の調整を検討したらいかがか。それから、小学校2校の調整で教室不足が生じる場合には、隣接市村で受け入れ可能な小学校に入れて、あるいは協力をいただく。その場合には、スクールバスで送迎する等の考え方が必要かと思えます。中学校の場合も、小学校と同様に対案を考えたらいかがだろうかということをご提案をいたしたいと思えます。いずれの場合も、このような吉岡町にとっては非常に短期一過性の年少人口増加ということから踏まえ、近い将来に向けての財政投資というものがどうあるべきかということで考えていただくことが必要かと思えます。

ただし、財政投資を惜しまないでやるべきこともあるわけです。どういうことかといいますと、老朽化や安全確保が難しくなった施設の改善と、例えば中学校の体育館改築については、現在の体育館が老朽化、耐震性不適切、生徒数の増加に伴う床面積が狭いなどの実態があり、改築は基本どおりに推進する必要があると考えます。体育館は、中学生が減少した場合でも、社会体育などで今後ますます活用が必要になってまいりますので、床面積は広くて使いやすいことが望ましいと考えます。

さらに、財政投資を積極的にやるべきことといたしましては、何といたしましても教育で大切なのは、児童生徒の教育的資質向上が期待されるもの、そういったことに、例えば教師も子供も含めて、研究や、あるいは教材に必要な設備機器や備品などといったものについては、積極的に投資が必要なのではなかろうかというふうなことでございます。以上が私の見直し案の概要でございます。

ここで町長にお伺いいたします。来年まで短期一過性の年少人口増加ですが、その後は年少者と義務教育の就学年齢人口が減り続けると推計されております。今後の学校教育施設整備の財政投資にかかわる基本構想の見直しについて町当局と教育委員会でご検討いただくことを提案いたしますが、町長のご所見をお伺いいたします。簡単で結構ですが、よろしくお願ひします。

議 長（栗田政行君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 答弁させていただきます。

町政の責任者として、教育と福祉にかかわる施策は最も重要なものと位置づけておりま

す。同時に財政負担が大きく、予算編成に当たっても苦心しているところではあります。こうしたときに、教育問題に関する提案をいただきました。町の子供たちの義務教育に責任を持つ立場から、また効果的、効率的かつ安定した町政を執行する立場から、さまざまな要素を総合的にとらえて、どのようなことが可能か検討していきたいと考えております。

議長（栗田政行君） 福田議員。

〔11番 福田敏夫君発言〕

11番（福田敏夫君） 時間がなくなってきましたので、次に移ります。

質問事項3は、超高齢社会への基本構想についてであります。ここで、一般質問通告の質問要旨は、1番が高齢者推計について、2番が超高齢社会、つまり2015年を迎える基本構想についての二つになっておりますが、一つにまとめた質問とさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

人口推計の総人口は、20年後の2030年までふえ続ける推計となっております。人口推計分析では、年少人口と生産年齢人口は来年の2010年に増加のピークとなり、その後は減り続けます。総人口がふえ続ける要因は、65歳以上の老年人口がふえ続けるために総人口がふえ続けるのでありますので、ですから老年人口の増加数が年少人口と生産年齢人口の減少数よりも多いということになるわけであります。我が吉岡町も、いよいよ少子超高齢社会という時代に入るのだなと、これまで私たちも行政も経験したことのない社会を迎えることに重大な課題認識を覚えずにはおられません。

町長にお伺いいたします。石関町長が船長として陣頭指揮に立つ吉岡丸は、今まさに少子超高齢社会という1万9,000有余人の町民という乗組員とともに、健康で活力のある暮らしを求めて、未知の大海原に出航しようとしております。6年後の2015年は団塊世代の方々が65歳を超えて、まさに超高齢社会を迎えます。超高齢社会を迎えるに当たり石関町長の基本構想について、豊富やご所見がございましたらお聞かせください。

議長（栗田政行君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 質問3の超高齢社会の基本構想について、超高齢社会を迎えるに当たりご所見をとのご質問をいただきました。お答えさせていただきます。

吉岡町の人口は、最初の質問でお答えいたしました。継続的に統計的に伸びていくこととなります。人口の伸びは、そのまま高齢化率の伸びにもつながってまいります。最近では、ほとんど老人だけの集落、限界集落という言葉が生まれていますが、過疎地だけではなく、場合によっては、当町内にも起こる可能性もあります。次の質問もありますが、自治会と協働し、高齢化社会を受け入れる体制の充実を図っていきたくております。次期総合計画の策定に当たって、皆様方のご意見を反映できるものになりたいと考えており

ます。

議長（栗田政行君） 福田議員。

〔 1 1 番 福田敏夫君発言 〕

1 1 番（福田敏夫君） 次の質問事項 4 に移ります。

自治会と行政の協働についてであります。質問の要旨は、地域の自立を目指して自治会がモデル的な活動を始めているが、行政の協働施策についてです。

昨年 4 月から、自治会制度による 1 3 自治会が発足して、間もなく 2 年目に入ろうとしています。各自治会長さんを初め、役員皆さんのご労苦に敬意を表します。いまや、地域の自立を目指した自治会の活動なくしては、町の行政は成り立たないことがたくさん出てきていると存じます。自治会と行政の協働施策が極めて重要になっております。この 1 年間に、町行政だけではやり切れない重要課題を自治会が的確にとらえて、自主的、主体的にモデル的な事業に取り組んでいただいております。

ここで町長にお伺いします。平成 2 1 年度の渋川広域組合の中で、ごみ運営とごみ周辺の吉岡町の負担額は、1 億 5 2 9 万 5 , 0 0 0 円に及んでおり、前年度より 9 6 6 万円の負担増で、負担率も 1 8 . 3 % で前年より 0 . 9 % 増であり、負担率は渋川市と榛東村より高くなっております。このようなごみ問題を抱えている中で、1 点目は、自治会がモデル的にごみ分別収集事業に取り組んでいる状況と、二つ目として、行政の自治会への支援や施策がありましたらお聞かせいただきたいと思っております。

議長（栗田政行君） 石関町長。

〔 町長 石関 昭君登壇 〕

町長（石関 昭君） それでは、質問 4 の自治会と行政の協働について答弁させていただきます。

町では、昨年 4 月から、従来の区長制度から自治会制度に移行し、きょうまで各自治会長さんを初めとする自治会役員、町、町議会議員の皆さん、そして関係団体の皆様の温かいご理解と協力のもと、ほぼ順調に推移し、間もなく 1 年が無事経過しようとしております。自治会移行は、地方分権の流れの中で、住民主体の事業を進め、また行政は厳しい財政状況等による効率的な行政運営を行うことを余儀なくされております。これまで行政が行ってきた事業やサービスを住民と行政の協働、つまり自助、共助、公助の役割分担がより一層重要になってきております。これまで 1 年間の自治会活動を見て、自分たちの地域は自分たちで守るという気概とともに、各種事業に取り組む苦労とその努力に敬意をあらわすとともに、感謝を申し上げます。今後、町では、地域の重要な課題を解決するためには、自治会と協働のまちづくりを欠かすことはできません。ことし 2 年目に入る自治会制度の充実発展と各自治会が自立できるよう、行政としてもできるだけ行政支援を行っていきたいと考えております。なお、自治会がモデル的に資源ごみ収

集事業に取り組んでいる現状の行政の支援策については、町民生活課長に補足答弁をさせます。

議長（栗田政行君） 齊木町民生活課長。

〔町民生活課長 齊木静夫君発言〕

町民生活課長（齊木静夫君） それでは、自治会がモデル的に資源ごみ収集事業に取り組んでいる状況と行政の支援策につきまして、町長の補足答弁を行います。

これまで、町の集団資源ごみ回収事業は、主に子供会、PTAなどが行っておりました。昨年4月に自治会制度になったことにより、自治会連合会が発足し、6月に渋川広域清掃センターへ、ごみ処理施設やごみ減量化と資源ごみのリサイクルの現状等について視察研修を行いました。その後、自治会定例会で資源ごみの補助事業として、群馬県が行っている地域コミュニティ支援事業による資源ごみ保管施設設置事業、これにつきましてはストックハウスでございますけれども、この事業があることを説明しております。その結果、いち早く上野田自治会がごみストックハウスの設置に名乗りを上げ、10月には完成、12月から地域住民からの資源ごみの搬入が開始され、その売上金は、自治会や子供会の事業活動の一部に充てられているとのことでございます。その後、陣場自治会、溝祭自治会が設置に取り組み始め、今回の一般会計補正予算で37万8,000円の予算計上をお願いしているところでございます。また、小倉自治会でも、補助事業ではありませんが、自主的に地域内の空き倉庫を借用し、資源ごみの回収事業を実施しております。

次に、行政の支援策でございますけれども、現在、実施している資源ごみ回収事業に関する補助事業は、吉岡町ごみ減量化事業協力団体補助金、そして吉岡町資源ごみ回収補助金ということの二つでございます。なお、町では、平成21年度に、ごみ減量化と資源ごみの回収事業の取り組みをより一層積極的に実施するため、新規の補助事業の創設とごみ回収補助金の料金単価の改正を行います。新規事業は、自治会を対象とした吉岡町資源ごみ保管施設設置事業、ストックハウスでございますが、40万円の予算措置を行っております。これは、今年度県が実施していた資源ごみ保管施設事業が21年度に廃止されることに伴う措置でございます。その理由といたしまして、今年度、先ほど話したとおり三つの自治会がストックハウスに取り組んでいることや、他の四つの自治会でも資源ごみの回収事業に取り組んでいただいております。このように自治会を含め、地域住民の環境及び資源に対する意識の高まりの中で、ごみを資源として再利用するため、保管施設の未設置の自治会が要望すれば、一施設の補助事業が可能となるよう町単独事業として県の事業を継続して実施していくことを考えております。また、資源ごみ回収補助金の交付要綱の一部改正により、単価の改正を行います。このことは、積極的に本事業に取り組む自治会や各種団体を支援するため、新年度予算は前年度より100万円増の266万円の予算措置

をお願いしております。町では、このように自治会と協働により資源ごみ回収率を高め、ごみの大幅な減量化につなげていきたい、ひいては議員ご指摘のとおり広域負担金が年々増加している現在、賦課割合で搬入量割が90%を占めるごみ処理施設運営費の軽減に反映できるよう推進していきたいと考えております。以上、町長の補足答弁といたします。

議長（栗田政行君） 福田議員。

〔11番 福田敏夫君発言〕

- 11番（福田敏夫君） 吉岡町の人口推計では、65歳以上の老年人口がふえ続ける推計です。老年人口の増加に伴って、医療費や介護費がかさみ、財政需要がふえ続けることが想定されます。一方、生産年齢人口が来年をピークにその後は減り続けることは、働いて税金を納めてくれる方々が減り続けることですから、財政収入が減り続けることとなります。医療費や介護費を抑えるには、生活習慣病や介護の予防が極めて重要であると存じます。昨年4月からメタボ予防を目指す特定健診と特定保健指導が保険者に義務づけられ、推進率が低いとペナルティーが科せられるようですが、実際には国や県や市町村が笛吹けど住民は踊らざる状況のようです。

このような中で、町と自治会と群馬大学が連携して、吉岡町群馬大学健康づくり支援プロジェクトのモデル事業が、漆原西自治会と陣場自治会の積極的な参加によって立ち上がりました。吉岡町群馬大学健康づくり支援プロジェクトは、大学生の教育実習の一環として、教育学部と医学部の連携で、健康づくりを通して地域づくりの支援をするプロジェクトです。第1回目の健診は、2月21日土曜日に漆原西自治会の集会所で、3月1日日曜日には陣場自治会の公会堂で実施されました。私も、陣場自治会で受診しました。私は、昨年、医療機関で特定健診を受けましたが、健診内容には大きな差があります。私の質問時間の関係で詳しいことは割愛しますが、斉木健康福祉課長は休日を返上して立ち会っていただきましたので、課長から後でお聞きいただきたいと存じます。受診者全員が、大学の熱心な取り組み姿勢や内容に満足しておりました。健診結果を携えて、大学の先生が一日16日には漆原西自治会で、昨夜17日には陣場自治会にわざわざ夜お出かけくださり、受診者一人一人の健診結果資料を渡して、それに基づく自己評価と今後の努力目標について個別指導をくださいました。また、漆原西自治会と陣場自治会の受診者全員の健康調査結果のグラフを見ますと、メタボ対策の重要性和行政が取り組むべき課題が浮き彫りになっております。今後は、4月からグループによる健康づくりの推進や、第2回目の健診は、10ないし11カ月後に健康づくりの努力結果を測定してくださる予定となっております。

ここで町長にお伺いします。国立大学法人の群馬大学には、受託研究事業というのがあります。吉岡町群馬大学健康づくり支援プロジェクトは、そのモデル事業として、文部科

学省と大学の予算で今回は無料で実施いただいておりますが、内容からして町行政と自治会の協働施策として群馬大学との委託研究事業をご検討くださるようご提案いたします。なお、前橋市では、群馬大学との委託研究事業を推進されているようであります。町長のご所見をお伺いいたします。簡単で結構です。

議長（栗田政行君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） ご質問の団塊の世代の方々が65歳を超える超高齢社会が、もうそこまで時期がやってきております。高齢は人生においても避けて通ることのできない、だれもが平等に与えられた宿命でもあります。人はだれしも健康で、自分のことは何でも自分でできる健康で幸せな生活を望んでおりますが、こうした健康生活は、人が与えられたものではなく、自然に待っていれば手に入れることができるというものでもありません。特に、健康は、自己管理の努力の成果として手に入れることができるのではないかと感じております。

このたび、漆原西、陣場両自治会の皆さん76名ほどが、群馬大学のご協力をいただき健康支援プロジェクト事業を始められたとのことは、大変有意義な事業と感じております。当初の計画では、群馬大学が文部科学省の現代的教育ニーズ取り組み支援プログラムに事業の一環として採択され取り組んでいる事業の、福田議員の努力により、前橋商工会議所の会頭、曾我会頭のバックアップにより始まったと聞き及んでおります。健康づくりプログラムはまだ始まったばかりであり、2回目の健康調査や体力測定までは補助事業として実施するようであります。参加された町民の皆様が、どこまで自分の健康づくりを自己管理のもと実行できるか、また他の自治会等への普及がどのように浸透していくのか、今後の推進を見守る中で支援の必要性を見守っていきたいと考えております。

議長（栗田政行君） 福田議員。

〔11番 福田敏夫君発言〕

11番（福田敏夫君） あと、質問の5と6があるんですが、あと4分ですから、後日また改めてやらせていただきたいと思います。長くなりますので、ここで終了したいと思います。ありがとうございました。

議長（栗田政行君） 以上をもちまして、福田議員の一般質問が終わりました。

散 会

議長（栗田政行君） 以上をもちまして、きょうの議会に予定されておりました一般質問はすべて終了いたしました。

本日は、これをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

午後4時12分散会

平成21年第1回吉岡町議会定例会会議録第3号

平成21年3月19日（木曜日）

議事日程 第3号の追加1

平成21年3月19日（木曜日）午前9時開議

- 日程第 1 委員会報告（委員長報告・報告に対する質疑）
- 日程第 2 議案第25号平成21年度吉岡町一般会計予算の撤回について
- 日程第 3 議案第38号 平成21年度吉岡町一般会計予算
(提案・質疑)
- 日程第 4 委員会議案審査報告（委員長報告・報告に対する質疑）
- 日程第 5 議案第 2号 吉岡町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定
(討論・表決)
- 日程第 6 議案第 3号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 7 議案第 4号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 8 議案第 5号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 9 議案第 6号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第10 議案第 7号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第11 議案第 8号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第12 議案第 9号 吉岡町道路占用料・使用料徴収条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第13 議案第10号 吉岡町労働環境整備資金融資促進条例を廃止する条例
(討論・表決)
- 日程第14 議案第14号 町道路線の認定・廃止について
(討論・表決)
- 日程第15 議案第36号 平成20年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）
(討論・表決)

- 日程第 1 6 議案第 1 6 号 平成 2 0 年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第 2 号)
(討論・表決)
- 日程第 1 7 議案第 1 7 号 平成 2 0 年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)
(討論・表決)
- 日程第 1 8 議案第 3 7 号 平成 2 0 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号)
(討論・表決)
- 日程第 1 9 議案第 1 9 号 平成 2 0 年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 号)
(討論・表決)
- 日程第 2 0 議案第 2 0 号 平成 2 0 年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第 2 号)
(討論・表決)
- 日程第 2 1 議案第 2 1 号 平成 2 0 年度吉岡町老人保健事業特別会計補正予算(第 2 号)
(討論・表決)
- 日程第 2 2 議案第 2 2 号 平成 2 0 年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)
(討論・表決)
- 日程第 2 3 議案第 2 3 号 平成 2 0 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 号)
(討論・表決)
- 日程第 2 4 議案第 2 4 号 平成 2 0 年度吉岡町水道事業会計補正予算(第 3 号)
(討論・表決)
- 日程第 2 5 議案第 3 8 号 平成 2 1 年度吉岡町一般会計予算
(討論・表決)
- 日程第 2 6 議案第 2 6 号 平成 2 1 年度吉岡町学校給食事業特別会計予算
(討論・表決)
- 日程第 2 7 議案第 2 7 号 平成 2 1 年度吉岡町公共下水道事業特別会計予算
(討論・表決)
- 日程第 2 8 議案第 2 8 号 平成 2 1 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算
(討論・表決)
- 日程第 2 9 議案第 2 9 号 平成 2 1 年度吉岡町農業集落排水事業特別会計予算
(討論・表決)
- 日程第 3 0 議案第 3 0 号 平成 2 1 年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
(討論・表決)
- 日程第 3 1 議案第 3 1 号 平成 2 1 年度吉岡町老人保健事業特別会計予算
(討論・表決)
- 日程第 3 2 議案第 3 2 号 平成 2 1 年度吉岡町介護保険事業特別会計予算

(討論・表決)

日程第 3 3 議案第 3 3 号 平成 2 1 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算

(討論・表決)

日程第 3 4 議案第 3 4 号 平成 2 1 年度吉岡町水道事業会計予算

(討論・表決)

日程第 3 5 陳情審査報告 (委員長報告・報告に対する質疑)

日程第 3 6 陳情第 1 号 「協同労働の協同組合法 (仮称) の速やかな制度を求める意見書」に
関する陳情書

(討論・表決)

日程第 3 7 総務常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 3 8 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 3 9 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 4 0 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（15人）

1番	坂田一広君	2番	小池春雄君
3番	岸祐次君	4番	長光子君
5番	近藤保君	6番	田中俊之君
7番	小林一喜君	8番	神宮隆君
9番	齋木輝彦君	11番	福田敏夫君
12番	宿谷忍君	13番	栗原近儀君
14番	岩寄幸夫君	15番	南雲吉雄君
16番	栗田政行君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	佐藤武男君	総務政策課長	大沢清君
財務課長	堤辰巳君	町民生活課長	斉木静夫君
健康福祉課長	斉木洋明君	産業建設課長	後藤輝治君
会計課長	高橋和雄君	上下水道課長	岸幸一君
教育委員会事務局長	大友幾男君		

事務局職員出席者

事務局長	樺澤秋信	主任	廣橋美和
------	------	----	------

開 議

午前9時開議

議 長（栗田政行君） 皆さん、おはようございます。本日、平成21年第1回吉岡町議会定例会の最終日を迎えました。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程第3号により会議を進めます。

日程第1 委員会報告

議 長（栗田政行君） 日程第1、委員会報告を議題といたします。

委員会報告を求めます。

予算決算特別委員会小池委員長、お願いいたします。

〔予算決算特別委員会委員長 小池春雄君登壇〕

予算決算特別委員長（小池春雄君） 報告いたします。

本特別委員会に付託されました議案第25号 平成21年度吉岡町一般会計予算の審査結果を報告します。

本特別委員会は去る3月10日、11日の2日間、委員全員と議長、執行より三役、関係各課長の出席を求め、歳入、歳出とも目ごとに審査を行いました。歳入においては、町税の滞納が多く、どんな徴収努力をしているか、財産差し押さえ状況、徴収方法に多く質疑がなされました。税の時効を防ぐためにも差し押さえが有効であるとの回答がありました。歳出では、総務費で、広報への企業広告、ホームページでの広告を取り入れてはなどの意見も出ました。また、昨年度決算特別委員会での要望事項である各自治会への街路灯の電気料の負担増額要望が受け入れられたかとの問いに、40万が55になったとの回答がありました。民生費では、保育園の待機児童の問題で町で対応できず町外で措置されている児童が35人いるとの報告があり、解消のための施策では22年度解消を目指したいとの回答がありました。衛生費では、水質検査の結果を知らせるべきとの問いに検討したいと回答がありました。教育費では、南下古墳群整備問題に関し立木補償費で前年度予算額を多く上回っている予算措置がされているとの指摘もありました。教育費の歳出の財源内訳で、ふるさと創生基金の充当が各項、節にまたがっていることが明らかになり、基金の取り崩しに問題があると指摘しました。結果、町長より本会計予算書の撤回申し出があり、当委員会はこれを全員の賛成で承認しました。

委員会終了後、委員より問題となった立木補償問題で現地調査をしたいとの委員会開催の要請があり、3月16日午後2時より委員会を開催しました。現地調査を行い審査をし

た結果、立木の補償額は高過ぎるのではないかとの意見が出ました。再提出があった場合修正の方向を確認し、会議を終了しました。

ということで、町長の方より撤回の申し出を受け入れ、現在は今申し上げたとおりになっております。以上、報告を終わります。

議長（栗田政行君） 委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

委員長さん、ご苦労さまでした。

議長（栗田政行君） 石関町長から発言の申し入れを受けておりますので、これを許可いたします。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長より報告をしろということで発言をさせていただきます。議案第25号については、3月11日付で議長に撤回の申し入れをしましたので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（栗田政行君） 3月11日に、町長から吉岡町議会会議規則に基づき議案第25号 平成21年度吉岡町一般会計予算の撤回願が提出されました。

日程第2 議案第25号平成21年度吉岡町一般会計予算の撤回について

議長（栗田政行君） 日程第2、議案第25号平成21年度吉岡町一般会計予算の撤回についてを議題といたします。

撤回理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 平成21年度吉岡町一般会計予算の編成に当たり誤認があったので、撤回をしたいのでご承認をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

議長（栗田政行君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第25号平成21年度吉岡町一般会計予算撤回についてを承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

議案第25号平成21年度吉岡町一般会計予算の撤回について、承認することに決定しました。

暫時休憩をいたします。

午前9時06分休憩

午前9時07分再開

議長（栗田政行君） 会議を再開いたします。

ただいま、町長から議案第38号 平成21年度吉岡町一般会計予算が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

暫時休憩をいたします。

午前9時08分休憩

午前9時10分再開

議長（栗田政行君） 会議を再開いたします。

議案第38号 平成21年度吉岡町一般会計予算を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決定しました。

議事日程第3号の追加1により議事を進めます。

日程第3 議案第38号 平成21年度吉岡町一般会計予算

議長（栗田政行君） 日程第3、議案第38号 平成21年度吉岡町一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由の説明を申し上げます。議案第38号 平成21年度吉岡町一般会計予算について提案理由の説明を申し上げます。

平成21年度吉岡町一般会計当初予算は、総額で61億2,475万円を計上いたしました。前年度比5.3%増しであります。ふるさと創生基金の充当先に誤認があったため変更させていただきました。

詳細につきましては財務課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（栗田政行君） 堤財務課長。

〔財務課長 堤 辰巳君発言〕

財務課長（堤 辰巳君） それでは、議案第38号 平成21年度吉岡町一般会計予算について、町長の補足説明をさせていただきます。なお、本予算につきましては、撤回させていただきました議案第25号の修正箇所についてのみ比較説明をさせていただきますので、ご了承をよろしくお願ひいたしたいと思ひます。それでは、正誤表によりお願ひいたしたいと思ひます。

まず、一番上のかがみですけれども、歳入歳出予算の総額でございますが、61億2,475万円とさせていただきますのでございます。一枚めくっていただきますと7ページになりますけれども、「第1表・歳入歳出予算」の歳入、18款2項基金繰入金は2,265万円を減額し7億7,919万3,000円とし、8ページの歳入合計を2,265万円減額し61億2,475万円とするものでございます。

次に、10ページの歳出、10款教育費2,265万円を減額し10億3,424万6,000円、4項社会教育費も2,265万円減額し4億1,638万円、歳入合計も2,265万円減額し61億2,475万円とするものでございます。

次に、ページをめくっていただきますと13ページになりますけれども、歳入歳出予算事項別明細書の歳入18款繰入金の本年度予算額及び比較の欄でそれぞれ2,265万円を減額し、7億7,920万円と2億6,789万2,000円とするものでございます。歳入合計の本年度予算額及び比較の欄もそれぞれ2,265万円を減額し、61億2,475万円と3億715万円とするものでございます。

次に、14ページ、（「14ページなの」の声あり）張りかえをしますと14ページということでご理解をお願ひいたしたいと思ひますが、14ページ、歳入歳出予算事項別明細書ですが、10款教育費の本年度予算額及び比較の欄、それぞれ2,265万円を減額し10億3,424万6,000円、1,103万5,000円とし、特定財源のその他を9,478万7,000円減額し1,830万円に、一般財源を7,213万7,000円を増額し7億1,998万7,000円とするものでございます。

次に、歳出合計の本年度予算額及び比較の欄、それぞれ2,265万円を減額し61億2,475万円、3億715万円とし、特定財源のその他を9,478万7,000円を減額し2億8,393万5,000円に、一般財源を7,213万7,000円を増額し45億6,749万6,000円とするものでございます。

めくっていただきまして、次に30ページ、2目財政調整基金の欄、7,213万7,

000円をそれぞれ増額し、本年度を7億5,919万9,000円、比較を2億9,419万2,000円、節の金額を7億5,919万9,000円、説明の額を7億5,919万9,000円とし、4目のふるさと創生基金繰入金9,478万7,000円を全額取り消し、計の本年度を2,265万円減額し7億7,919万3,000円に、比較を2,265万円減額し2億6,789万2,000円とするものでございます。

次に、95ページ、2項の小学校費の特定財源その他を180万円に、一般財源を7,983万7,000円とするもので、これは財源をふるさと創生基金から財政調整基金に変更したことによるものでございます。めくっていただきまして、100ページ、3目学校建設費の特定財源のその他を0円、一般財源を8,766万8,000円に、101ページの計の、一番下ですけれども、特定財源のその他を180万円、一般財源を1億8,501万8,000円とするもので、これも財源をふるさと創生基金から財政調整基金に変更したことによるものでございます。次のページ、104ページと105ページの関係が載っておりますけれども、3目学校建設費の特定財源のその他を0円に、一般財源を4,699万9,000円とするもので、これは財源をふるさと創生基金から財政調整基金に変更したことによるものでございます。それと、下の計ですけれども、105ページになるのですが、計欄の特定財源その他を180万円、一般財源を1億175万3,000円とするもので、これも財源をふるさと創生基金から財政調整基金に変更したことによるものでございます。

次をめくっていただきたいと思います。110ページになるうかと思いますが、5目の文化財保護調査費の本年度、比較、一般財源の欄をそれぞれ2,265万円減額し、2億9,500万7,000円、の522万1,000円、1億1,003万3,000円とするものでございます。

次に、111ページになるかと思いますが、13節委託料の説明欄、南下古墳群測量委託料を南下古墳群測量設計委託料に変更するものでございます。

最後のページになりますけれども、112ページ、4項社会教育費の計の欄、本年度、比較、一般財源、節の金額、説明欄の額、それぞれ2,265万円を減額し、4億1,638万円、の1,144万1,000円、2億2,114万8,000円、775万円、南下古墳群立木等補償を3,000万円から735万円にするものでございます。

以上、雑駁ですけれども、平成21年度一般会計予算の町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（栗田政行君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番小池議員。

〔 2 番 小池春雄君発言 〕

- 2 番（小池春雄君） 先ほど町長の方から誤認があったということで幾つか挙げていましたけれども、昨日の議会の中でも発言あったんですけれども、皆さん行政のプロと言いましたけれども、ふるさと創生基金、基金条例のその取り崩しによってまさに事業にしか使えないお金を、これを見ますと細かく、事業ということじゃなく全く細かいところに入れていたという部分があったわけですが、どうしてそういうことが起きたのかということをお伺いしておきたいと思っております。それから、最後のページ、111ページにありますけれども、南下古墳群測量委託費というのは、設計委託と測量設計と測量設計両方の内訳というのは、測量費はどのくらいで設計費はどのくらいとか、この辺についてお伺いします。

議長（栗田政行君） 暫時休憩いたします。

午前 9時24分休憩

午前10時00分再開

議長（栗田政行君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 小池議員の質問に答えさせていただきます。

ふるさと創生基金の件に関しましては、目的に沿って教育費に全額を充当させていただきましたが、一部基金になじまない部分がありましたので撤回をさせていただいたわけでございます。

議長（栗田政行君） ほかにございませんか。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大友幾男君発言〕

教育委員会事務局長（大友幾男君） 小池議員さんのご質問にお答えいたします。

南下古墳群の測量設計委託料の内訳なのですが、測量費が、いわゆるブック測量なんです、これが10万円、設計が551万円です。

議長（栗田政行君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第38号は予算決算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号は予算決算特別委員会に付託いたします。

暫時休憩といたします。

午前10時02分休憩

午前10時49分再開

議長（栗田政行君） 会議を再開いたします。

日程第4 委員会議案審査報告

議長（栗田政行君） 日程第4、委員会議案審査報告を議題といたします。

委員会報告を求めます。

最初に、総務常任委員会宿谷委員長、お願いいたします。

〔総務常任委員会委員長 宿谷 忍君登壇〕

総務常任委員長（宿谷 忍君） ご報告を申し上げます。

総務常任委員会は3月16日9時より総務委員全員と議長、そして執行より町長、副町長、教育長、全課長の出席のもと、付託を受けました議案7件の審査を行いました。結果をご報告いたします。

議案第3号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、全会一致で可決でございます。

議案第4号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、全会一致で可決でございます。

議案第5号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、全会一致で可決でございます。

議案第6号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例について、全会一致で可決でございます。

議案第36号 平成20年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）について。これにつきましては、計数整理がほとんどでありましたけれども、歳出として国保特別会計への繰出金、これが1億2,817万5,000円という大きな繰り出しでありました。各委員から質問やら叱咤があり、この繰り出しがなければ国保会計が成り立たないということであり、全会一致で可決でございます。

議案第20号 平成20年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について、全会一致で可決でございます。

議案第30号 平成21年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、全会一致で可決でございます。

以上、報告を終わります。

議長（栗田政行君） 委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

委員長、ご苦労さまでした。

続きまして、文教厚生常任委員会福田委員長、お願いいたします。

〔文教厚生常任委員会委員長 福田敏夫君登壇〕

文教厚生常任委員長（福田敏夫君） 11番福田敏夫です。

文教厚生常任委員会は、議長より付託されました議案13件につきまして、3月12日に全委員4名並びに議長、行政からは町長、副町長、教育長、所管の課長並びに局長2名及び所管課の室長3名のご出席をいただきまして、慎重に審査をいたしましたので、結果を報告いたします。

議案第2号 吉岡町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定につきましては、原案適正と認め、賛成多数で可決でございます。

議案第7号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、原案適正と認め、賛成多数で可決でございます。

議案第8号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、原案適正と認め、全会一致で可決でございます。

議案第16号 平成20年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、原案適正と認め、全会一致で可決でございます。

議案第37号 平成20年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、原案適正と認め、全会一致で可決でございます。

ここで、議案第37号につきまして文教厚生常任委員会の統一意見を申し述べます。議案第37号 平成20年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）については、国庫支出金の計上に誤りがあり歳入欠陥を生じた結果、一般会計から繰入金1億2,800万円を超える補正額を計上しています。このような初歩的な誤りは今後なきよう十分注意を払っていただきたい。以上が統一意見でございます。

審査結果報告を続けます。

議案第21号 平成20年度吉岡町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、原案適正と認め、全会一致で可決でございます。

議案第22号 平成20年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、原案適正と認め、賛成多数で可決でございます。

議案第23号 平成20年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、原案適正と認め、全会一致で可決でございます。

議案第26号 平成21年度吉岡町学校給食事業特別会計予算につきましては、原案適正と認め、全会一致で可決でございます。

議案第28号 平成21年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算につきましては、原案適正と認め、賛成多数で可決でございます。

議案第31号 平成21年度吉岡町老人保健事業特別会計予算につきましては、原案適正と認め、全会一致で可決でございます。

議案第32号 平成21年度吉岡町介護保険事業特別会計予算につきましては、原案適正と認め、賛成多数で可決でございます。

議案第33号 平成21年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算につきましては、原案適正と認め、賛成多数で可決でございます。

以上、付託議案審査13件の結果報告といたします。

議長(栗田政行君) 委員長報告が終わりました。

委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(栗田政行君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

委員長さん、ご苦労さまでした。

続きまして、産業建設常任委員会栗原委員長、お願いいたします。

〔産業建設常任委員会委員長 栗原近儀君登壇〕

産業建設常任委員長(栗原近儀君) 報告いたします。

産業建設常任委員会は、去る17日9時より委員会室において会議を開き、委員全員と議長の出席を仰ぎ、また執行側から町長を初め関係課長、関係室長の出席を仰ぎまして、開会日に議長より付託された議案9件につきまして慎重に審議いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第9号 吉岡町道路占用料・使用料徴収条例の一部を改正する条例ですが、提案理由の中で、国において道路法施行令の一部改正が平成19年に行われ、占用料の単価が改正され平成20年4月から施行されたというのに伴い、また、群馬県からも1月20日に通達を受けているというようなことで、21年度当初予算に反映されていないが町には必要な条例改正であるとの答弁があり、採決の結果、原案適正と認め全会一致で可決であります。

議案第10号 吉岡町労働環境整備資金融資促進条例を廃止する条例ですが、群馬県が平成20年をもって廃止するもので、吉岡町でも平成19年、20年と利用者がいなかったとのことであります。採決の結果、原案適正と認め可決であります。

議案第14号 町道路線の認定・廃止についてであります。道路法に基づく道路の整備及び廃止により道路網の整備をするためのものであります。吉岡町町内での宅地造成による新設道路を町道として認定するものが主なものであります。質疑の後に採決の結果、原案適正と認め可決であります。

議案第17号 平成20年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)ですが、平成20年度に消化すべき下水道事業が翌年度に繰り越しになる繰越明許費4,400万、その他は計数整理が主なものであります。質疑の後採決の結果、原案適正と認め可決であります。

議案第19号 平成20年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)、質疑の後全会一致で原案適正と認め可決であります。

議案第24号 平成20年度吉岡町水道事業会計補正予算(第3号)ですが、質疑では不納欠損、不明水、滞納問題、石綿管布設替え等の質疑がありましたが、採決の結果、原案適正と認め全会一致で可決であります。

議案第27号 平成21年度吉岡町公共下水道事業特別会計予算についてであります。吉岡町下水道復旧率は、公共下水道、農集、合併浄化槽と合わせて74%の処理接続になっております。補償金免除繰上償還借換債2億1,650万を発行して利子負担の軽減を図るとともに、元金償還、利子負担分を合わせて公債費は4億4,526万となっております。一般会計繰入金2億1,447万の依存財源で成り立っている事業でありますけれども、そういったところに議論が集中しましたが、採決の結果、原案適正と認め可決であります。

議案第29号 平成21年度吉岡町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。質疑の中では、接続率の問題、21年度中に稼働が予想される炭化処理施設の状況、特に炭化物の処理方法では新年度予算に肥料登録申請を委託して成分鑑定をした後に緑地還元、農地還元等で処理をしたいとの説明を受けました。採決の結果、原案適正と認め全会一致で可決であります。

議案第34号 平成21年度吉岡町水道事業会計予算についてであります。安心・安全な水道水を町民に供給するという大切な使命を持つ水道事業は、主要な建設改良事業、施設拡張整備事業等の事業費の中で、老朽管の布設替え、新幹線トンネル水原水調節弁築造工事等により施設改良を進めていますが、給水戸数はふえているにもかかわらず給水量はふえないという非常に節水感覚が町民の中でふえ始めているというような答弁を受けました。

石綿管残は延長2万1,800メートル余り、平成27年度まで布設替えはかかるとの答弁であります。採決の結果、原案適正と認め可決であります。

以上、報告を終わります。

議長（栗田政行君） 委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

委員長、ご苦労さまでした。

次に、予算決算特別委員会小池委員長、報告をお願いいたします。

2番小池委員長。

〔予算決算特別委員会委員長 小池春雄君登壇〕

予算決算特別委員長（小池春雄君） 報告します。

先ほど予算決算特別委員会に再提出のありました議案第36号については、取り消された25号で先ほど審査内容は述べたとおりであります。

要望としまして、1.町債については先を十分に見きわめ慎重にしていきたい、1つ、財政収支のバランスを念頭に財政運営をしていただきたい、1つ、額の大きい新規事業については十分な説明をしていただきたいことを強く要望し、採決の結果、全員の賛成で可決されました。

以上、報告終わります。

議長（栗田政行君） 委員長の報告は終わりました。

委員長報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

委員長、ご苦労さまでした。

以上をもちまして、委員長報告を終わります。

日程第5 議案第2号 吉岡町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定

議長（栗田政行君） 日程第5、議案第2号 吉岡町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

2番小池議員。

〔2番 小池春雄君登壇〕

2番（小池春雄君） ただいま上程をされております議案第2号について、反対の立場で討論を

行います。

今年度、介護制度の見直しをする年度になっておりますが、中身は介護制度そのものの見直しがされ、これまで以上に厳しくなり値上げされるものであります。必要なときに必要な介護を受けるのに大変厳しくされております。介護者の処遇改善をうたう基金条例を新設するものですが、新たに負担を求めるものであり到底受け入れられるものではありません。よって、反対をするものであります。

なお、議案第7号、議案第22号もこれを受けての補正であり、あわせて反対の表明をするものであります。

議長（栗田政行君） ほかにありませんか。

6番田中議員。

〔6番 田中俊之君登壇〕

6番（田中俊之君） 議案第2号 吉岡町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について、賛成の立場から討論をいたします。

本案は、介護従事者の処遇改善を図るという平成21年度の介護報酬の改定の趣旨等にかんがみ、当該改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、国の介護従事者処遇改善臨時特例交付金を基金として積み立てるとともに、管理、運用などに必要な条例を制定するものであります。よって、本案は委員長報告のとおり原案適正と認め賛成多数で可決いたしましたので、議員皆様のご賛同をお願いして、賛成討論といたします。

議長（栗田政行君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の議員は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（栗田政行君） 起立多数です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議長（栗田政行君） 日程第6、議案第3号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 討論なしと認め、討論を終結します。
これより採決に入ります。
本案に対する委員長の報告は可決です。
議案第3号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。
よって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例

議長（栗田政行君） 日程第7、議案第4号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
これより討論に入ります。討論ありませんか。
〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 討論なしと認め、討論を終結します。
これより採決に入ります。
本案に対する委員長の報告は可決です。
議案第4号は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。
よって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議長（栗田政行君） 日程第8、議案第5号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
これより討論に入ります。討論ありませんか。
〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 討論なしと認め、討論を終結します。
これより採決に入ります。
本案に対する委員長の報告は可決です。
議案第5号は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例

議長（栗田政行君） 日程第9、議案第6号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第6号は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第7号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例

議長（栗田政行君） 日程第10、議案第7号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第7号を原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（栗田政行君） 起立多数です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第8号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（栗田政行君） 日程第11、議案第8号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第8号は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第9号 吉岡町道路占用料・使用料徴収条例の一部を改正する条例

議長（栗田政行君） 日程第12、議案第9号 吉岡町道路占用料・使用料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第9号は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第10号 吉岡町労働環境整備資金融資促進条例を廃止する条例

議長（栗田政行君） 日程第13、議案第10号 吉岡町労働環境整備資金融資促進条例を廃止する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第10号は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第14号 町道路線の認定・廃止について

議長（栗田政行君） 日程第14、議案第14号 町道路線の認定・廃止についてを議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第14号は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第36号 平成20年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）

議長（栗田政行君） 日程第15、議案第36号 平成20年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第36号は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第16号 平成20年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第2号）

議長（栗田政行君） 日程第16、議案第16号 平成20年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 討論なしと認め、討論を終結します。
これより採決に入ります。
本案に対する委員長の報告は可決です。
議案第16号は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。
よって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第17号 平成20年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

議長（栗田政行君） 日程第17、議案第17号 平成20年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。
これより討論に入ります。討論ありませんか。
〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 討論なしと認め、討論を終結します。
これより採決に入ります。
本案に対する委員長の報告は可決です。
議案第17号は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。
よって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第37号 平成20年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

議長（栗田政行君） 日程第18、議案第37号 平成20年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。
これより討論に入ります。討論ありませんか。
〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 討論なしと認め、討論を終結します。
これより採決に入ります。
本案に対する委員長の報告は可決です。
議案第37号は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19 議案第19号 平成20年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第3号）

議長（栗田政行君） 日程第19、議案第19号 平成20年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第19号は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第20 議案第20号 平成20年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正
予算（第2号）

議長（栗田政行君） 日程第20、議案第20号 平成20年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第20号は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第21 議案第21号 平成20年度吉岡町老人保健事業特別会計補正予算（第2
号）

議長（栗田政行君） 日程第21、議案第21号 平成20年度吉岡町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第21号は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第22 議案第22号 平成20年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議長（栗田政行君） 日程第22、議案第22号 平成20年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第22号を原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（栗田政行君） 起立多数です。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第23号 平成20年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議長（栗田政行君） 日程第23、議案第23号 平成20年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

休憩します。

午前 11 時 26 分休憩

午前 11 時 28 分再開

議長（栗田政行君） 会議を再開します。

日程第 23、議案第 23 号 平成 20 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第 23 号は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 23 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 24 議案第 24 号 平成 20 年度吉岡町水道事業会計補正予算（第 3 号）

議長（栗田政行君） 日程第 24、議案第 24 号 平成 20 年度吉岡町水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第 24 号は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 24 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 25 議案第 38 号 平成 21 年度吉岡町一般会計予算

議長（栗田政行君） 日程第25、議案第38号 平成21年度吉岡町一般会計予算を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

2番小池議員。

〔2番 小池春雄君登壇〕

2番（小池春雄君） ただいま上程をされております平成21年度吉岡町一般会計予算に反対の立場で討論を行います。

昨年は、国の交付税の減額に対しては容認できないが、石関町長のスクールバスに対する補助制度の実施、妊婦健診への補助、子供医療費の中学校卒業までの無料制度の実施などを高く評価し賛成をしましたが、新年度予算に向けましてこの間、高齢者に対する介護保険制度に対して低所得者に利用負担をすべきである、あるいは後期高齢者の保険料負担では先進地に倣い町で一定の補助制度を設けられないか、あるいは消防法の改正により火災報知機の設置が義務づけられた今日、先進地に倣い高齢者を火災から守るために低所得者に対して町が無料で火災報知機を設置できないか、秋の夕暮れ生徒が自転車を押して帰宅をしている、事故が発生してからでは間に合わない、安心・安全のために防犯灯の設置をすべきであるとただしましたけれども、これら大事な問題に対して何一つ改善を図っていただけませんでした。これが予算にあらわれております。福祉、子育て環境の整備を標榜しておりますけれども、新たな一つが何一つ計上されておられません。これでは町民の負託にこたえられないと思います。高齢者、子供たちを大切にする姿が感じられず、よって本会計予算には承認しがたく、反対をするものであります。

議長（栗田政行君） ほかにありませんか。

3番岸議員。

〔3番 岸 祐次君登壇〕

3番（岸 祐次君） 議案第38号 平成21年度吉岡町一般会計予算について、賛成の立場から討論させていただきます。

提案されております平成21年度一般会計予算は、歳入歳出それぞれ61億2,475万円、対前年比105.3%、金額では3億71万5,000円の増になっております。国際的な経済不況の中にあっては、活力ある経済社会を目指した積極的な予算であります。歳入面では、構成割合34.7%を占めている町税が21億2,566万円で、対前年比101.5%、金額では3,161万5,000円の増、景気後退に伴う法人住民税の減少や滞納金額等の増加が懸念されるところでございますが、平成20年度の収入見込額、あるいは収納率等から適正と判断されます。また、繰入金は7億7,919万3,000円、対前年比152.4%、金額では2億6,788万5,000円と大幅に増加いたし

ております。

歳出面では、構成割合 26.4%を占めている民生費が16億1,817万円で、対前年比111.4%、内容につきましては、医療福祉費、後期高齢者医療費、児童保育費、それから児童館費、母子衛生費などが増加しております。医療福祉費では、通院、入院とも中学生までの無料化、それから、後期高齢者医療費では療養給付費等の負担増、それから児童保育費では人員増加による運営委託料の増加、それから児童館費では駒寄学童保育施設工事費の増、母子衛生費では妊婦健康検査委託料の増など住民福祉への充実が図られている予算計上になっております。それから、構成割合16.9%を占めている教育費は10億3,424万円で、対前年比101.1%、その内容は、明小プール建設事業、吉中体育館及び校舎増築建設実施設計業務委託料、南下古墳群整備事業費で、教育環境の整備を進める内容になっております。それから、農林水産業費では4億568万円、対前年比147.7%、内容は、町営温泉リバートピア近くに道の駅を設置する事業関係の予算であります。

以上のことから、町民の負託にこたえた住民福祉の充実、教育環境の整備等に重点を置いた予算編成で、適正であります。議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

議長（栗田政行君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第38号を原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（栗田政行君） 起立多数です。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第26号 平成21年度吉岡町学校給食事業特別会計予算

議長（栗田政行君） 日程第26、議案第26号 平成21年度吉岡町学校給食事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第26号は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第27 議案第27号 平成21年度吉岡町公共下水道事業特別会計予算

議長（栗田政行君） 日程第27、議案第27号 平成21年度吉岡町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第27号は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第28 議案第28号 平成21年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算

議長（栗田政行君） 日程第28、議案第28号 平成21年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

2番小池議員。

〔2番 小池春雄君登壇〕

2番（小池春雄君） ただいま上程をされております議案第28号 平成21年度国民健康保険事業特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。

これまでも議論もあり、一般質問もありましたが、中曽根内閣の行政改革以来、小泉改革での三位一体の改革の名のもとに国庫負担率の引き下げが行われ、国の社会保障制度は削減される一方です。町での努力は私は評価しますが、このような国の施策により耐えられないほど高くなった国保制度を容認することはできません。よって、反対の態度を表明するものであります。

議長（栗田政行君） ほかにありませんか。

3 番岸議員。

〔3 番 岸 祐次君登壇〕

3 番（岸 祐次君） 3 番岸です。議案第 2 8 号 平成 2 1 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険事業の現状は、昨年 4 月から医療制度構造改革が実施され、国民健康保険事業特別会計においては大きな変革の年でありました。前期高齢者医療に関する財政調整措置、退職者医療制度の廃止、後期高齢者支援金の創設などが行われました。また、国保財政の厳しい現実の中で国民健康保険税の改定 5 . 3 % の値上げが行われましたが、平成 2 0 年度の決算見込みでは歳入不足が発生し、繰入金は 2 億 5 , 0 0 0 万になっているところでございます。

さて、平成 2 1 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれの総額は 1 7 億 1 , 0 3 6 万 5 , 0 0 0 円、対前年比 9 6 %、金額では 7 , 1 8 9 万 2 , 0 0 0 円の減です。歳入面では、国民健康保険税が 5 億 3 , 7 7 4 万 1 , 0 0 0 円、対前年比 9 3 . 4 %、金額では 3 , 8 0 2 万 4 , 0 0 0 円の減、景気低迷による保険料収入の伸び悩みや収入未納額の増加等が懸念されます。国庫支出金は 6 億 7 3 9 万円で、対前年比 1 1 9 . 4 %、金額では 9 , 8 8 4 万 5 , 0 0 0 円の増、うち国庫負担金、国庫補助金、いずれも大幅な増になっております。国庫補助金、これは財政調整交付金でございますけれども、市町村間の財政力の不均衡を調整するために交付されるもので、町の財政の状況あるいは保険料の収納割合によって増減率が変化いたします。歳出は、保険給付費が 1 0 億 8 , 1 6 3 万 7 , 0 0 0 円、対前年比 1 0 0 . 3 %、金額では 2 7 8 万 7 , 0 0 0 円の増、少子高齢化や医療の高度化等によって保険給付費の大幅な伸びが予想されるところでございます。

以上のとおり、懸念される面もございますが、この予算につきましては、過去の実績、医療費等の動向等を考慮し一定の算出のもとに編成されたものでございまして、現状では適正なものと判断いたします。委員会では、委員長報告のとおり賛成多数で原案のとおりで可決であります。議員皆様のご賛同をお願いし、賛成討論といたします。

議長（栗田政行君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第 2 8 号を原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（栗田政行君） 起立多数です。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第29号 平成21年度吉岡町農業集落排水事業特別会計予算

議長（栗田政行君） 日程第29、議案第29号 平成21年度吉岡町農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第29号は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第30 議案第30号 平成21年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

議長（栗田政行君） 日程第30、議案第30号 平成21年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第30号は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第31 議案第31号 平成21年度吉岡町老人保健事業特別会計予算

議長（栗田政行君） 日程第31、議案第31号 平成21年度吉岡町老人保健事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第31号は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第32 議案第32号 平成21年度吉岡町介護保険事業特別会計予算

議長（栗田政行君） 日程第32、議案第32号 平成21年度吉岡町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

2番小池議員。

〔2番 小池春雄君登壇〕

2番（小池春雄君） ただいま上程をされております議案第32号 吉岡町介護保険事業特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。

先ほども申し上げましたが、今年度から審査基準も厳しくなり大幅な値上げがされます。高齢者には耐えがたい値上げであります。年金から差し引かれる額がまたふえて、高齢者は本当に耐えがたい状況にあります。よって、反対をするものであります。

議長（栗田政行君） ほかにありませんか。

3番岸議員。

〔3番 岸 祐次君登壇〕

3番（岸 祐次君） 議案第32号 平成21年度吉岡町介護保険事業特別会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

介護保険事業の現状は、高齢化の進展、要介護の増加により保険給付費やサービスの供給量が年々増加しております。介護従事者の処遇改善と人材確保等を図るため、介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定や介護保険条例の一部の改正が行われたところではあります。

さて、平成21年度吉岡町介護保険事業特別会計予算では、歳入歳出それぞれの金額は8億8,701万4,000円、対前年比109.6%、金額では7,762万6,000円の増であります。財源の構成割合は、保険料が19.7%、国庫支出金22.9%、支払基金交付金28.7%、県支出金14%、繰入金14.7%で編成されております。

保険料の金額は、1億7,465万8,000円、対前年比117.1%、金額では2,546万3,000円の増、景気低迷による保険料の伸び悩みや収入未納額の増加が懸念されるが、適正と判断されます。歳出の構成割合は、94.5%を占めている保険給付費、これは8億3,848万4,000円で、対前年比110.5%、金額では7,942万5,000円の増、給付内容は、居宅、施設、地域密着型の三つのサービスに区分され、予算計上されております。介護認定に当たっては公正な審査が行われております。地域支援事業費は2,717万7,000円、対前年比82.9%、予算では介護予防、包括的支援、2事業で編成されております。

介護サービス事業はより一層の充実が求められている中であって、この予算は保険給付費の動向や時代の変化に対応した適切な予算であると判断されます。委員会では、委員長報告のとおり賛成多数で可決であります。議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

議長（栗田政行君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第32号を原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（栗田政行君） 起立多数です。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第33 議案第33号 平成21年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算

議長（栗田政行君） 日程第33、議案第33号 平成21年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

2番小池議員。

〔2番 小池春雄君登壇〕

2番（小池春雄君） ただいま上程をされております議案第33号 吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

昨年導入されましたこの制度は、国民の大きな反感を買い、今の自公政権を転覆させるのではないと言われるほど大きな社会問題となっております。マスコミでも廃止しかない大きな声で言われております。高齢者に負担を求め、差別医療を持ち込み、高齢者は

早く死ねと言わんばかりのこの制度は、廃止以外にありません。よって、反対をするものであります。

議長（栗田政行君） ほかにありませんか。

3番岸議員。

〔3番岸 祐次君登壇〕

3番（岸 祐次君） 3番岸です。議案第33号 平成21年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

後期高齢者医療事業は、高齢化の進展あるいは高度医療による医療費の増加が財源に与える影響として無視できなくなったため、従来の老人保健制度を改正して、平成20年4月からスタートした制度でございます。

さて、後期高齢者医療事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ合計金額は1億4,932万3,000円で、対前年比106.7%、金額では934万円の増であります。歳入の構成割合は、65.1%を占めている後期高齢者保険料は9,725万7,000円で、対前年比88.8%、金額では1,228万6,000円の減、保険料は均等割額と所得割額で計算されていることから景気の低迷による保険料収入金額の伸び悩みや収入未納額の増加が懸念されますが、平成20年度の収入見込額や収納率等から適正と判断されます。繰入金は3,460万円、前年比146.1%、金額では1,091万8,000円の増、広域連合事務費及び保険基金安定繰入金が増加したためであります。歳出では、構成割合84.9%を超えている後期高齢者医療広域連合納付金が1億2,684万6,000円で、前年比107.2%、金額では851万3,000円の増、保険料等負担金や保険基金安定負担金が増加したためです。

この予算につきましては、後期高齢者医療広域連合からの医療費の動向等に基づき編成されたもので、適正な予算であると判断いたします。委員会では、委員長報告のとおり賛成多数で可決であります。議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

議長（栗田政行君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第33号を原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（栗田政行君） 起立多数です。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第34 議案第34号 平成21年度吉岡町水道事業会計予算

議長（栗田政行君） 日程第34、議案第34号 平成21年度吉岡町水道事業会計予算を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第34号は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

ただいま12時になりました。昼食休憩にいたします。

開会は午後1時といたします。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

議長（栗田政行君） 昼食休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第35 陳情審査報告

議長（栗田政行君） 日程第35、陳情審査報告を議題といたします。

委員会審査報告を求めます。

宿谷総務常任委員長、お願いいたします。

〔総務常任委員会委員長 宿谷 忍君登壇〕

総務常任委員長（宿谷 忍君） ご報告いたします。開会日に総務委員会に付託されました陳情1件につき、16日の議案審査終了後に慎重に審査を行いました。

陳情第1号 「協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書」に関する陳情書について、審査の結果、趣旨採択でございます。

以上、報告を終わります。

議長（栗田政行君） 委員長報告は終わりました。

委員長報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
宿谷委員長、ご苦労さまでした。
これより陳情の審査に入ります。

日程第36 陳情第1号 「協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制度を求める意見書」に関する陳情書

議長（栗田政行君） 日程第36、陳情第1号 「協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制度を求める意見書」に関する陳情書を議題といたします。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 討論なしと認め、討論を終結します。
これより採決に入ります。
本件に対する委員長の報告は趣旨採択です。
陳情第1号は委員長の報告のとおり趣旨採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。
よって、陳情第1号は委員長の報告のとおり趣旨採択と決しました。

日程第37 総務常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第38 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第39 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

議長（栗田政行君） 日程第37、38、39、総務、文教厚生、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを一括議題といたします。一括議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。
よって、日程第37、38、39は一括議題とすることに決しました。
日程第37、38、39、総務、文教厚生、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを一括議題といたします。
各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第71条の規定によってお手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。
お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

日程第40 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長（栗田政行君） 日程第40、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第71条の規定によってお手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

議長あいさつ

議長（栗田政行君） 以上をもちまして、平成21年第1回定例会の日程をすべて終了しました。

閉会に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

本定例会は9日に開会以来、本日まで11日にわたり、平成21年度吉岡町一般会計予算、特別会計予算を初め条例の一部改正など重要案件について議員各位の慎重な審議をいただき、本日ここに全議案を議了して閉会の運びとなりました。厚く感謝申し上げます。

また、町長を初め執行各位には、審議に当たり誠意を持って対応していただきましたことに深く感謝をあらわすものであります。

心地よい春の気配を感じる季節となりました。何かとご多忙な毎日ですが、健康には十分留意の上、今後とも活躍されますようご祈念申し上げ、閉会のあいさつといたします。

町長あいさつ

議長（栗田政行君） 町長から発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 3月定例会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

9日に開会いたしまして延べ10日間にわたりまして開催されました第1回定例会が無

事に終了できましたことを、議員各位に、また町職員の皆様方に心より御礼を申し上げるところでございます。提案いたしました議案すべてを慎重審議していただき、可決していただきましたことに対しまして、改めて心より御礼を申し上げる次第でございます。大変ありがとうございました。

昨日の一般質問では6名の方々が登壇され、町政にとって重要な問題を質問していただきました。町行政といたしましても、このことを真摯に受けとめ、町政に反映させるべく努力いたす所存でございます。

結びに、議員各位のご健勝とご活躍をご祈念申し上げ、さらに今後の吉岡町の発展のためにご指導、ご協力を切にお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。長い間大変お世話になりました。ありがとうございました。

閉 会

議長（栗田政行君） これをもちまして平成21年第1回吉岡町議会定例会を閉会します。
ご苦労さまでした。

午後1時08分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 栗 田 政 行

吉岡町議会議員 小 池 春 雄

吉岡町議会議員 岸 祐 次